津島市史

資料篇

（二）

序

郷土を発展させるには、まず、その実態を知ることであります。知り方の一つに、歴史の流れの中でとらえる方法があります。

津島市域には、古く原始時代以来、人びとが居住しており、〝津島〟の地名は、平安時代から文書・記録の上にもあらわれる歴史的な地域であります。戦国時代から江戸時代にかけては、尾張国内の諸領主たちから特別な取り扱いをうけて繁栄をつづけてきました。明治以来、日本の近代化のなかで、津島市も発展をつづけ、今日、新らしい飛躍の態勢がさらに望まれる段階に達しております。

このような時代にあたって、先人の足跡を明らかにし、明日への発展力を見いだしたいと考え、市史の編さん・刊行を企画いたしました。昭和四十五年には考古資料を中心とした資料編㈠を、つづいて翌四十六年には古記録を中心とした資料編㈢を刊行いたしました。このたび古文書を中心に記録・縁起類をふくめた資料編㈡を発刊いたします。市制施行二十五周年にあたり、まことに意義深いものがあります。

本書が、本市の将来の発展の指針となり、さらにまた郷土やわが国の歴史研究に学術的史料として活用されるならば、本市の後世にのこる文化事業として、刊行者の喜び、これにすぐるものはありません。

本書の編集にあたり、貴重な史料を心よく利用させていただき、なお、ご助言までもたまわった市内外の各位に謝意を表するとともに、事業にあたられた編さん委員のみなさんに心からお礼申しあげます。

昭和四十七年三月

津島市長　林　義一

目　次

凡　例
第一部　文書の部
（一）七寺一切経奥書　承安五年……一
（二）津島神社鉄燈籠刻銘　延応（？）二年六月十五日……一
（三）紀範長儀絶状　仁治三年十二月……二
（四）紀範長解状　（年未詳）三月　日……三
（五）弥阿上人木像胎内墨書銘　貞和三年四月十八日……四
（六）津島天王社宝篋印塔銘　貞和三年十月　日……五
（七）津島天王社鰐口刻銘　康安元年五月吉日……五
（八）円成律寺宝篋印塔銘　応（安）七年十一月二十五日……五
（九）円成律寺宝篋印塔銘　永和四年……六
（一〇）大龍寺宝篋印塔銘　明徳二年十二月九日……六

（一二）雲居寺宝篋印塔銘　応永九年六月二十一日……七
（一三）津島天王社鐘刻銘　応永十年十月二十七日……七
（一三）雲居寺宝篋印塔銘　応永十二年……八
（一四）興禅寺宝篋印塔銘　応永十七年……八
（一五）興禅寺宝篋印塔銘　応永十七年……八
（一六）真清田神社大般若経奥書　応永三十二年十月二日……九
（一七）雲居寺宝篋印塔銘　正長元年六月六日……九
（一八）牛頭天王納経奥書　嘉吉三年十二月三日～嘉吉四年正月二十六日……一〇
（一九）牛頭天王納経奥書　宝徳二年三月念日……一四
（二〇）鷲津信吉祈禱田寄進状　応仁元年十二月七日……一六
（二一）一向上人木像胎内墨書銘　文明二年七月日……一六
（二二）津島天王社御輿棟札　文明十二年四月四日……一七
（二三）大龍寺宝篋印塔銘　文明十三年六月十五日……一七
（二四）妙延寺宝篋印塔銘　文明十四年五月十八日……一七
（二五）津島天王社御供田番帳　延徳三年三月十六日……一八

（二六）富士山鉄造十一面観音造像銘　明応二年五月十六日……一九
（二七）牛頭天王納経奥書　文亀元年……二〇
（二八）手代廻国証文　永正二年正月十五日……二一
（二九）大工所売券　永正十二年二月二十日……二二
（三〇）西福寺五輪塔銘　永正十四年十月十九日……二二
（三一）雲居寺五輪塔銘　永正十七年五月二十八日……二三
（三二）正泉寺五輪塔銘　大永三年十月八日……二三
（三三）宝泉寺五輪塔銘　大永四年二月四日……二四
（三四）織田信定？判物（河村慶満宛）　大永四年五月三日……二四
（三五）昭蓮坊宝篋印塔銘　大永四年十一月二十六日……二五
（三六）津島天王末社棟札　享禄元年十一月二十二日……二五
（三七）津島天王末社棟札　享禄元年十一月吉日……二六
（三八）善福寺五輪塔銘　享禄四年十二月三日……二六
（三九）鱸信次田地売券　天文二年二月十四日……二七
（四〇）蓮台寺五輪塔銘　天文三年四月二日……二八

（四一）清泰寺鰐口刻銘　天文三年五月吉日……二八
（四二）津島天王社本殿獅子狗犬脚下銘　天文五年七月十三日……二九
（四三）織田信秀判物（河村八郎宛）　天文七年六月九日……二九
（四四）不動院五輪塔銘　天文八年八月……二九
（四五）宝泉寺五輪塔銘　天文九年六月二十五日……三〇
（四六）大日屋敷売券　天文九年七月五日……三〇
（四七）興禅寺五輪塔銘　天文九年九月二十五日……三一
（四八）織田信秀判物（神主兵部少輔宛）　天文九年十二月……三一
（四九）織田信秀書状（津島五ヶ村中宛）　（天文九年）十二月……三二
（五〇）蛇毒神棟札　天文十年二月四日……三三
（五一）氷室長康売券　天文十年十一月五日……三三
（五二）近藤家広祈禱田寄進状　天文十一年二月二十七日……三四
（五三）織田信秀判物（御輿虚空蔵坊宛）　天文十一年五月十七日……三四
（五四）織田信秀書状（神主宛）　（天文十一年）六月八日……三五
（五五）織田信長判物（九郎太夫宛）　天文二十二年五月二十日……三六

（五六）織田信長判物（三輿宛）
天文二十二年十二月九日……三六
（五七）織田信長判物（神主兵部少輔宛）
天文二十二年十二月……三七
（五八）西福寺五輪塔銘
天文二十三年正月九日……三七
（五九）織田信長判物（虚空蔵坊宛）
（年未詳）七月十一日……三八
（六〇）神主広長名字状
天文二十三年八月二十八日……三八
（六一）飛鳥井雅教書状
（年未詳）正月九日……三九
（六二）弥五郎殿番売券
永禄元年十二月二十五日……四〇
（六三）堀田正定筋目書上
永禄二年四月……四一
（六四）織田信長感状（河村久五郎宛）
永禄四年五月二十九日……四一
（六五）服部康信書状
（永禄四年）六月二日……四二
（六六）実相院・花蔵坊売券
永禄五年十二月十八日……四二
（六七）弥五郎殿番売券
永禄六年正月十七日……四三
（六八）織田信長判物（右馬太夫宛）
永禄八年十二月二十八日……四四
（参考）織田信長判物（服部小藤太宛）
永禄九年十月一日……四五
（六九）れいせい消息
永禄十年六月二日……四五

（七〇）　三蔵請状（兵部少輔宛）　永禄十年六月十日……四六
（参考）　祖父江文書十七通　天文十八年十一月廿八日其他……四六
（七一）　織田信長判物（蓮台寺宛）　（年未詳）八月……六〇
（七二）　房兼書状　（年未詳）十月十四日……六〇
（七三）　豊臣秀吉書状（堀田弥右衛門宛）　（年未詳）十月二十五日……六一
（七四）　織田信長朱印状（真野善二郎宛）　元亀二年十月……六二
（七五）　織田信長朱印状（津島天王神主宛）　元亀二年十月……六二
（七六）　津嶋年寄中書状　元亀三年五月十八日……六三
（七七）　蓮台寺一石五輪塔銘　（元亀三年？）十月二十三日……六三
（七八）　不動院地蔵仏墓標銘　（室町時代）……六四
（七九）　蓮台寺一石五輪塔銘　（〃）……六四
（八〇）　雲居寺一石五輪塔銘残欠　（〃）……六四
（八一）　蓮台寺一石五輪塔銘　（〃）……六五
（八二）　西方寺一石五輪塔銘　（〃）……六五
（八三）　織田信忠判物（天王島藤兵衛外宛）　天正二年四月……六五

（八四）織田信忠判物（観音坊宛）　天正二年八月十三日……六六
（八五）織田信忠判物（蓮台寺宛）　天正三年三月……六六
（八六）天王弥五郎殿番売券　天正三年四月十三日……六七
（八七）矢部光佳書状　（天正四年？）十月二十八日……六八
（八八）織田信忠禁制（大隆寺并末寺宛）　天正四年十一月……六九
（八九）津島天王社棟札　（年月日未詳）……六九
（九〇）織田信忠判物（実相坊宛）　（年未詳）三月一日……七〇
（九一）織田信長朱印状（実相坊・神主等宛）　（年未詳）九月朔……七〇
（九二）卜部兼見神道裁許状（写）　天正七年十月十七日……七一
（九三）織田信雄判物（実相坊宛）（写）　（年未詳）十二月十三日……七二
（九四）氷室長清判物（源長房宗心入道宛）　天正九年二月六日……七二
（九五）織田信雄禁制（大隆寺并末寺宛）　天正十年八月……七三
（九六）織田信雄判物（天王嶋藤兵衛外宛）　天正十年八月晦日……七四
（九七）織田信孝判物（鷲津小兵衛宛）　天正十年十二月二十一日……七四
（九八）滝川一益書状（大橋源七郎宛）　（年月未詳）二十二日……七五

（九九）滝川一益書状（神主兵部少輔宛）（写）
（一〇〇）三浦秀勝宛行状（大橋源十郎宛）
（一〇一）織田信雄？朱印状（津嶋神主宛）
（一〇二）織田信雄印判状（若山与三宛）
（一〇三）織田信雄書状（若山与三宛）
（一〇四）織田信雄奉行連署状（表和宛）
（一〇五）豊臣秀吉禁制
（一〇六）千村康忠勧進免許状
（一〇七）八柱社石造狛犬刻銘
（一〇八）安井秀長祈禱依頼状（写）
（一〇九）安井秀長書状（右馬大夫宛）
（一一〇）安井秀長諸役免許状
（一一一）田中吉政副状（津嶋神主宛）
（一一二）小出吉政書状（津島社家宛）
（一一三）小出吉政書状（宇都宮三郎大夫宛）

（年未詳）十二月六日……七五
天正十二年三月朔日……七六
天正十二年三月四日……七七
天正十四年七月二十一日……七七
（年未詳）七月十七日……七八
（年未詳）十二月二十一日……七八
天正十四年（マヽ）八月……七九
天正十五年九月二十日……八〇
天正十六年七月吉日……八〇
（天正十七年？）三月五日……八一
（天正十七年？）三月十六日……八一
（年未詳）十二月二十七日……八二
天正十八年九月十日……八三
（天正十八年）十月十九日……八三
（天正十八年）十一月五日……八四

（一一四）右馬太夫等訴状（年月日未詳）……八五
（一一五）小出吉政書状（神主等宛）（天正十九年）閏正月三日……九〇
（一一六）小出吉政書状（神主等宛）（天正十九年）閏正月五日……九一
（一一七）藤田忠親・星野家定連署状（天正十九年）閏正月十一日……九二
（一一八）寄進米算用状天正十九年閏正月十一日……九三
（一一九）米千八百七十俵請取請文天正十九年閏正月二十日……九四
（一二〇）氷室勝長書状天正十九年三月二十一日……九五
（一二一）右馬太夫等再訴状案天正十九年四月二日……九六
（一二二）いわみ副状（天正十九年）四月二十二日……九九
（一二三）寄進米目録（写）（天正十九年）……一〇〇
（一二四）寄進米配分目録（写）（天正十九年）……一〇三
（一二五）津島天王社諸殿修理覚（写）天正十九年四月三日……一〇四
（一二六）大野玄三書状（右馬大夫宛）（天正十九年？）六月二十七日……一〇七
（一二七）辻吉弘等連署状（実相院宛）天正十九年八月……一〇八
（一二八）辻吉弘等連署状（実相院宛）天正十九年十二月二日……一〇九

(一二九) 津島神社楼門墨書銘 …… 一一〇
(一三〇) 津嶋北口検地帳 天正二十年四月吉日 …… 一一二
(一三一) 田中吉政判物（観音坊宛） 天正二十年五月六日 …… 一一二
(一三二) 社領検地物成目録 天正二十年八月二日 …… 一一三
(一三三) 徳永寿昌書状（浮気市右衛門等宛） （天正二十年）十一月十六日 …… 一一四
(一三四) 徳永寿昌判物（村々肝煎中宛） 天正二十年十二月十四日 …… 一一五
(一三五) 徳永寿昌津島天王社置目（写） 天正二十年十二月十五日 …… 一一六
(一三六) 織田信雄？書状（神主宛） （年未詳）三月十二日 …… 一三〇
(一三七) 小出吉政書状（社家中宛） （年未詳）十一月二十二日 …… 一三一
(一三八) 臼田権右衛門書状（右馬大夫宛） （年未詳）三月十八日 …… 一三二
(一三九) 豊臣秀吉朱印状（津島神主宛） （文禄元年？）七月二十一日 …… 一三三
(一四〇) 神主氷室勝長社家社僧合力覚 文禄元年十二月 …… 一三三
(一四一) 鎮宅鈴陽鋳銘 文禄二年二月 …… 一四八
(一四二) 津島神社楼門墨書銘 文禄二年三月 …… 一四八
(一四三) 徳永寿昌社領寄進状（右馬大夫宛） 文禄二年七月二十五日 …… 一四九

(一四四) 徳永寿昌書状（諸浦並湊舟持中宛）
(一四五) 堀田右馬太夫願書案
(一四六) 尾州国中置目（写）
(一四七) 善福寺一石五輪塔銘
(一四八) 大橋重房誓書
(一四九) 徳永寿昌書状（右馬大夫宛）
(一五〇) 田中吉政書状（右馬大夫宛）
(一五一) 豊臣秀吉朱印状（津島神主宛）
(一五二) 花蔵坊屋敷寄進状（写）
(一五三) 神主氷室広長礼銭定状
(一五四) 田那部時方書状（右馬大夫宛）
(一五五) 前田玄以書状（大橋専安宛）
(一五六) 冨田知信書状（大橋源十郎宛）
(一五七) 福島正則書状（上月助右衛門宛）
(一五八) 神主氷室広長替地手形
(文禄二年) 十二月四日 …… 一四九
文禄二年十二月六日 …… 一五〇
文禄二年十二月二十八日 …… 一五一
文禄三年六月二十二日 …… 一五二
文禄三年九月二十五日 …… 一五三
(文禄四年) 七月二十七日 …… 一五四
(文禄四年) 七月二十八日 …… 一五四
文禄四年八月八日 …… 一五五
文禄五年二月二十七日 …… 一五六
文禄五年三月晦日 …… 一五六
(年未詳) 五月二十九日 …… 一五八
(年未詳) 六月二十三日 …… 一五九
(年未詳) 二月八日 …… 一五九
(文禄五年) 四月二十四日 …… 一六〇
文禄五年五月八日 …… 一六一

（一五九）福島正則書状（上月助右衛門宛）（写）……慶長元年十二月二十六日……一六二
（一六〇）弥五郎殿鰐口刻銘……慶長二年五月吉日……一六二
（一六一）福島正則書状（神主・右馬大夫宛）……（慶長三年）七月十一日……一六二
（一六二）上月助右衛門尉書状（神主・右馬大夫宛）……（慶長三年）七月十二日……一六三
（一六三）上月助右衛門尉書状（神主・右馬大夫宛）……（慶長三年）七月十三日……一六四
（一六四）神主兵部少輔・右馬太夫連署状案……（慶長三年）七月十八日……一六五
（一六五）津島神社南門墨書銘……慶長三年八月……一六五
（一六六）福島正則書状（大橋茂右衛門等宛）……（年未詳）七月二十九日……一六六
（一六七）福島正則書状（氷室主水宛）……（年未詳）九月五日……一六七
（一六八）福島正則書状（神主兵部少輔宛）（写）……（年未詳）十月六日……一六八
（一六九）神主氷室長盛替地手形……慶長五年七月吉日……一六八
（一七〇）天王弥五郎殿番請状（三郎太夫宛）……慶長五年六月二十四日……一六九
（一七一）天王弥五郎殿番請状（源八太夫宛）……慶長五年六月二十四日……一七〇
（一七二）天王弥五郎殿番請状（右馬太夫宛）（写）……慶長五年六月二十四日……一七一
（一七三）嶋長書状……慶長六年九月二十一日……一七二

(一七四) 大県伝六副状（実相院宛）……慶長六年十二月三日……一七三
(一七五) 神前社家中御番定書（写）……慶長七年五月二十五日……一七四
(一七六) 勧進掟書……慶長八年正月吉日……一七六
(一七七) 天王御用鍛冶屋定状（写）……慶長八年正月二十八日……一七七
(一七八) 天王くぎ大工定状（写）……慶長八年二月九日……一七七
(一七九) 御師道具請取状……慶長八年六月五日……一七八
(一八〇) 千手堂売券……慶長八年六月十日……一七九
(一八一) 初尾寄進配株願書（写）……慶長八年九月十六日……一八〇
(一八二) 千手堂売券……慶長九年四月二十四日……一八一
(一八三) 天王嶋に豊国大明神新設断り嘆願状（控）……慶長七～九年七月二十七日……一八二
(一八四) 津島神社本殿棟札……慶長十年三月七日……一八三
(一八五) 津島神社本殿内墨書……慶長十年……一八四
(一八六) 松平忠吉国奉行連署状（観音坊宛）……（慶長十年）五月十七日……一八九
(一八七) 津島牛頭天王遷宮触状（写）……慶長十年十月十六日……一八九
(一八八) 大県伝六書状（勾当大夫宛）……（慶長十年？）十月二十四日……一九〇

（一八九）原田守次書状（神主・大工衆宛）
（一九〇）服部善休訴状（案）
（一九一）松平忠吉国奉行連署状（神主氷室主水宛）
（一九二）松平忠吉国奉行連署状（山崎惣左衛門宛）
（一九三）橋賃定書
（一九四）松平忠吉国奉行連署状（津島神主宛）
（一九五）河村忠蔵・大橋安右衛門書状（写）
（一九六）松平忠吉書状（津島神主宛）
（一九七）天王嶋本願寺門徒法度（写）
（一九八）津島社家・社僧中連署状（写）
（一九九）尾州海東郡寺野村御縄水帳
（二〇〇）浅井忠正・牛田持俊連署状（右馬太夫宛）
（二〇一）牛田持俊等連署状（観音坊宛）
（二〇二）橋賃定書（控）
（二〇三）大工所売券

（慶長十年？）十一月一日……一九一
慶長十年十二月十日……一九二
（慶長十年）二月二十六日……一九四
（慶長十一年）三月十一日……一九四
慶長十一年六月五日……一九五
慶長十一年六月十日……一九六
慶長十一年九月十一日……一九七
（年未詳）五月二十八日……一九七
慶長十三年二月八日……一九八
慶長十三年八月二十三日……一九九
慶長十三年九月二十七日……二〇〇
（慶長十三年）十月二十日……二〇二
（慶長十三年）十月二十日……二〇三
慶長十四年六月五日……二〇四
慶長十六年十二月二十八日……二〇五

(二〇四) 年貢定取交状　慶長十八年二月二十八日……二六六
(二〇五) 弥陀三尊絵像箱墨書　慶長十八年七月吉日……二六七
(二〇六) 大工所売券　慶長十九年十一月二十一日……二六八
(二〇七) 御師道具請取状　慶長二十年閏六月二日……二六八
(二〇八) 弥五郎殿御供田除地願　慶長二十年九月十日……二七〇
(二〇九) 平野長泰書状（若山東庵等宛）　(慶長二十年) 五月十三日……二七一
(二一〇) 西方寺宝篋印塔銘　元和三年正月五日……二七二
(二一一) 九郎太夫・勝太夫旦那争上申状（写）　(元和三年) 三月十二日／(元和三年) 三月十三日／元和四年八月七日……二七三
(二一二) 梶泰友書状（神主氷室主水等宛）　(元和五年) 六月十九日……二七六
(二一三) 神主等居森社参銭守銭書上げ（控）　元和五年六月二十七日……二七六
(二一四) 青山忠俊書状（右馬大夫宛）　(元和二～六年) 正月二十三日……二七八
(二一五) 瑞泉寺板碑銘　元和六年九月二十六日……二七九
(二一六) 徳川義直？黒印状（津島神社宛）（写）　(元和六年？) 十二月八日……二八〇
(二一七) 天王弥五郎殿番定書　元和八年正月二十三日……二八〇
(二一八) 酒井忠利書状（右馬大夫宛）　(元和七～九年) 正月十一日……二八一

(二二九) 卜部兼英神道裁許状（写） 元和九年十二月十四日 …… 二八二
(二三〇) 卜部兼英神道裁許状（写） 元和十年二月三日 …… 二八三
(二三一) 沢若狭書状（勾当大夫宛） (年未詳) 二月十一日 …… 二八三
(二三二) 正泉寺一石五輪塔銘 (年月日未詳) …… 二八四
(二三三) 西方寺一石五輪塔銘 (年月日未詳) …… 二八四
(二三四) 西方寺一石五輪塔銘 (年月日未詳) …… 二八五
(二三五) 社家・社僧中請状 寛永二年閏十二月八日 …… 二八五
(二三六) 勾当太夫訴状 寛永三年正月十四日 …… 二八七
(二三七) 酒井忠利書状（右馬大夫宛）（写） (寛永元～四年) 二月十六日 …… 二八八
(二三八) 津島神社楼門墨書銘 寛永三年七月十一日 …… 二八九
(二三九) 金剛般若波羅密経奉納奥書 寛永四年正月 …… 二九五
(二四〇) 津島天王造営材送状（写） 寛永四年十一月十九日 …… 二九五
(二四一) 堀正意書状（勾当大夫宛）（写） (年未詳) 十月二日 …… 三〇三
(二四二) 氷室民部書上げ口上覚 (年未詳) 七月十三日 …… 三〇四
(二四三) 午頭天王参詣状（控） 寛永八年初夏吉旦 …… 三〇四

(二三四) 寺尾直政・阿部正致書状（山村甚兵衛宛）（写）（寛永九年?寛永二十一年?）四月十六日……三〇五
(二三五) 松井七郎左衛門書状（右馬大夫宛）（〃）卯月十七日……三〇六
(二三六) 造営棟木出材願状案（〃）九月二十日……三〇七
(二三七) 木曽山檀那寄進棟木注進状案（〃）九月二十一日……三〇八
(二三八) 木曽山檀那寄進棟木注進状案（〃）九月二十一日……三〇九
(二三九) 鈴木九左衛門書状（右馬大夫宛）（〃）十月十二日……三一〇
(二四〇) 寛永十一年津島寺社領検地目録（写）（寛永十一年）四月十一日……三一一
(二四一) 天王社家中訴状案 寛永十二年五月吉日……三一〇
(二四二) 天王橋材木請取状 寛永十二年六月一日……三一二
(二四三) 天王領検地帳表紙書 寛永十二年……三一五
(二四四) 三河百三ケ村檀那場譲証文 寛永十三年二月十一日……三一五
(二四五) 海西郡東保村車田試楽田検地帳 寛永十三年十月十一日……三三五
(二四六) 天王若宮鰐口刻銘 寛永十四年八月吉祥日……三四五
(二四七) 神主家中掟請状 寛永十四年十二月二十五日……三四六
(二四八) 法度請状 寛永十五年三月二日……三四七

(二四九) 天王橋材木請取状　寛永十五年六月九日……三五〇
(二五〇) 社家社僧中書状案　(寛永十五年)七月二十四日……三五一
(二五一) 石黒時勝書状(社家・社僧中宛)　(寛永十五年)七月二十四日……三五一
(二五二) 神主社家社僧中訴状案　寛永十五年七月二十七日……三五二
(二五三) 旦那廻り申付願状　寛永十六年九月二十日……三五四
(二五四) 天王橋修覆材木請取状　寛永十七年六月九日……三五五
(二五五) 石黒時勝檀那争論仕置状(写)　寛永十七年六月吉日……三五六
(二五六) 津島神社廻廊釣燈籠透銘　寛永十八年三月吉祥日……三五八
(二五七) 天王社領定書請状　寛永十八年十一月吉日……三五八
(二五八) 瑞泉寺五輪塔刻銘　寛永十九年八月十二日……三六五
(二五九) 造営材残木覚状案　寛永二十一年五月十日……三六五
(二六〇) 勝野良政書状(津島神主右近宛)　(正保元年)十一月一日外……三七二
(二六一) 津島村天王社領検地帳表紙書　正保三年三月……三七四
(二六二) 檀那場預り請状　正保四年三月十三日……三七五
(二六三) 徳川義直黒印状(津島神主宛)　正保四年四月二十一日……三七六

(二六四) 成瀬義就書状（氷室右近宛）（正保四年）四月二十三日……三七七
(二六五) 勝野良政書状（氷室右近宛）（正保四年）五月四日……三七七
(二六六) 勝野良政書状（氷室右近宛）（正保四年）八月二十二日……三七八
(二六七) 成瀬正虎書状（氷室右近宛）（正保四年）九月十三日……三七九
(二六八) 獅子頭墨書銘 正保四年十一月吉祥日……三八〇
(二六九) 牢人身許引請証文 慶安二年正月三日……三八〇
(二七〇) 檀那場証文案 慶安三年五月十日……三八一
(二七一) 檀那場証文 慶安三年……三八二

第二部　記録の部

(一) 造営並遷宮覚 観応三年五月……三八五
(二) 弥五郎殿仮殿遷宮之次第 応永十三年十月……三八五
(三) 津島天王社遷宮之次第 応永二十三年六月……三八七
(四) 弥五郎殿仮殿遷宮之次第 永享三年十月……三九三
(五) 津島天王社遷宮之次第 永享八年……三九四

（六）蛇毒御前仮殿遷宮之次第
（七）津島天王社仮殿遷宮之次第
（八）弥五郎殿遷宮之次第
（九）弥五郎殿御ゆわの注文次第
（一〇）弥五郎殿仮殿遷宮之次第
（一一）津島天王仮殿遷宮次第
（一二）津島天王帰座遷宮次第
（一三）帰座遷宮次第
（一四）弥五郎殿遷宮起座之次第
（一五）諸祭御頭覚書
（一六）御輿宿作事帳
（一七）八王子殿帰座遷宮次第
（一八）天王遷宮之次第
（一九）蛇毒御前遷宮次第
（二〇）津島天王帰座籠銭之事

永享九年十二月……三九五
嘉吉二年十一月……三九八
文安元年十一月……四〇二
長禄三年……四〇四
長禄三年十月……四〇五
応仁二年六月……四〇九
文明四年六月……四一一
文明七年十一月……四一五
文明十八年十二月……四一六
長享二年……四二〇
文亀二年三月……四二一
永禄八年十一月……四二六
元亀三年五月……四二八
天正三年十月……四三二
天正七年十二月……四三三

（二二）津島天王御祝之次第……天正七年十二月……四三六
（二三）津島天王遷宮帰座之次第……天正九年九月……四四一
（二三）弥五郎殿遷宮帰座之次第……天正十七年九月……四四六
（二四）居森殿遷宮之事……天正十九年九月……四四八
（二五）五月五日御役者次第……天正十九年五月……四四八
（二六）居森殿遷宮礼地次第……天正十九年九月……四五〇
（二七）津島神主領地覚書……文禄元年十二月……四五二
（二八）初尾配分覚……慶長六年六月……四五三
（二九）みよしはなしの覚……慶長七年五月……四五四
（三〇）初尾配分覚……慶長七年……四五六
（三一）蛇毒御前帰座遷宮之次等……慶長八年正月……四五八
（三二）天王島御けつしよの覚……慶長十年二月……四五九
（三三）祭宮殿疑宝珠盗難之覚……慶長十年二月……四六二
（三四）津島天王下遷宮之次第……慶長十年二月……四六二
（三五）津島天王仮殿遷宮之次第……慶長十年二月……四六六

（三六）　遷宮用品書出　（年未詳）五月……四七〇
（三七）　御仮殿御せんくう篭銭之事　慶長十年七月……四七四
（三八）　牛頭天王御遷宮之次第　慶長十年九月……四七六
（三九）　津島天王御帰座之遷宮礼地之次第　慶長十年十一月……四八三
（四〇）　神前向覚　慶長十六年……四八九
（四一）　津島天王御頭神事控書　天正十九年～元和元年……四八九
（四二）　所得米之覚　元和四年……五〇一
（四三）　蛇毒神御帰座遷宮礼地之次第　元和五年五月……五〇三
（四四）　津島天王祭礼覚　天正～元和……五〇五
（四五）　弥五郎殿御遷宮帰座礼地之次第　寛永元年六月……五六〇
（四六）　牛頭天王年中之祭座牌之次第　寛永三年正月……五六一
（四七）　作事出合銀書付　寛永三年二月……五九三
（四八）　津島牛頭天王年中祭役儀之次第　寛永六年十一月……五九六
（参考）　名古屋天王御遷宮之次第　寛永十二年十月……六三二
（四九）　七ッ燈明の事　寛永十五年八月……六三七

（五〇）釘目録之事　寛永十五年十二月……六三八
（五一）居森殿遷宮礼地之次第　正保四年六月……六四四
（五二）居森殿御遷宮帳　正保四年六月……六四六
（五三）居森殿御遷宮之覚　正保四年六月……六四九
（五四）新枡触状　（寛文十一年）正月八日……六四九
（五五）古桝并新桝之代請取之書付　寛文十一年正月二十三日……六五二
（五六）天王領古升之覚　寛文十一年正月十一日……六五七
（五七）新古升交換覚　（寛文十一年）……六六五

第三部　印信・縁起・講式類の部

（一）八王子惣召請印言　応永十二年五月十九日……六六九
（二）牛頭天王供養法則　応永十二年五月十九日……六七〇
（三）八神等　応永十二年五月十九日……六七二
（四）御幣事　応永十二年五月十九日……六七六
（五）天王根本印　応永十二年五月十九日……六七七

（六）麗気記血脈　応永三十二年二月十六日……六七八
（七）新社正躰造立口決　嘉吉二年七月十二日……六七九
（八）第一天部一大事伝　宝徳三年十月二十二日……六八二
（九）第二 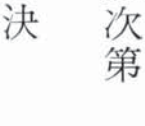 最大口伝　宝徳三年十月二十二日……六八三
（一〇）第三天部汀秘印信　宝徳三年十月二十二日……六八五
（一一）麗気十八巻印信　長禄三年二月七日……六八六
（一二）御船大事　長禄三年六月十二日……六八七
（一三）鈴口決　長禄四年九月二十三日……六九一
（一四）鈴大事　長禄四年九月二十三日……六九二
（一五）鈴大事　長禄四年九月二十三日……六九四
（一六）当社末社之次第　天正十九年四月二日……六九四
（一七）祇園殿御口決　応永二十九年七月三日～慶長八年二月八日……六九七
（一八）牛頭天王経　（文明頃？）……六九九
（一九）牛頭天王講式　天文九年十月……七〇〇

（二〇）牛頭天王縁起幷年紀 ……（室町時代末？）……七〇六
（二一）津島牛頭天王祭文 ……（室町時代末？）……七〇九
（二二）御造営勧進書 ……慶長十八年五月三日……七一二

凡例

一、本編は、本市に関係ある文書・記録・縁起類を収録し、およそ江戸時代初期を下限として以下を割愛した。

一、配列については年代順によった。年次未詳のものは、つとめて年代を推定し適当な順次に配列したが、石造物の銘文などは、およそ時代ごとの終末部分に一括して収録した場合もある。なお年次を欠くも、内容によって年次を確定できるものは、（　）内に年次を記入し、未確定なものは（　）内に？を付して区別した。

一、所蔵者名は本文の表題の下に付記した。Aを原蔵者名とし、その後、所蔵に移動があった場合はBに現所蔵者名を記した。現所蔵者が原蔵者の子孫であっても、便宜のためにBを併記した。BのみでAを欠くのは原蔵者の不明な場合である。Cは刊本等よりの引用によるもので、その典拠を示した。

一、表題は編者が適宜ほどこし、原題のままで内容の把握できるものはそれによった。なお、表記上、固有名詞等で統一できなかったもの（津島天王社・津島午頭天王社・津島神社など）もある。また、表題の左傍に若干の註記を付したものもあるが、できるかぎり簡略化した。

一、本文の表記は、つとめて原文の内容を正確に表現するとともに読みやすくすることに留意して、左記の方法をとった。

(1)　句読点および併列点を適宜ほどこした。

(2)　返点・読み仮名は原文にほどこしてあるものにとどめた。

(3)　編者の加えた註記は（　）内に記した。人名・地名などにほどこした註記はその右傍に示し、（表紙）・（後筆）などの場合は、該当する部分を「　」でくくった。

(4) 花押・略押の据えてあるものは（花押）・（略押）とし、押印してあるものは（朱印）・（黒印）・㊞とした。

(5) 漢字の古体・異体の類は、通用の正字体（当用漢字のあるものは当用漢字）に改め、俗字・略字など通用のものは原本にしたがった。明瞭に誤字と考えられるものは訂正し、もしくは右傍に（ママ）と註記した。

(6) 地名・人名などの同音借字や同義異字、特殊な用語・用字による造字と考えられるものは原本にしたがった。

(7) 仮名の変体・異体は現行の平仮名に改め、片仮名はそのままにした。ただし、助詞に使用されている者（は）・江（へ）・而（て）・而已（のみ）・与（と）などは小活字で示し、〆（しめ）・ゟ（より）は、そのまま使用した。

(8) 梵字は凸版により、できるかぎり統一して表現した。

(9) 原文の虫損・破損・汚損箇所は、その推定字数に相当する□をいれ、字数不明の場合には［　］・［　］を用いて示した。ただし、文字が推定できる場合には右傍に（　）中の小活字で表記し、また解読になお疑問を残す文字については、右傍に（？）を付した。

第一部　文書の部

七寺一切経奥書

承安五年～治承三年書写、国重要文化財

A　名古屋市七寺

奉預　勧請守護権現
伊勢内外梵尊土所牟山
白山妙理熊野三所山王三聖
鎮守三所多度津嶋南宮千代
大行事
熱田大明神　八劔大明神

津島神社鉄燈籠刻銘

モト神社ノ対岸、「カナドオラ」（金燈籠）ニアリシト云ウ、遥拝所ノ燈籠、県文化財指定

A　津島天王社

天王御宝前」奉燈籠一宇」右志者為現世安穏」後世善所」法界衆生平等利益
維時延□(応?)弐年六月十五日願主道阿

紀範長儀絶状

A　氷室神主
B　樋田豊

張州雑志ニ、津島社家（神楽家）氷室光太夫家ノ項ニ所載シ、「此一通神主氷室家ノ所伝歟」ト記ス、サラニ検討ヲ要スルモ記載ス

如状者、非無其道理、以早
牛王丸、為彼職可被備進
御〻供之状如件　（花押）

津島社神主、文章生紀範長法師、法名西行謹言上
欲任儀絶状思召、棄子息範広、被仰付牛王丸、神主幷下司職事
副進　儀絶状一通

右当社神主職者、範長法師重代相伝所職也、依之自昔代令相伝来者也、而子息右近将監範広、任先例雖可相継彼職於親父依為不孝者、令儀絶天既経二十余ケ年之処、範広以強縁不可背親命之由、依令大望今免除儀絶畢、仍令言上子細於地頭職、割分名田畠等令処分女子等之刻、範広本心忽露顕天令腹立了、於自今以後者、不可有父子儀之由申之間、重令儀絶了、且儀絶状明鏡也、爰西

行倩案事情、可相継神主職無一子之事歟存之処、齢於七旬余幸一子所生了、此則神慮令然歟之由、祎悦天相待彼成長之間去仁治元年之比、範長法師受重病、依難存命令出家了、且出家身不参入神殿、余人者又無入殿例之間年、中七ケ度供御、併令備進御宝殿御前之条恐歟者也、而牛王丸既欲十歳余、於今者可被成長尤蒙仰参入神殿、令備進供御者、誰云非拠哉、早任解状旨、以牛王丸為神主職年中七ケ度供御以下、可執行大少御神事之由、被仰下者、弥抽御祈禱、仍粗言上如件

仁治三年十二月　日　　範長法師西行（花押）

紀範長解状

コノ文、検討ヲ要スルモ記載ス

C『張州雑志』

抑〻代々奉申寄神田子細事、祖父国範神主時、六月御祭田沙汰明、奉申寄弐町内壱町伍段波子息等仁配分仕畢、五段波佗名也巨細此配分状分明也、父範基神主之時、奉沙汰寄神田弐拾町波子息牛王丸仁譲与畢仍壱町別壱疋肆丈御年貢絹波、領家之御分也、壱段別仁三升米幷供給雑事等波地頭御分、旁々無懈怠可沙汰進也、此上折節神役無闕如可致沙汰矣、範長当神主之間奉申寄御修理田壱町弐段、彼波神主職相継人之沙汰止志天御修理於可被加也、自昔当社神主職幷社中下司職者、

代々相伝之子息第随親父命、自存生時相継之、々致沙汰天無譲状往古例也、然間任先々例請伝天可沙汰之由、自其上雖申之無子細女子等之所分を令遺恨、背親父命依致狼籍不当、去嘉禎三年十月之比、於子細地頭殿令言上、彼所分譲与之由申之処仁相向天申、是神御計歟、不及子細仁申天儀絶仕畢、其後任譲状、不可相違之由、各別仁被如御判畢、然者於範広者、已此氏離候畢、仍誰人仁モ離可譲与之、可依神御計也、範長身已及八十余、於死後者此旨為御存知、粗言上如件

同三月　日

社司文章生紀判

弥阿上人木像胎内墨書銘

A　蓮　台　寺

津島市文化財指定、蓮台寺（時宗）弘長二年堀田尾張守正重ノ創建、開山ハソノ六子弥陀上人、文保二年寂

聖□阿弥仏生寿六十五□□

南無阿弥陀仏　貞和三年乙亥四月十八日

大仏師太夫法橋幸賢

津島天王社宝篋印塔銘

国・重要文化財

貞和三年十月　日

願主長田氏九一条主年八十三歳

津島天王社鰐口刻銘

牛頭天王御寶前　奉懸打金事

檀那円道太郎貞光

大工中嶋八郎友重

康安元年五月吉日

円成律寺宝篋印塔銘

□道宗鏡大師

B A 津島天王社
伊東冨士丸

B A 津島天王社
宝寿院

A 円成律寺

大祥之辰孝尼

正了自立

応□(安カ)七黄鐘(十一月)廿五日

円成律寺宝篋印塔銘

正了大師

永和四年□月□日

大龍寺宝篋印塔銘

道源禅門

明徳二辛未十二月九日

A 円成律寺

A 大龍寺

A　雲居寺

A　津島天王社
B　津島市琴平神社

雲居寺宝篋印塔銘

道観禅門

于時応永九季壬午六月廿一日

津島天王社鐘刻銘

津島市文化財指定

尾張国海西郡津島牛頭天王鐘

応永十季癸未十月廿七日

願主沙弥道叟

大工沙弥道忍

諸行無常　是生滅法

生滅々已　寂滅為楽

雲居寺宝篋印塔銘

□妙誉禅門

応永十二年□□□□

A 雲居寺

興禅寺宝篋印塔銘

道久上座

応永十七年

A 興禅寺

興禅寺宝篋印塔銘

逆修□治□公禅門

A 興禅寺

逆修真□□公太夫
逆修道久禅門
応永竜集（十七年）庚寅八月日

真清田神社大般若経奥書

C『尾張志』

応永卅二年孟冬初二日、尾張国下門真荘津島牛頭天王宮

A雲居寺

雲居寺宝篋印塔銘

行阿弥陀仏位

正長元六月六

牛頭天王納経奥書

写真ニヨリ判読、現蔵者不明

A 津島天王社

（箱書表）

「　永正元年甲子卯月日

牛頭天王金紙御経一部熱田従宮来

奉寄進願主仏乗坊

」

（奥書）

（妙法蓮華経巻第一）

尾州津嶋牛頭天王御内之御経也

執筆備州之客慶昌

願主前勾当大夫弘重

嘉吉三年十二月初三日

（妙法蓮華経巻第二）

尾州津嶋牛頭天王御内之御経也

檀那前勾当大夫弘重

干時嘉吉参年癸亥臘月十四日執筆慶昌

奉寄進　妙仙

（妙法蓮華経巻第三）

尾州津嶋牛頭天王御内之御経也

檀那前勾当大夫弘重

嘉吉三年十二月十八日　執筆慶昌

奉寄進　妙仙

（妙法蓮華経巻第四）

尾州津嶋牛頭天王御内之御経也

檀那前勾当大夫弘重

嘉吉三年十二月廿三日　備州客　慶昌

（妙法蓮華経巻第五）

尾州津嶋牛頭天王御内御経

檀那前勾当大夫弘重

嘉吉四年正月八日　筆者慶昌書之

奉寄進　妙仙

（妙法蓮華経巻第六）

尾州津嶋牛頭天王御内御経

檀那前勾当大夫弘重

嘉吉四年正月十二日　筆者　慶昌

奉寄進　妙仙

（妙法蓮華経巻第七）

尾州牛頭天王御内御経

檀那前勾当大夫弘重

嘉吉二年正月十九日　備州客　慶昌書之

奉寄進　妙仙

（妙法蓮華経巻第八）

尾州津嶋牛頭天王宮御内御経

願主前勾当大夫弘重

大日本国尾州津嶋牛頭天王宮、於御宝前一百ケ日令参籠、
右意趣者、偏為天長地久御願円満、殊奉仕師長孝養父母、道心日日堅固、抽信心誠祈之耳而、彼
砌有太且趣、前勾当大夫弘重借野僧手、八軸之妙典幷廻向経紺紙朱字書写曰、余非無望、不肖愚
昧云悪筆云、彼此雖所憚多、但依当社結縁之望為深厚、不願後見人、打手呵々大笑強書之、是故
一行不闕、天王名号三反一香伹頭書書写畢、仰願以此功徳、社頭弥繁栄幷大且趣身心身災、家中
安穏、増長福寿、興隆仏法暘憑敷哉手向〃文〃妙儀、或能破一切不善之闇、或我願既満衆望、亦
足又須更聞之即得究竟□□菩提□説□也、読誦書写力更新、皇風永扇国界康寧五穀豊熟、万民快
楽乃至、法界平等利益同円種智者也

干時嘉吉二年申子正月廿六日　備州客　慶昌書之

牛頭天王納経奥書

写真ニヨリ判読、現蔵者不明

A　津島天王社

（外箱）

「牛頭天王宮」

（妙法蓮華経巻第一）

宝徳二年三月念日午尅

津嶋牛頭天王宮　御経

願主前勾当大夫弘重

執筆　周　慶僧

（妙法蓮華経巻第八）

尾州海部郡津嶋牛頭天王宮　御宝前

法華肝心之小咒

唵婆伽抳耶娑婆訶

鷲津信吉祈禱田寄進状

A　宝寿院
B　津島図書館

牛頭天王神宮寺社僧之事

合　弐反　　在所　　わう元坊

右御年貢之事ハ、豊後殿より御寄進候下地、鷲津将監永代下地たりといゑとも、祈禱田ニ永寄進申候実正也、猶以後いらんわつらいありましく候、為後日状如件

応仁元年丁亥十二月七日

鷲津将監信吉（花押）

一向上人木像胎内墨書銘

津島市文化財指定

A　蓮台寺

願主相阿」于今尾州津嶋」蓮台寺仁」造□文明二歳」七月日

一向上人　弘安十年」十一月十八日酉刻」御往生四十九才

津島天王社御輿棟札

藤原四郎右衛門　長秀
御輿本願荒木田四郎左衛門　吉次
文明拾弐庚子卯月四日

大龍寺宝篋印塔銘

南昌

文明十三六月十五日

妙延寺宝篋印塔銘

火成

C『津島天王社古記録』

A 大龍寺

A 妙延寺

文明十四五月十八日

津島天王社御供田番帳

昭和二十八年秋、旧神主氷室家倉庫ニテ発見、張州雑志ニ「秀吉公御時落申候右御供田之証文于今御座候」トアリ

A　津島天王社
B　樋田豊

牛頭天王五月五日神御供田之番帳之事

右此下地者、今正寺堤江下切之内、田六段小有、但一段別ニ六斗宛之石米可有御納所候、一段別ニ□廿三文宛之年貢、於今正寺□田一人頭人之内方より如毎年可有御出候、此外ハ諸御公事有間敷候、本寄進状ハ神主殿同社家拾六人□に一通宛候、□納者本寄進状可有候、御帳くり之時、□□□の頭今□内□□如毎年御渡可申候、被御納候神御供、可有御そなへ候、但六段小之石米、於正月一日之神御供、三月三日神御供、五月五日□神ニ三之頭ニ御わけ可有候、仍為後日、番帳如件

滝御前　　光大夫殿　御頭之□人数如毎年次第

船付大明神　大郎太殿　年々此御帳可有御渡候
星の御前　板屋大夫殿
大社主　板東大夫殿
千手堂　神主殿

広浜余三左衛門入道
本願広栄（花押）

延徳参年辛亥三月十六日

（異筆）
「牛頭天王江奇進申候也」

富士山鉄造十一面観音造像銘

C『甲斐国志』

甲斐国志（巻三十五）、富士山ノ項ニ「薬師ガ岳ヨク左ニ回レバ広キ平地アリ、東の斎ノ河原ト云フ、十一面観音ノ鉄鋳アリ、願主ノ名アリ、曰ク」トシテ記載、「此所ヲ初穂打場ト云フ、参詣ノ者之ヨク賽銭ヲ坎中ニ投ズ、鉄身銅首ノ大日座像アリ、銘アリ曰ク、尾州海東郡富田庄江西郷野間弥三郎、大永三年戊子五月十三日」、云々

於尾張国海西郡津島村、奉鋳之者也、檀那富士大宮司親時、願主津島住吉左衛門有久、大工河内□村□左衛門尉□□浅間岳、于時明応二癸丑年五月十六日

牛頭天王納経奥書

法華経、第五軸奥当、但し第一軸（第一～第四巻）ハ欠

B 津島神社

謹請再拝奉啓白於神前、一百日之内ニ奉書写一乗妙典一部八巻廿八品六万九千三百八十余字、其外朝参暮詣、日中後夜諸経神咒奉諷誦祈処ハ、現世安穏後生善処、修行有序進道無魔、寿命長遠無災無難、心中所願満足乃至、証得無上菩提信帰崇冨貴自在、病難不起吉祥如意、所願成就如意円満所也

時文亀元年辛酉仲夏吉日

信心施主祥音敬白

読誦モ王ノ経廿部般若心経

五百巻之所也

手代廻国証文

A　大矢部一之大夫
B　津島神社

某兄弟幷親類之者共、右々之通御手代職相勤あつま路々旦那処江夏秋参申候、就夫、御定之通、諸事相背申間敷候、勿論、東国旦那所ニおいて何事ニよらす御法度文面毛頭□　□に相背かせ申間敷候、為其仍如件

永正弐年
亥ノ正月十五日

御手代
吉十郎
正（花押）
善左衛門
吉（花押）

謹上
板屋太夫様

大工所売券

永代うり渡申大工所之事

合一貫文ハ

右件之大工所之事、要用あるによつて、代せん一貫文ニ永代うり渡申実正也、かくのことくうり渡申うへハ、於子々孫々、いらんわつらい申物あるましく候、若万一申物候う者、此書文ひらき、悪人之御沙汰可有之候、仍永代うり渡申うり傍如件

永正十二年乙亥二月廿日

うりぬし四郎二郎（花押）

供　二郎九郎

かいぬし

堀田二郎五郎殿

A　堀田右馬太夫

B　堀田虎次

西福寺五輪塔銘

□弥陀仏

A　西福寺

永正十四年丁丑十月十九日

雲居寺五輪塔銘

□禅新戒

永正十七五廿八日

正泉寺五輪塔銘

翁道円

大永三未十月八

A 雲居寺

A 正泉寺

宝泉寺五輪塔銘

A 宝泉寺

大永四年二月四日

妙春位

織田信定?判物

C『張州雑志』

津嶋天王祢宜九郎太夫跡職事、雖令闕所、為其息之条申付候上者、違乱之族不可在之、無相違可知行者也、仍如件

大永四

五月三日　（信定カ）（花押）

（河村）
慶満殿

照蓮坊宝篋印塔銘

大永四年十一月廿六日

津島天王末社棟札

A 照蓮坊

B A 津島天王社
樋田豊

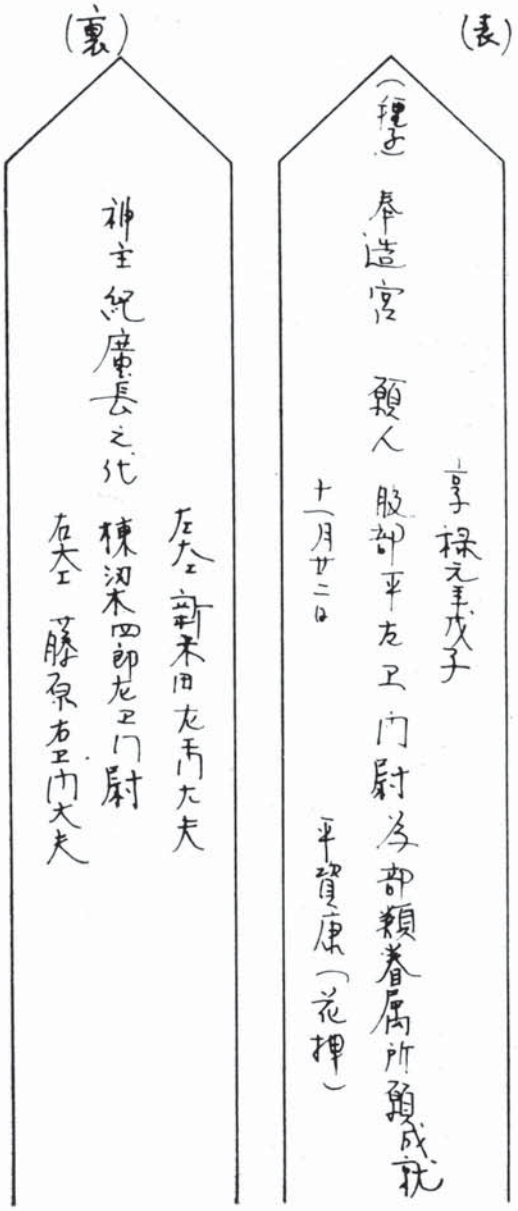

津島天王末社棟札

A　津島天王社
B　樋田豊

(表)

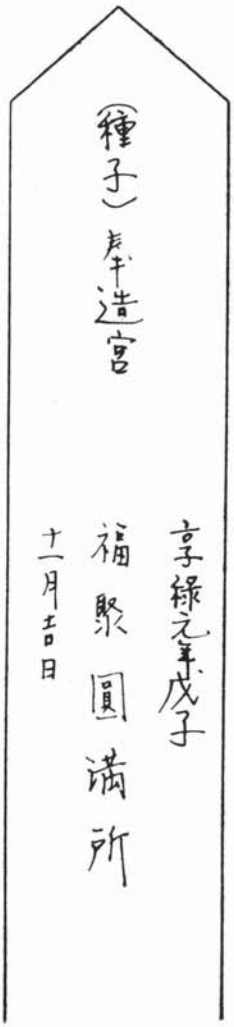

(裏)

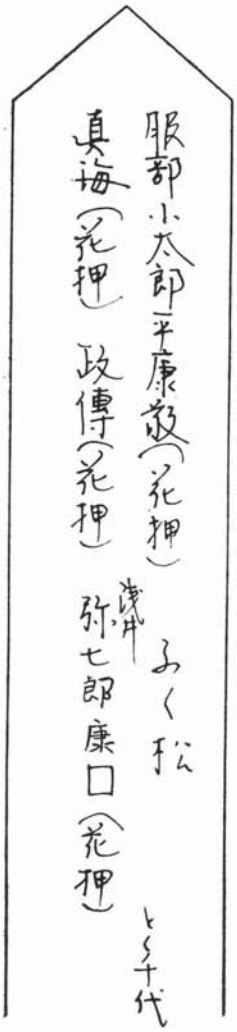

善福寺五輪塔銘

A　善福寺

喜霜長慶庵主

A　氷室光太夫
B　三重県　松井　清

鱸信次田地売券

享禄□辛卯十二月三日

永代売渡申田之事

合弐段者　さいしよハ日置之ひかし
　　せまち八つあり

右彼下地者依用々有ニ、現銭七貫二百文ニ永代売渡申処実正也、但公方御年貢者四百文つゝ、田銭百廿三文、毎年、冨田甚左衛門殿へ御納所可有候、此外、諸公事少もある間敷候、若、子々孫々おゐて違乱煩申者候ハハ、此以御文状、あくとうの御せいはい可有候、仍為後日、永代売券之状如件

天文弐年癸巳弐月十四日

うり主
鱸源四郎
信次（花押）

かい主
連幡寺宣阿江

蓮台寺五輪塔銘

□一
天文三四月二日

清泰寺鰐口刻銘

津島市文化財

奉懸鰐口一面尾州津島清泰寺
勧十方旦那志沙門刑部卿
天文三年甲午五月吉日

A 蓮台寺
A 不動院

津島天王社本殿獅子狗犬脚下銘　　C『張州雑志』

獅子駒犬彩色天文五年丙申七月十三日、仏子ハ熱田ノ心鏡、願主ハ護摩堂ノ住持松樹院大僧都法師政真生歳五十九歳

織田信秀判物　　C『張州雑志』

九郎太夫跡職之儀、其方へ申付候、無別儀可役相計者也、仍状如件

天文七
六月九日　　弾正忠
河村八郎殿へ　　信秀（花押）

不動院五輪塔銘　　A不動院

妙永禅定□

（種子（あ））天文八年八月□

宝泉寺五輪塔銘

□阿弥陀仏

天文九年庚子六月廿五日

大日屋敷売券

A　宝泉寺

B　A　堀田右馬大夫

　　堀田虎次

□し申大日屋しきの

合壱反者

□有要用ニ代物七貫文ニ

□うりわたし申候処ニ実正也

天下一同之徳政入候共

子々孫々違乱煩候ましく候

為後日永代うりけん状

如件

天文九年庚子七月五日

神主兵部少輔

広　長（花押）

□六郎殿

興禅寺五輪塔銘

英林宗俊禅定門

天文九年子九月廿五日

A　興禅寺

織田信秀判物

C『張州雑志』

急度令申候、仍借銭之儀付而退出之由候、神慮如何之儀候間、津（嶋脱カ）借銭質物之事者、従此方申付候

条、不可有別儀候、早々御帰可然候、仍状如件

天文九
十二月

弾正忠
信　秀（花押）

神主兵部少輔殿

御宿所

織田信秀書状

A　氷室神主
B　三輪武邦

急度申候、仍神主兵部少輔借銭之儀付而退出之由候、神慮之儀不可然候間、彼於借銭質物者、□（被）成其心得、早々帰宅候様馳走肝要候、□□（恐々）謹言

（天文九）
十二月

弾正忠
信　秀（花押）

津嶋五ケ村中

蛇毒神棟札

C『張州雑志』

天文十年辛丑左大工　藤原四郎次郎秀久

奉造宮蛇毒気神　神主紀広長代

二月四日　右大工新木田四郎左衛門吉正

氷室長康売券

A　堀田右馬大夫
B　堀田虎次

永代売渡申八王子殿利取分之事、依在要用、作銭卅貫文売渡申処実正候、但於此儀少分意煩の儀候ハヽ、我等罷出其さいきよ多於事済者、何時も卅貫文本利算用申其方へ返可申候、親ニて候者罷帰、莵角申候共、此儘我等申合候上ハ、不可有別儀者也、仍状如件

氷室又十郎

天文十年十一月五日　長　康（花押）

織田孫左衛門尉殿　検地米銭御口入也

近藤家広祈禱田寄進状

A　氷室光太夫
B　三重県　松井　清

黒米拾合参斗、此内公方年貢三升五合、公事物六文つゝひき可申候
さい所ねたかそへ
御天王へ為我々祈禱田地五升蒔寄進仕候、此内公方年貢拾合参升五合幷公事物六文御座候、仍支
証之状如件
天文十一年辛丑弐月廿七日

近藤玄蕃亮
家　広（花押）

津嶋光太夫殿

寄進状

織田信秀判物

C『張州雑志』

就白山先達之儀、最前折帋之旨、今以不可有相違候、殊下野一札幷津内年寄共書状在之候、服部

党おく屋へに屋事相之除、五ケ村中先達之儀、於末代其方可為進退者也、仍状如件

天文拾壱　　弾正忠

五月十七日　　信　秀（花押）

御輿

虚空蔵坊

織田信秀書状

A　氷室神主

B　津島神社

就御借銭之儀、去々年以折帋申候筋目、聊不可有相違候上者、誰々自然雖有申子細、少も不可存疎意、可致成其御心得候、委細林新五郎可申入候、恐々謹言

（天文十一年）

六月八日　　信　秀（花押）

神主殿

御宿所

織田信長判物

C『張州雑志』

山本与三郎方借銭、此方へ相済候、其外誰々雖有借来候、令免許候上は、不可有其儀者也、仍而状如件

天文廿弐
五月廿日　　信　長（花押）

津嶋
（河村）九郎太夫殿

織田信長判物

C『張州雑志』

当寺諸公事、雇夫、屋置幷陣取、数（放カ）火等、令免許畢、仍状如件

天文廿二
十二月九日　　信　長（花押）

三輿

織田信長判物

A　氷室神主
B　三輪武邦

其方御借銭幷質物等、天文九年巳前之事、信秀任判形之旨、不可有異儀、次社領如先規、可被仰付者也、仍状如件

天文廿二
十二月日

信　長（花押）

神主兵部少輔殿
御宿所

西福寺五輪塔銘

A　西福寺

□阿弥陀仏
天文廿三甲刀（寅）正月九日

織田信長判物

C『張州雑志』

虚空蔵坊、今度寺領幷先達事、師匠任譲状之旨、申付候上者、於末代不可有相違者也、仍状如件

（天文廿二年頃？）
七月十一日　　三　郎
信　長（花押）

見越
空音坊

神主広長名字状

A　氷室光太夫
B　三重県松井清

天廿三

神主兵部少輔
広　長（花押）

八月廿八日

（広長弟長則）
氷室新八郎殿

飛鳥井雅教書状

C『張州雑志』

尚々坊号之儀、先日一札しつるまゝ、早々本寺へ持参肝要候、弥四郎捩申候次ニ、其段可申渡候、以上

今度於当国下向之事、従本寺就仰下、種々入精馳走中々難謝候、至清洲二位ヲ相付伝馬以下難申尽候、就者自岐阜直可上洛心中処、江洲大雪之由申、一先又滝川に少用子細候て、与風立捩候処、不相替師弟子共馳走不浅候、殊又□まで申付、祝着中々難尊短筆候、本寺江懇可申渡間、重而一札可仰越急候条、書中如何候哉、穴賢々々

正月九日

雅　教（花押）

侍従殿

弥五郎殿番売券

A　堀田右馬太夫
B　堀田虎次

永代売渡申弥五郎殿番之事

合せ廿四貫文者

□依要用有、現銭弐拾四貫[文]、永代売渡申処実正也、比□於子々孫々違乱煩有間[敷]、天下一同之徳政入候共、□証文ニ入間敷候、但違乱之□此証文をもって悪党共□沙汰候、仍本証明鏡永代□券之状如件

[永]禄戊午十二月廿五日　　うりぬし真野与右衛門　元綱（花押）
　　勝綱（花押）

つかい　勝野源右衛門

□郎五郎殿　　つかい　宗伯

堀田正定筋目書上

C『張州雑志』

此度四家七名字之者、筋目一つ書上之旨、依仰渡承候儀如此、大橋之家者委細記置候、仍如件

永禄二年四月　日

堀田孫右衛門正定

坂井右近殿

織田信長感状

コノ状、疑問アルモ、一応ハ掲載ス

C『張州雑志』

今度西美濃退治之尅、其方抽軍忠、殊以神戸甚助討捕働手柄之段不可勝斗候、依之於濃州三千貫之所宛給候、向後全命無越度様可覚随而、弥励忠節、可抽戦功之状如件

永禄四年五月廿九日

信　長

河村久五郎殿

服部康信書状

C『張州雑志』

今度濃州へ御供仕、存之外手柄、一門之外聞一偏ニ天王さまの御めくみと存候、就其大将之笛をとり、御前へ指上ケ申候処、則被為下置候間、為後代之其方へ進之候、左様御心得可被成候、一度ハ御参けい申、其砌可申述候、恐惶謹言

（永禄四年）
六月二日

服部平左衛門
康信（花押）

服部久左衛門様
参

実相院・花蔵坊売券

永代売渡申田畠之事
合五段者　在所者本文書有

A　堀田右馬太夫
B　堀田虎次

右件田畠者、深矢(伊勢)部之内、実相院隆為寺領依有用要、現銭六貫文相定、永代堀田道友(?)江売渡申候処実正明鏡也、公方役本文証有於□畠諸役者、本文□(御?)有於此田畠諸御公事無之候、若於此子田違乱煩申候輩出来候者、為公方地下盗人可有御罪科者也、仍而永代売券之状如件

永禄五壬戌年十二月十八日

実相院（花押）

同　花蔵坊（花押）

堀田道友(マヽ)まいる

弥五郎殿番売券

A　堀田右馬大夫

B　堀田虎次

売渡申天王弥五郎殿番之事

合廿貫文者

右依要用有、現銭廿貫文永代うり渡申候処実正也、此上ハ於子々孫々、違乱煩有間敷候、天下一度之徳政入候共、於証文ニ者入間敷候、若万一違乱申候ハヽ、此証文以悪党可有沙汰候、永代売券之状如件

永禄六年癸亥正月十七日

うり主　堀田長右衛門尉

之　次（花押）

御使　実相坊　之　友（花押）

かい主

堀田弥右衛門殿　まいる

織田信長判物

C『張州雑志』

遠山之事、天王右馬太夫諸檀那之上は、雖為敵、方可令出入、幷野方巳下、不可有違乱者也、仍状如件

永禄八

十二月廿八日

天王右馬太夫

（織田信長花押）

（参考）織田信長判物　　C『張州雑志』

新儀諸役并理不尽之使不可入之、雇夫、大蔵棟別外諸棟別令免許上、不可有相違者也仍状如件

永禄九
十一月日　　（織田信長花押）

服部小藤太殿
室（諸カ）桑村

C『張州雑志』

れいせい消息

つしまむまの太夫、御りやうちう御し、御ほん所さまより、おほせつけられ候よし、申され候、こなたの御ほうの事も、あいあいに、ふたくはり候はんよし、御そんち下さるへく候、此よし申せとの御事、まつ〳〵めてたく存候、かしこ

ゑいろく十年
六月二日

れいせい

みつたに
みんふとの
参

三蔵請状

新八郎ハ神主氷室広長ノ弟新八郎長則、祖父江へ養子

B 津島神社

光大夫跡職之儀、被仰付諸事之儀、新八郎時(光太夫長則)ことくいたすへく候、若、左様之処致相違候付而ハ
めしあけられへく候、仍為後日此状如件

永禄拾年六月十日　三蔵（花押）

兵部少輔殿様
参

（参考）祖父江文書　十七通

ア、織田信秀判物

A 氷室光太夫
B 熊本県　氷室四郎

目　録

一、玉野方
一、西御堂方
一、九田方
一、中野方
一、中こまし方
一、茂本方
一、堀之内
一、高木方

右八ケ所代官事申付候、此内、給人之儀者、以糺明可申付候也、仍状如件

天文十八
十一月廿八日　　備後守
信　秀（花押）

祖父江五郎右衛門（秀重）尉殿

イ、織田信秀判物

A　氷室光太夫
B　熊本県　氷室四郎

祖父大膳亮(秀治)跡職事、代々公方領中幷至名田買得等、如大膳時可令知行、若雖有違乱之族、於末代聯不可有相違者也、仍状如件

天文十九
十一月朔日　　備後守
　　信　秀（花押）

祖父江金法師(秀重)殿

ウ、織田信長判物

A　氷室光太夫
B　熊本県　氷室四郎

俵子船壱艘之事、諸役等令免許上者、無異儀可往反者也、仍状如件

天文廿三
十一月十六日　　上総守
　　信　長（押花）

祖父江五郎右衛門尉(秀重)殿

A　氷室光太夫
B　熊本県　氷室四郎

エ、織田信長朱印状

領中方目録

一、五拾貫文　安藤分、台所入
一、五拾貫文　西御塔方、同給人之外
一、四拾貫文　祖父江豊後分、闕所方
一、五拾貫文　櫛田分、佐脇代官所、闕所方

右祖父江豊後分、櫛田分、雖有先判免状、令棄破宛行候、全領知、不可相違之状、如件

元亀元
六月十七日　　信　長（朱印）

祖父江五郎右衛門尉（秀重）殿

C『張州雑志』

オ、織田信長朱印状

去年目録を以、宛行知行方、殊安藤分未決之由候、何茂糺明次第申付候、加催促可領知之状、如

件

元亀弐
八月　日

祖父江五郎右衛門(秀重)殿

信　長（御朱印）

カ、西御堂方反銭請取状

納　西御堂方反銭之事

合拾貫文　金子五両　足立清右衛門尉

祖父江五郎右衛門持分之内

右旦納如件

元亀参年十一月廿四日　（信長黒印）

A　氷室光太夫
B　熊本県　氷室四郎

キ、織田信長朱印状

A　氷室光太夫
B　熊本県　氷室四郎

道根・横野堤事・桜木・船□(橋)・平野・重元・小寺・横地・上畑・法花寺・中平・浅井・西御堂、為此十一郷自先々築来之処、去年、依無沙汰、于今、不相調之段、曲事次第也、急度申付、可築立之、外水懸之在所等、相応仁可申付、於向後茂江川堤以下、毎年可加修理、猶以、令無沙汰有在所者可成敗候也、仍状如件、

天正参
正月廿四日　　信　長（朱印）

祖父江五郎右衛門尉(秀重)殿
□□新次郎殿

C『張州雑志』

ク、織田信長朱印状

其方領知方幷家来買得等事、任当知行、全可進退、次、櫛田三平等、如先々、為家来、可覚悟、

従是、聊不可有相違候也

天正五年八月八日

信　長（御朱印）

祖父江五郎右衛門とのへ

ケ、祖父江秀重陳状

A　氷室光太夫
B　三重県　松井　清

申上条

一、今度、櫛田源左衛門尉申上付て御尋忝奉存候事

一、先年、於岐阜ニ目録を以被仰付候内、櫛田分ハ然御闕所被下候先判御免状御座候共、被成棄破之旨御朱印被成下候、然ニ何かと申付て得御錠候処、糺明次第ニ可召置之旨、重而御朱印頂戴仕候条、何も櫛田分相あらため候処対我等、櫛田親子従前之無如在通候間、源左衛門尉手前引得之分合力として相抱候へ之由、懇望申付て其通候処、此二三ケ年、櫛田覚悟相違仕候条、去々年、悉可給之旨、あらため申候処、此方へ罷上、御そせう申上候より、長谷川竹を以、双方被遂御糺明、則、任当知行ニ可召置之旨、御朱印頂戴仕候、其通より外、少も被

下不置候条、相紛無御座之事

一、櫛田子三平・同甚二郎、従前々我等ニけいやくの筋目条ニ御座候、おとゝ三平ニハ田畠五丁
幷屋敷壱所ゆつり渡申候、其書物、我等ニくれ置申候間、懸御目候、此内、壱丁不相渡候
条、御錠次第候、兄甚二郎為名代かせもの壱人立置申候、是も去々年より出し不申、得御錠
申付度之事

右之旨、私より申上度存候へ共、とくまかり望御奉公申上儀も無御座付て、如何ニ存、致
延慮候処、結句、櫛田申上候幸之儀候条、双方被届聞召、可被御披露候、以上

（天正七年）
正月廿九日

祖父江五郎右衛門尉
秀　重（花押）

九右衛門尉殿
御　申

コ、豊臣秀吉書状

C『張州雑志』

為歳暮之祝儀、鷹三・柿一折送下候、切々御懇志祝着候、猶明春早々可申述候、委細、富田可被申候、恐々謹言

（天正九年）
十二月廿七日　　筑前守
秀吉（花押）

祖父江五郎右衛門殿
御下

サ、津田盛月書状

A　氷室光太夫
B　熊本県　氷室四郎

尚以、向後相応御用等可承候、以上

思召寄預御状候、委細拝見本望存候、秀吉へ之御音信、富平（富田知信）右申談相達、即秀吉以書状、御礼被申入候、将ニ、我等共迄、為御音信鯉二ッ御懇之段忝悦至候、従前辺別而申談有之事ニ付、向

後、相応之御用等者不被御心置可承候、矢弥右と別而被仰通候儀候ハヽ、尚以疎略存間敷候、委細期後音之時候、恐々謹言

（天正九年）
十二月廿八日

津田四郎左衛門尉
盛　月（花押）

祖父江五郎右衛門尉殿
御返報

シ、曾我助乗・矢部家定連署状

A　氷室光太夫
B　熊本県　氷室四郎

一、西嶋　一、清水　一、あま池

右三郷、被仰付候、弥、被遂御糺明、重而御判可被下旨、御錠候、已上

天正十一年八月晦日

矢部甚兵衛（花押）
曽我兵庫頭（花押）

祖父江五郎右衛門殿

ス、曾我助乗・矢部家定連署蔵入地目録

御蔵入

九拾五貫七百文　山崎
百九拾貫文　ひわくひ
弐百七拾七貫文　大わた
九拾三貫文　大塚
三拾六貫文　塚原郷
九貫文　あけ嶋
三拾貫文　ミやしげ
弐百卅八貫文　よつぬき

以上九百六拾八貫七百文

曽我又六郎（花押）

A 氷室光太夫
B 熊本県 氷室四郎

御代官
祖父江五郎右衛門殿
杉浦猪助殿

矢部甚兵衛

セ、戸田長利書状

A　氷室光太夫
B　熊本県　氷室四郎

猶以、たき孫二郎ハ少用之儀ニて、先刻、在所へ罷越候間、我等一人申入候、以上
苅安須賀御普請之儀ニ付而、預御状候、則、久兵申上候へハ、家康様より御奉行衆被越候て、夫丸之儀被仰付候条、少も久兵理被申候事ハ成不申候、如在之用おほしめし候ハん事、迷惑申事ニ候、但、色々御理可申候、久兵も御肝煎にて御座候へ共、何共成不申候、委細之儀、御使へ申渡候、恐々謹言

（天正十二年）
六月六日

長　利（花押）

戸甚蔵
長利

祖父江五郎右様

御報

ソ、徳川家康書状

A 氷室光太夫
B 熊本県 氷室四郎

節々、使者被入精被越候、殊五色到来候、祝著候此(蟹江)表之儀、今明日之内、敵可為落城候、可御心安候、尚期後音候、恐々謹言

(天正十二年)
六月廿一日

家康(花押)

祖父江五郎右衛門(秀重)尉殿

A 氷室光太夫
B 熊本県 氷室四郎

タ、松本勝長書状

尚々両種一段忝奉存候、以上

従思召御芳札殊両種被懸御意候、一段忝奉存候、切々、長嶋へ御座候へ共、菟角之儀不申入無念

此事ニ存、背本意候べく候、二三日之内ニ可被成御帰りと申事候、御番ニ可被成御越由、誠ニ御大儀共候、何様之儀成共御用事候ハヽ可承候、御座所之儀、清須ニ相定申由共候、猶面以御礼可令申候、恐々謹言

二月十八日　　勝（花押）

松本二郎左衛門入道

勝長

祖五郎右衛門入道様

御返報

チ、出馬雄真書状

C『張州雑志』

御状則披露申候、其表之儀、弥々われ〳〵ニて取計候て御注進尤ニ候、市左衛門・又兵衛へも其段被申上候、明日ハ御馬出可申かと存候、家康へも度々其段被仰遣候、恐々謹言

五月四日

出馬彦三郎
雄　真（花押）

祖父江五郎右衛門殿
御返事

織田信長判物

C『張州雑志』

津嶋東之道場、自堀外之屋敷幷寺領、為衆僧可有裁許候、申付上、不可有相違者也

八月　日　　信　長（花押）

蓮台寺

房兼書状

A　堀田右馬太夫
B　堀田虎次

津嶋右馬大夫、御領中檀那之儀、如前々被仰付候、若尾州雖為御取相、神慮之儀ニ候之間、御領中可致勧進候由、可被申付候所也、恐々謹言

（永禄十年？）
十月十四日　　房　兼（花押）
水谷民部丞殿

豊臣秀吉書状

C『張州雑志』

態申入候、仍堀田次郎八はいとくの屋敷之事、其方より（已下）カ徳別ニ出され候由申候、如何之儀ニ候哉、所詮其方へ上使差越可申付候、為届如此候、恐々謹言

（永禄？）
十月廿五日　　木下藤吉郎
秀　吉（花押）

堀田弥右衛門殿
御宿所

織田信長朱印状

C『張州雑志』

父真野兵部跡職之事、任文状之旨、田畠野林屋敷幷借付財宝以下、悉一職進退ニ申付上、無相違可任覚悟之状、如件

元亀弐　　信長朱印

十月　日

真野善二郎殿

織田信長朱印状

C『張州雑志』

其方借物方之事、依不弁不能返弁、神役亦及退転之由候、所詮以本銭、限十ケ年可為究返候、若銭主於違背者、可成敗之状、如件

元亀弐　　信長朱章

十月　日

津嶋天王

神主殿

津嶋年寄中書状

A　堀田右馬太夫
B　堀田虎次

就仮殿之儀、御手前被置召候分、御寄進雖御大儀目出度令存候、弥々可為御長久候、委曲明星院実相坊可有御伝達者也、恐々謹言

元亀三年
五月十八日　　年寄中（黒印）
馬大夫殿

A　蓮台寺

蓮台寺一石五輪塔銘

□尊大姉
（元亀三年？）
壬申十廿三

不動院地蔵仏墓標銘

南無阿弥陀仏
喜阿弥陀仏

A 不動院

蓮台寺一石五輪塔銘

白月尼
妙清禅

A 蓮台寺

雲居寺一石五輪塔銘（残欠）

宗円

A 雲居寺

蓮台寺一石五輪塔銘

A 蓮台寺

西阿弥陀仏

西方寺一石五輪塔銘

A 西方寺

念阿弥陀仏

織田信忠判物

C『張州雑志』

津嶋於天王嶋、大網壱丁、蛇池川共ニ、自前今以、信長被申付如引来、不可有相違之状、如件

天正弐

四　月　　信　忠

天王嶋

藤　兵　衛

其外衆中

織田信忠判物

C『張州雑志』

虚空蔵坊職、寺領五ヶ村先達之事、師匠任譲状之旨、信長以判形被申付上者、於末代不可有相違之状、如件

天正弐　八月十三日　信忠（花押）

津嶋三輿観音坊

織田信忠判物

C『張州雑志』

津嶋東之道場、自堀外之屋敷幷寺領、為衆僧可有裁、可任先判之旨申付上、不可有相違之状、如件

天正三

三月　日　　信　忠（花押）

蓮台寺

A　堀田右馬太夫
B　堀田虎次

天王弥五郎殿番売券

□（永）代売渡申弥五□　　□

以上合ニ番也以上

きもいり役　宇都宮□兵衛
　　平野与之助

以後、番依有用要、財番を現銭廿五貫文に永代売渡申処実正也、永代売渡申上ハ、於子々孫々、いらん申者有ましく候、若天下壱同之徳政入申候共、此番におゐてハ入申間敷候、為其永代売券之状如件、以上

かいぬし　堀田弥右衛門尉殿参

うりぬし　堀田兵助（花押）

天正三年卯月拾三日也

矢部光佳書状

C『張州雑志』

急度令申候、東之御堂色成之儀、先度も申入候へ共、御返事無之候、御親子之御判御座候事候間、御除之儀尤候、殊更少分之儀に候、御判被相破候事、不可然候、尚期後音之節候、恐々謹言

矢部善七郎
（難　知）
（草名花押）

（天正四年？）
十月二十八日

津嶋御宿老中

織田信忠禁制

C『張州雑志』

禁　制　　大隆寺幷末寺

一　新儀之諸役之事

一　伐採竹木之事

一　祠堂於田畠等違乱之事

一　為下之供宿之事

一　殺生幷理不尽之使之事

右条々、数代任先判之旨、不可有相違、若於違犯之輩者、堅可加成敗之状、如件

天正四年十一月　日　（織田信忠花押）

津島天王社棟札

（年号無之天正四年棟札也ト云伝）

C『張州雑志』

（表）　奉遷宮当社牛頭天王　大本願慧泰知蔵（此下不見）

岡本又市秀重　岡本伊兵衛吉勝

（裏）　以御材木御寄進御領分中勧化　両大工　棟梁

大橋作右衛門正福　水谷新兵衛数長

織田信忠判物

C『張州雑志』

津島天王為造営之筏、宇治之乗三十乗之分、於川次諸役等、不可在之者也、仍状如件

三月一日

信　忠（花押）

本願　実相坊

織田信長朱印状

C『張州雑志』

為津嶋牛頭天皇造営、尾州中勧進、在々所々相改、家数大小志次第米、可令執行之状如件

（信長朱印）

（天正五年）
九月朔
願人　実相坊
神主　兵部少輔
五ケ村　年寄中

卜部兼見神道裁許状（写）

A津島神社

尾州津嶋牛頭天王十二月一日遷宮、任先例可遂其節者、神道裁許之状如件
天正七年十月十七日
神道管領長上

松長様の御使者対あみ
津嶋よりの使僧

織田信雄判物（写）

A 津島神社

為津嶋牛頭天皇造営、南方在々所々勧進志次第、可令執行之状如件

十二月十三日　　信雄公御書判（ママ）

願人　実相坊

氷室長清判物

A 宝寿院
B 津島図書館

千蔵坊十王堂之儀、就有譲状ニ西より東へ七間弐尺つかひにて候、源長房宗心ひかへられ候之事実正也、若又、いつくへ御売候とも於子々孫々、違乱煩有間敷候、仍為後日如件

天正九年かのとのミ

二月六日

神主氷室孫吉郎

長　清（花押）

源長房宗心入道殿

織田信雄禁制

C『張州雑志』

定　　大隆寺幷末寺

一猥為下不可剪採竹木之事
一不可有新儀之諸役事
一祠堂田畠等不可有違乱事
一下々寄宿幷殺生不可在之事
一理不尽使不可入之事

右条々信忠判形旨、不可有相違、若違犯之族、忽可処厳科者也、仍下知如件

天正拾年八月　日

（織田信雄花押）

織田信雄判物（写）

A 津島神社

於津嶋天王嶋大網壱丁、蛇池川共ニ、従前々今以信忠如被申付可引、聊不可有相違候状如件

天正十年
八月晦日

天王嶋
藤兵衛
其外衆中

（織田信雄花押）

織田信孝判物

C『張州雑志』

為扶助五百貫文充行、全可領知者也、仍如件

天正十年
十二月廿一日

信孝

鷲巣小兵衛とのへ

滝川一益書状

A　大橋源三右衛門
B　井沢貞

其元之事、別而かせいも入られ候由候、一段喜悦候、此刻候間、猶々鉄砲をも被集、別而馳走可為祝着候、猶書面之旨、杉山矢平可申候、恐々謹言

廿二日　　滝川
　　一益（花押）

大橋源七郎殿
御下

滝川一益書状（写）

B　津島神社

御状拝見仕候、仍御吉野（芦）之儀蒙仰候、如先々可有御知行候、委細宗右衛門可被申候、恐々謹言

十二月六日

神主兵部少輔殿

御返報

滝川左近尉(ママ)
一益書判

A 大橋源三左衛門
B 井沢貞

三浦秀勝宛行状

為扶助、服部之内百貫申付之上、全令知行之状、如件

以上

天正十二
三月朔日

三浦駿河守
秀勝（花押）

大橋源十郎殿

織田信雄?朱印状

C『張州雑志』

而重
御判有
津嶋天王嶋儀申付候訖、全可存知之状如件

天正拾二
三月四日　　御(信雄?)朱印
津嶋
神主殿へ

織田信雄印判状

C『張州雑志』

為扶助、尾州七寺郷百六十貫五百文余、しけもとの郷百三十七貫七百余、都合弐百九拾八貫弐百文余、宛行畢、全可領知状如件

天正十四年

七月二十一日　　信雄印

若山与三とのへ

織田信雄書状

C『張州雑志』

中川勘右衛門疵者然々共無之由申越候、炎天之時分可為苦身候へ共、早々罷越、療治之事頼入候、謹言

七月十七日　　信雄（花押）

若山殿へ

織田信雄奉行連署状

B津島神社

尚々、勘兵衛殿時のことくニ可被仰下候、以上

津嶋神主野方之儀、能承届候て無別儀候付、如此中神主殿可被仰下候、為其如此候、恐々謹言

十二月廿一日

表和様

人々御中

豊臣秀吉禁制

禁制　尾張国津嶋

天王境内

一軍勢甲乙人等乱妨狼藉事

一放火事

一対神主五ケ村之族非分之儀申懸事

右之条々堅令停止訖若於違犯之輩者忽可被処厳科者也

玄　貞（花押）

星新（星野）左衛門（花押）

金（金桃）一　右（花押）

朝　夕（花押）

C『張州雑志』

天正十四(ママ)年八月　日　　秀吉　朱印

千村康忠勧進免許状

C『張州雑志』

津島牛頭天皇就破損、谷中勧進有度之由、尤至極候、聊違乱有間敷者也、仍如件

天正十五
九月廿日　　千村豊前守
実相坊　　康忠（花押）
参

八柱社石造狛犬刻銘

A津島神社

橋本宗兵衛寄進也（前足部分）
天正十六年戊子七月吉日（他の胴部分）

安井秀長祈禱依頼状（写）

A　氷室神主
B　津島神社

すこし心入候間、能々被□□たのミ申候、初尾壱分(?)つかわし可申候

（天正十七年?）
三月五日　　将監

板屋大夫様

安井秀長書状

A　堀田右馬太夫
B　堀田虎次

返々於神前、夜昼令御祈念之儀、於我等満足此事候、以上

為御祈禱、早々御門札御守御上候、殊、神前ニ御つとめ夜昼被成、御祈念之由披露申候へハ一段被成祝着候、疱瘡之儀もはやく能候間、可御心易候、弥、於神前、御祈念可有候、我等も五三日之内ニ罷下可申候間、其刻以面可申候、恐々謹言

（天正十七年）
三月十六日　　秀長（花押）

安将監

馬太夫殿　　秀長

御返報

（包上書）

「此時、若君様之御疱瘡為御立願弥五郎殿御造営也、天正十七年九月十五日遷宮云云、内府様之御代官安井将監云云」

安井秀長諸役免許状

A　堀田右馬太夫
B　堀田虎次

弥五郎殿其方者社人之事候間、蔵役幷諸役、於末代令免許候者也

十二月廿七日　　安井将監

秀長（花押）

A 氷室神主
B 津島神社

田中吉政副状

為御加増分、津嶋之内、慶仁分之内を以、九拾壱貫文任御朱印之旨、所務等之儀可被仰付候、中納言(豊臣秀次)様御座次第ニ御書相調、重而可進之候、恐々謹言

天正十八年
九月十日

田中兵部太輔
吉政(花押)

津嶋神主
御宿所

小出吉政書状

B 津島神社

尚々我等為名代被遣候へ共、於途中馬逸申候而、指合候之間、片時も可相急ため、先以使札令啓達候以上

大和大納言(豊臣秀長)殿御本腹為御宿願、参千石被成御寄付候、次当座之御初花拾貫文被参候、弥於神前、

御祈禱尤専用ニ令存知候、尚使者具可令申候間、不能一二候恐惶謹言

（天正十八年）
十月十九日

吉　政（花押）

（端書）
―〃―

津嶋
社家人々御中

小出信濃守
吉　政

小出吉政書状

B津島神社

尚々社家衆中へも、以愚札、可申入候へ共、相越様ニ御心得奉願存候、委細之儀□□殿可有被申候、不能具候

大和大納言様祈念之儀、追而被抽丹誠之由候て、三郎大夫殿被指越候キ、即御祓御門札進上之仕候処、弥御感此事候、猶々御煩御大減を得させられ候間、目出度存候、猶於神前御祈禱之儀、専用ニ存候、随而至拙子為御音信、鰹済々拝領忝存候、期後面候恐々謹言

（天正十八年）
十一月五日

小出信濃守
吉政（花押）

宇都宮三郎大夫殿
御報

右馬太夫等訴状案

B津島神社

謹言上

神主無道を被仕候条々

馬大夫
三郎大夫
太郎大夫
又四郎大夫

一先年こまきおもてへ御動座の御時、内府(織田信雄)様より仰付られ候儀も御座なく候て、天王の見こしをかき出し、さかさまニかさりたて、御上(豊臣秀吉)様を三月より五月迄さま〴〵てうふく仕候、此段御尋ニおいてハなを〳〵可申上候

一関東江御動座の御時、人数を御こしなさるへきとて、在々所々の舟を一艘ものこらす、わたり〳〵へ御あつめ被成候時、かんぬしふねをも御上様の御事にて候ふとてのほせ候へと、森久三郎殿より仰られ候へ共、のほせ申ましきと申を、かさねてのほせ候へと被仰候へハ、神主はらをたち、舟へ天王の御へいをたて、はき(原?)へのほせ申を、森久三郎殿沢井殿御覧なされ、是ハ御上様をてうふく仕候様ニいたしのほせ候と、ことのほか御ふくりう候て、先舟人を御せいはい有へきと仰られ候へは、せんたうともニけかれ申候

一社中えたうミやをこほちとり、わが家ニ仕、又ハ薪に仕候

一むかしより、志んひ志さいふかく御座候森、幷神木までも、ことことく切たやし、そのあとをハ野はたに仕候

一天王の御やくをつとめ申候社僧をも、わたくしにけつ所仕候寺をくつしとり候て、たやし被申候

一天王の御やくをつとめ申候社僧、てらを作り候をも、つくらせ申さす、こハし申候

一津嶋の地し御ゆるしにて御座候に、天王嶋の社家社僧百姓以下までの、屋しきの年貢も仰付られ候と申かけ、いつれもめいわく仕候、今度ハ御百性(ママ)以下まて御しひを被成様ニ、か様成儀めいわくニ奉存候

一天王の御やしろのひよけにとて、むかしよりあけをき申候所ニ今ハ我下人ニ家を作らせ置被申候、天王のたいてん有事にて、一切かまい申さす候

一諸まつりをたやし申、まつりの道く以下をハ、みなみなとりちらし被申候

一神前にて、いつれも社人ともしよむ仕候事もなし、領中いもりとの御せんくうも、御一人してつかまつり、ミな〳〵ニハしらせ被申候、其上社人にてもなきものニ、みやうつしをさせ、神をもかろしめ被申候

一むかしより、津しまうちを、日々ひくハんしん(日勧進)を仕、津嶋としよりほんくわんとして、その勧進物をあつかり、一社つゝもしゆり仕候を、今ハかんぬしとり被申、わかまゝにいたされ候

一社人何れも、前々ハ在々所々、又ハ天王嶋の内ニ野畠をもち、所務仕候て、いまハかんぬし一人とり被申候、ミな〳〵のものともハ、少し取不申候、いつれもかつゑ(ママ)てのそミ申、あまりにめいわくさのまま申上候

一かんぬし過分ニ知行をとり被申候へ共、みやを一つもたて不申、わか女子をすくしあられさ

る、ゑいくわにほこり申され候
右御きしんの社領之儀無道のかんぬし（以下欠）

（神主陳状案）

津嶋神主

一先年御とりあい之刻、内藤様おちの人被仰越候、みこしをも出し御祈念可申之由候間、御祈念申候、拙者之家ニおゐてハ、長久之御祈念之きせいをは申候、てうふくと申儀者一切不存候、しかもゝ（かれら？）一書にみこしをさかさまにかさり置たりと申儀、もうとう無御座候、左様儀とて、津嶋中男女までも可存候間、可被成御尋候事

一神主舟之儀も、御あらために候間、はき原までのほせ申、是ハ天王のみよしをのせ申舟にて御座候由、御理申候へは、則返し給候間、今更申事御座候哉之事

一社中のどう宮、こほれおちたるをは、前々より神主裁許仕候事

一天王様之儀、是も前々より、うすきところにハうへ、あらき所をは切申候、神主次第之事

一社僧之儀、この方より、たやし申事無御座候事

一あき屋しき御座候、神主方へとゝけなく、家を作り候はんと申間、きこえ(マヽ)さるよし申して、今ハ天王之蔵をたて御寄進し米をいれ申候事

一天王嶋屋敷方之儀も、御知行に被下候間、申付来候を、今更ことあたら敷違乱申儀、如何之儀に御座候哉之事

一天王之材木屋敷と申は、近年茶屋をたて申、今度御造営を被仰付候間、則作事所に仕候、是以違乱如何之事

一まつり之儀、社家中りんはんニ仕候間、神主一人之無沙汰にあらさる御事ニ候、其上年中に七度御くうまいり申を、社家中出しやくふさた仕候へ共、神主一人して近年あいつとめ申候、彼四人ハ出仕をさへ不仕候、かやう之儀を以、可有御分別之事

一ゐもり殿御せんくう之儀、すこしも神慮をかろしめ申候儀無御座候事

一日くわんしん之事、一銭も我等私曲不仕候、是又如何之儀御座候や之事

一天王嶋中、野畠屋敷以下まで御知行ニ被下候事

一神主に過分に知行を被下候と違乱申儀、不審ニ存候て、去年も為御加増、新知被仰付候、ありかたく頂戴いたし申候事

小出吉政書状

B 津島神社

若公（鶴松）様御立願之八木弐百石被遣候、至大柿、於加藤清左衛門殿手前御うけ取候へく候、即御切手之御朱印、加清左方へ被遣之候、右之八木祢宜衆として、わけて御取あるへく候よし被成御意候、然ハ造営ニもさせられ候て可然候哉、但造営之儀も無之旨ニ候条、右之通、御つかハし被成候よし被仰出候、其御心得可被成候、猶、期後音候、恐々謹言

（天正十九年）
閏正月三日

小出信濃守
吉　政（花押）

つしま
三郎大夫殿
右馬大夫殿
神　主　殿
人々御中

小出吉政書状

B 津島神社

重而申入候、前書ニも如令申候、八木弐百石被遣候、仍而何も祢宜衆わけてとり候へと被成御証候、然者三郎大夫事、今度、御立願之時も、別而肝煎万事馳走在之条、右之八木之事も自余ニあひかわり可申候間、各其御心得可有之候、恐々謹言

（天正十九年）
閏正月五日

小出信濃守
吉　政（花押）

三郎大夫殿
右馬大夫
神　主　殿
御宿所

藤田忠親・星野家定連署状

B 津島神社

已上

関白様（豊臣秀吉）、若公様（鶴松）御祈禱米之義、御朱印旨弐百石之分、馬の大夫殿・三郎大夫殿へ渡し申候、清左衛門尉京都へ罷被上候間、下国之刻、御状之通、定而拝見可被申候、恐惶謹言

（天正十九年）
後正月十一日

加藤清左衛門内
星野次郎左衛門尉
家定（花押）
藤田権六
忠親（花押）

三郎大夫殿
馬の大夫殿
神主殿

御報

寄進米算用状

B津島神社

覚

一、弐百石之内
　三石壱斗三升三合　出め
　弐石ハ　たちん、但石ニ付て壱升ツヽ、舟つき迄弐里着申候馬のかい也
〆百九拾四石八斗六升七合

天正十九年
後正月十一日

加藤清左衛門尉内
星野次郎さへもん　家定（花押）
藤田権六（花押）

馬の大夫殿
三郎大夫殿
神主殿

米千八百七十俵請取証文

請取申候米之事
四百俵北方より後正月十二日此内大豆百四十俵有
ときの
合四百七十八俵後正月十五日此内大豆百十二俵有
上わ
三百七十弐俵後正月十八日此内大豆百俵有
山口
六百廿俵後正月廿日
合千八百七十俵請取申候処実正也

B A
津村
島主
神文
社書

天正十九年後正月廿日

良美様
源八様

氷室勝長書状

以上

こうあみやくの事、出し候うへは、諸祭以下けたいなく相つとめ、一之王子をも申付候、仍状如件

天正十九年
三月廿一日
ふくかたへ
参る

民部少輔
勝（花押）

B津島神社

忠左衛門（花押）
三郎右衛門（花押）

右馬太夫等再訴状案

A　堀田右馬太夫
B　堀田虎次

謹重言上

一御働の御座候方へハ、みこしをかきむけ〳〵てうぶく被仕候事、れきぜんに候を、今又内府様のおちの人より、御こしを出し御祈念申候へと被仰越候とまきれたる申分ニ候、そうじて御こしを出し御祈念申たる先例、きゝおよひ申さす候、其上御こしの御出之事ハ年中に二度相定り申候、五月六月の御まつり、此外ニ御出候事御座なく候、此儀□以きこしめし御届可被成候

一はき原へ舟のぼせ候時、御へいをたて候事、れきぜんに候、右に申上候御両人御覧被成、是ハ御上様をてうぶく仕たるてい、さたのかきりと被仰、まづ船人御せいばい可有と被仰候へば、皆々にけ申候事、□かくれなく候、見よし舟とてさだまりて、人ののり候ハぬ舟にてハ御座なく候に、偽を申され、かんぬし舟にかぎらず、いづれの舟なりともあらいきよめ、見よしをのせ申候、其上見よし舟と御ことハり申候へば、やがて御返し候と申され候、結局ハよの舟はやがて御返し候へども、かんぬし舟ハ右の子細により、久々御とゝめなされ候を、色色佗事申され候

一社中のどうみや、こぼれおちたるをハかんぬしさいきやう(せ?)申由候、是又偽の御事に候、ふる木

をばむかしより大工取申し、其上こぼれおちざるをもこぼちとり、わが家に作り申され候

一神木の事、あしき所をばきりとり候と申され候、右の御目安に申上候、天王のじんひ御座候、ゐもり一本ものこさずきりたやし、御やしろをバ、わがきハのふるはたへひきよせ申、祢ぎかんぬし氏子までも一本ヅヽも木をうゑそゑ、又かれたる竹木までも、とらざるこそ本意にて御座候に、殊に社内にじんひ子細の藤のゑだまで、きり取申候、但かんぬし方に、じんひの御神木きりとり候て、くるしからざるとの子細のかき物御座候ハヽ、御覧可被成候

一社僧を、かんぬしたやし申さぬと申され候、けつしよ仕候とのせうぜき御座候間、是又偽の事に候

一あきやしき御座候に、かんぬしにとゞけず寺をつくり候と申事、是又相違の御事に候、惣別かんぬしやしきにて御座なく候、天王の本願ひごろひかゑをきたるやしきにて候間、何しにとゞけ可申候哉、本願申され分に、但今度新儀にやしきかた頂戴申され候ハヽ、御年具をもそうなミに可出と、色々理申候へども、是もきゝわけ申さす、寺をこハさせ申候、是ハつねの寺にてもなく候、本願と申社僧の事に候間、かんぬし被仕やう無道と存候

一天王島社家社僧の屋敷まで、御知行に被下候と申儀偽にて候、其時の御判ハ高田伝介殿御取次にて候間、様子子細御尋可被成候、屋しきがたしかなるせうぜき（マヽ）も御座候

御意次第ニ御めにかけ可申候

一天王の御社のひよけニあけおき申所に近年茶屋をたてをき申とは、何としたる申分に候や、茶屋にはひをたき申さぬ物にて御入候か、其上かや家を作り、夜るひるをもわかたす火をたき、あきないを仕候こわし(ママ)候事も、色々いつれも理を申、作事所に仕候事ハ、当年二月の事ニ候、近年作りおきたる事ハ無道成儀と存候

一まつり社家中、りんばんニ仕候と、かんぬし申され候、前々ハまつり領も番にかはり取申候、其上いつれも、野并田畠をもち、しよむ仕候間、社家中夫レハかんぬしいづれもとして、まつりを仕候に、近年ハかんぬしに皆々とられかつえにのぞミ申躰に被仰候、かんぬしハ前々取申さぬ社領を、過分にわがままに仕候て、結句ハ絶し申され候

一いもり殿御みや、うつしを仕、神をかろしめ申たる儀御座なく候と、かんぬし申事、是又偽にて候、むかしより、此いもり殿こやうつしをバ、そう社人まかりいで候て、それそれのやく御入候、かんぬしおやこに一人御みやうつしを仕候とも、是さへおし領にて御座候に、其上祢ぎにてもなきものに御宮うつしをさせ、神をかろしめ申され候、是又無道と存候

一日くわんじんの事、一りう一銭、もうとうかんぬし私曲なきと申され候、まづ正月ふきしの礼銭とて取候事、又いもり殿ふるき宮を、大工かたよりかい候とて、公用いださせ候事、又五月

まつり領とて取候事、是も前々のごとく、まつりも不仕候て取候事、是ハさまさまのかんぬし私曲と存候

一天王島屋敷かたの儀、右ニ申上候ごとく、伝介殿へ御尋可有候

一かんぬしに、過分に御知行被下候といろん申儀、ふしんと申され候、其子細ハ過分の社領をかんぬし一人してとり、わがまゝに被仕、まつりをたやし、宮を一ツもたて申されず候事、是ハかんぬし無道と存候、よくよくきこしめし、御とゞけなされ被仰付候を、恭可奉存候

以上

天正十九年
卯月二日

いわみ副状

C『張州雑志』

従若君(鶴松)様津島天王への弐百石米之事、神主社人申事不相済候付而、中納言(豊臣秀次)様江得御意候処、最前上様江熱田之儀被得御諚候、造営と被仰出候間、津嶋之儀も造営可然と御意候間、其分ニ仕候、少し相残分ニ而田地をひらき、社人共永代御酒をも被下候様ニ申付候、当分ニ支配仕候へは、互之申事不相証候条、右之通ニ仕候、将又天王御造営米儀付而、社人罷上由候、中納言様も被入御

念候間、於造営者懇、油断無御座候於様子ニ者、御状可申上候恐惶謹言

（天正十九年）
卯月廿二日　　（花押）
香蔵（カ）主様ニて　　いわみ
たれにても人々
申給へ

寄進米目録（写）

関白様ヨリ御天王江御寄進米目録事

弐百俵内
一神主分
五拾俵　御天王分
五俵　ゐもり
弐俵　ちりの宮

B　A
津　氷
島　室
神　神
社　主

壱俵半　観音
弐　俵　経　塚
弐　俵　屋の御せん
弐　俵　たうけの御せん
弐　俵　おうの御せん
〆六拾六俵

一右馬大夫分
弐拾五俵　八王子
参　俵　しゃとく神
拾弐俵　弥五郎殿
参　俵　ひしゃもん
〆四拾参俵

一三郎大夫分
参　俵　ちこの御せん
〆弐拾参俵

弐　俵　たとの御せん　又四郎大夫
弐　俵　たきの御せん　三つ大夫
弐　俵　おうのやしろ　はんとう大夫
弐　俵　舟着の御せん　太郎大夫
弐　俵　ほしの御せん　もんの大夫
弐　俵　よねの御せん　九郎大夫
参　俵　神宮寺分　実相院
六　俵　大般若（ろうもん）両方　聖寿院六人社僧中
拾弐俵　社僧六人
弐拾弐俵　祢宜衆拾壱人
参俵半　役人四人
以上百九拾壱俵

寄進米配分目録（写）

B　A
津　氷
島　室
神　神
社　主

（附紙）
「先規関白様より御寄進米配分之書付」

弐百石之御米配分之書付

七拾俵　社僧衆十人花押
　九郎右衛門殿
　吉右衛門殿
　喜太夫殿

七拾俵　祢宜衆十人
　久左衛門殿
　大郎大夫殿

拾俵　匂当大夫花押
　九郎大夫殿

四拾俵　神官四人

五拾俵　勾河三大夫殿
五拾俵　三郎大夫花押
百　俵　馬大夫花押
七　俵　神　主
三俵御供　役人四人

津島天王社諸殿修理覚（写）

B 津島神社

（附紙）
「徳永法印被仰付候両
御修理之覚
天正十九年」
うつし

御修理之覚

とうけの御せん　五斗　神主
しやとく神　七石　馬太夫
ちりの宮　壱石　神主
へんさいてん　四石五斗　三人
りんそう　参石　明星院
やくし　参石　実相院
ひしやもん　参石　馬太夫
番
蘇民宮　参石
番
阿弥陀堂　拾弐石　三郎太夫
番
こまんとう　拾弐石　三郎太夫
番
かしわの宮　参石

拝殿

弥五郎殿　拾七石　馬太夫

下の御供所　参拾五石　神主

番

石たう　参石

番

大黒　参石

番

七末社　弐拾壱石

御師分　五石

祢宜拾弐人　番衆秋迄飯米　拾弐石

四人にわはき　弐石

社僧六人夏米但如法経時又参石可遣

参石

同時打領

参石

両社御供　六石

以上百六拾弐石

天正十九年

四月三日

関白様御時津嶋御代官

徳永法印被仰付候

大野玄三書状

A 堀田右馬太夫

B 堀田虎次

以上

貴札令拝見候、如仰先度は色々御馳走令祝着候、然者、若君様之御まほり給候、早々持せ上申へく候御陣所ハ隙間有敷候間、御留主ニ参候て可申入候、京より御まほりの御礼あるへく候、何様以面具可申入候、恐々謹言

（天正十九年？）

六月廿七日

大佐

玄三（花押）

右馬大夫殿

貴報

辻吉弘等連署状

C『張州雑志』

拾二城野方之内、天王御灯明分、近所ニかゑ候て進上申候
平太分公方山合森大かたとの分相添、御灯明之代ニ、如前々付申候、弥々中納言(豊臣秀次)殿様御祈念、疎
意被成ましく候、仍為其一筆如件

天正十九年八月　日

中村勝左衛門
元　頼(花押)
加賀源介
弘　政(花押)
服部与内
若　佐(花押)

実相院　御同宿中
参

辻吉弘等連署状

C『張州雑志』

於西比良ニ天王御こんりう尤存候、然者為御修理田畠屋敷ニ付而、壱町進置候、御ひらかせ候て可被召置、於神前ニ殿様(豊臣秀次)御祈禱無御油断尤ニ存候、恐惶謹言

天正十九
拾弐月二日

辻　新介（花押）
中村勝左衛門
元　頼（花押）
加賀源介
弘　政（花押）

服部与内
若佐（花押）
辻新介
吉弘（花押）

実相院
御坊中

津島神社楼門墨書銘

A 津島神社

ア、（下層西北隅虹梁上中央柱側蟇股下面）「天正十九年七月廿八ニはじまり申候」

イ、（下層北側西隅柱上大斗含ミ面）「天正十九年拾月加藤源（兵）へ」

ウ、（上層頭貫北側中央柱差込部内側）「天正拾九年一月」

エ、（下層西側中央間虹梁下南側実肘木上面）「大工さく兵へ
（下ノ虹梁下面ニ此銘ノ跡片アリ）　天正十九年十一月吉日」

オ、（下層西側中央間虹梁下北側実肘木上面）「大工さくひ字へ
天正大九年十一月七日」

カ、（上層第二通肘木二ノ手先北側西隅上面）「天正十九年」

キ、（下層北側中央柱上北出枠木木上巻斗含ミ面―墨指―）「天正十九年
十一月十日ニたち
申候

ク、（下層中央間南側中通々柱上大斗含ミ面）「天正拾九年十一月吉日」

ケ、（上層北側西隅柱柱柄―墨指書―）「天正拾九年」

津島北口検地帳

（表紙）「

天正廿年四月吉日

田中次郎右衛門尉　打口

尾張国海東郡内　津嶋北口

御検地帳　給人神主」

（表紙裏）

天正廿年御検地之物成帳

上ノ田

壱反ニ付候て壱石五斗代　但　定物成　壱石五升也

このうち米二升一合

二ゑつゝみ			
上	三畝弐拾弐分	三斗九升弐合	米之座 藤五郎
同			きたくちの
上	五　歩	壱升七合五勺	市　蔵
同			北口ノ
上	三畝七歩	三斗三升九合五勺	五郎右衛門
同			
上	三畝壱歩	三斗壱升八合五勺	同　主
同			米之座
上	壱畝七歩	壱斗弐升九合五勺	宗七郎
同			
上	弐拾九歩	壱斗壱合五勺	同　主
同			北口ノ
上	拾壱歩	三升八合五勺	宗右衛門
二ゑつゝミ			北口ノ
上	弐畝拾九歩	三斗壱升壱合五勺	同宗右衛門
〃			北口ノ
上	弐反八畝廿四歩	三石壱升四合	彦　七

上	〃	壱石七升壱合	同主
〃	壱段六歩		
上	弐段弐畝廿弐歩	弐石三斗八升七合	同主
〃			
下	九歩	弐升三合七才	同主
〃			
上	拾五歩	五升二合五勺	同主
〃			
上	弐畝拾四歩	弐斗五升九合	同主
〃			
上	弐畝拾弐歩	弐斗五升二合	同主
〃			
上	弐畝六歩	弐斗三升一合	同主
〃			
上	四畝拾五歩	四斗七升弐合	同主
〃			
上	弐拾八歩	九升八合	同主

かミきりの
米の座
上切
北口ノ

〃				
中	弐畝拾七歩	弐斗三升三合六勺三才	同	主
〃				
上	拾壱歩	三升八合五勺	かゝきり	せん長
〃				
上	弐拾歩	七 升	かゝきり	支 助
	二ゑつゝみ			
上	拾弐歩	四升弐合	たうゆ	藤 六
〃				
上	弐拾五歩	八升七合五勺	米之座	九郎太夫
〃				
上	五畝廿弐歩	六斗弐合	北口ノ	弥 六
	つゝゝわき			
中	七畝拾三歩	六斗七升七合三勺三才	北口ノ	喜七・太郎
〃				
中	五畝拾三歩	四斗九升五合三勺三才		同 主
〃				
中	三畝五歩	弐斗八升八合壱勺		同 主

中	〃		
〃	壱畝拾八歩	壱斗弐升四合	北口ノ
中	〃		喜　六
〃	壱畝廿歩	壱斗五升二合	北口ノ
中	〃		宗一郎
〃	拾九歩	六升六合五勺	北口ノ
上	〃		又一郎
〃	壱畝拾五歩	壱斗五升七合	北口ノ
上	〃		式三郎
〃	壱畝拾弐歩	壱斗四升七合	北口ノ
上	〃		与　三
〃	壱畝廿歩	壱斗七升五合	北口ノ
上	〃		助三郎
〃	弐拾六歩	九升一合	北口ノ
上	〃		三郎二郎
〃	壱畝四歩	壱斗四合	北口ノ
上	つゝみわき		弥三郎・太郎
中	弐拾歩	壱斗八升弐合	北口ノ 与六郎

中	〃	壱斗壱合	かなとうろ
〃	壱畝拾三歩		藤一郎
中	〃	七升六合	北口ノ
〃	弐拾五歩		宗二郎
中	〃	七斗三升五合	かゝきり
〃	八畝三歩		総九郎
中	〃	七斗壱升三合	かゝきり
〃	七畝廿五歩		弥太
上中下ノ			藤右衛門
田数合壱町四反五畝廿歩			

畠			
	北つゝミ		米之座
上	壱反弐畝廿弐歩	壱石六升七合六勺	藤五郎
〃			米之座
上	八畝五歩	六斗八升六合	源三郎

上	〃	壱石三斗四升四合	米之座 宗七郎
上	壱段六畝	壱斗九升八合八勺	米之座 又　六
上	〃	七斗五升三合弐勺	北口ノ 五郎右衛門
上	弐畝拾壱歩	弐斗八升	まにはの 弥　八
上	〃	三斗四升九合六勺	上切ノ 七衛門
上	九畝三歩	弐斗九升四合	北口ノ 与三郎
上	〃	壱斗三合六勺	源二郎
上	三畝拾歩	弐斗八升七合六勺	北口ノ 喜　七
上	〃	三斗弐升八合四勺	かミかわらの 宗一郎
上	三畝廿五歩 つゝミわき		
上	三畝拾八歩		
上	〃		
上	壱畝七歩		
上	〃		
上	三畝拾七歩		
上	〃		
上	四畝三歩		

上	〃		
上	七畝拾四歩	六斗弐升七合弐勺	米之座 又　六
上	〃		上　切
上	四畝拾四歩	三斗七升五合弐勺	せん長
上	〃		北口ノ
上	三畝拾六歩	弐斗九升六合八勺	とら若
上	〃		米之座
上	三畝拾七歩	弐斗九升九合六勺	小兵衛
上	〃		上切ノ
上	弐畝拾六歩	弐斗壱升二合八勺	与　助
上	〃		ふやのちやう
上	半五歩	四斗三升四合	総五郎
上	〃		上切
上	弐反四畝拾歩	弐石四升四合	喜　西
上	〃		米之座
上	壱段八畝拾歩	壱石五斗四升	九郎太夫
上	〃		上切
上	四畝拾弐歩	三斗六升九合六勺	総九郎

上	〃 半三歩	四斗弐升八合四勺	北口ノ 弥六郎
上	〃 つゝみわき 三畝壱歩	弐斗五升四合八勺	北口ノ 藤　六
上	〃 弐畝二拾五歩	弐斗三升八合	北口ノ 太　郎
上	〃 弐畝六歩	壱斗八升壱合弐勺	中きりの 太　郎
上	〃 壱　畝	八升四合	北口ノ 与左衛門
上	〃 弐畝弐拾七歩	弐斗四升三合六勺	北口ノ 与三郎
上	〃 八畝五歩	六斗八升六合	北口ノ 与四郎
上	〃 壱段四畝七歩	壱石壱斗五升五合六勺	上切ノ 拾右衛門
上	〃 六　畝	五斗四合	米之座 九郎太夫

上	〃		
上	弐畝廿九歩	弐斗四升八合三勺	北口ノ
〃	〃		
上	半	四斗弐升	北口ノ
〃	〃		
上	五畝拾七歩	四斗六升七合六勺	北口ノ
〃	〃		
上	四畝廿歩	三斗九升弐合	米之さ
〃	〃		
上	半	四斗弐升	米之座
〃	〃		
上	壱畝拾八歩	壱斗三升四合四勺	上切ノ
〃	〃		
上	壱畝拾三歩	壱斗弐升四勺	上切
〃	〃		
上	弐畝廿四歩	弐斗三升五合弐勺	北口ノ
〃	〃		
上	弐畝拾九歩	弐斗弐升三勺	米之座

与　三
与三右衛門
助左衛門
喜　八
菊　若
常　喜
忠三郎
四　郎
甚五郎

〃　　九斗九升一合弐勺　　与八（上きり）

上　壱段壱畝廿四歩

〃　　壱斗六合四勺　　こほ（北口ノ）

上　壱畝八歩

上中下ノ

畠合弐町三反二畝　　広長（花押）

田中吉政判物

C『張州雑志』

以上

白山権現幷先立屋敷（達カ）之事、大閤様関白様大政所様、其外御一類為御祈禱、彼地子米相除候間、全可有寺務之状如件

天正廿年

五月六日　　田中兵部大輔

吉政（花押）

津嶋内
観音坊参

社領検地物成目録（前欠）

A 氷室神主
B 津島神社

九拾五町六反八畝廿六歩　永あれ・ゆりこミつゝミ川まへの縄ニあたり候分
四拾四町七反九畝拾五歩　ミち・ほり・やふ・いけ
一拾壱町三反壱畝十八歩　津嶋内神主分
　白米百四拾五石五斗八升八合
一百六町八反壱畝四歩　天王嶋
　白米百九拾九石六斗八升九合
右之外
　三拾町三反四畝廿三歩　ミや・やしき・道・ほり・やふ・くねつゝミ・はたふけ
天正廿年壬辰八月二日

田中次郎衛門（黒印）

津嶋
神主殿
参

徳永寿昌書状

C『張州雑志』

以上

白山先達観音坊へ、最前申付候村々ゟ、家並ニ米壱升宛被申付、急度相届可被申候、恐々謹言

（天正二十年）
十一月十六日

式部卿法印
寿　昌（花押）

浮気市右衛門殿
湊　金右衛門殿
上坂学兵衛下代
参

徳永寿昌判物

C『張州雑志』

葛木村　にろう村　石田村　ふたの村　石亀村　森下村　中嶋村　そと浜村　長くほ村　立野村
日原村　長瀬村　駒江村　大和田村　秋江村　加の村　す脇村　大藪村　上畑長村　野寺村　下
畑村　野市庭村　瀬古村　成戸村　松木村　上切村　こう津村　上野村　馬津村　は祢村　奥条
村　駒野村　庭田村　とく田村　山崎村　安江村　大田村

猶以面々、知行所之給人代官、於在合者、早速申付持せ可被届候

此折帋参着次第、村付の下に、肝煎共判形可仕候以上

右従村々、白山為先達、米家壱間より米壱升あて観音坊へ可相渡、則為肝煎取あつめ、津嶋へ持可届者也

天正廿年
十二月十四日

式部卿法印（花押）

村々肝煎中

徳永寿昌津島天王社置目（写）

A 村主家
B 津島神社

天王　神主と社家衆同社僧衆置目事

一　神主上座
五石　右馬大夫（左座）
三石　番頭大夫
三石　九郎大夫
三石　門之大夫
三石　勾阿弥大夫
四石　勾当大夫（右座）
弐石　三郎大夫
弐石　太郎大夫
弐石　又四郎大夫
弐石　彦大夫
弐石　光大夫

弐石　乙若大夫
　みこ方五人
壱石五斗　左之一
壱石五斗　右之一
壱石五斗　兵蔵みこ
壱石五斗　孫七みこ
壱石五斗　久左工門みこ
壱石五斗　鐘つきの扶持
　社僧十坊
弐石　実相坊　大善坊（此役を相勤則米を可被取也）
弐石　明星院　円蔵坊（此役を相勤則米を可被取也）
弐石　安楽坊　多宝坊（此役を相勤則米を可被取也）
弐石　千蔵坊　不源坊（此役を相勤則米を可被取也）
弐石　良円坊
弐石　成就坊

弐石　大善坊　是ハ絶候
弐石　円蔵坊　是ハ絶候
弐石　多宝坊　同断
弐石　不源坊　同断
　此外徒かい者役人四人
一米毎年右之如書付、神主与り可被相渡事
一居屋敷検地之斗代もり以右之米ニ可有立用、於不足分者、現米にて成共、田地ニて成共、神主次第可被相渡事
一社家衆者、神主を如寄親之可有戴判事
一神主者、社家衆を如寄子之存、万事憐愍可有之事
一年頭ニ者、社家社僧衆神主へ礼ニ可被参、於樽代者、壱石ニ付て十疋宛之事
　神主より之時宜ハ、可為如前々、但右馬大夫へハ為返礼、神主与り三十疋可有持参事
一五節句にハ、右馬大夫を始社家衆、神主所へ可被参無持参
一対天王神主、不相届儀於有之者、社家衆与り及三度異見可被申、於出無沙汰ハ、対津嶋之代官可申理事

一祭礼之事、如先規可被相勤事
一社家社僧共ニ、右之背置自、又ハ不相届儀無其隠者、神主与り津嶋之代官、一往相断、則可有破布事
一社家社僧共ニ、其身不相届ニ究破布候共、跡目之儀者、神主与り社家社僧へ相理、跡目可被相立事、自然神主出無沙汰、社家社僧より神主へ右之置目可相理事
一橋屋鋪之事、如前々、地子不可被取、橋之儀ニ可召遣天王橋之上者、神主精を可被入事可為肝要事
一社僧之事、先規者十坊之由ニ候へ共、只今在之六坊ニ相究、残る四坊之分、右之如書付之社僧として役をも相勤、米をも可被取事
一社家衆、烏帽子白張を着シ、諸事如前々可有日参事
一神主参詣之時者、社家衆之時宜可在之事

以　上

天正廿年ミつのへ
十二月十五日

式部卿法印在判

徳永寿昌社僧置目

C『張州雑志』

社僧十坊

子実相院　丑明星院　寅安楽坊　卯千蔵坊

良円坊　成就坊　子大善坊　丑円蔵坊

寅多宝坊　卯不源坊

此役、近相勤、則米をも可被取也

（天正二十年）

十二月十五日

式部卿法印判

織田信雄？書状

C『張州雑志』

就上国、為音信料帋五十帖到来、喜入候、猶勘兵衛かたに而可申聞候也

三月十二日

「信雄歟」

（草名花押）

津嶋
神主殿

小出吉政書状

B 津島神社

以上

若公様御口中御煩付、為御立願、八木千石被成御奉納候之条、無由断於神前、御祈念之事所仰候、猶、委細、三太方可有御演談候、恐々謹言

十一月廿二日

小出信濃守
吉政（花押）

津嶋
御社家中
参
人々御中

臼田権右衛門尉書状

A　堀田右馬太夫
B　堀田虎次

猶以御むつかしき儀ニ候へ共、兵粮米少遣度候、被入御情可被懸御意候、兵粮米之事、三まいはし迄可遣候間、被成其御心得、船頭ニ折紙可被仰談候、頼入存候已上

先度之已来は、無音所存之外ニ候、旧之御約束申、兵粮遣候事、何かと相違仕、不及是非候、一段御情の入たる躰、右近祝着申候、兵粮米今少遣度候、如最前之舟之事被仰談候て、可被懸御意候、近比御六ケ敷申事ニ候へ共、先日別而御返候儀ニ候間、是非共其元御馳走之段可頼入、為ニ悦(カ)右衛門を進之候、前様子を口上ニ申含候間、不能具候、恐々謹言

三月十八日　　臼田権右衛門尉　（花押）

津嶋
神主右馬大夫殿
人々御中

豊臣秀吉朱印状

A　氷室神主
B　津島神社

為名護屋見斗廻、大麻幷熨斗千本到来、悦思食候、猶大一坊可申候也

（文禄元年？）
七月廿一日（秀吉朱印）

津島神主

神主氷室勝長社家社僧合力覚

B　津島神社

（表紙）
「　文禄元年　（異筆）「宝暦六子年ニ七十九年ニ成」
社家社僧へ合力之分
（異筆）「文禄四年卒
氷室民部少輔
勝長」

十二月日

」

（後筆）「合力候分」　馬大夫方へ渡し候分

いやしき	壱反五畝	壱石八斗	馬大夫
やふ	六畝八歩	七斗五升弐合	同主
やふ	八畝	九斗六升	同主
畠方	壱畝四歩	壱斗弐合	八郎右衛門
畠方	壱反五畝拾五歩	壱石三斗九升五合	小右衛門
	合五石九合		

（後筆）「合力候分」　番当大夫方へ渡し候分

畠方	三畝拾弐歩	三斗六升	小三郎
畠方	四畝廿八歩	四斗四升四合	小三郎
畠方	四畝拾弐歩	三斗九升六合	八郎左衛門
畠方	六畝弐歩	五斗四升六合	（後筆）「夏秋小一郎作」又　蔵
畠方	三　畝	弐斗七升	八郎左衛門
畠方	八畝拾弐歩	四斗弐升	（後筆）「夏秋」新　八

畠　方　六畝拾歩　五斗七升　（後筆）「夏秋与一郎作」　喜八郎

合三石六合

（後筆）「合力候分」　九郎大夫方へ渡し候分

畠　方　九畝拾八歩　八斗六升四合　助右衛門

畠　方　壱反三畝拾六歩　壱石弐斗壱升八合　又兵衛

畠　方　七畝弐拾壱歩　六斗九升三合　三郎大夫

畠　方　弐畝弐拾歩　弐斗四升　源一郎

合三石壱升五合

（後筆）「合力候分」　門大夫方へ渡し候分

居屋敷　六畝廿壱歩　八斗四合　門大夫

やふ　四畝拾歩　五斗弐升　同　主

畠　方　壱畝拾歩　六升七合　又二郎

畠　方　九畝八歩　四斗六升四合　門大夫

畠　方　　壱反拾弐歩　　九斗三升六合　　同　主

畠　方　　弐畝廿三歩　　弐斗四升九合　　二郎三郎

合三石四升　但四升あまり候

（後筆）「合力候分」　勾阿見大夫方へ渡し候分

居屋敷　　九畝拾歩　　壱石壱斗弐升

畠　方　柳原　弐畝十七歩　　弐斗六升壱合

畠　方　同　壱畝十五歩　　壱斗三升五合

畠　方　同　三　畝　　弐斗七升

畠　方　同　三畝十歩　　三　斗

畠　方　　三畝拾九歩　　三斗二升七合

野　方　　七かいと　　五　斗「（後筆）金五郎やしき」

畠　方　城ノこし壱畝四歩　　壱斗弐合

合三石壱升五合

勾当大夫方へ渡し候分

野　方　宮うしろ　弐石五斗　与大郎
畠　方　壱反七畝　壱石五斗三升　彦右衛門
合四石三升

（後筆）「合力候分」　三郎大夫方へ渡分

居屋敷　三畝弐拾歩　四斗四升　三郎大夫
やふ　壱　畝　壱斗弐升　同　人
畠　方　七畝拾六歩　六斗七升八合　与四郎
畠　方　三畝壱歩　弐斗七升三合　与一郎
畠　方　四畝弐拾弐歩　四斗弐升六合　ふ　ち
畠　方　拾八歩　五升四合　同　人
合壱石九斗九升壱合

（後筆）「合力候分」　太郎大夫方へ渡分

居屋敷　八畝五歩　九　斗　太郎大夫
やふ　弐　畝　弐斗四升　同　人
畠　方　八畝十五歩　七斗六升五合　宗八郎
合壱石九斗八升八合

（後筆）「合力候分」　又四郎大夫方へ渡分
居屋敷　七畝弐拾六歩　九斗四升四合　又四郎大夫
やふ　壱畝弐拾歩　壱斗八升六合六勺　同　人
畠　方　九畝拾五歩　八斗五升五合　助左衛門
合壱石九斗八升五合六勺
不足分
畠　方　壱畝拾歩　六升七合　総四郎
右　内　九　合　三郎大夫
右　内　一升五合　太郎大夫
右　内　一升五合　又四郎大夫

右之内　一升　左之一
右之内　一升六合　千蔵坊
合六升七合也

（後筆）「合力候分」　彦大夫方へ渡し候分
畠　方　九畝四歩　八斗二升弐合　総　助
畠　方　弐段弐畝廿七歩　くねハのき候　壱石壱斗七升　又　蔵
合弐石

（後筆）「合力候分」　光大夫方へ渡し候分
居屋敷　四畝弐歩　四斗四升八合　光大夫
畠　方　弐畝壱歩　壱斗八升三合　助右衛門
畠　方　壱畝十八歩　八　升　孫一郎
畠　方　八　歩　壱升四合　藤七郎

畠　方　四畝拾弐歩　三斗九升六合　同　人
畠　方　弐拾五歩　四升弐合　助右衛門
畠　方　四畝十二歩　弐斗弐升　光大夫
やふ　壱　畝　壱斗六升　同　人
野　方　宮うしろ　六　斗　光大夫

文禄五年五月八日、光大夫居屋敷ノ内ニ彦大夫居屋敷を野方ニかへ
右之故、津島米ノ座光大夫居屋敷、御公方へ申

合弐石壱斗四升三合

但壱斗四升三合ハあまり候

（後筆）「合力候分」　乙若大夫方へ渡し候分

畠　方　弐反壱畝廿弐歩　壱石九斗五升六合　甚七郎
畠　方　壱畝十五歩　壱斗三升五合　同　人
畠　方　壱　畝　九　升　同　人
野　方　同　四　斗　同　人

合弐石五斗八升一合

但五斗四升一合はあまり候

（後筆）「合力候分」　社僧実相院方へ渡分

屋敷　五畝弐拾壱分（ママ）　六斗八升四合　実相院

やふ　壱畝拾歩　壱斗三升弐合　同主

畠方　壱反三畝弐歩　壱石壱斗七升六合　甚五郎

合弐石

（後筆）「合力候分」　明星院・成就院・円蔵坊

屋敷　六畝六歩　七斗四升四合　明星院

屋敷　半　六斗　成就坊

畠方　壱反拾七歩　九斗五升一合　兵次郎

畠方　九畝三歩　四斗五升五合　明星院

畠方　壱反壱畝十四歩　壱石三升弐合　同主

やふ　五畝十歩　六斗四升　同　主
やふ　弐畝五歩　弐斗六升　成就坊
畠方　八畝十四歩　七斗六升弐合　喜八郎
野方　七かいと　六　斗　明星院
合六石四合　但右之三坊

（後筆）「合力候分」　寿院へ渡分
居屋敷　六畝八歩　七斗五升弐合　寿　院
やふ　九　畝　壱石八升　同　主
畠方　弐畝廿歩　弐斗四升　総八郎
合弐石七升弐合　但七升弐合ハ多宝坊へ加

多宝坊へ渡分
畠方　六畝拾六歩　五斗八升八合　真蔵院へ渡し　与四郎

畠　方　六畝三歩　五斗四升九合　新三郎加へ　総右衛門

畠　方　八畝廿五歩　七斗九升五合　真蔵院へ渡し候　太郎兵作

合壱石九斗三升弐合　但七升弐合右　寿院内ニ有

（後筆）「合力候分」　千蔵坊へ渡分、同不源坊へ渡分

居屋敷　四畝廿歩　五斗六升　千蔵坊

畠　方　九畝拾歩　八斗四升　同　主

畠　方　九畝拾歩　八斗四升　真蔵院へ渡し候　総左衛門

畠　方　壱反拾一歩　九斗三升三合　河原　助七郎

野　方　八　斗　此内百成者三百成者　五郎兵衛

右近分　又　六

合四石　但弐升七合不足　右之二坊

（後筆）「合力候分」　良円坊へ渡分

畠　方　六畝廿七歩　六斗弐升一合　宗八郎
畠　方　八　歩　弐升四合　同　人
畠　方　壱反五畝拾歩　壱石三斗四升　与次郎
畠　方　拾五歩　弐升五合　ふ　ち

合弐石壱升

（後筆）「合力候分」　大善坊へ渡し分

畠　方　よつや　弐段拾歩　壱石壱升六合　又一郎
畠　方　同　六　畝　五斗四升　又三郎
畠　方　弐畝拾六歩　弐斗弐升八合　与八郎
畠　方　弐畝拾弐歩　弐斗壱升六合　太郎次郎

合弐石

（後筆）「合力候分」　左之一みこ渡し分

居屋敷　七畝拾四歩　八斗九升六合　左之一
やふ　弐畝十三歩　弐斗八升五合三勺　同人
畠方　三畝拾三歩　三斗九合　与一

合壱石四斗九升三勺

（後筆）「合力候分」　右之一方へ渡分

居屋敷　三畝拾歩　四斗　右之一
やふ　八歩　三升弐合　同主
畠方　拾弐歩　三升六合　藤五郎
畠方　壱反壱畝拾五歩　壱石三升五合　彦二郎

合壱石五斗三合

（後筆）「合力候分」　兵蔵みこ渡分

居屋敷　三畝拾五歩　四斗弐升　兵蔵御子

畠　方　　弐畝拾一歩　　弐斗一升三合　　同　人
畠　方　　弐畝十二歩　　弐斗一升九合　　同　人
畠　方　　弐畝廿七歩　　弐斗六升一合　　又右衛門
野　方　　　　　　　　　四　斗　　兵　蔵
　　合壱石五斗一升三合

（後筆）「合力候分」　総七御子渡分

居屋敷　　三畝拾一歩　　四斗四合
やふ　　十五歩　　六　升　　総　七
畠　方　　壱反弐畝廿分　　壱石一斗四升　　同　主
　　合壱石六斗四合　但壱斗四合あまり有　　同　主

（後筆）「合力候分」　久左御子

畠　方　　壱反八歩　　九斗弐升四合　　久左衛門
　　七かいと
畠　方　　五畝廿八歩　　五斗三升四合　　総四郎

畠　方　　拾六歩　　四升八合　　総　八

合壱石五斗六合

（後筆）「合力候分」　役人渡し候分

野　方　　壱　石　　鐘つき
畠　方　　壱　反　　五　斗　　同鐘つき
野　方　　壱　石　　八郎右衛門
いやしき　　十九歩　　七升六合　　同　人
野　方　　壱　石　　又右衛門
いやしき　　同　人
野　方　　壱　石　　助右衛門
いやしき　　廿四歩　　九升六合　　同　人

鎮宅鈴陽鋳銘

津島市文化財指定

B 津島神社

「文禄二癸巳二月　日

鎮宅霊符神

藤原清正（花押）

津島神社楼門墨書

（上層南側西隅柱、中央柱間上丸桁隅木組、面墨指書）

A 津島神社



文禄二年三月

徳永寿昌社領寄進状

以　上

津嶋西平之内弐町、弥五郎殿へ令寄進候条、永代不可有相違者也、仍如件

文禄弐

七月廿五日　　式部卿法印（花押）

右馬太夫殿

徳永寿昌書状

太閤様勢州通被成、還御候に付、諸浦船共、速に津島へ可上旨、御錠に候条、無油断至津島可上事、肝要候　謹言

（文禄二年）

十二月四日

徳永式部卿法印

諸浦並湊舟持中

A　堀田右馬太夫
B　堀田虎次

C『津島町史』

右馬大夫願書案

A　堀田右馬太夫
B　堀田虎次

つしま天王弥五郎殿かんぬし

うまの大夫

謹言上

前々ハ、在々所々津しま天王しまに、田畠をもち申候へとも、御さんてんにまかりなり、何ともかんにんなり申さす、めいわく仕候、あハれ、かんにんまかりなり候やうニ、おほせつけられ候て、くたされ候ハヽ、ありかたく可奉存候、以上

文禄弐年十二月六日

（参考）右馬大夫願書案

C『張州雑志』

つしま天王弥五郎殿しやにんうまのたゆふ

謹而言上

一前々は、在々所々、津嶋天王しまのうちにも、野畠を所持仕候へとも、みな〳〵御さんてんに

まかりなり、なにともかんにんなり申さす、めいわく仕候

一津しまのにしの、くさかりひらのうちも、まへおこし申はたに仕候ても、いまはすたり候て、物成一せんもなり申さぬ所、御座候

一あはれかやうなる所にても、かんにんまかりなり候やうに、おほせつけられ候て、被下候は、ありかたく可存候

文禄弐年十二月六日

A 右馬大夫
B 堀田虎次

尾張国中置目（写）

条々

一尾張国中、在々すいびせしめ、田畠荒候体、被及御覧、上様御生候国にて候条、別而不便思食、郡々へ御奉行被遣候条、何にても迷惑仕儀有之者、具可申上事

一在々所々あき屋敷有之子細、一々可申上事

一田畠荒地之事、給人仕様悪候哉、又百姓才判悪故候哉、何も有様可申上事

一侍地下人百姓ニ至るまても、家持候者、其在所をあけ、他国へ奉公ニ罷出様子、書付可申上事

一国中夫役、三年之間被成御免事
一三年之間ハ、諸給人手前をも、上様御代官なされ、百姓迷惑不仕様被仰付、給人も百姓もなり立候様、可被仰付事
一国中堤つき候事、上方にて如被仰付、山よせ不限、在々家並ニ罷出、正月五日より十五日迄之間ニ築立可申、然ハ堤つきの人足ニはんまい可被下候事
一只今被遣候奉行衆事、御兵粮馬之飼口被下候上者、於在々礼儀礼物事ハ不及申、酒肴菓子餅之類までも、一切不可取之、ぬかわら薪をも、代を可遣候、下々ニ至まて、非分之儀仕候ハヽ、百姓直訴可申候、於隠置者、可被加御成敗事
一在々地下人、御訴訟申置儀於有之者、何時も此奉行を以言上可仕事
右条々在々入念百姓ニ申聞、此御朱印之写を仕候て可相渡也
文禄弐年十二月廿八日

善福寺一石五輪塔銘

A 善福寺

尊得阿弥陀仏

□□

文禄三年甲午六月廿二

大橋重房誓書

A　大橋源三右衛門
B　井沢　貞

一、以来ハ何へんのふそく候て、たちのき申候ハヽ、たにんニ可被成候、其上ハ母共ニけいほう申間敷候

一、我等者、むこにて候、いかやうニ御しつけ候共、何様ニ御さはき候共、諸事の儀ニ少もいらん申間敷候、為其、一書如此候

文禄三年九月廿五日

源十郎
重　房（花押）

源三右衛門入道殿へ
まいる

徳永寿昌書状

A　堀田右馬太夫
B　堀田虎次

以上

為御見舞、飛脚被指上候、祝着申候、今度者不慮之様子共候へ共、我々儀無御別儀候条、御気遣有間敷候、爰元隙明候者、可令下国候条、以面可申述候、恐々謹言

（文禄四年）
七月廿七日　　徳式法
　　寿昌（花押）

右馬大夫殿
御返報

田中吉政書状

A　堀田右馬太夫
B　堀田虎次

□□猶頓而、其地可罷下候間、以面可申入候、以上為御見廻、芳札本望之至候、誠今度不慮之仕合、無是非次第、可申様無之候、猶田那部甚兵衛（時方）可申候、恐々謹言

（文禄四年）
七月廿八日

田中兵部大輔
吉　政（花押）

津嶋神主
右馬大夫殿

御返報

豊臣秀吉朱印状

尾州丹羽郡東野村内、百三拾七石五斗事、令扶助訖、全可領知候也

文禄四
八月八日　（秀吉朱印）

津嶋神主

A　氷室神主
B　津島神社

花蔵坊屋敷寄進状（写）

B 津島神社

一兵衛殿清左衛門殿御肝煎を以与七為申候屋敷壱畝三分、我等壱代観音へ御寄進恭存知候、観音堂より之礼銭者、本銭百文ツ、毎年末代まて、我等寺御き(ママ)申候者進上可仕候、但前々之所ニ観音堂立置申仕而ハ、其堂ひかへ申者礼銭遣し可申候、為其如此候以上

文禄五年
弐月廿七日

花蔵坊
甚　政（花押）

神主様
まいる

神主氷室広長礼銭定状

A 氷室神主
B 樋田　豊

礼銭之出入之事、弐十疋ニ付而現米弐斗六升之儀、天王京舛ニ而相定候、右之内引手物者三升三

合ひき候てのこりて弐斗二升七合請取可申候、此上ハ公用売買あかりさかり候共、於子々孫々は
相違有間敷候、為其、如此候、已上

文禄五年三月晦日

兵部少輔
広　長（花押）
猿　丸（花押）
佐十郎（花押）

社僧中
御きもいり
明星院
千蔵坊
円蔵坊
久左衛門尉殿

田那部時方書状

A　堀田右馬太夫
B　堀田虎次

猶以、居森殿御作事かた、米・銀子之分ニ百石余可被相渡旨被仰下候、重而相違有ましく候、
以上

先日之御状拝見申候、其砌御報可申候へ共、御便急候間、不能其儀候、然者、今度大水、其元如何被成候哉、無御心元候、然者、居森殿御作事かた米、加賀源介(弘政)方手前ゟ被仰付候、重而可被相渡候、各被成御相談度存候、此方も水にて堤所々損し候て取乱候間、不申入候、坂市も御噂被申候、恐々謹言

五月廿九日　　田甚兵
　　時　方（花押）

津嶋
右馬大夫殿
人々御中

前田玄以書状

A　大橋源三左衛門
B　井沢　貞

其後無音之処、御状珍重候、殊料帋二十帖、遠路御懇志之段、令祝着候、爰元御陣之御留守、万事無油断候、将又少々御上待入候猶期後音候、恐々謹音

六月二十三日　　民部卿法印

専安　　玄以（花押）

返報

冨田知信書状

A　大橋源三左衛門
B　井沢　貞

猶以鯨送給候、毎度御音信難申尽候、万事懸御目可申入候、以上

御状拝見申候、随而御身上之儀ニ桜井与蔵方へ書調進候、将又、稲河殿大垣へ御越之刻、貴殿御上意懇ニ申候而可御心□候、猶、孫九郎可申候、恐々謹言

二月八日　　冨田平右衛門尉（花押）

大橋源十郎殿

御報

福島正則書状

B 津島神社

以上

態申下候、津嶋天王嶋神主兵部少輔へたいし、社人衆年貢等如在無之様ニ、堅可被申付候、如前々諸事不相違様ニ尤候、恐々謹言

（文禄五年）
卯月廿四日

左衛門大夫
正　則（花押）

上月助右衛門
とのへ

神主氷室広長替地手形

A　氷室光太夫
B　三重県　松井　清

已　上

清一郎居候つるやしき之事、ウイの野ニかへ候て遣し候、為其如此候也

文禄五
五月八日

兵　部
広　長（花押）

光太夫殿

福島正則書状（写）　C『張州雑志』

以　上

於津嶋、間野善太郎諸役之儀、平野九左衛門殿御理候間、令捨免候上者、其分可被相心得候、恐々謹言

慶長元年
十二月廿六日　　福左衛門大夫
上月助右衛門殿　　正　則（花押）

弥五郎殿鰐口刻銘

B津島神社

奉寄進天王弥五郎殿鰐口、施主太口絲八郎秀長敬白
時慶長弐年丁酉五月吉日

福島正則書状

B津島神社

太閤様為御祈念、従秀頼様、津嶋之天王へ米五百石鳥目五百疋御進上候、於神前ニ御祈念無油断御沙汰可有之候、右之米ニて嶋中之堂塔幷参門とりいるかき以下まて、急度御建立可有儀専一候、追而算用我等可仕候之間、其御心得あるべく候、右之米幷公用ハ上月助右衛門方へ申付候、

恐惶謹言

（慶長三年）
七月十一日

神主殿
右馬大夫殿

羽左衛門太輔
正　則（花押）

上月助右衛門尉書状

B　津島神社

尚以明日、侍従様御状持国参（衍）カ渡し可申候、米ハ則わたし可申由、久兵へかたへ申遣候、以上

太閤様御祈念ニ、従秀頼様米五百石鳥目五百疋、天王様へ渡可申旨、只今侍従様ゟ御状参候、明日御状幷米鳥目渡し可申候、恐惶謹言

（慶長三年）
七月十二日

上月助右衛門尉
（花押）

神主様

右馬大夫様
参
人々御中

上月助右衛門尉書状

A　堀田右馬大夫
B　堀田虎次

以上

夜前委曲申上候、天王様へ之御米之侍従様御状、此者ニ遣上申候、御米幷くやう御請取可被成候、
恐惶謹言

（慶長三年）
七月十三日

上月助右衛門尉
（花押）

神主様
右馬大夫様
まいる

神主兵部少輔・右馬大夫連署状案

B 津島神社

□□将又、其様江御祓令進上候
先度は御祈禱被下候忝候然は、秀頼様ヨリ為御立願、天王江米五百石幷鳥目五百匹被成御寄進候、千万歳目出度存置候、御祈念之御事社家社僧中も疎意無御座候態、御祈禱之物致進上候、可然様令成御披露候て可被下候、猶三郎大夫可被申上候、恐惶謹言

（慶長三年）
七月十八日　　右馬大夫
　　神主兵部少輔

上月助八殿

津島神社南門墨書銘

A 津島神社

（工様肘木）
慶長三年八月廿八日
（雲肘木）

慶長三年つちのへ（いぬ）とし八月卅日ニこれを仕申候つしま大工□

（虹梁木鼻）

東はな　慶長八月廿八日　大工藤次郎

（巻　斗）

慶長三年八月十二日　藤二郎

福島正則書状

C『張州雑志』

書状之趣具令披見候

一三十間ニ四間之蔵、昨日廿八日ニ立候て、引物けたまて渡し候由尤候

一拾八間ニ四間之蔵之地形も、明後日二日ニは可令出来由、得其意候、弥念を入、地形をよくつかせ可申儀専一ニ候

一不及申候へ共、やねのもらさるやうニ、下ふきをよく可仕候謹言

七月廿九日　大（福島正則）夫（花押）

大橋もへもん殿

くり田藤へもん殿
かち原半衛門殿

福島正則書状

C『張州雑志』

以上

思召寄為御音信、新敷鯉弐雙被懸御意、一入満足仕候、何も懸御目候而、御礼可申入候、委細者柘植清右衛門方ゟ可申入候、恐惶謹言

九月五日

羽左衛門大夫
正則（花押）

主水殿
御宿所

福島正則書状（写）

B津島神社

御折かみ、殊更見事之鯉三懸、御意恭候、いか様懸御目御礼可申述候、尚上月助右エ門方ゟ可申入候、恐惶謹言

十月六日　　羽左衛門太夫

正則　書判

神兵部少様

御館

B津島神社

神主氷室長盛替地手形

（表包紙）「慶長五年源二郎江替地之手形壱」

（端裏書）「是ハ古兵部判也

慶長之頃ノ人也

主水殿親父也　」

□成の野と、柳わらとかへてつかわし申候也

慶長五年七月吉日

氷室長盛（花押）

源二郎殿

天王弥五郎殿番請状

A 村主家
B 津島神社

天王弥五郎殿御番之事、六月十四日十五日はたれ〳〵の番成共、前々より我等取申候、但六月十四日にあたり申番主は、すゑへをくり五日御取候、又十五日にあたり申人は、四日御取候、若まつりのひ、車わたり申日は、前々より我等取申候、是もすゑへをくり五日御取候、互に相違有間敷候為末代一筆如此候、以上

慶長五年六月二十四日

右馬大夫

之盛（花押）

御きもいり花蔵坊

三郎太夫殿

参る

天王弥五郎殿番請状

A 村主家
B 津島神社

天王弥五郎殿御番之事、六月十四日十五日はたれ〳〵の番成共、前々より我等取申候、但六月十四日にあたり申番主は、するゑへをくり五日御取候、又十五日にあたり申人は、四日御取候、若まつりのひ、車わたり申日は、前々より我等取申候節も、するゑへをくり、五日御取候、互に相違有間敷候、為末代一筆如此以上

慶長五年六月廿四日

右馬太夫
之盛（花押）

御きもいり花蔵坊
三郎太夫殿

源八太夫殿
参る

天王弥五郎殿番請状（写）

B 津島神社

請書

天王弥五郎殿御番之事、六月十四日十五日は前々より其方御取候、但六月十四日にあたり申番主は、するゑへをくり五日取申候、又十五日あたり申人は四日取申候、若まつりのひ車渡り申日は、前々より其方御取候、是もするゑをくり、番主五日取申候、互に相違有間敷候、為末代一筆如此候、以上

慶長五年六月廿四日　　源八太夫　判

御きもいり　花蔵坊

三郎太夫殿

右馬太夫殿
参る

（参考）　天王弥五郎殿番之事

A 村主家
B 津島神社

又申候、たかいの切請木可有候、あら〳〵書付置候也

慶長五年かのへね年六月十四日に大水出、一江之車はかり十五日にわたり、それも天王へ参宮あらすくたし被申候、然者十五日しんかくわたり、十六日の朝にいつものことく車渡申候、其時分弥五郎殿番清右衛門、六月廿五日より可取番之廿三日かぎを給候処かへし、前々の理申候て、六月廿五日より取申候、左様に候はゝ末代ためたかいに切請取かわしすまし申候、御肝煎花蔵坊三吉にて候、馬太夫切請は渋ほところあり、此方の切請者馬太夫方に可有候、切請ふんてい六月十五日にあたり候、番主四日被申候、よの時車わたり候時、番取候人はするゝおくり、五日取候也、それ申は我等取候時前も車わたり候日、何時も馬太夫被取候ゆへ也、末代ため書付置候

以上

嶋長書状

A 村主家
B 津島神社

尚々御おんみつに申上候儀と、光太夫殿之使忠衛門弥太郎被申候
見よしはなし之儀、光太夫殿尋候へは、御しんほう

一心経　三巻
一しやくてう　三巻

一天王経　三巻

先はなし候由申候間、其分可有御心得候

慶長六年

九月廿一日　嶋　長（花押）

信右衛門助殿

参

大県伝六副状

C『張州雑志』

天王灯明分の野方之儀、先代官下代衆之折帋被見候、弥可為如前々候之間、野州（松平忠吉）様御祈念肝要ニ存候、仍如件

慶長六年

十二月三日　大県伝六（花押）

実相院

参

神前社家中御番定書（写）

B 津島神社

（附紙）

神前社家中御番之定　慶長七年

定神前御番之事

一番　勾当太夫

二全　清左衛門

三全　源八太夫

四全　又四郎太夫

五全　乙若太夫

六全　左之一

七仝　九郎太夫
八仝　太郎太夫
九仝　久六郎
十仝　三郎太夫
十一仝　光太夫
十二仝　番頭太夫
十三仝　右馬太夫
十四仝　刑部太夫
十五仝　右之一
十六仝　兵蔵
十七仝　彦太夫

右一人宛可相詰者也

慶長七年壬寅五月廿五日

勧進掟書

C『張州雑志』

一天王御榊諸勧進以下、堅神主殿・社家・社僧申合誓如申候、誰々ニよらすくわんしん仕ハ、(候脱カ)さき〳〵江も可申付候事

一社家僧之外、従前々下々物、旦那もち候者ハくるしからす候、若少成共勧進仕候ハヽ、廿八人として急度せいはい可仕候事

一嶋中之百姓、くわんしん仕候を見かくし有間敷候、若榊・折民ニ出候ハヽ、可為曲事之事

慶長八年正月吉日

神　主（花押）

乙若太夫（花押）　勾当太夫（花押）　九郎太夫（花押）

又四郎太夫（花押）　馬　太　夫（花押）　太郎太夫（花押）

番頭太夫（花押）　彦　太　夫（花押）　明　星　院（花押）

実　相　坊（花押）　安　楽　坊（花押）　久　　六（花押）

兵　　蔵（花押）　門之太夫（花押）　右　兵　衛（花押）

光　太　夫（花押）　三郎太夫（花押）　左　兵　衛（花押）

天王御用鍛治屋定状（写）

B 津島神社

（端裏書）
天王蛇毒神御遷宮御用鍛冶屋之覚書

天王御用鍛冶屋之事
天王蛇毒神殿御遷宮、番頭大夫殿かぢや〳〵ニ付、釘之祝之事前々のことく進置候、鱸久大夫殿へも此由可申候、為其一書如此候
慶長八年　　相楽坊
正月廿八日　　良秀判
番頭大夫殿

天王くぎ大工定状（写）

B 津島神社

天王くぎ大工之事　番頭太夫
一彦太夫三分二うち申候

一天王両大工へ参候、ひばし弐せん、火うち弐まい、是は彦太夫かたより出し申候
一兵七三分壱うち申候、ひくわんじんへ参候、ひはし壱せん火うち一まい、是は兵七かたより出し申候
一ひくわんじんより弐百文之礼銭は番頭太夫へ参候、子々孫々よりいらん有間敷候、為其一筆如此候

慶長八年かのとの卯二月九日　　彦太夫　判
　　兵七　判

九郎太夫殿
実相坊　御両人　参る

御師道具請取状

B 津島神社

うけとり申御たうく之事
一、くわこ　壱つ　弥太郎ふあり　請取申候

一、こつゝら　壱つ　弥太郎ふあり　請取申候
一、たいしやくはこ　壱つ　請取申候

合三いろ　以上

慶長八年う六月五日　一（花押）

つしま

源八大夫殿

まいる

千手堂売券

B 津島神社

右売渡申事実正也、但宮所ハ千しゆ堂成、但まつりハ正月十六日ふしや相添申候、然ハ木具之分と仕而上々こく所之からうとう相添申候、雖然、彼所ハ他所へ参候間、其たいとして米参斗宛彼宮ニ不社当之時、此方ヨリ相渡可申候、只今請取銀子四十目也、若天下一度之徳せ入候共、子々孫々ニをいて、いらん申者有間敷候、為其、一書相渡申候、為後日、仍如件

慶長八年癸卯

六月十日

神主主水
長　盛（花押）

御肝煎半右殿

使ハ清兵衛

又申候、其ニまつり
めされ候てより彼宮
ニ付、せんハ其方へ
其年ヨリ可進候

勘左衛門殿
まいる

初尾寄進配分願書（写）

（端裏書）

A　村主家
B　津島神社

「清須ゟ御初尾米御献上□□覚」

今度、清須御前様より牛之時参之御ふせ八木拾五石御こし被成候処、五石神主へ渡候、相残拾石宇都宮大夫かくし取申候、国守様御祈念被仰付候ニか様わたくし成儀、昔より無御座候間、如前々之被仰付可被下候、為其、神主をはしめ社中社僧連判を以申上候

慶長八卯九月十六日

惣中連判
有
次第不同也

大県伝六殿へ被覧書也

千手堂売券

B 津島神社

せんしゆとう、銀子四拾匁ニ本けんしよあいそへ、うり渡し申候、但不時のまつりは、せんしゆとうへつき申候、其外のかまいはなく候、為其如此候、以上

御きも入　明星院

真野三右衛門殿

九郎大夫（花押）

慶長九年辰四月廿四日

馬大夫殿　まいる

天王島に豊国大明神新設断り嘆願状（控）

A 氷室神主

B 津島神社

謹而言上

一今度天王嶋に桑山法印より、豊国太明神を御たて可被成と被仰候儀、格別末社之外天王嶋に新儀之宮たち申候事、前々より無御座候へ共、和泉守様之御意にて御座候条、神主下人ともをき申候屋敷之家を、こほさせ御ちそう仕候、さやうに御座候はゝ神主・社家・社僧中御ちそう可申と存候処に、三郎太夫一人してはからい可申と申儀、以来の引へつに罷成候間、めいわくに存候

一あつたに、右之豊国を御たて可被成と、桑山法印より磯部太夫に被仰付候を、則千秋殿に申候へは、あつたに前々より新儀之宮たち申たる儀御さなく候、と法印へ御ことわりにて、あつた

に御たてなされす候事
一つしまにも新儀之宮たち申事、御さなきゆへ三郎太夫天王嶋中へ談合不仕かくし申候、屋敷之儀被仰付候時、はしめて承おとろき入申候、かやうにねきの法度をそむき、いつわりを申上候へとも、和泉守様之御詫をもれ不申候、あはれ〳〵きこしめしわけられ候て被下候はゝ忝可存候、仍如件

七月廿七日

神　主（花押）
社家中（花押）
社僧中（花押）

小笠原和泉守様

津島神社本殿棟札

A　津島神社

（表）

須弥南畔尾州海西郡門真庄津島郷
源朝臣松平尾張守忠吉妻女願主敬白
奉造立牛頭天王社
時慶長十乙巳参月念七貰

（裏）

松浦勘太夫宗勝　岡本勘左衛門吉正　岡本与兵衛吉家

津嶋代官　大県伝六奏言承之干時奉行人両大工藤原朝臣棟梁

吉田久左衛門正一　篠岡市左衛門秀久　篠正作衛門秀長

津島神社本殿内墨書

A　津島神社

慶長拾年正月廿八日長のはしめ也、内はしらたて三月廿四日也、両大工小市忠二とうりう源四藤二

両大工小市谷正忠次ひて久　たうりう源田時正藤次ひて□四カ

慶長拾年たて申候也

（ツク梁）

つしま

大工弥右衛門

甚八
……
……
綱之
半介
清須甞主
甚介
助蔵
弥右衛門
又蔵
清須内……
喜蔵
甚七　介
銀助清六
与三

慶長拾年
四月廿七日
書之

（正面丸桁）
かり殿
てうのはしめハ
正月十三日
きのとの
慶長拾年
小一良、藤二郎
源四郎
忠三良
内とうりう

（地棟）
慶長拾年はしらたての□ハ三月廿四日也
両大工小市 谷 正 忠次 ひて久内だうりう

（東側破風拝之裏側）

両大工　小市国正　源四郎時正
　　たうりよう
慶長拾年三月十四日たて申候也

（西側破風拝之裏側）

慶長十年三月廿七日かく也
両大工小市忠次だうりょう藤三
甚　八
幸　介
慶長十年
四月廿七日
書之

（東側破風拝之裏）

両大工　小市国正　源四郎時正
谷比（ママ）の天　たうりよう

慶長拾年三月十四日たて申候也

（西側破風拝之裏側）

慶長十年三月廿七日かく也
両大工小市忠次だうりよう藤三

甚　八
幸　介

慶長十年
四月廿七日
書之

松平忠吉国奉行連署状　　C『張州雑志』

以上

前々より諸役御赦免之寺ニ候条、竹木諸役之事申懸儀一切有間敷候、為其如此候也、仍如件

（慶長十年）
乙巳五月十七日

奥津文右衛門（花押）
寺西藤左衛門（花押）
原田右衛門（花押）
大県伝六（花押）

観音坊

津島牛頭天王遷宮触状（写）　　B津島神社

つしま牛頭てんわうさま御せんくう之事、十一月二日に御座候儀、おの〳〵御心かけ之衆は、御

まいりなさるべく候

慶長拾年
巳十月十六日

津嶋

（裏書）
「御遷宮帳
切れども
反古にして
よし」

大県伝六書状

C『張州雑志』

尚々御書中満足仕候、御用之儀者可承候、調可進候、以上

御折帋令拝見候、昨晩小袖参候由、於拙夫大慶不過之候、御禁足之儀不及是非候、目出御(度脱カ)遷宮過候而御立出奉待候、長(ママ)し又何にても不調儀候者、可承候、いか様にも御弛(ママ)走可申候、中々不具

候、恐々謹言

（慶長十年？）
十月二十四日

勾当大夫殿
貴報

大伝六
（花押）

原田守次書状

B 津島神社

猶以、ちうもんのことく、可有御請取候也

御せんくうの代物弐百貫文、為持進候間、神主・祢き衆・大工惣之衆寄合候而御わけ候て可有御取候、其外入候道具、申付こし申候、能々御うけ取尤候、恐々謹言

（慶長十年？）
霜月朔日

原右衛門
守　次（花押）

神主殿
大工衆
参人々

服部善休訴状（案）

B 津島神社

（端書）「神主へたいして善休 又四郎大夫先祖也 方よりの
目安　慶長十年
」

謹而言上　津嶋のかんぬし不道の条々

一天王御せんくうの儀式、かんぬし・こうとう大夫・三郎大夫・又四郎大夫、此四人ほんのみこしをかき申に付而、二七日別火・きんそく、同ことくのぞうさを仕候に、かんぬしてまゐのゐこ計を申上られ、我らをばひらねぎ四十人斗の末みに被申上候事

一先度とう国御やしろの儀に、各々申合れんはん被仕候とき、社家のうち六七人、同心不申事をわけふかくねたみ、中にも拙者を取けすべきたくみ、度々被仕候、此子細ハむかしの実儀書物

など所持候事むつかしく存せられ、久しき事をばうちすて、新儀のぶ道をもつはらにせられ候事

一いにしへの書物にハ、きぬのかず六ひきと御座候を、此たび廿二ひきと申上られ候事、又せんくう過て朝れんいしのまひ、やふさめ御座候て、神慮目出度御祝儀おさまり申を、かやうの事をばかくしつとめられす候、是に付而ぶ道なる儀御座候事

一御社領の儀、我らにハ二石の都合ゐやしきを被渡、神主申かすめにて取申され、他国のほうこうならさるしんるひ衆まいられ候て、祢ぎのすがたさほうにしてもなき躰にて、御社領をもいもりなどの御はつををも、とり申され候事

一伝六殿御代くハんの時、宮中四方をほり、上木をうへさせられ、見事にしげり申を此十月廿九日ニあらけなくきりとられ、別而神木の藤の御座候□□きよめさせ申候を、無躰なる儀仕かけられ右之御知行ぶ道なるかんぬし斗に被下候ハんよりも、先きのごとく御まつり、又ハ社内のみしゆりニ被成候ハ、末代までの御外聞御きとうたるべきと存候事、以上

慶長十年十二月十日

善休

進上御奉行衆様

松平忠吉国奉行連署状

A 氷室神主
B 津島神社

返々能様ニ可被仰付候以上
善久目安其地へ進候、届下候哉、委細之御報無之候有様ニ、急度可被仰付候、社家・社僧・天王嶋之儀ハ、其方有様ニ不被仰付候はいかゝに候間、能様ニ可被成候恐々謹言

（慶長十一年）
二月廿六日

奥文右（花押）
原　右（花押）
寺藤左（花押）

天王嶋
主水殿
参

C『張州雑志』

松平忠吉国奉行連署状

津嶋大隆寺屋敷、竹木等之事幷殺生、新儀之諸役、不可有之旨、先代如御判形、御朱印相調可遣

候、自然下々猥之儀有之者、従其方、急度御理可有之候、為其如此ニ候、以上

（慶長十一年）
午三月十一日

奥文右（花押）
寺藤左（花押）
原田右（花押）

山崎惣左衛門殿

橋賃定書

C『張州雑志』

定　橋ちん之事

一正月三日之内は橋ちんなし
晦日一日は五文つゝ

一つねは三文つゝ、同川も三文つゝ

一六月朔日ヨリ十二日まて五文つゝ

一六月十三日ヨリ十五日までは八文つゝ但判銭一文つゝ

一六月十三日ヨリ十五日まて川渡リ候者には四文つゝ

一七月盆三日之間橋ちんなし

一銭之儀米之さうは次第

右之御肝煎　宝寿院　実相院
観音坊　明星院

慶長十一年六月五日

松平忠吉国奉行連署状

B 津島神社

已上

津嶋天王之御葭として野方成ヶ之内を以、参石八斗引候而、御勘定ニ可被立者也、仍如件

慶長十一
午六月十日

奥文右（黒印）
寺藤左（黒印）
原右衛門（黒印）

津嶋
神主

河村忠蔵・大橋安右衛門書状（写）

B　津島神社

天王灯明分之野方之儀、先代官之折紙披見候、弥可為如前々候之間、殿様御祈念肝要ニ存候、仍如件

慶長拾一年九月十一日

河村忠蔵（花押）

大橋安右衛門（花押）

実相院上る

松平忠吉書状

A　氷室神主

B　津島神社

為湯治見舞熨斗一折到来、遠路一入令祝着候、猶、原田右衛門可申候　謹言

五月廿八日

忠吉（花押）

津島神主

天王嶋本願寺門徒法度（写）

定天王嶋本願寺もんと法度之事
一そり橋より大橋まて之事
　但江より西
一町中夫婦共ニ他宗ニ可成事
一此外嶋中之もんとかけやをつくり火をいミ可申事
一いつこほうす、よび申ましき事
一いつこ寺へ嶋中よりまいり下向仕ましき事
　右定所如件
慶長拾三年つちのへ申弐月八日

A　村主家
B　津島神社

連判
神主
宝寿院
実相院

明星院
社家中
社僧中

津島社家・社僧中連署状（写）

B 津島神社

謹言上

一天王社中大破にをよひ申候間、か様之目出度御代にて御座候間、御修理由被仰付候者、末代迄之可為御建立者也、仍如件

慶長十三年申八月廿三日

つしま
社家中
社僧中

進上
御奉行様

尾州海東郡寺野村御縄水帳

（寺野村ハ現、津島市寺野町）

B　真野　勉

（表　紙）

「慶長拾三戊申年九月廿七日　　天羽内匠

尾州海東郡寺野村御縄水帳

壱番　［　］（三冊之）内　　案内者　次右衛門

次郎兵衛」

寺ノにし　　総　三

上畑壱反廿四歩　　小左衛門

同

上畑壱反廿五歩

同　市介
上畑九畝三歩　甚太郎
かはらとう
上田三畝拾四歩
同　小左衛門
上田四畝拾歩
同　助三
上田弐畝拾歩
同　助右衛門
上田弐畝拾七歩
同　総八
上田弐畝拾歩
同　与市
上田弐畝拾歩
同　同人
上田四畝廿歩
同　喜右衛門
上田壱反壱畝拾五歩

同　彦介
上田壱反五畝廿五歩

同　同人
上畑壱畝拾七歩

同　市右衛門
上田壱反三畝廿六歩

同　同人
上田壱畝廿四歩

同　久五郎
上田四畝歩

同　神太
上田壱畝廿四歩

同　市介
上田三畝廿四歩

同　与市
上田四畝廿歩

同　久六
上田三畝四歩

同　上田八畝拾弐歩　久　三
同　上田壱反弐畝四歩　久三郎
同　上田八畝拾六歩　市　助
同　上田五畝拾八歩　庄　七
同　上田八畝拾五歩　総　三
同　上田弐反弐畝九歩　次兵衛
同　上田壱畝廿弐歩　助　三
同　上田三畝壱歩　喜右衛門
同　上田弐畝拾弐歩　総　助

同　上畑四畝廿四歩　同人
同　上田拾弐歩　市介
同　上田廿歩　次兵衛
しんかふし　上畑壱反拾弐歩　久三
同　上畑六畝歩　次兵衛
同　上畑壱反五畝歩　総介
同　上畑壱反壱畝廿歩　助三
同　上畑四畝廿七歩　市介
同　上畑六畝拾五歩　助三

同　上畠六畝歩　次郎兵衛

同　上畠六畝廿九歩　市　介

同　上畠壱畝六歩　次郎兵衛

同　上畠壱反廿四歩　同　人

同　上畠壱反拾九歩　又　介

同　上畠六畝弐歩　総左衛門

同　上田弐畝五歩　彦　介

同　上畠壱反三畝拾弐歩　神　太

同　上畠五畝拾弐歩　総　八

同　上田壱畝廿七歩　久　三
同　上畠壱反歩　総　介
同　上田壱畝歩　同　人
同　上畠壱反五畝拾八歩　総　八
同　上畠壱反壱畝廿弐歩　助右衛門
同　上畠壱反三畝六歩　市十郎
同　上畠壱反三畝廿四歩　次郎兵衛
同　上田拾四歩　市十郎
同　上畠七畝歩　又　介

同	
上畠壱反三畝廿八歩	久　三
同	
上畠壱反廿五歩	総左衛門
同	
上畠六畝廿七歩	三　助
同	
上田廿歩	久　三
同	
上畠壱反廿三歩	源四郎
同	
上畠壱反弐畝拾七歩	次右衛門
同	
上田壱畝拾四歩	源四郎
同	
上田弐畝廿八歩	次右衛門
同	
上田拾四歩	市　助

同	市右衛門
上田壱畝三歩	
同	市　助
上畠九畝廿九歩	
同	清左衛門
上畠壱反弐畝十四歩	
同	同　人
上田拾弐歩	
同	源右衛門
上畠五畝歩	
同	小左衛門
上田三畝六歩	
同	総　助
上田四畝八歩	
同	又　助
上田弐畝廿四歩	
同	喜左衛門
上田五畝四歩	

同	介右衛門
上田五畝歩	
同	庄　七
上田六畝七歩	
同	神　太
上田六畝拾弐歩	
同	市右衛門
上田拾六歩	
同	総　助
上田六畝拾五歩	
同	次郎兵衛
上田弐拾歩	
同	総左衛門
上田三畝壱歩	
同	同　人
上田六畝拾五歩	
同	彦　介
上田壱畝歩	

同　源四郎
上田七畝十五歩
同　総　三
上田七歩
同　久　三
上田壱畝拾八歩
同　久　七
上田壱反廿四歩
同　弥右衛門
上田六畝廿歩
同　総　三
上田七畝拾八歩
同　喜右衛門
上田六畝廿七歩
同　新　七
上田六畝歩
同　総　八
上田弐畝拾八歩

同	次右衛門
上田弐畝廿歩	
同	喜右衛門
上田拾六歩	
同	彦　助
上畑壱反廿五歩	
同	喜右衛門
上畠四畝廿四歩	
同	総　八
上田弐畝五歩	
同	同　人
上田三畝六歩	
同	喜右衛門
上田拾弐歩	
同	与　市
上田三畝壱歩	
同	神　太
上畠四畝拾歩	

同	同人
上畠壱反壱畝歩	
同	市助
上田三畝拾歩	
同	神太
上畠二畝八歩	
同	玉円
上畠三畝廿弐歩	
同	与市
上畠七畝七歩	
同	同人
上畠三畝廿弐歩	
同	弥右衛門
上田三畝十五歩	
同	喜右衛門
上田三畝拾歩	
同	喜左衛門
上畠壱反拾歩	

同	
上畠六畝十六歩	総右衛門
同	
上田三畝廿九歩	三　助
同	
上田弐畝四歩	与　市
同	
上畠五畝十歩	喜右衛門
同	
上田廿四歩	市右衛門
上畠三畝拾八歩	弥右衛門
上田壱畝廿四歩	総　三
上田壱畝廿弐歩	次右衛門
上田壱畝拾九歩	市右衛門

上田壱畝廿六歩　源四郎
同　上田三畝廿五歩　久　三
同　上畠弐畝六歩　総　三
同　上畠弐畝拾六歩　喜右衛門
同　上畠四畝六歩　久　三
同　上畠四畝廿九歩　喜右衛門
同　上田拾八歩　同　人
同　上畠七畝八歩　総　八
同　上畠四畝拾歩　次右衛門

同
上田弐畝拾歩　久七

同
上畠四畝廿歩　神太

同
上田弐畝弐歩　総八

同
上田弐畝廿四歩　新七

同
上畠弐畝廿弐歩　玉栄

同
上田弐畝廿弐歩　同人

同
上畠三畝廿弐歩　総三

同
上田廿歩　助右衛門

同
上畠七畝歩　同人

同	総　八
上田壱畝拾歩	
同	次右衛門
上畠三畝廿弐歩	
同	喜左衛門
上田弐畝七歩	
同	市　助
上田弐畝七歩	
同	庄　七
上畠三畝歩	
同	弥右衛門
上田五畝弐歩	
同	助右衛門
上田壱畝拾五歩	
同	彦　助
上畠四畝廿七歩	
同	次郎兵衛
上畠八畝廿歩	

同	
上畠弐畝廿八歩	助右衛門
同	
上畠三畝廿七歩	次郎兵衛
同	
上畠壱反四畝廿弐歩	久三郎
同	
上田三畝壱歩	総　三
同	
上田拾八歩	久三郎
同	
上田廿八歩	同　人
同	
上畠壱反弐畝四歩	彦　助
同	
上畠五畝廿七歩	喜左衛門
同	
上畠六畝拾弐歩	総　助

同　上田廿四歩　彦　助
同　上田拾六歩　喜左衛門
同　上畠壱反六歩　次右衛門
同　上田拾六歩　総　助
同　上田拾四歩　次右衛門
同　上田壱畝廿四歩　次右衛門
同　上畠三畝拾歩　久五郎
同　上田四畝八歩　次右衛門
同　上田弐畝拾歩　総　三

同	
上田四畝廿四歩	次右衛門
同	
上田拾六歩	久五郎
同	
上畠壱反歩	助右衛門
同	
上田壱畝歩	市右衛門
同	
上田廿五歩	庄　七
同	
上畠三畝廿九歩	市右衛門
高瀬	
上畠七畝弐歩	庄　七
同	
上田弐畝三歩	小左衛門
同	
上田弐畝三歩	次右衛門

同　上畠八畝歩　源四郎
同　上田廿弐歩　同　人
同　上畠九畝拾歩　与　市
同　上畠四畝拾歩　源四郎
同　上田弐畝十五歩　同　人
同　上畠壱畝五歩　与　市
同　上田五畝三歩　同　人
同　上田三畝廿歩　与　市
同　上畠四畝廿四歩　三　助

同　上田拾歩　同人
同　上畠六畝拾弐歩　喜右衛門
同　上田壱畝歩　弥右衛門
上田弐畝廿八歩　五反田　与市
中田壱反拾五歩　当流　総八
同　中田壱反壱畝歩　当流　喜右衛門
同　中田壱反弐畝六歩　当流　小左衛門
同　中田六畝三歩　当流　久五
同　中田五畝弐歩　当流　次郎兵衛

同　中田六畝三歩　当流　総　三

同　中田壱反弐畝拾弐歩　当流　弥右衛門

同　中田六畝六歩　当流　彦　助

同　中田壱反弐畝拾弐歩　当流　次右衛門

同　中田壱反弐畝拾弐歩　当流　源四郎

同　中田壱反弐畝拾八歩　当流　市右衛門

同　中田四畝六歩　当流　助　三

同　中田六畝九歩　当流　久　七

同　中田六畝九歩　当流　総　助

同　中田六畝九歩　当流　市助
同　中田六畝九歩　当流　久三郎
同　下田壱反壱畝十弐歩　当流　庄七
同　下田壱反拾三歩　当流　又助
同　下田壱反壱畝拾弐歩　当流　彦介
同　下田壱反壱畝六歩　当流　次右衛門
同　中田四反九歩　神太
馬た　上田壱反弐畝五歩　助右衛門
同　中畠拾歩　同人

同　三助
上畠壱畝六歩

同　助右衛門
上田壱畝廿六歩

同　三助
上田壱反壱畝拾六歩

同　彦助
上田壱畝拾歩

同　久三郎
上田三畝九歩

同　神太
上田弐畝廿四歩

同　同人
上畠三畝九歩

同　喜右衛門
上畠壱畝拾八歩

同　次右衛門
上田弐畝六歩

同	
上畠壱畝三歩	総八
同	
上田弐畝廿歩	総三
同	
上田拾八歩	総三
同	
上田三畝廿七歩	総八
同	
上田壱畝廿五歩	久三郎
同	
上田壱畝拾八歩	神太
同	
上田壱畝十歩	総助
同	
上田五畝廿壱歩	同人
同	
上田八畝九歩	同人

同　上田弐畝十七歩　総八
同　下田壱畝六歩　総三
同　上田弐畝壱歩　弥右衛門
同　上田廿壱歩　神太
同　中畠廿壱歩　総助
同　中畠壱畝廿四歩　同人
同　下畠拾歩　当不作　久三
同　上畠四畝歩　同人
同　上畠廿歩　久三

同　上田六畝廿六歩　同　人
同　上畑拾弐歩　同　人
同　上田弐畝四歩　同　人
同　上畠四畝六歩　同　次右衛門
同　上田七畝拾壱歩　同　次右衛門
同　上田七畝廿八歩　同　助右衛門
同　上田廿壱歩　同　久　三
同　上田三畝五歩　同　喜左衛門
同　上畠四畝八歩　同　小左衛門

同　三助
上畠壱反五畝歩
同　久六
上畠八畝十三歩
同　弥右衛門
上田弐畝四歩
同　同人
上畠七畝十五歩
同　久三郎
上田弐畝拾弐歩
同　喜左衛門
上田弐十畝弐歩
同　久六
上畠壱畝十弐歩
同　久三郎
上田弐畝弐歩
同
上田壱畝拾弐歩

同	
上田六畝歩	喜左衛門
同	
上畠壱畝歩	同人
同	
上田九畝歩	彦助
同	
上畠弐畝廿五歩	新七
同	
上畠八畝三歩	三助
同	
上田三畝三歩	彦介
同	
上田三畝九歩	神太
同	
上田弐畝廿歩	同人
同	
上田壱畝拾八歩	源右衛門

同
上田三畝九歩
同
上畠壱反拾九歩
同
上田三畝拾三歩
同
上田壱畝廿六歩
同
上田三畝拾四歩
同
上畠四畝廿歩
同
上田弐畝四歩
同
上畠八畝拾弐歩
同
上畠三畝廿七歩

又右衛門
新　七
市右衛門
源右衛門
喜左衛門
総左衛門
次右衛門
源右衛門
同　人

同	
上畠八畝七歩	総左衛門
同	
上田弐畝廿八歩	又右衛門
同	
上畠三畝廿弐歩	神太
同	
上畠四畝廿歩	久七
同	
上畠三畝七歩	彦介
同	
上田壱畝廿四歩	庄七
同	
上畠五畝廿五歩	同人
同	
上畠廿歩	神太
同	
上畠五畝廿五歩	喜右衛門

同　　又右衛門
上畠八畝歩
同　　総　八
上畠七畝弐八歩
同　　総　助
上畠四畝歩
同　　源四郎
上畠五畝拾八歩
同　　総　八
上畠六畝弐歩
同　　市右衛門
上田四畝廿四歩
同　　総左衛門
上畠四畝歩
同　　三　助
上畠三畝廿六歩
同　　総左衛門
上田拾五歩

同　神　太
同　久五郎
同　神　太
同(畑)　久　六
同　弥右衛門
同　神　太
(上)同　次右衛門
同　久　三
同
同

上田五畝拾八歩
上田八畝壱歩
上畑八歩
上□三畝拾歩
上田七畝拾壱歩
上田四畝六歩
□畠壱反拾九歩
中畠六畝弐歩
中畠六畝弐歩

同　　同　人
上田拾四歩
同　　同　庄　七
中畠五畝四歩
同　　同　助　三
中畠五畝廿六歩
同　　同　次右衛門
上田三畝六歩
同　　同　総左衛門
上田四畝六歩
同　　同　喜右衛門
上田四畝八歩
同　　同　喜右衛門
上畠壱反拾歩
同　　同　助右衛門
□□三畝六歩
同　　同　総左衛門
中畠壱反四畝歩

同　　久三
中畠弐畝拾弐歩

同　　総三
中畠三畝拾八歩

同　　彦助
中畠九畝拾九歩

同　　庄七
上田四畝拾弐歩

同　　新七
上畠壱反弐畝拾八歩

□　　同人
□弐畝畝七歩

□　　総三
中畠壱畝廿四歩

同　　同人
中畠弐畝拾弐歩

□　　市右衛門
□五畝廿六歩

同　　又助
上田壱畝拾歩

同　　市助
中畠七畝六歩

同　　久五
中田壱畝拾五歩

同　　市助
中田拾五歩

同　　市右衛門
上畠九畝廿七歩

同　　市助
上畠七畝拾歩

□　　神太
□五畝拾歩

□　　喜右衛門
上畠五畝廿六歩

同　　次郎兵衛
□畝拾六歩

□　　久三郎
□四畝拾歩
同　　総左衛門
上畠五畝拾歩
同　　小左衛門
上畠六畝拾五歩
同　　助右衛門
上畠壱反壱畝拾弐歩
同　　次右衛門
上畠九畝廿四歩
同　　又　介
上畠壱反弐畝拾四歩
同　　次右衛門
中田壱畝九歩
□　　総　三
□反四歩
□　　又右衛門
中□畝廿六歩

中□八歩　　彦助

□□畝六歩　　市助

右之寄

上田五町七反八畝四歩

中田壱町八反弐畝拾八歩

此内壱町七反六畝廿歩　当流

下田四反五畝廿四歩

此内四反四せ十三歩　当流

小以八町六畝拾六歩

上畑八町弐反九畝廿歩

中畑壱町三畝拾弐歩

□□拾歩

小以九町三反三畝拾弐歩

以　上

□拾七町三反九畝弐八歩

□(以)　上

申ノ

九月廿七日

天羽内匠

墨付三拾六枚上紙共ニ

沢登茂左衛門

（表紙）

「慶長拾三戊申年　九月廿八日

天羽内匠

尾州海東郡寺野村御縄水帳

弐番　三冊之内

案内者

次右衛門

次郎兵衛」

寺ノにし

上畠壱反四畝九歩　久　七

同

上畠壱反壱畝八歩　久三郎

同

上畠壱反四畝五歩　喜左衛門

同

上田拾六歩　同　人

同

上田三畝拾八歩　次郎兵衛

同　　又　助
上田壱畝拾四歩
同　　次郎兵衛
上田壱畝拾九歩
同　　助　三
上畠五畝七歩
同　　小左衛門
上田壱畝廿四歩
同　　与　市
上畑五畝拾八歩
同　　喜左衛門
上田弐畝拾七歩
同　　次右衛門
上田三畝廿五歩
同　　助　三
上田廿四歩
同　　又　助
上畠壱反三畝壱歩

同　小左衛門
上田四畝廿三歩

同　総左衛門
上田壱反壱畝廿一歩

同　久三郎
上田六畝七歩

同　次右衛門
上田五畝拾八歩

同　又助
上田弐畝廿弐歩

同　市助
上畠弐畝廿歩

天王前　又助
上田三畝拾四歩

同　市助
上田壱反壱畝廿壱歩

同　彦助
上田五畝拾弐歩

同	
上田四畝廿弐歩	助　三
同	
上畠壱反三畝拾九歩	小左衛門
同	
上田四畝廿七歩	久　蔵
同	
上田弐畝廿八歩	同　人
同	
上田五畝廿六歩	三　助
同	
上田五畝廿五歩	久五郎
同	
上田五畝廿五歩	庄　七
同	
上畠四畝拾壱歩	総　助
同	
上田五畝廿六歩	次右衛門

同　上田弐畝廿五歩　新　七

同　上田弐畝廿五歩　久三郎

同　上畠五畝拾壱歩　又右衛門

同　上畠四畝拾歩　久　六

同　上畠四畝拾歩　小左衛門

同　上畠五畝六歩　同　人

同　上畠三畝拾弐歩　又右衛門

同　上畠三畝拾五歩　同　人

はさま　上田廿弐歩　久五郎

同	
上田壱畝歩	久三郎
同	
上畠三畝廿弐歩	庄七
同	
上田三畝廿弐歩	三助
同	
上畠三畝十歩	庄七
同	
上田三畝歩	久六
同	
上畑壱畝廿二歩	同人
同	
上田壱畝六歩	弥右衛門
同	
上田廿壱歩	新七
同	
上田三畝四歩	久六

同　上田弐畝廿四歩　久六
同　上田五畝六歩　同人
同　上田三畝八歩　三助
同　上田七畝廿壱歩　同人
同　上田弐畝四歩　同人
同　上田廿八歩　次右衛門
同　中畠三畝拾九歩　同人
同　上畠六畝七歩　新七
同　上畠壱反壱畝廿弐歩　久六

同　弥右衛門
上畠五畝歩
同　次郎兵衛
上畠五畝拾九歩
同　弥右衛門
上畠三畝廿七歩
同　彦　助
上田壱畝歩
同　市　助
上田壱畝三歩
同　久五郎
上畠三畝廿四歩
同　彦　介
中畠五畝歩
同　久五郎
中田弐拾歩
同　久　七
中田拾四歩

同　中畠七畝廿四歩　同　人
同　上田七畝六歩　久五郎
同　中田廿六歩　与　市
同　中畠壱畝廿八歩　同　人
同　中田八畝拾弐歩　久三郎
同　中畠弐畝拾弐歩　与　市
同　上田四畝三歩　久三郎
同　上田七畝廿六歩　総　三
同　上田壱反三畝廿六歩　久三郎

同　助　三
上田四畝拾六歩
同　喜右衛門
上田七畝六歩
同　次右衛門
中田壱反三畝廿六歩
同　源右衛門
中田七畝拾四歩
同　同　人
下畠拾壱歩
同　久　七
上田三畝廿五歩
同　助　三
上田壱反弐畝弐歩
同　同　人
上畠三畝廿七歩
同　久五郎
下畠壱畝拾八歩

同　下畠拾歩　久七

同　上田弐畝廿四歩　市助

同　上田四畝廿三歩　久五郎

同　下畠壱畝三歩　同人

同　上田七畝六歩　市右衛門

同　上田弐畝拾弐歩　次右衛門

同　中田七畝廿五歩　久六

同　中田九畝弐歩　市助

同　下畠廿四歩　久六

同	
上田壱反廿三歩	次右衛門
同	
中田壱畝拾歩	同　人
同	
下畠壱畝拾八歩	又　助
同	
上田五畝四歩	同　人
同	
中畠七畝歩	次右衛門
同	
中畠三畝拾歩	次右衛門
同	
上田壱畝十五歩	久　三
同	
上田壱畝廿弐歩	助　三
同	
上田壱反弐畝拾八歩	新　七

同　上田八畝歩　又助

同　上田壱反四畝廿弐歩　庄七

同　上田六畝拾弐歩　又右衛門

同　上田壱反三畝拾三歩　助三

同　上田壱反拾四歩　久七

同　上田壱反弐畝廿三歩　小左衛門

かまかしら　上田壱反三畝廿三歩　次郎兵衛

同　上田壱反壱畝廿四歩　庄七

同　上田壱反壱畝廿四歩　総左衛門

同　　久七
上田壱反弐畝廿三歩
同　　源右衛門
上田壱反壱畝廿四歩
同　　久蔵
上田壱反三畝歩
同　　総三
上田壱反弐畝歩
同　　神太
上田壱反三畝歩
同　　久五郎
中田壱反弐畝歩　当水流
同　　次郎兵衛
下田壱反三畝歩　当水流
かまかしら　　次右衛門
下田壱反弐畝歩　当水流
同　　市助
中田壱反弐畝歩　此内七せ歩水流

同　中田壱反弐畝歩　此内七せ歩当水流　総八

同　中田壱反弐畝歩　此内七せ歩当水流　新七

同　中田壱反三畝歩　此内五せ歩当水流　三助

あち口　中田壱反四畝歩　此内六せ歩当水流　新七

同　中田壱反四畝歩　此内六せ歩当水流　総左衛門

同　中田壱反三畝歩　此内五せ歩当水流　久六

同　中田壱反弐畝歩　此内五せ歩当水流　総八

同　中田壱反弐畝歩　此内五せ歩当水流　総三

同　上田壱反三畝歩　小左衛門

同　源四郎
上田壱反三畝歩

同　久　六
上田九畝歩

同　小左衛門
上田六畝九歩

同　同　人
上田五畝四歩

同　与　市
上畑五畝廿三歩

同　久　六
上田弐畝廿四歩

同　久五郎
上畑三畝廿歩

同　久　三
上田三畝廿歩

同　与　市
上田壱反弐畝拾弐歩

同　久　六
上田三畝七歩

同　市右衛門
上田壱反三畝拾六歩

同　弥右衛門
上田壱反三畝拾六歩

同　助右衛門
上田壱反三畝拾六歩

同　総左衛門
上田壱反三畝拾六歩

同　源四郎
上田壱反三畝拾六歩

同　久五郎
上田壱反三畝拾六歩

同　又　助
上田壱反三畝拾六歩

同　喜右衛門
上田壱反三畝拾六歩

同	上田壱反三畝拾六歩	喜左衛門
	上田壱反拾九歩	総　助
	上田壱反四畝廿弐歩	彦　助
うちはた分	上畑四畝六歩	久三郎
同	上畑壱反六歩	久　七
同	上畑五畝廿歩	次右衛門
同	上畑四畝廿四歩	小左衛門
同	上畑四畝歩	次右衛門
同	上畑八畝拾五歩	久五郎

同

上畑七畝廿四歩

以上

右之寄

上田六町四反廿三歩

中田壱町七反五畝廿九歩

此内六反五畝歩当水流

下田弐反五畝歩　但弐反五畝歩皆流

小以八町四反壱畝廿弐歩

上畑弐町七畝拾三歩

中畑三反壱畝三歩

下畑九畝廿壱歩

小以弐町四反八畝七歩

田畑合拾町八反九畝廿九歩

薬庵

以　上

申ノ
九月廿八日

天羽内匠
沢登茂左衛門

墨付拾九枚上紙共ニ

（表紙）

「慶長拾三戊申年　九月廿八日

天羽内匠

尾州海東郡寺野村屋敷御縄水帳

三冊之内

参番

□(屋)敷九拾壱坪
□□百六拾八坪
□　百卅八坪
同　百六拾八坪
同　百九拾六坪
屋敷三百四拾五坪
同　百坪
同　百廿六坪
□　百卅坪
□　百四拾三坪
□敷百三拾坪
□　五拾弐坪

案内者

次右衛門
次郎兵衛」
与三郎
庄　七
源右衛門
又右衛門
喜左衛門
介　三
喜右衛門
久　三
久三郎
市　助
次郎兵衛
同　人

同　弐百六拾四坪
同　百拾坪
同　百弐拾六坪
屋敷百六拾九坪
同百四拾九坪
同百廿坪
□　百廿八坪
□　弐百拾坪
□敷(屋)弐百廿八坪
□　百拾九坪
同　八拾坪
同　弐百廿四坪
同　弐百四拾坪
屋敷百六拾五坪
同　弐百廿四坪

同　人
弥右衛門
総　助
総　助
玉円坊
次右衛門
同　人
助右衛門
総　三
又　助
次右衛門
小左衛門
同　人
新　七
藤　庵

同　弐百四拾壱坪　　次右衛門
合四千六百八拾四坪
但壱町五反六畝四分

申ノ
九月廿八日　　天羽内匠
墨付四まい　　沢登茂左衛門

浅井忠正・牛田持俊連署状

C『張州雑志』

式部卿(徳水寿昌)法印仰付被候、天王弥五郎殿御供領新田事、此度も御縄除申候、其分御心得可被成候、何事も以面可申事候条、不能具候、恐々謹言

(慶長十三年)

十月廿日

牛田李右衛門
持　俊（花押）
浅井八右衛門
忠　正（花押）

右馬太夫殿

牛田持俊等連署状

C『張州雑志』

以　上

度々御状被下候、仍白山権現之宮廻田之儀、家中之咾衆致談合、此度御縄除申候間、御心得可被成候　恐惶謹言

井上伝右衛門
久　乗（花押）

（慶長十三年）
十月廿日

津嶋之内
観音坊

浅井八右衛門　忠正（花押）
牛田杢右衛門　持俊（花押）

橋賃定書（控）

B 津島神社

定　橋ちん之事

一、正月（三日之内ハ橋ちんなし　晦日・一日ハ五文ツヽ）
一、つねハ三文ツヽ、同川も三文ツヽ、
一、六月朔日ヨリ十二日まて五文ツヽ、
一、六月十三日ヨリ十五日まてハ、八文ツヽ（但判銭一文ツヽ）
一、六月十三日ヨリ十五日まて、川渡り候者ニハ、四文ツヽ、
一、七月盆三日之間、橋ちんなし
一、銭之代、末々さうは次第

右之御肝煎　宝寿院　実相院
観音坊　明星院

慶長十四年六月五日

大工所売券

A　堀田右馬太夫
B　堀田虎次

永代売渡し申大工所之事

現銭弐貫弐百文ニ御兄弟四人之大工所売渡し申実正也、於子々孫々、一言いらん申者有間敷候、御普請被成候ハヽ近国・遠国之大工御つかい可被成候、此方両大工御つかい不被成候とも申分ハ少も無御座候、若、徳政入候とも右之大工所売渡し申上ハとくせいニ入申間敷候、仍、大工所永代売俸状如件

慶長拾六年亥ノ極月廿八日

天王両大工

篠岡市右衛門尉（花押）
岡本勘右衛門（花押）

御肝煎　実相院
　　津田甚六郎殿
堀田右馬大夫様
同　孫平次殿
同　半三郎殿
同　半之丞殿
　　御兄弟四人
　　参

年貢定取交状

A　村主文書
B　津島神社

じそうたうむかい、松原ノうしろ、北南四間、西東拾間、合壱町拾歩、此年貢米壱斗六升ニうけ申但ゑの木ついじハのき申也、為其ニ一筆如此候

慶長拾八年二月廿八日　　源八郎（花押）

請書也　使甚三郎殿

主水様参

じそうたうむかい、松原ノうしろ、北南四間、東西拾間、合壱町拾歩、此年貢米壱斗六升也、但ゑの木ついじハのき候也

慶長拾八年二月廿八日

主水（花押）

使甚三

源八殿参

弥陀三尊絵像箱墨書

B 宝寿院



思恭弥陀三尊

牛頭天王常住　慶長十八癸丑七月吉日

天王嶋不出　社僧中奉寄進　柴原又左衛門実清

大工所売券

B津島神社

勾当大夫殿大工所鳥目壱貫文ニ永代売渡し申処実正也、天下徳政入候とも、於子々孫々ニ違乱申間敷候、但、子共達隠居迄かまい申間敷候、為後日、一筆如此候

寅
刁

慶長拾九年十一月廿一日

天王　（黒印）

両大工　（黒印）

服部勾当大夫殿

参

B津島神社

御師道具請取状

半右衛門使として預ケ申道具之事

一、長持　弐つ

一、はさみはこ　　壱つ
一、かわこ　　壱つ
一、みの箱　　壱つ
一、つゝら　　壱つ
一、うハしきつゝみ　　壱つ

以上有のまゝ慥請取申候処実正也、為其、一筆状如件候

慶長廿年
卯ノ閏六月二日

天王嶋勾当大夫様

御肝煎□兵衛
藤岡一郎右衛門（マヽ）　（花押）
六　斎（黒印）

弥五郎殿御供田除地願

A　堀田右馬太夫
B　堀田虎次

津島むらの内天王弥五郎殿御供田之儀、先年、徳永法印御代官所之時、右馬大夫殿へ付被遣候、則津島衆新田ニ仕候処、伊備前殿、申ノ年御検地之時、御縄打衆、御帳ニ御付被成候間、備前殿へ則□右馬大夫殿御申被上候へハ、御合点ニ付而、御帳を御けし被成候、皆御けし被成候て被遊候処ニ御けしはつしの田畠六反弐畝御座候、其後、御帳を津島衆ニ被下候時、右馬大夫殿驚被申、なこや御奉行衆へ御断被申上候へハ、何方ニ而も新田をおこし候て、彼六反弐畝之処ニ引替候へ由御申被成候処、我等迄能々存候間、如此、庄屋・年寄連判を以申仕候而申分御座候者、我等共罷出、存候通可申分候、以上

慶長弐十年
卯九月十日

かうせう（黒印）　藤三郎（黒印）
源兵衛（黒印）　又兵衛（黒印）
久兵衛（黒印）　庄兵衛（黒印）
九郎右衛門（黒印）　茂右衛門（黒印）

丹羽吉左衛門殿
長島作兵衛殿
藤田忠右衛門殿
長田源右衛門殿

平野長泰書状

C『張州雑志』

尚々、両人女共之方へ文可遣候へ共、用共事之外多候間、心得可被申候、以上
態飛脚給候、祝着申候
一小者二人給候慥相届候
一与兵衛みやうと乍二人にて、ゆき方しれす候いつれもさしまわしゑんをもつて、大名衆家中〳〵を相尋候間、定而ゆく衛聞へ可申候、与次兵衛せがれ虎熊はゆく衛候間、今明日に可来候、与次兵衛は相果候共、おのれは死候事は有間敷候間、ゆくゑしれ可申候
一甚左衛門は討死仕候、図書殿　蔵人殿は乍両人城にて腹を切被申候、其外津嶋衆は、大略無何事相きこへ候

一小者又は鉄炮之者、不入候間、御置候事、御無用にて候
一小性（ママ）若とう、そはにて召遣候様成、慥成者候はゝ、左様之者は五人も三人も置可申候、なみの若とう・鉄炮之者・小者なとは一人も御無用にて候、此方ゟ、態大工弐人遣候時、具可申入候
一大工は道具取に下候、定而其方へ乍二人可参候
一委細は勝九郎方ゟ可申候恐々謹言

（慶長二十年）
五月十三日　　平遠江
　　長　泰（花押）

若山東庵殿
服部次郎兵衛殿

御返事

西方寺宝篋印塔銘

A西方寺

□□（欠損）（カ）接清居士

于時元和三年丁巳正月五日

九郎大夫・勝大夫旦那争上申状（写）

B津島神社

（包紙）
「元和四年、九郎大夫・勝大夫旦那之争致候刻、神主幷社家・社僧中へ御尋之刻、抱出候諸書三通」

一阿波守様之御前様へ御札上申ニ付而、九郎大夫勝大夫爰許にて、祢宜之せんさく仕候、尾州津嶋牛頭天王ニ神主壱人・社家十七人・社僧十人、以上廿八人なゥてハ無御座候事

一勝大夫ハ祢きにてハ無御座候事

一御檀那之儀者、前々よりせんさきニ御祈念被仰付、御札守進上仕候事

（元和三年）
巳
三月十二日

神主

社家中
社僧中

桐野原伝右衛門殿
まいる

跡書也

一阿波守様御前様へ御札上申ニ付而、九郎大夫勝大夫爰許ニ而、祢宜之せんさく仕候事
一津嶋いもり殿かろうとのさいせんまて、勝大夫とり申候、ならいにまほりをうり申候事
一御檀那之儀者、前々よりせんさきニ御祈念被仰付、御札守進上仕候事

（元和三年）
巳ノ
三月十三日

神主
社家中
社僧中

桐野原伝右衛門殿

まいる

跡書也

今度、九郎大夫勝大夫出入之儀ニ付而、阿波之国へ梶久兵衛(泰友)殿為御状作状を仕、勝大夫持参申候処、下条勘兵衛殿・犬甘総平次殿より九郎大夫方へ御状参候付而、「右家々従前々天王社人之上、か様之作状仕儀無御座候間何様ニも御法度ニ可被仰付候仍如件

元和四年
馬八月七日

神主　はん
社家　十七人なかまのはん也
社僧　五人のはん也

藤田民部少輔様

梶泰友書状

C『張州雑志』

以上

態令啓達候、仍勝大夫昨日御成敗に而、其付而跡職、妻子、家人、家財幷居森参銭、けつしよいたし可申候間、去年之如く渡候、御両三人へハ弥〻末田に可被入御念之由、民部被申渡候間、其御心得可被成候、爰許隙明次第に、頓而参申候、改可申候、恐惶謹言

（元和五年）
六月十九日　　梶久兵へ（判）

神主水様
川勾当大夫様
堀田馬大夫様

神主等居森社参銭守銭書上げ（控）

A 村主家
B 津島神社

元和四年八月十日ヨリ元和五年六月廿七日まて之、居森之参銭守之銭之覚、但祇（ママ）薗両日之参銭ハ

末ニ書申候

一上銭七貫六百拾(ママ)十一文　守之銭
一上銭壱貫弐十五文　参　銭
一中銭四貫五百四十弐文　内(ママ)参銭
一下銭拾四貫九百文　同参銭
四口合弐拾八貫七拾八文

六月十四日十五日之参銭守之銭

一上銭六貫四百三十弐文　守之銭
一上銭弐貫百拾弐文　参　銭
一中銭四貫弐十六文　同参銭
一下銭拾八貫六百文　同参銭
四口合参拾壱貫百七十文
以上合五拾九貫弐百四拾八文

一木綿　弐わ　四匁
一芋　参わ　三匁

一小刀　壱本
一はな　弐分
一大豆　壱斗五升
一八木　壱石壱斗
右以上此分御座候、将二日々之帳も御座候而御覧被或□□□可仕候、仍如件
元和五年ひつし
六月廿七日　　神　主　判
右馬大夫判
勾当大夫判
梶久兵衛殿
御披露

青山忠俊書状

C『津島神社書類』

芳札令披見候、如承意新春之御慶珍重申納候、仍而若君様「台徳院様ノ若君様」江於　神前御祈禱之御札守、幷土産御

進上候、則致披露候、随而私へ御祈禱之御札守、幷土産送給令満足候、猶期永日、恐々謹言

（元和二～六年）
正月廿三日

青山伯耆守　判
忠俊

津島
右馬大夫殿

瑞泉寺板碑銘

元和六庚申年
応誉妙旭大姉
九月二十六日

A 瑞泉寺

徳川義直？墨印状（写）

A　村主家
B　津島神社

尾州海東郡津嶋天王向嶋、丹羽郡東野村之内百三拾七石五斗之事、任先判之旨、令寄附訖、全可社納者也

（元和六年？）
十二月八日

津嶋神社

天王弥五郎殿番定書

A　堀田右馬太夫
B　堀田虎次

天王弥五郎殿御番之事

一番　五郎右衛門尉
二〻　五郎右衛門尉
三番　与右衛門
四〻　覚右衛門

五番　五郎右衛門尉
六〃　五郎右衛門尉
七〃　五郎右衛門尉
八〃　五郎右衛門尉
九〃　勘兵衛
十番　五郎右衛門尉
十一ゝ　宇右衛門
十二番　勝兵衛
ミつのへいぬのとし
元和八年正月廿三日

酒井忠利書状

A　堀田右馬太夫
B　堀田虎次

以上

大納言様（徳川家光）江新年之御祈禱被成、御札守幷長鮑弐千本御上被成候、即御仕合能令披露候間、可御心

安候、随而我等方へも御札守幷熨斗十把被懸御意候、誠以忝存候、恐々謹言

（元和七～九年）
正月十一日　　酒井備後守
　　忠　利（花押）

尾張津嶋
右馬大夫殿

卜部兼英神道裁許状（写）

A 村主家
B 津島神社

尾張国海部郡門真庄、津島牛頭天王之祠官、服部美濃守藤原康久、如恒例之御札已下参詣之者共ニ遣時、神事祭礼参勤之砌、可着風折烏帽子狩衣者、神道裁許之状如件

元和九癸亥年十二月十四日

神道管領長上卜部朝臣兼英書判
朱印

卜部兼英神道裁許状（写）

A　平野但馬太夫
B　津島神社

尾張国海東郡門真庄、津嶋牛頭天王之祠官、平野但馬守藤原弘長、恒例之神事祭礼参勤之時、着風折烏帽子狩衣者、
神道裁許之状如件
元和十甲子年二月三日
神道管領長上卜部朝臣兼英書判朱印

C『張州雑志』

沢若狭書状

尚を〳〵、其許の大工衆先度も参候間、申候へ共、未参申候間、明日参候へと申候て、則御使に状立伝申、何も急度申伝可進候、以上
御状辱拝見申候、然者御普請相引候て、しやうしニ奉存候、其許大工衆明日参次第ニ、爰許之御役他之大工衆申付可進候、何様貴面之節可申上候、恐惶謹言

二月十一日

勾当大夫様

御報

正泉寺一石五輪塔銘

固山常□禅門

西方寺一石五輪塔銘

道林禅門

B 正泉寺

B 西方寺

沢若狭（花押）

西方寺一石五輪塔銘

B 西方寺

空円

社家・社僧中請状

B 津島神社

（国奉行藤田民部、使番水野左衛門裏判アリ）

津島神主、前代より壱人より外無之処、今度右馬大夫津島と申候而、方々旦那衆へまハり候、司庁双方被召出御糺明被成候処、右馬大夫祢宜之作法をやふり、不届暦然ニ付而、御改易被成候自今以後、対神主、祢宜・社僧中不届儀候而者重而も可申上候、依為後日如件

實永弐年
閏十二月八日

大野次太夫（花押）
彦　太　夫
久六大夫（花押）

開田大夫（花押）
右之一（花押）
左之一（花押）
乙若大夫（花押）
光大夫（花押）
又四郎大夫（花押）
太郎大夫（花押）
源八大夫（花押）
九郎大夫（花押）
番頭大夫（花押）
刑部大夫（花押）
三郎大夫（花押）
勾頭大夫（花押）
長善房（花押）
千蔵房（花押）

観音房（花押）
実相院（花押）
明星院（花押）
惣右衛門（花押）
半左衛門（花押）
勘之丞（花押）

津島神主殿

勾当大夫訴状

C『張州雑志』

天王御本社へ、元日御はかため御供上申候、式次第御内神へ神主入被申候、其次御戸わき勾当大夫、其次三郎大夫・刑部大夫・同又四郎大夫・同彦大夫・同光大夫・乙若大夫、右八人者御供上ケ申候儀、年中七度御座候、其次第絵津に御書付可被或候、神主度々理申候得共、是迄は無書付にて、柏之宮へ御供上申候内、少白すに立居申所を、座はいと絵津に書付被上候事

一殿様へ数年御礼申上候事、神主御礼申上候、次ニ左座之頭、右馬大夫申上候、其次ニ右座之

頭、勾当大夫申上候事

一勾当大夫右座之頭之儀、徳永法印証文にも御座候、神主所に本書御座候

一九郎大夫右座之頭と、証文にも有間敷候事

一勾当大夫、神官役をも持候得共、勾当大夫役儀にはをとり申候条、おとゝにゆつり置申候事

寛永三年　　津嶋

正月十四日　　勾当大夫（花押）

御目付衆

酒井忠利書状（写）

B『津島神社書類』

如承意新春之吉慶珍重候、然は、将軍様江御祈禱御札守、并長鮑廿抱、進上之由、我等儀相煩、御前江不罷出候故、雅楽頭被遂披露候処、御機嫌之由候、尚期後喜之時候恐々謹言

（寛永元～四年）

二月十六日　　酒井備後守判

右馬大夫殿

津島神社楼門墨書銘

A　津島神社

（表入口裏）

寛永三年七月十一日作事はしまる、

又おはる□菊月四日ニ□□

又下構作兵衛　二人

……　源四郎

（表入口内）

寛永三年七月十一日ニ作事はしめ致し……

おつま村勝次

星伝兵衛

正　時（花押）

はしつめ作蔵

（上層幣軸脇嵌板）

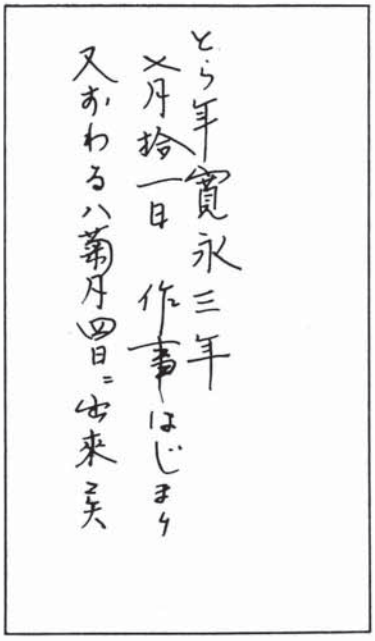
とら年寛永三年
七月拾一日作事はじまり
又おはるハ菊月四日ニ出来候

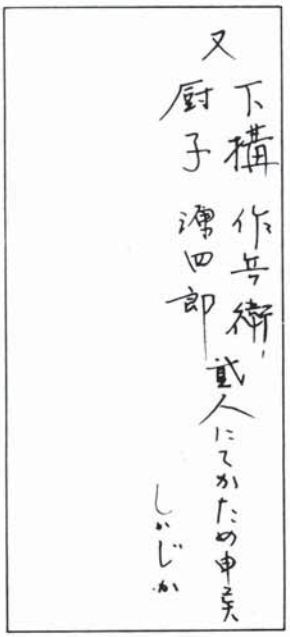
下構　作兵衛
又　厨子　源四郎　弐人にてかため申候
しかじか

『とら年寛永三年
七月拾一日作事はじまり
又おはるハ菊月四日ニ出来候』

『下構　作兵衛
又　厨子　源四郎　弐人にてかため申候
しかじか』

（上層幣軸脇嵌板）

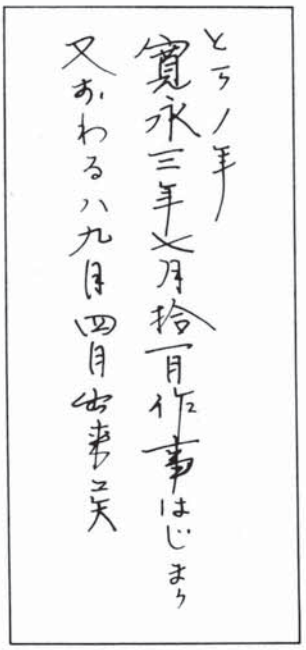

『とらノ年
寛永三年七月拾一日作事はじまり
又おわるハ九月四日出来候』

（上層幣軸脇嵌板後世の二重書アリ）

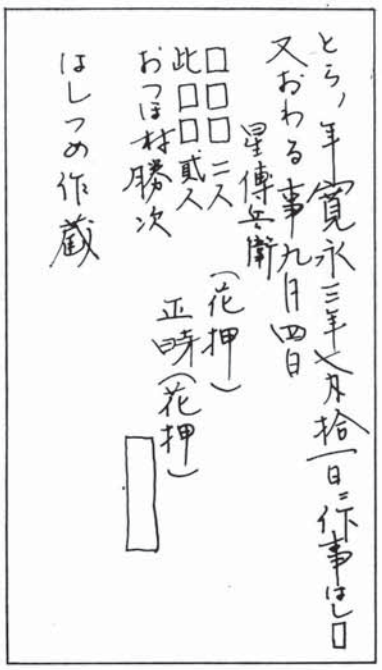

『とら年寛永三年七月拾一日ニ作事はし□
又おわる事九月四日
星伝兵衛
□□□二人 (花押)
此□□弐人 正時 (花押)
おつま村 勝次
はしつめ 作蔵

（上層幣軸東側上材裏面）（墨指書）

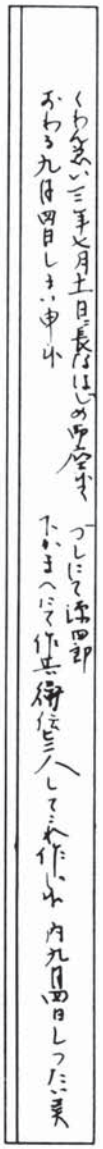

『くわんゑい三年七月十一日に長なはじめ御座候にて
おわる九月四日しまい申候
づしにて源四郎
下かまへにて作兵衛伝七二人志てこれ作じ候内九月四日しつたい仕候』

（上層西側幣軸上材裏面）（墨指書）

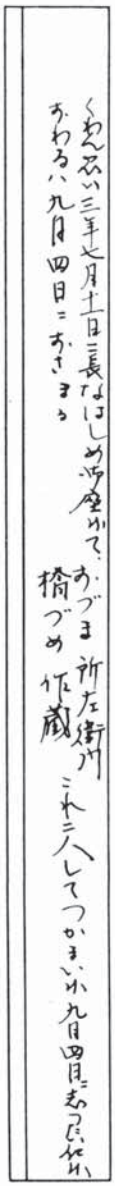

『くわんゑい三年七月十一日、長なはしめ御座候て
おわるハ九月四日ニおさまる
おづま　所左衛門
橋づめ　作　蔵　これ二人してつかまい候九月四日ニ志つたい仕候』

（上層西側中央間南柱上丸桁下実肘木上面）

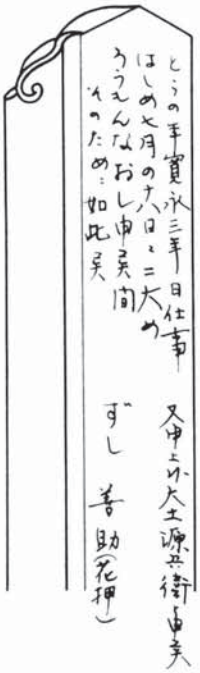

『とらの年寛永三年日仕事
はしめ七月の十一日ニ二大め
ろうもんなおし申候間
そのため如此候
又申上候大工源兵衛と申候
づし　善助（花押）』

（下層中央通中央間北柱頭貫仕口面）（墨指書）



『寛永三年八月四日
はしらたて
（大工の名？）
……』

（墨指）（上層南側東隅柱上南出尾垂上拳鼻上面）



『くわん□
八月吉日』

金剛般若波羅密経奉納奥書

B 津島神社

金剛般若波羅密経

尾州下津正眼寺山門建立願

同　十五代　日山樹林書之

奉　献牛頭天王　全弐部

于時寛永四季丁卯正月、如意珠日

前十巻者、日山自筆也、末二巻者、弟子樹先比丘書読而、呂進献者也

津島天王造営材送状（写）

B 津島神社

津嶋天王御造栄（ママ）御材木送状

一六本　下三間木　七寸角

一壱本　下三間木　六寸五分角

一三本　上弐間半　七寸角

一四本	中弐間半	七寸角
一六本	下弐間半	七寸角
一弐本	上弐間半	六寸角
一拾三本	中弐間半	六寸角
一十四本	下弐間半	六寸角
一四本	上弐間半	六寸五分角
一拾五本	中弐間半	六寸五分角
一拾八本	下弐間半	六寸五分角
一四本	中弐間半	五寸五分角
一拾六本	下弐間半	五寸五分角
一壱本	中弐間半	五寸角
一拾四本	下弐間半	五寸角
一五本	中弐間木	壱尺角
一九本	下弐間木	壱尺角
一弐本	下弐間木	九寸角

一四本	中弐間木	八寸角
一六本	下弐間木	八寸角
一弐本	上弐間木	七寸角
一四本	中弐間木	七寸角
一六本	下弐間木	七寸角
一八本	上弐間木	六寸五分角
一廿六本	中弐間木	六寸五分角
一拾四本	下弐間木	六寸五分角
一廿五本	上弐間木	六寸角
一四拾九本	中弐間木	六寸角
一弐拾壱本	下弐間木	六寸角
一六本	上弐間木	五寸五分角
一拾八本	中弐間木	五寸五分角
一拾七本	下弐間木	五寸五分角
一三拾壱本	上弐間木	五寸角

一三拾弐本　中弐間木　五寸角

一三拾五本　下弐間木　五寸角

一弐本　中弐間木　四寸五分角

一九本　下弐間木　四寸五分角

檜角合四百五拾弐本

一弐本　下三間木

一壱本　上弐間半

一壱本　下弐間半

一壱本　中弐間半

一壱本　下弐間半

一壱本　下弐間半

一壱本　下弐間木

一壱本　下弐間木

一壱本　下弐間木

一壱本　下弐間木

一壱本　中弐間木







一壱本	下弐間木	┌はゝ一尺一寸五分 └はら六寸也
一壱本	下弐間木	┌はゝ一尺一寸五分 └原四寸也
一壱本	中弐間木	┌はゝ九寸五分 └原五寸也
一壱本	上弐間木	┌はゝ一尺一寸五分 └あつ三寸五分也
一三本	下弐間木	┌はゝ一尺 └原六寸也
一壱本	下弐間木	┌はゝ一尺 └原三寸五分
一壱本	中弐間木	┌はゝ九寸 └原五寸五分
一壱本	上壱丈木	┌はゝ一尺四寸五分 └原四寸也
一壱本	中壱丈木	┌はゝ壱尺四寸五分 └はら六寸五分也
一壱本	下壱丈木	┌はゝ壱尺四寸 └はら四寸也
一弐本	上壱丈木	┌はゝ壱尺四寸 └原三寸五分也
一壱本	下壱丈木	┌はゝ壱尺四寸 └原三寸五分
一壱本	中壱丈木	┌はゝ壱尺三寸 └原六寸也
一壱本	上壱丈木	┌はゝ壱尺弐寸五分 └原六寸也
一壱本	下壱丈木	┌はゝ一尺壱寸 └原四寸也

一壱本　上壱間半　（はゝ壱尺弐寸原六寸也）
一壱本　中壱間半　（はゝ壱尺弐寸原六寸也）
一弐本　下壱間半　（はゝ壱尺弐寸原六寸也）
一壱本　上壱間半　（はゝ壱尺五寸原五寸也）
一弐本　中壱間半　（はゝ壱尺五寸はら四寸五分）
一壱本　上壱間半　（はゝ壱尺四寸五分原四寸五分）
一六本　中壱間半　（はゝ一尺四寸五分原四寸五分）
一壱本　下壱間半　（はゝ一尺四寸五分原四寸五分）
一壱本　上壱間半　（はゝ一尺四寸原四寸也）
一壱本　中壱間半　（はゝ壱尺四寸はら四寸五分）
一壱本　下壱間半　（はゝ壱尺四寸はら四寸五分也）
一壱本　下壱間半　（はゝ壱尺四寸五分原三寸五分也）
一壱本　中壱間半　（はゝ壱尺五寸原五寸也）
一壱本　中壱間半　（はゝ壱尺二寸原五寸五分也）
一壱本　下壱間半　（はゝ壱尺三寸五分原四寸五分也）

一壱本　中壱間半　「はゝ壱尺五寸五分原五寸也」
一壱本　下壱間半　「はゝ壱尺五寸あつ五寸五分也」
一壱本　下九尺木　「はゝ壱尺四寸五分原四寸也」
一壱本　上九尺木　「はゝ壱尺四寸五分あつ五寸也」
一壱本　中九尺木　「はゝ壱尺四寸五分はら五寸也」
一壱本　中九尺木　「はゝ壱尺四寸はら四寸五分也」
一壱本　下九尺木　「はゝ壱尺四寸原四寸五分也」
一壱本　下九尺木　「はゝ壱尺五寸原四寸五分也」
一壱本　中九尺木　「はゝ壱尺三寸五分原四寸也」
一壱本　下九尺木　「はゝ壱尺四寸原四寸也」
一壱本　上九尺木　「はゝ壱尺四寸五分原四寸也」

檜平物合五拾九本

一弐拾四枚　上七尺ノ　板子
一四拾壱枚　中七尺ノ　板子

一五拾壱枚　上壱間ノ　板子
一六拾枚　中壱間ノ　板子
一九枚　下壱間ノ　板子
檜板子合百八拾五枚也

惣合六百九拾六本
右是ハ御公儀ゟ請取申候分
寛永四年
卯十一月十九日

櫛田角兵衛殿

原右門代
大脇忠兵衛 判
服部小十代
新川作左衛門 判
酒井久左衛門代
稲葉半兵衛 判

矢神角左衛門殿

堀正意書状（写）

B 津島神社

御状令披閲候、先日書物殿様へ懸御目、奇特物所持候とて、右御褒美被成候、則うつし置候へとの御意に付、うつさせ候間五参日手間入申へく候、貴公地出（他カ）之由、此方本観音院へ可遣之由、得其意候、其内御帰候はゝ直にも渡し可申、今日ゟ絵者よひよせかゝせ候、其上応永・文明書物、遷宮之次第座立もよみ申候、これもうつし置候へば、以来も定而可為其分候、猶以面可申入候、恐々謹言

十月二日

正意法眼 判

津嶋

勾当太夫殿

貴報

氷室民部書上げ口上覚

B 津島神社

覚

源敬様就御尋、仮名略縁起を書立候而奉指上之候、其節御意之由ニ而、所々秘書ニ仕置、他見は勿論、社中之外へ不可出之旨、被仰渡候由ニ御座候、以上

七月　日　　氷室民部

口上

今度指上候縁起之儀ニ付、御尋之趣社家社僧吟味仕候処、神書は奉読請文仕候、旧記之趣縁起相違無御座候、是又社家由緒之儀外ニ増減も無御座□弐冊書上候通相違無御座候、以上

七月十三日　　津嶋神社

氷室民部

牛頭天王参詣状（控）

B 津島神社

尾州海東郡津嶋牛頭天王御宝前、奉納一通願文之状　摂州順国発人法包、名也

為現当ニ也、諸願成就也
寛永八辛未季初夏吉旦

神主長盛

（上包）
尾州津嶋牛頭天王参詣之状　法包老
奉納願主　名也

寺尾直政・阿部正致書状（写）

A　堀田右馬太夫
B　堀田虎次

一筆令啓書候、然者、津嶋弥五郎之宮勧進之檜木六千八百丁、右馬大夫ニ被下候之間、其御心得可有候、為其如此候、恐々謹言

（寛永九年？寛永二十一年？）
四月十六日

阿部河内
正致

山村甚兵衛殿

寺尾越前守
直　政

松井七郎左衛門書状

A　堀田右馬太夫
B　堀田虎次

尚々、槫木通用之御証文一通請取置申候、神慮之儀ニ御座候間、槫木川狩等之儀に候間、前々之通、甚兵衛寄進可被申候間、聊御如在申間布候間、可被御心易候、御紙面之段、被罷帰候ハヽ可申聞候、以上

貴札致拝見候、然者、弥五郎殿之宮御造宮ニ槫木六千八百挺之御老中御証文一通慥ニ請取置申候、甚兵衛被罷帰候ハヽ、先刻、御出之段幷御紙面之趣、具ニ可申聞候、当九月、木曽へ御文可被遣候旨得其意存候、何ニ而も御用之儀御座候へハ可申候間、可被御心易候、昨今早々、得公事之候、猶、待再音之節候、恐惶謹言

（寛永九年・寛永二十一年？）
卯月十七日

（花押）

（端裏）

堀田右馬大夫様

御報

造営榑木出材願状案

松井七郎左衛門

A 堀田右馬太夫

B 堀田虎次

天王弥五郎殿之拝殿瑞籬鳥居造営幷蛇毒神之拝殿上葺仕度存申上ル御事

木曽谷中に而榑木御座候覚

一辰ノ年分榑木千百五拾八丁

一申ノ年分榑木三千百拾六丁

一戌ノ年分榑木千弐百四拾三丁

一亥ノ年分榑木七百弐拾壱丁

一子ノ年分榑木千弐百六拾丁

合榑木七千四百九拾八丁

次ニ美濃か志も村幷今井野村・竹原村に丑ノ年分榑木合千丁御座候今井野村・竹原村ハ飛驒領

に而御座候由右之榑木と一諸ニ出シ申度故如此申上候
二ケ所合榑木八千四百九拾八丁御座候
右之榑木造営ニ仕度奉存候
此書之趣御老中江能様被仰上可被下候以上

（寛永九年？寛永二十一年？）
九月廿日

堀田右馬大夫
（花押）

勝野太郎左衛門様

木曾山檀那寄進榑木注進状案

A 堀田右馬太夫
B 堀田虎次

木曽山檀那中寄給榑木之御事
一廿年前丑ノ年、弥五郎殿造営之勧進榑木例年之初尾之榑木合七千丁、五年前辰ノ年申上御事
右此通、御代官鈴木九左衛門殿へ申上候得ハ、則御年寄衆江被仰上、長野五郎右衛門尉（政成）様・久野七郎右衛門尉（宗信）様・高木修理（吉任）様御両三人様ゟ御状ヲ山村甚兵衛殿江被遣候、御国奉行衆服部小

十郎(正吉)様・酒井久左衛門尉様ゟ御状御役所江被遣拝領仕候こと申上候儀五年前辰ノ年
木曽ニて初尾ノ榑木
千百五十八丁当申之年初尾之榑木
三千百拾六丁以上四千弐百七十四丁御座候
(寛永九年?寛永二十一年?)
九月廿一日
津嶋
堀田右馬大夫
之　盛(花押)

此以前申上候通無相違出候様ニ被仰下し可被下候
勝野太郎左衛門殿
勝野太郎左衛(ママ)門尉様

木曾山檀那中寄進榑木注進状案

A　堀田右馬太夫
B　堀田虎次

木曽山檀那中寄給榑木之御事
一、五年前辰之年給初尾之榑木千百五拾□
一、申当年之初尾之榑木三千百拾六丁

合四千弐百七拾四丁　御座候以上

（寛永九年？寛永二十一年）
九月廿一日

津嶋
堀田右馬大夫
之　盛（花押）

進上
勝野太郎左衛門尉様

鈴木九左衛門書状

A　堀田右馬太夫
B　堀田虎次

態申入候、椙木之儀ニ付木曽へ始ニ被遣候者山村甚兵も御合点之様ニ申付関所へも状ヲ差越候へハ甚兵〻か様ニ被申状参候、さりとてハ「　」無念者ニ御座候、長五郎右衛門殿御城代衆へ其理リ申候得は甚兵へ状ヲ被遣候、早々越可被申候、旦那共手前ニ而椙木滞候へハ重而ハ其理リ被申間敷候間才覚成者御越七千丁之積調候様ニ可被成候、若七千丁調不申候は其〻内ニ而も出候様ニ可被成候、則御両三人〻甚兵へ被遣候状之安紙、吾等返事甚兵〻参候状ヲも越申候間、御覧可

被成候、恐惶謹言

（寛永九年?寛永二十一年?）
十月十二日

鈴木九左衛門（花押）

右馬大夫様

寛永十一年津島寺社領検地目録（写）

B 津島神社

戌之年津嶋寺社領御検地目録

元縄　但向嶋

一、田畑九拾壱町八畝拾弐分　屋敷 藁野 草野 荒野　神□

分米八百壱石五斗四升弐合

今縄

一、田畑九拾五町五反四畝弐拾八分　同領

分米九百六拾七石九升三合

右之指引　出反四町四反六畝拾六分
出高百六拾五石五斗五升壱合

今縄

一、田畑屋敷七町五反壱畝拾六歩　社家
分米八拾七石五斗弐升七合

今縄

一、田畑屋敷三町五反八分　社僧
分米四拾石八斗四升六合

今縄

一、田畑屋敷壱町三反六畝拾分　役人鐘付共ニ
分米拾四石九斗弐升六合

今縄

反数三口合拾弐町三反八畝四分
分米三口合百四拾二石弐斗九升九合

元縄

田畑屋敷拾弐町三反四畝壱分

分米百四拾壱石六升七合

右之指引　出反四町五反拾九分
出高百六拾七石七斗八升三合

元縄合百三町四反弐畝拾三分
分米九百四拾弐石六斗九合

今縄合百七町九反三畝弐分
分米千百拾石三斗九升弐合

右指引　出反四町五反拾九分
出高百六拾七石七斗八升三合

今縄　向嶋

一、反数合四町六反九畝六歩　実相院
分米四拾八石四斗七升八分(合カ)

是ハ関白様御代之御代官証文・薩摩様御代之代官大県伝六証文反畝無御座候、以前灯明壱灯之所、拾ヶ年以前ゟ七灯とほし申様ニと被仰付通、灯籠ニあをいの御紋すへさせとほし申候津島本田之内

一、三反八畝弐拾三分　車屋敷六ヶ寺之内
蓮台寺屋敷

是ハ信長様御判形御座候へ共、但畝付無御座候、備前帳末ニハ三反歩除と御座候、八畝弐拾
三分打出し

同

一、壱反壱畝拾六分　右同断　正福寺屋敷
是ハ備前帳末ニ壱反弐畝八分と御座候、壱畝拾三分不足

同

一、九畝拾分　右同断　千躰寺屋敷
是ハ証文無之候へ共、車道具置申事、必定ニ候間、被下候
是ハ証文も備前帳末ニも無御座候

同

一、壱反弐拾五分　右同断　常福寺屋敷
是ハ備前帳末ニ畝付無御座候

同

一、壱反八分　瑞泉寺屋敷
是ハ備前帳末ニ六畝拾分と御座候、三畝拾八分打出し

同

一、四反六畝拾弐分

是ハ備前帳末ニも無御座候、証文も無御座候、但西福寺申ハ元ハ三反分御除之由申候、壱反六畝拾弐分打出シ、是ハ証文無之候へ共、車道具置申事、必定ニ候間、被下候

車道や六ケ寺之分

今縄反数〆壱町弐反七畝四分

分米〆拾五石弐斗五升六合

元縄反数〆九反八畝弐拾三分

分米〆拾壱石八斗五升壱分

右指引　出反弐反八畝拾壱分
　　出高三石四斗五合

元縄　但山之内

一、反数合拾壱町五反七畝八分　　車田分

分米百弐拾八石壱合

今縄

一、反数合拾四町四反五畝拾弐分　同領
分米百五拾弐石六斗九升弐合
是ハ津島村町仕はい
右指引　出反弐町八反七畝拾四分
出高弐拾四石六斗壱升壱分

元縄　原平
一、反数合弐町歩　右馬大夫
分米拾八石五斗六升

今縄
一、反数合六町七反八畝弐拾七分　同領
分米六拾三石弐升三合
是ハ関白様御代式部卿法印証文ニ弐町と御座候、備前検証文同断
右之指引　出反四町七反八畝弐拾七分
出高四拾四石四斗六升三合

津嶋本田之内
一、九畝歩　勘右衛門

分米壱石壱斗七升
是ハ天王御供田備前検地之時、御断申除之由、但証文も帳末ニも無御座候

同
一、壱反六畝弐拾八歩　社僧中
分米壱石壱斗
是ハ天王領祢はん忌仏名忌毎年両度宛々神事ニつとめ申ニ付、備前検地御断申除之由、但証文無御座候

元縄　山之内
一、壱反四畝四歩　天王御供田
上ル
分米壱石六斗九升六合
是ハ拾ケ年以前之御検地ニ御除之由、但証文無御座候

草平之内
一、弐反七畝弐拾四分　天王神明領田畑
上ル
分米壱石七斗九升八合

是ハ七八年以前ニ村中うぢ子共として、荒地起付申、神事つとめ神明之修理ヲ仕之由、証文無御座候

津田本田之内　天王神主披官屋敷

一、壱畝拾壱歩　七右衛門

上ル　分米壱斗六升四合

是ハ備前帳末ニも無御座候除之由

同

一七畝歩

上ル　分米八斗四升

是ハ道具田、備前検地之時、除之由、証文ハ無御座候、天王まつりの車縄ノ入用ニ仕候由

元縄都合百弐拾三町四反四畝拾五分

分米千百五拾六石三斗四升三合

今縄都合百三拾五町八反九畝弐拾六分

分米千三百九拾六石六斗九合

右之指引　出反都合拾弐町四反五畝拾壱分
出高都合弐百四拾石弐斗六升三合

以上

（寛永十一年）
戌四月十一日

平野甚右衛門
酒井統兵衛
本田久兵衛
今村次郎兵衛
井上角左衛門
児玉五郎左衛門
鈴木安左衛門
竹内七左衛門
佐々長兵衛代　飯沼久兵衛
酒井久左衛門代　池村角左衛門
同　高木九兵衛
同　三輪彦兵衛
同　勝山与左衛門

天王社家中訴状案

服部小十郎代　岡本加左衛門
同　西村与兵衛

A 村主家
B 津島神社

乍恐申上候

一元日之祭にあたり候祢宜ハ、前々之ことく相つとめ懸御供ニ被致、則神主祢宜中へと、毎年之ことく、御供膳相渡し被申候御事

一当年正月四日之蘇民祭同七日・十五日両三度之祭、神主当人にて御座候処ニ御供御かゆ、神前へそなへ不被申、相たやし被申候、祢宜共ハ如例年之諸祭、相つとめ申候御事

一御国ゟ諸牢人御法度ニ付、神主ゟ祢宜悉ニ牢人かゝへをき不申と、書付も取被申而、神主ハ酉之年ゟ三年此かた、かゝへ置被申候御事

一殿様ゟ御寄進之御材木、藤田民部殿御代官所之時参候、其こやにふき板竹柱なは石てす、祢宜はかりに□(出?)させ、昼夜之番ニ百姓同前ニ仕候、神主ハ其役等ラ少も不被仕候、其上親類迄、役等させ不被申候、宮中ニ竹おほく御座候ヲ、天王之儀ニハ少も不遣、毎年切取我まゝに被仕候

御事

[此間欠紙あり]

□　□祢宜共堤川□□□せき諸役仕候儀無御座候所ニ、酉之年十月ゟ此かた、堤役百姓なミに被申付候、祢宜之儀不申及、そし〳〵迄も役等仕候儀無御座候ニ、新法成儀被申付、迷恐(ママ)仕候御事

一社頭之内之古木我まゝに切取、板に引せ用木ニ遣、又ハ薪ニ仕、其上かふまて祢宜百姓にほらせ、取被申迷恐仕候御事

一名古屋天王御遷宮之時、神主ニくろ装束、祢宜共ニかさほれ(?)ゑほし、狩衣御免被成候処ニ、津嶋へ罷帰、殿様御意之様ニ申懸、壱人ニ付而壱貫文ツゝ、同おとなニ弐百文ツゝ銭とられ申候御事

一天王祭礼之時、従前ハ祢宜共太刀長刀持せ候ろ(?)、酉之年霜月ゟ此かたとめ被申候、神主ハ太刀持ニかさほれゑほし、かりきぬをきせ、同大もんをきせ、はくてう二人ニ志ゆからかさ・くつを持せ、長刀弓矢を持せ、其身をけつかうにいたされ、祢宜共ヲはいやしめ被申、迷恐仕候御事

（欠紙?）

みよし出入被成候、其上諸国ノ参宮衆之こり取付にて御座候ヲ、家を作り、竹ヲはやし、垣を被仕、迷惑仕候御事

一天下様両度之御祈禱次ニてん志ゆゑんさま御祈禱、両三度当殿様ゟ被仰付候時、御初尾何程参候而も志らせす、社家社僧銀子弐枚、合両三度ニ六枚被相渡候、天下様当殿様ゟ被下候御初尾ハ、神主三ケ壱、社家・社僧三ケ二ニわけ来り取申候ヲ、今ハ我かまゝに被仕候御事

右之条々、前々ことく被仰付可被下候、御尋も御座候は、悉罷出口上にて可申上候、仍如件

津嶋天王社家中

A 氷室神主
B 津島神社

寛永拾弐年亥五月吉日

天王橋材木請取状

請取申天王御木ノ事

桧
一、壱本　上弐間半　七寸角

同
一、四本　上弐間半　六寸五分角

同

一、四本　中弐間半　七寸角

同

一、拾五本　中弐間半　六寸五分角

同

一、弐本　中弐間木　八寸角

同

一、六本　下三間木　七寸角

同

一、拾八本　下弐間半　六寸五分角

同

一、七本　下弐間半　六寸角

同

一、八本　下弐間木　六寸五分角

同

一、拾五本　下弐間木　六寸角

同

一、六本　下弐間半　七寸角

同
一、壱本　下三間木　六寸五分角
同
一、弐本　下弐間半　五寸五分角
同
一、三本　下弐間木　六寸五分角
同
一、五拾壱枚　上壱間　板子
同
一、六拾枚　中壱間　板子
同
一、九枚　下壱間　板子
木数合弐百拾弐本　大小板子共ニ

右、是、津島天王ニ有之御材木、同天王橋御用ニ如比請取遣申者也、仍如件

寛永拾弐亥六月朔日

内藤五右衛門印
服部又兵衛印

津島天王神主

主水殿

寛永拾弐年

尾州海東郡津島天王□□(領御)??検地帳

□月吉日

A 氷室神主

B 樋田豊

天王領検地帳表紙書

汚損ニヨリ内部判読不能

三河百三ケ村檀那場譲証文

B 津島神社

お殿家持度と申時ハ右之旦那相渡し、其年一年ノ旦那ミやけ物之三吉合力可被仕候、但此於旦那ニうりかいしち物ニ入申候とも、三吉名判不仕候者、しち物かい申候者、如在候とも可為本具候

寛永十三年

二月十一日

三吉殿

お殿ニ渡し申候旦那諸道具之覚

一、三河之旦那一書ノ□廻村合百三村
一、三束　わん
一、十五まい　まるほん
一、弐十まい　としおしき
一、三十　木皿
一、弐十　つほ皿
一、弐十　そめ付皿
一、弐つ　よしのはち
一、壱つ　そめ付はち
一、弐つ　のさけ
一、壱つ　きつたて

平野勝兵衛

弘　重（花押）

一、壱ゑた　長持
一、「　」　はさミ箱
一、壱つ　茶うす
一、弐つ　茶つほ
一、壱口　かま
一、四つ　なへ　五升なへ　四升なへ　弐升なへ　くろなへ
一、壱つ　いしうす
一、壱つ　たてうす
一、壱つ　茶かま
一、壱つ　水かめ
一、弐つ　ミそおけ
一、□壱斗三斗二升□おけ
一、壱ケ　にない桶
一、弐つ　水桶

一、八帖へやノたゝミ有
「　　」旦那之事
一、やた村
一、しのた村
一、「　　」
一、とうくわんし村
一、西原村
一、あしやまた村
一、なかやま村
一、河田村
一、いなき村
●一、こんてん平村
一、やま村
一、うすから村
一、杉山村

一、とくさ田村
一、かたやま村
一、やへ村
一、河上村
一、うしくら村
○一、さねくほ村
一、つねのふ村
一、大宮村
一、あさき村
一、すさわ村
是ゟ
一、さた池村
一、中市は村
一、ねこや村
一、いした村

一、きゐいた村
一、たけひろ村
●一、ミやわき村
一、あるミ村
一、大見村
一、たき河村
一、くろせ村
一、「　」
一、ならせ村
一、おし村
一、ゐひ村
○一、ミたれはし村
一、小城村
一、この村
一、ほうせん村

一、すやま村
一、やまなか村
一、ゆしま村
一、けんし村
一、たゝもち村
一、ふり村
一、下いっしき村
一、上いっしき村
一、しほせ村
一、島田村
一、ほりたち村
一、く□しま村
一、たけしま村
一、大□村
一、おんうはら村

一、中島村
一、くさかへ村
一、松原村
一、やふ村
一、向島村
一、ひとくわた村
一、にわの村
一、くろ田村
一、下ふり村
一、中ふり村
一、野はた村
一、吉さ村
一、しほさ□村
一、□□は□村
一、上吉田村

一、下吉田村
一、竹のわ村
一、つけ村
一、たかの村
一、かりしよく村
一、やさわ村
○一、東くろ田村
一、西くろ田村
一、まつは村
一、桜平村
一、たさわ村
一、大たわ村
一、あてら村
一、おうさわ村
一、たかの村

一、くう平村
○一、大平村
一、くりきぬ村
一、小河村
一、のりほと村
一、ひさま村
一、□ん河村
一、なかしの村
一、うちハね村
一、おか村
一、大草村
一、吉村
一、横山村
一、かとや村
一、たしろ村

村数合百三村

右三丞ニとらせ申候旦那之分、少も不相違、お殿ニとらせ申候、但右之旦那之初尾ニ而三丞子とも之やしない可被申候

海西郡東保村 車田 試楽田 検地帳

B 津島神社

㊞ ㊞ ㊞ ㊞

（表紙）

「 寛永拾三丙子

案内 平左衛門

尾州海西郡東保村 車田 試楽田 御検地帳

拾月十一日

」

中田 四畝拾七歩 兵左衛門

中田	壱反廿歩	喜左衛門
中田	三畝廿歩	兵左衛門
中田	三畝弐歩	弥左衛門
中田	五畝歩	九兵衛
中田	四畝六歩	与三右衛門
中田	壱畝廿六歩	庄右衛門
中田	三畝廿四歩	権　助
中田	壱畝廿五歩	庄右衛門
中田	壱畝拾五歩	権　助
上畠	拾七歩	庄右衛門
上畠	壱畝五歩	権　助
中田	弐畝拾弐歩	伝　助
中田	壱畝三歩	与三右衛門
中田	弐畝拾弐歩	太左衛門
中田	弐畝廿壱歩	又右衛門

中田	三畝歩	太左衛門
中田	壱畝廿弐歩	又右衛門
中田	壱反壱畝廿四歩	喜左衛門
中田	九畝拾歩	清　吉
中田	五畝廿七歩	六右衛門
中田	五畝廿七歩	弥兵衛
中田	三畝拾三歩	彦兵衛
中田	七畝五歩	甚太郎
中田	五畝拾八歩	次郎右衛門
中田	五畝拾八歩	兵左衛門
中田	壱反廿六歩	又右衛門
中田	三畝拾四歩	甚太郎
中田	四畝廿八歩	次郎右衛門
中田	壱畝拾三歩	甚太郎
中田	弐畝拾四歩	甚太郎

中田　五畝四歩　次郎右衛門
中田　弐畝廿八歩　彦兵衛
中田　壱畝壱歩　甚太郎
中田　弐畝廿三歩　次郎右衛門
中田　五畝九歩　又右衛門
中田　五畝九歩　清　吉
中田　五畝廿歩　六右衛門
中田　五畝廿歩　太左衛門
中田　六畝歩　弥右衛門
中田　三畝弐歩　又右衛門
中田　四畝四歩　同　人
中田　三畝七歩　庄右衛門
中田　四畝五歩　伝　助
中田　四畝八歩　太郎八
中田　三畝拾三歩　平左衛門

中田	壱畝拾九歩	甚右衛門
中田	弐畝廿九歩	弥右衛門
中田	壱畝廿六歩	太郎作
中田	壱畝廿六歩	弥右衛門
中田	壱畝拾九歩	太郎作
中田	壱畝拾八歩	喜右衛門
上畠	壱畝廿四歩	喜右衛門
上畠	拾四歩	同　人
中田	壱畝六歩	喜右衛門
中田	廿四歩	伝　助
上畠	壱畝歩	又右衛門
中田	五畝八歩	平左衛門
中田	拾歩	喜右衛門
中田	壱畝廿六歩	太郎作
下田	壱反壱畝八歩	平左衛門

下田	六畝廿八歩	同　人
下田	壱反四畝拾五歩	彦左衛門
下田	壱反九畝弐歩	孫左衛門
下田	九畝拾五歩	彦左衛門
下田	九畝拾八歩	弥兵衛
下田	弐畝拾歩	弥兵衛
下田	三畝九歩	長次郎
下田	三畝廿五歩	助左衛門
下田	三畝廿四歩	弥右衛門
下田	弐畝廿歩	同　人
下田	四歩	次郎右衛門
下畠	壱畝拾八歩	宗　吉
下田	拾歩	助左衛門
下田	弐畝歩	次郎右衛門
下田	拾弐歩	同　人

下畠	壱畝拾歩	与兵衛
下田	弐畝廿歩	長次郎
下田	壱畝歩	小左衛門
下田	壱畝拾五歩	同　人
下田	三畝拾歩	長　吉
下田	壱反壱畝廿弐歩	彦左衛門
下田	壱反歩	弥右衛門
下田	六畝廿歩	多兵衛
下田	五畝拾歩	平左衛門
下畠	拾五歩	仁兵衛
下畠	廿七歩	同　人
下畠	五畝六歩	彦左衛門
下田	四歩	平左衛門
下畠	四畝六歩	次郎右衛門
下畠	三畝廿弐歩	久五郎

下畠	弐畝歩	喜左衛門
下畠	六畝拾弐歩	久五郎
下畠	弐畝廿四歩	庄太郎
下田	廿四歩	久五郎
下田	壱反廿四歩	長　吉
下田	四畝拾弐歩	孫左衛門
下田	壱反廿四歩	理右衛門
下田	九歩	同　人
下畠	壱畝拾歩	兵次郎
下田	九畝拾五歩	助左衛門
下畠	拾八歩	藤　蔵
下畠	廿歩	与兵衛
下畠	拾五歩	兵三郎
下畠	拾八歩	次郎右衛門
下田	弐畝歩	長次郎

下田　壱畝拾八歩　同　人
下畠　弐畝廿四歩　次郎右衛門
下田　壱畝廿歩　長次郎
下畠　廿八歩　孫左衛門
下畠　廿歩　同　人
下田　廿八歩　吉　蔵
下畠　壱畝拾歩　久五郎
是ゟ五ノ三分
下田　三畝九歩　助右衛門
下田　四畝廿四歩　弥三右衛門
下田　壱反拾弐歩　兵　吉
下田　壱反五畝廿六歩　喜右衛門
下田　九畝拾歩　弥三右衛
下田　九畝拾歩　兵　吉
下田　六畝廿歩　久五郎

下田　弐畝八歩　　久五郎

己　上

右之寄

中田弐町壱反六畝八歩

分米弐拾八石壱斗壱升五合

下田弐町弐反九畝弐拾四歩

分米弐拾弐石九斗八升

下畠三反八畝三歩

分米壱石九斗五合

田畑合四町八反四畝五歩

分米合五拾三石

寛永拾三年

子拾月十一日

酒井久左代

大野勘右衛門㊞

服部小十代

若原庄兵衛
江坂清左代
丹羽次左衛門㊞
上田五左衛門㊞

右之田畑四町八反四畝五歩之地、為車田、試楽田、永代被為付置者也
寛永拾三年丙子十月十一日

服部小十郎　正虎（花押）
酒井久左衛門　利政（花押）

天王若宮鰐口刻銘

B　西御堂町薬師堂

奉掛御宝前尾州津島天王若宮
寛永拾四（ママ）大丁丑年八月吉祥日

江州辻村鍋屋中奉寄進所也

大工国松金左衛門

神主家中掟請状

B 津島神社

連判次第

一、右近様御若年ニ御座候間、万事［　　］申間敷候事

一、御屋敷内外竹木田畠草ニ不寄、少も御不届に仕申間敷候事

一、けん［く］わか□［う］ろん仕間敷候事

右連判仕申候へハ、なかまニて、たかいニ其心ニ仕、をちと無御座候様可仕候、右をちと御座候ハ、何様も可被仰付候、為其一筆如件

寛永拾四年

丑極月廿五日

野村太兵衛（印）

松川三右衛門（花押）

大野五郎右衛門殿

法度請状

御法度連判の事

一、宿かし申間敷候、たとへかし申さてかなわさる物御座候ハヽ、人々中へ理りおき可申事

B津島神社

野村五左衛門（花押）
足立忠三郎（印）
野村次郎八（印）
大野部清九郎（印）
大橋長次郎（印）
長左衛門
山川次郎介（花押）
佐藤左の介（筆印）
森作左衛門（印）

一、堤ニ而くさ・柳きりとり申間敷事
一、氏との山へ入くさかり申間敷事
一、人の作之物、不少々寄、ぬすミ申間敷事
一、何ニ而も作之物、暮六つすき候ハヽ、たとへ我物成共、もちありき申間敷事
右御法度御ふれ存仕候、此上ハ人々中へ背可申付候、若御法度相そむく者御座候ハヽ、人々中へ御かゝり可被成候、至其時、少も申分御座有間敷、仍而為後日、状如件

寛永拾五年
(寅)
己ノ三月二日

人々ハしめ
名判

大野三郎右衛門殿
野村太郎兵衛殿

宗右衛門（略押）・総　助（略押）・総　七（略押）
小　吉（略押）　十　蔵（略押）・三　蔵（略押）
吉　蔵（略押）・彦左衛門（略押）
千右衛門（印）・小　吉（印）・彦　宗（略押）

宗　八（花押）・加右衛門（略押）・与　吉（略押）
又　三（略押）
市右衛門（花押）・喜右衛門（花押）・助　十（花押）
伝　七（印）・清　蔵（印）・□右衛門（印）
吉　助（印）・又　七（印）・久五郎（略押）
新右衛門（印）・彦　作（印）・市　助（印）
久　蔵（印）・又　助（印）・源　七（花押）
又　助（印）
又右衛門（印）・七右衛門（印）・兵　吉（略押）
久　三（略押）・二郎右衛門（略押）・庄五郎（略押）
又　七（印）・平右衛門（花押）・加　兵（花押）
助右衛門（印）・甚　八（略押）・彦　兵（略押）
庄　八（印）・兵　次（略押）・小右衛門（略押）
九郎右衛門（略押）・弥右衛門・清市（略押）

天王橋材木請取状

A　氷室神主
B　津島神社

請取申天王御材木之事

ひの木
一三本　下弐間木　八寸角
ひの木
一弐本　下弐間木　七寸角

合五本也

右是者、津島天王御材木如此請取、則天王橋破損ニ遣申者也、仍如件

寛永拾五年
寅ノ六月九日

鈴木九左衛門代
平岡□兵衛印
内藤五右衛門印
服部又兵衛㊞

神主殿

社家社僧中書状案

A 氷室神主
B 津島神社

一書令啓上候、然者津島新宮之義付、神主殿御書付御上ケ被成度之旨、度々社家社僧へ御談合被成候、御□□(初声?)ニ御座候間、如何可有御座候哉、可然と思召候は、御報次第ニ御同心可仕候、恐惶謹言

尚以可然と思召候は、御報奉待申候、委義者両人之衆、口上ニ申含候以上、

(寛永十五年)
七月廿四日

社家中判
社僧中判

石黒作兵(時勝)様

石黒時勝書状

A 氷室神主
B 津島神社

被入御念、御状令拝見候、然者津島新宮、今度宮うつし有之様ニ何も御聞就者、左様候は神主名

ニ被仰談、御断被仰上度之旨、得其意御尤ニ候、委細者両人之者ニ口上ニ申含候、恐惶謹言

猶以、天王御為、其上神主何も之御為ニ候聞、万事相談先の鈴木九左殿へ御断、九左殿被申参ニ候、御分別御尤候以上

（寛永十五年）
七月廿四日

石作兵衛
（花押）

社家中様
社僧中様

御館

神主社家社僧中訴状案

B 津島神社

天王新儀之宮ニ付乍恐申上候

一、津島牛頭天王末社八万四千六百五拾余神之眷属、毎年六月十五日之夜、かく年にはなし申候御事

一、流行神と申神は、一大三千世界之衆生三毒五欲を、毎年一度宛数を改(ママ)皆流行神と成、神御芦之御事にて御座候、此神、神前にて送リ申、神道仕御伝申、御舟に奉移、放申、以来は二夜三日之間ハ、鰐口・つきかね之緒も結上、社内之燈明も燈不申神楽迄はやし不申候御事

一、寛永拾三年之御芦、六月十八日にはへ出に御着被成候に附而、七月七日ゟ神主・社家・社僧罷出、二夜三日之御祈禱仕候御事

一、津島牛頭天王之勧進仕候儀、神主・社家・社僧堅法度仕候処ニ、神主・社家・社僧江一旦之理り不申、御国中・他国迄我儘に勧進仕、其上新宮之立所、神主・社家・社僧へ相尋候へ共、前代ゟ御芦之宮たち申儀無之候御事

一、津島新宮之遷宮仕度と、神主・社家・社僧頼候へ共前代ゟ無之候間、殿様御帰城被成(ママ)哉時、御意請御詮次第と、津島年寄中江返事仕候御事

一、右ゟ津島へ如申渡と候、御芦津島江御着被成候へは、神主・社家・社僧罷出、御下り候様に御祈禱仕候、津島にととめおき御芦之社と申儀、前代より無御座候御事

一、天王御芦之勧進を仕、御国中・他国迄申ふれ、新儀之宮をたて申、是天王と町中・百姓中迄御馳走仕候時は、六月祭礼之参宮衆、橋せき銭出し不申候へは、此新宮繁昌仕、千年ゟ御座候天王衰微仕候はんも迷惑に存候

右条々被聞召分可被下候御事

寛永拾五年（七月二十七日）

旦那場廻り申付け願状

B 津島神社

乍恐御書付旨申上候

一先年いもり殿御宮ニつたわり申候、加兵へと申候者、くわん□（とう）のたんなひらき仕候処に、かの加兵へ相はててのち、兵ふ様ゟ我等ニたんな被仰付候

一主と様御代ニもさをいなく被仰付候間、我等たんまわり仕候事実正也

一□様御代ニも、我等てたいニまかりなり、右のたんなまわり仕候、其年右馬太夫殿て代、かのたんなまわり申候を、当年神主様へ申上候へハ、せん年のことく、我等ニ被仰付候而、御内之三郎衛門殿・太郎兵殿・加右衛門殿ゟ、おりかミまて被下候、明ニ馬太夫殿内儀様・神主様之こう七さまへ御望、御ことわり候て、三代まてつたわり申所之たんな所を、馬太夫様へ被遣候事、何共如何めいはく仕候、これまてまかり下りかやう申上候間、先代之ことく被仰□可被下候以上

寛永十六年九月廿日

□兵衛様

五郎衛門尉（筆印）

天王橋修覆材木請取状

請取申御材木之事

ひの木
一四拾壱枚　中七尺　板子

同
一八本　中弐間半木　六寸六分角

同
一弐本　下弐間半木　五寸五分角

同
一九本　中弐間木　六寸五分角

同
一弐本　下弐間木　五寸五分角

A 氷室神主

B 津島神社

木数合六拾弐本　　御本切

右是者、辰ノ年天王橋破損之時、如此請取遣申者也、仍如件

寛永拾七年

辰ノ六月九日

服部又兵衛㊞

鈴木五郎左衛門㊞

津島天王

神主右近殿

まいる

石黒時勝檀那争論仕置状（写）

B 津島神社

上野立林小畑なんもくさいもく下野之内、とちきゑのもとかぬまむさしの内八王子、前々ゟ尾州津島天王神主旦那故、先年ゟ加兵衛と申者申付、右之郡旦那廻仕候□処、彼加兵衛午之年相果申候付、其以後此五郎右衛門と申者ニ、加兵衛せかれを相添申付候処、加兵衛せかれ惣蔵去年欠落

仕ニ付而、此弥五郎右衛門ニ神主申付候処、現目之折紙出し申付候処、去々年於尾州堀田右馬太夫手代弥兵衛茂兵衛権七と申者三人、不届右馬太夫旦那筋ニ而候とて、神主手代此五郎右衛門と申分有之処、我等江戸ニ去年之暮迄罷有ニ付而、其せんさく不為申聞穿鑿有之内ニ、右馬太夫手代我まゝニ仕、右之旦那衆へ両年廻申候由、去年十月我等罷上承せんさく申付候処、前々ゟ其かくれ無之、神主旦那ニ相極故、右馬太夫ゟも神主年寄共方へ右之旦那衆早々返し申候、右三人之手代も右馬太夫扶持をはなし、かまい無之と右馬太夫江状有之候処、右之右馬太夫手代方ゟ才覚前々ゟ、右馬太夫旦那ニ致候とて、旦那衆ゟ加判致候由承候、左候へハ、重々不届者に候付則尾州へ重而せんさく仕候様にと、神主右馬太夫方へ申遣候、五郎右衛門右之仕合ニ付、何も旦那衆御うたかい候由、其筈ニ而無□今程神主幼少ニ候故、不断神主儀候故只今仕置、我等万事申付候ニ付如此ニ候

寛永拾七年
辰ノ六月吉日

石黒作兵衛

此書付持参旦那衆へ相断如前々之旦那廻可致もの也

津島神主手代五郎右衛門

津島神社廻廊釣燈籠透銘

A　津島神社

六角形　高サ二尺一寸
火袋周囲　三尺三寸　イブシ仕上　津島市文化財指定

奉寄進尾州
津島神社
御宝前七之内
武運長久所
寛永十八年辛巳三月吉祥日

佐伯龍太夫

天王社領定書請状

B　津島神社

天王様御領知中御定之事

一、殿様於御鷹場かやよし毛頭苅取申間敷候事

一、小中地島之草、或かや、或よしかりとり申間敷候事

一、御堤之草、苅取申間敷候事

一、御領内中之土、御断不仕して猥へき取申間敷候事

一、日暮候而後、諸作物荷ひ廻り申間敷候事

右之条々、若於相背者御座候、不寄上下、為御過銭壱貫文、馬舟之過料銀子壱枚右之違背仕族ゟ急渡可出進之者也、為其如件

一、天王様御構之内におゐて諸木之枝折候者不及申、薪をもひろひ申間敷候、若ひろひ取者御座候者、為過銭百文出し可申者也、為其如件

寛永十八年十一月吉日

拝郷半右衛門（花押）

大野部源五左衛門

大野部清左衛門（花押）

黒宮甚右衛門（花押）

杉多兵衛（印）

大橋善左衛門（印）

川辺才三郎（印）

野々村五左衛門（印）
野々村忠兵衛（印）
足達忠三郎（印）
芦羽長左衛門（印）
森佐左衛門（印）
山川次郎助（花押）
佐藤彦右衛門（印）
山口次左衛門（印）
大橋勘四郎（印）
大橋勘十郎（印）
源七郎（印）
又右衛門（印）
又　助（略押）
孫　助（印）
兵次郎（印）

孫七郎（印）
三　蔵（印）
吉　蔵（印）
五郎助（略押）
彦左衛門（略押）
彦　作（印）
権　蔵（印）
兵左衛門（印）
彦　三（印）
長次郎（印）
加右衛門（印）
与　吉（略押）
甚十郎（花押）
小　吉（印）
清　蔵（印）

仙太郎（印）
七　助（略押）
又　七（印）
久五郎（印）
吉十郎（印）
孫四郎（印）
助十郎（印）
喜左衛門（印）
市　助（印）
又　助（印）
長五郎（印）
善　吉（印）
勝五郎（印）
牛之助（印）
平右衛門（印）

加兵衛（印）
七左衛門（印）
彦三郎（印）
長　吉（印）
甚　八（印）
小右衛門（印）
清　助（略押）
宗右衛門（略押）
又三郎（印）
才　蔵（印）
茂右衛門（印）
八兵衛（印）
竹　（印）
久四郎（印）
惣　八（印）

三　蔵（印）
市右衛門（印）
伝七郎（印）
吉　助（印）
新右衛門（印）
与　蔵（印）
久　蔵（印）
久三郎（印）
又　七（印）
助二郎（印）
孫右衛門（略押）
清一郎（印）
勝八郎（印）
三四郎（印）
久　七（印）

神主様御内
野々村太郎兵衛殿

瑞泉寺一石五輪塔銘

寛永十九年
八月十二日
利賢童子

造営材残木覚状案

社内ニ残材木之覚

長　助(印)
三　郎(印)
伝七郎(印)

A 瑞泉寺

B 津島神社

一四本	中弐間半	七寸角
一弐本	上弐間半	六寸角
一五本	中弐間半	六寸角
一七本	下弐間半	六寸角
一四本	中弐間半	五寸五分角
一拾弐本	下弐間半	五寸五分角
一壱本	中弐間半	五寸角
一拾四本	下弐間半	五寸角
一五本	中弐間木	壱尺角
一九本	下弐間木	壱尺角
一弐本	下弐間木	九寸角
一弐本	中弐間木	八寸角
一三本	下弐間木	八寸角
一弐本	上弐間木	七寸角
一六本	下弐間木	七寸角

一八本　上弐間木　六寸五分角
一拾七本　中弐間木　六寸五分角
一三本　下弐間木　六寸五分角
一廿五本　上弐間木　六寸角
一四拾九本　中弐間木　六寸角
一六本　下弐間木　六寸角
一六本　上弐間木　五寸五分角
一拾八本　中弐間木　五寸五分角
一拾五本　下弐間木　五寸五分角
一三拾壱本　上弐間木　五寸角
一三拾弐本　中弐間木　五寸角
一三拾五本　下弐間木　五寸角
一弐本　中弐間木　四寸五分角
一九本　下弐間木　四寸五分角

角合三百三拾四本

一弐本　下三間木　「は丶壱尺五寸原八寸也」
一壱本　上弐間半　「は丶壱尺五寸原七寸五分」
一壱本　下弐間半　「は丶壱尺五寸原七寸五分」
一壱本　中弐間半　「は丶壱尺五寸原八寸也」
一壱本　下弐間半　「は丶壱尺五寸原七寸也」
一壱本　下弐間半　「は丶壱尺四寸五分原七寸五分」
一壱本　下弐間木　「は丶壱尺五寸原八寸五分也」
一壱本　下弐間半　「は丶壱尺五寸原七寸也」
一壱本　下弐間半　「は丶壱尺一寸五分原四寸五分」
一壱本　中弐間木　「は丶壱尺弐寸はら四寸五分」
一壱本　下弐間木　「は丶壱尺一寸五分原六寸也」
一壱本　下弐間木　「は丶壱尺一寸五分原四寸也」
一壱本　中弐間木　「は丶九寸五分原五寸也」
一壱本　上弐間木　「は丶一尺壱寸五分原三寸五分」
一三本　下弐間木　「は丶壱尺原六寸也」

一壱本　下弐間木　「はゝ壱尺はら三寸五分
一壱本　中弐間木　「はゝ九寸原五寸五分
一壱本　上壱丈木　「はゝ壱尺四寸五分はら四寸也
一壱本　中壱丈木　「はゝ壱尺四寸五分はら六寸五分也
一壱本　下壱丈木　「はゝ壱尺四寸原四寸也
一弐本　上壱丈木　「はゝ壱尺四寸原三寸五分
一壱本　下壱丈木　「はゝ壱尺四寸原三寸五分
一壱本　中壱丈木　「はゝ壱尺三寸原六寸也
一壱本　上壱丈木　「はゝ壱尺弐寸五分原六寸也
一壱本　下壱丈木　「はゝ壱尺壱寸原四寸也
一壱本　上壱間半　「はゝ壱尺弐寸原六寸也
一壱本　中壱間半　「はゝ壱尺弐寸原六寸也
一弐本　下壱間半　「はゝ壱尺弐寸原六寸也
一壱本　上壱間半　「はゝ壱尺五寸原五寸也
一弐本　中壱間半　「はゝ壱尺五寸原四寸五分

一壱本　上壱間半　「は丶一尺四寸五分原四寸五分也」
一三本　中壱間半　「は丶壱尺四寸五分原四寸五分也」
一壱本　下壱間半　「は丶壱尺四寸五分原四寸五分」
一壱本　上壱間半　「は丶壱尺四寸原四寸也」
一壱本　中壱間半　「は丶壱尺四寸原四寸五分」
一壱本　下壱間半　「は丶壱尺四寸はら四寸五分」
一壱本　下壱間半　「は丶壱尺四寸五分はら三寸五分」
一壱本　中壱間半　「は丶壱尺六寸はら五寸也」
一壱本　中壱間半　「は丶壱尺弐寸はら五寸五分」
一壱本　下壱間半　「は丶壱尺三寸五分はら四寸五分」
一壱本　中壱間半　「は丶壱尺五寸五分はら五寸也」
一壱本　下壱間半　「は丶壱尺五寸五分あつ五寸五分也」
一壱本　下九尺木　「は丶壱尺四寸五分あつ四寸也」
一壱本　上九尺木　「は丶壱尺四寸五分あつ五寸也」
一壱本　中九尺木　「は丶壱尺四寸五分あつ五寸也」

一壱本　中九尺木　〔はゝ壱尺四寸はら四寸五分
一壱本　下九尺木　〔はゝ壱尺四寸はら四寸五分
一壱本　下九尺木　〔はゝ壱尺五寸はら四寸五分
一壱本　中九尺木　〔はつ壱尺三寸五分はら四寸也
一壱本　下九尺木　〔はゝ壱尺四寸はら四寸也
一壱本　上九尺木　〔はゝ壱尺四寸五分はら四寸也

桧平物合五拾九本
一弐拾四枚　上七尺ノ　板子

右三口合四百拾七本是は社内ニ御座候分

寛永弐拾壱年
申五月十日

大野部源五左衛門（花押）
野々村太兵衛（花押）

進上
石作兵衛（石黒時勝）様

勝野良政書状

A　氷室神主
B　津島神社

態以飛札申上候、仍而(ママ)日外為御定申入候、公方様前御役之御祈念(厄)、万度之御祓為御初尾、銀子五枚、今朝肥田孫左エ門殿、拙者ニ御渡し被成候間持者進上候、恐惶謹言

（正保元年）
十一月一日　　勝野太郎左衛門（花押）

津島神主
右近様　人々御中

態以飛脚申上候、先度被仰付申渡候ことく、公方様前御役之御祈禱之御祓、御上ケ候へ者、只今寺尾左馬助殿、拙者ニ被仰渡候、先度之ことく御祈禱被成、御祓状御志たため出来次第、急拙者所迄御持者御越可被成候、御使者同道仕可致登城候、不及申上候へ共、御急ニて御祈禱御尤ニ奉存候、恐惶謹言

（正保元年）
極月廿一日

勝野太郎左衛門
（花押）

津島神主
氷室右近様
人々御中

態一筆申入候、公方様当年四十二之御役之御祈禱被成候ニと御意之旨、今朝渡半蔵殿へ拙者被召寄、被仰渡候、御祈禱之儀者、去年前御役之御祈禱如被仰付候、唯今御役之御祈禱も被成候様との儀ニ御座候間、其御心得被成、如去年御被出来次第、私方迄可被下候、御使者同道申上ケ可申候、恐惶謹言

（正保二年）
正月四日
勝野太郎左衛門
（花押）

津島神主
右近様
人々御中

津島村天王社領検地帳表紙書

汚損ニヨリ内部判読不能

正保参丙戌年　　案内又□□

尾州海東郡津島村天王領検地帳

三月十七日

正保参丙戌年　　案内　又助
　　案内　又右ヱ門

尾州海東郡津島村天王領御検地帳

三月十八日

正保参丙戌年　　案内　養七

尾州海東郡津島村天王領御検地帳

（左側汚損）

A　氷室神主
B　樋田豊

檀那場預り請状

B 津島神社

津島神主様御檀那場御預ケ被下候覚

一前橋拾弐万石之内、案中三分郷之内、□蔵共ニ八左衛門檀那所ハ、跡目たへ申候付、後家、神主様へ御そせう申上、むこ七兵衛ニ申ノとしゟ、八左衛門跡目□儀被仰付為候、礼銭金子弐両壱分ニ御定被下候処ニ、右之御礼銭にてハめいわく仕候上、中間之者伝衛門・□門・徳衛門を以御わひを仕候処、御両所之御覚悟として、右之金弐両壱分を只今金弐分ニ御定被下候恭奉存候、此上ハ於永代毎年□月十五日ゟ内ニ右之弐分金御礼ニ罷越、急度指上ケ可申候

一此跡権三郎御ふち御はなし被成、ひかけ物ニて御座候得共、私御そせう□権三郎被召出、右之御檀那場前橋拾弐万石之内を、権三郎ニ被仰付恭奉存候、但右之為御礼銭七兵衛金子壱分、権三郎金子壱分、祢ノ正月ゟ急度指上ケ可申候、□無沙汰仕候者、右之御檀那御取上被成候儀、□其上何様之曲事□も可被仰付候、但二人之者壱□共右之金御無沙汰□は両者共ニ御檀那衆□上□重々御うらミ申間敷候、為後日一札仕指上ケ申□□

正保四年いノ

三月十三日

御手代　七兵衛㊞
同　権三郎印
請人　市兵衛㊞

A 氷室神主
B 津島神社

神主様御代　野村太郎兵衛様
大野部源五左衛門様

徳川義直黒印状

尾州海東郡津島向島之内、高千弐百九拾三石六升九合、如先規、令寄附訖、丹羽郡東野村之内、高百三拾七石五斗之事者、為替地、海東郡津島向島之内一所令寄附訖、全可社納者也

正保四亥四月廿一日　黒印

津島神主

A 氷室神主
B 津島神社

成瀬義就書状

猶々被入御念恭存候以上

御使札拝見恭存候、先以御墨印被成御拝領、御満足之段察入存候、一昨日御出ニ候へ共、令他出、不得御意、御残多存候、何も期後音候、恐惶謹言

（正保四年）
卯月廿三日

成瀬四郎左衛門
義就（花押）

氷室右近様御館

A 氷室神主
B 津島神社

勝野良政書状

尚々拙者気分之儀、被入御心□預之段、別而恭存候、弥〻明日被出候而可御心易候、以上

遠路御飛札、殊塩鮑十、被掛御意候□□至極奉存候、如仰先度者御墨印拝領被成、拙者大慶御同意之御事候、随而私持病弥□気候条、乍恐可御心易候、先日も為御報ニ、預令拝見候、明日之御

祭礼、如毎年拙者方ゟ□進し置候、可然様御承知可給候、猶近々可申候恐惶謹言

（正保四年）
五月四日

勝野太郎右衛門
（花押）

氷室右近様

人々御中

勝野良政書状

A 氷室神主
B 津島神社

態一筆申入候、然者御手前社領替知之御礼、被仰上度之由、被仰之旨、今朝於御城、寺尾弾正少弼殿へ申入候へハ尤之由、左候ハヽ明後廿四日可然之様ニ御申候へ共、拙者申候ハ、明廿三日ニハ廿五日岐阜へ御成ニ付而、御先へ参候と申候へハ、左候ハヽたれニ而も御披露可然之由、御申候間、石黒勘左エ門殿仰下、仁右へ相談仕候へハ貴様儀今晩爰許へ御越、明未時六つ時分ニ寺尾弾正殿へ、御礼之御供私ニ仕候へと御申候間、食過候へい岐阜へ参候、朝之儀□行申旨御返事申

候、定而仰下仁右殿ゟ右之段可被仰入候へ共、為会申(念カ)入候、乍□□儀今晩爰元まて御出可被下候、明朝は渡辺忠エ門殿の御下屋敷へ御成ニ付、弾正殿も未明ゟ御見廻之由被仰候、其前ニ御出可仕存候、恐惶謹言

(正保四年)
八月廿二日

勝野太郎右衛門
(花押)

氷室右近様

人々御中

成瀬正虎書状

A 氷室神主
B 津島神社

以上

御飛札令披見候、殿様御上国ニ付而、天王領替地ニ被成被遣候御礼、首尾能被申上候由、得其意候、随而干鮒一箱贈給、欣悦之至候、猶期後節候、恐々謹言

(正保四年)
九月十三日

氷室右近殿
御返報

獅子頭墨書銘

奉寄進津島牛頭天王
正保四年十一月吉祥日
勢州桑名　森島甚五左衛門

B　西御堂町薬師堂

牢人身許引請証文

A　氷室神主
B　津島神社

一札之事

一仙斎と申牢人之義、向島之内ニ屋敷被下、御置可被成之由恭奉存候、右牢人之義、尚も不被苦

成隼人正
正　虎（花押）

者にて御座候、後日御公儀ゟ文御改又ハ古主ゟ之かまい少も無御座候、自然左様之儀相違仕義御座候ハヽ、何様ニも両人之者罷出申分可仕候、為其為請人一札如件

慶安弐年
うしノ
正月三日

請人　常楽寺（花押）
同　橋詰忠三郎（花押）

氷右近様
まいる

檀那場証文案

B 津島神社

指上ケ申一札之事

一上野・下野・武蔵之内、御旦那所ハ加野間日光領川崎とつぎゑのもとミのハ八王子、右御旦那場へ、市郎兵衛御ひくわんニ而も無之処、七八ケ年此方たばかりを申、御旦那所相廻申候故、

不届ニ被思召、今度上野御代官山田平兵衛殿迄被仰入候ニ付、則市郎兵衛被召出、御せんぎ被成候処、不届れきぜん無之ニ相定、何様ともくせ事ニ可被仰付候処、種々御わび申上、数年のとが御免被下過分至極ニ奉存候、此上ハ自今以後右御檀那場へ一円伺出仕間敷候、若右之旨相そむき候はゝ重而は其身ハ申上ニ不及、請人ともニ何様とも急度可被仰付候、為後日之ニ本人幷一類所之庄屋、為請人と加判仕指上ケ申条仍如件

慶安三年
とらノ五月十日

本人名判
請人名判

津島神主様御内
大野部源五左衛門殿
野村太郎兵衛殿

檀那場証文

A 氷室神主
B 津島神社

指上ケ申一札之事

一於関東武蔵之内、八王子、□(下)野之内とち木ゑのもと小山郡日光加沼領、上野之内みのわ郡、
□□年以前に、五郎右衛門ニ被仰付、□□　今、市郎兵へ、右之旦那場廻□□
実正也
為其仍如件
慶安三年
□月

伝右衛門(印)
市郎右衛門(印)
徳右衛門(略押)
七　兵　衛(印)
九郎兵衛(略押)

津島神主様

御代官野村太□(郎)

第二部　記録の部

造宮並遷宮覚

C『津島神社文書』

「旧修理職佐脇甚左衛門所有セリ（弥五郎殿御ゆわひの日記）ト記セリ」

御造宮　幷御遷宮

観応三年壬辰五月廿八日

神主散位紀範康　生年廿五

大檀那祢宜右馬大夫藤原友貞　生年六十二

大工荒木田三郎兵衛入道吉正

同大工藤原六郎大夫国吉

弥五郎殿仮殿遷宮之次第

応永十三年ひのへいぬ

弥五郎殿仮殿御遷宮礼地之次第

A　堀田右馬太夫

B　堀田虎次

十月廿七日

一かりとのは　多土御前

一御こしハ　右馬大夫たゝ一人

一きちやう　太郎大夫　右馬五郎大夫

応永十三年ひのへいぬ

一御帰座　御遷宮礼地之次第

十二月廿五日

一番御榊　まこ太夫　三郎太夫親父

二番御たらし　又三郎大夫　行事大夫是也

三番きんけん　三郎大夫御劔ハ御内ニあり

四番きちやう　むまの太夫　太郎太夫

御こし　むまの五郎大夫たゝ一人

一神主　勾当ハ　役もなし

一続松役人

一参籠ハ七日、右馬大夫父子、別火禁足

一神主　勾当其外之役人ハ夜籠まて

津島天王遷宮之次第

応永廿三年丙申六月五日

津嶋牛頭天王本社御遷宮礼地之次第

奉行藤原三郎五郎太夫範宗

一番　御榊　　孫次郎
　　さ近次郎

二番　御鉾　　満太夫
　　彦太郎太夫

三番　御獅子頭　　かしら　六郎太郎　　しゝのこ　亀鶴
　　かしら　衛門次郎　　しゝのこ　徳楠　　御つな　徳次郎

一番王子之次第

ひかし

一王子　　藤原与五郎太夫

藤原藤六太夫宗善　藤原右馬太夫範貞

B 津島神社

ひかし

一王子　藤原助五郎太夫宗光　彦太夫

にし

三王子　藤原七郎太夫範勝　坂東太夫

ひかし

四王子　刑部太夫　藤三郎太夫満太夫甥ハ

にし

五王子　九郎太夫　左衛門五郎太夫

ひかし

六王子　兵衛太夫　乙若太夫

にし

七王子　藤原右馬太夫範貞　三郎太夫

二番　王子之次第

ひかし

八王子　藤六太夫　与五郎太夫
にし
九王子　助五郎太夫　彦太夫
ひかし
十王子　七郎太夫　坂東太夫
にし
十一王子　刑部太夫　若三郎太夫
ひかし
十二王子　九郎太夫　左衛門五郎太夫
にし
十三王子　兵衛太夫　乙若太夫
ひかし
十四王子　右馬太夫　三郎太夫

御輿御出之次第

一番　御幣　藤原刑部太夫三郎太夫之親父ハ

二番　法花経二部　隣神子　互神子

三番　御陀羅枝　御調度役人筏場村人之役

左衛門九郎太夫

兵衛五郎太夫

つし

辻三郎太夫

左衛門四郎太夫

兵衛四郎太夫

四番　御刻之役人之次第

藤原七郎太夫範勝

藤原与一太夫光秀

九郎太夫之子息盛徳太夫

藤原与五郎太夫

兵衛太夫

にし

五番　十五王子　藤原右馬太夫範貞　坂東太夫

六番　御正体　左近太夫

七番　天蓋　左一神子　右一神子

八番　御几張　藤原藤六太夫宗善　藤原助五郎太夫宗光

生年十歳

御輿　神子紀近三郎太夫　語勾当太夫弘重

御こしの

神主幼少によて語太郎太夫弘盛御かいしやくにまいる

御輿之脇　三郎太夫　彦太夫行事太夫幼少によて代

御縄　右馬太夫子息市松太夫　太郎太夫子息徳法師太夫は行事太夫也

御つなの左右の論くしによてさたまるへし

御続明（たいまつ）役人　刑部太郎　兵衛五郎

一御幸之間道を三重にかさるすなをひろけ、上にあらこもをしき、そのうゑにあゆみのぬのをしき

一起砂（たてすなこ）といふは、すなをひろくる事、しほのみちひのすな

一御遷宮之時は、参籠二七日神主勾当二七日なから、きんそくへち火、よの役人は一七日は夜籠

一七日禁足、御こしのわきは二七日なからきんそく

一御こしの浄衣、本社末社ともに御帰座之時は絹御几張まて、絹之数六疋、此外御几帳の錦入

一御帰座之時はくこをまいらする、これによてやしろを手にうけにすくこまいらすはとるへからす、てんてうけは一日

一次日伶人舞これあり

一やふさめあり

一くこのこめは、くわんしんひしりのかたよりまいらす

一まくのぬのは、五ちようもしは六ちよう

一あゆみの布はかす七

一御さかき、御しゝの役人籠は七日

弥五郎かり殿遷宮之次第（写）

永享三年辛亥

弥五郎殿かり殿の御せんくうの次第

十月廿八日

一番きちやう　三郎太夫　太郎大夫

二番御こし　馬大夫

三番たいまつのやく人　二郎太郎

弥五殿御き座の御せんくうれいちの次第

一番御さかき　二郎太郎　ひこ五郎

二番御へい　太郎太夫

三番御たらし　御ちやうす乙若太夫

四番御けん　光大夫

五番御志やうたい　いち二郎大夫

六番御きやう　ほけきやうひこ太夫　はんにやしんきやう　千代若大夫

B　A　堀田右馬太夫

B　堀田虎次

七番御きちやう　九郎大夫　三郎大夫
八番御こし　馬大夫
九番てんかい　やく人あり
十番たいまつやく人　二郎
永享三年十二月八日
かり殿ハたとの御せん
一こんしこんていのはんにやしんきやう
牛頭天王経ひしやもんきやう御ゆ□の時もり申候まゝ御内ニこめ申候　願主　勾当大夫弘重

津島天王社遷宮之次第

B 津島神社

永享八年遷宮供奉次第
七番（前欠）　□□□□　□□□にいやの太夫太郎太夫二郎
八番　御けん　有馬太夫府内太夫

九番　御きちやう　夜叉御子
十番　天かい　鶴御子
御こし　神主牛王丸　生年九歳　雨一
御こしのわき　ひこ太夫　二郎太郎太夫
たいまつのやく人　三郎太夫

蛇毒御前仮殿遷宮之次第

B 津島神社

永亭九年丁巳十二月五日
蛇毒御前仮殿御遷宮礼地之次第
奉行十郎左衛門太夫
一かり殿ハ　一之王子
先々ハ大宮殿しん殿ひんかしのわきにて御入れ候を、上ふきそんし申よつてかりにうつし申候

一御こしハ　勾当太夫（さき三郎大夫）
一御内きんけん　太郎太夫
一御たらし　光大夫
一たいまつの役人

一御帰座御遷宮礼地之次第

一番御榊　（やまの）二郎　二郎大郎
二番御しんほこ　光太夫　乙若大夫
三番御へい　又二郎大夫（是ハ行事）
四番御しやうたい　（いたやいち）二郎大夫
五番御たらし　三郎太夫子　つるいし太夫
同　御たらし　勾当太夫おい　又太郎大夫
同　太郎太夫おとゝ　五郎太郎

この御たらしハ御内にあり

六番御けん　太郎太夫子　小三郎太夫

同　御けん　　はんたう太夫子
同これハけん　　とらふく太夫
　　へい三郎太夫
　御内にあり
七番きちやう　　ふち原の
　　七郎太夫
　　太郎太夫
八番法花経一部てんかい　　雨一神子
一こんしこんていの、はんにやしんきやう、ならひにひしやもんきやう、これは臨時
　　みやまつひめ
九番御こし神主殿生年十歳　　勾当太夫
御こしのわき　　彦太夫
　神主殿幼少ニ御座候によつて、御かいしやくに三郎太夫まいりニ
一たいまつのやく人　しやく太郎
一参籠七日、神主勾当太夫別火禁足、わきこしきんそく
一よのやく人ハ夜こもり斗

一御こしのしやうゑかり殿の時ハぬの、御帰座の時はきぬ

以上

津島天王社仮殿遷宮之次第

B 津島神社

嘉吉弐年壬戌十一月八日

尾州津嶋牛頭天王本社仮殿御遷宮次第礼地

奉行　助太夫

一番御榊　二郎太郎　馬二郎

二番御神木　満太夫　乙若太夫

三番御獅子頭　徳二郎　犬二郎　獅子こ　金二郎　石二郎　御つな　左□二郎

一番王子次第

西

一王子　小法師太夫

馬太夫代管

小三郎太夫

東　二王子　左衛門四郎太夫　番藤太夫

西　三王子　七郎太夫　満太夫

東　四王子　三郎太夫　乙若太夫

西　五王子　太郎太夫　行事　又二郎太夫

東　六王子　彦太夫　板屋太夫

西　七王子　助太夫　平三郎太夫

二番王子次第

東　八王子　小法師太夫　小三郎太夫

西　九王子　左衛門四郎太夫　番藤太夫

東　十王子　七郎太夫　満太夫

西　十一王子　三郎太夫　乙若太夫

東　十二王子　太郎太夫　又二郎太夫

西　十三王子　彦太夫　板屋太夫

東　十四王子　助太夫　平三郎太夫

御輿御出次第

一番　御幣　又二郎太夫

二番　法花経　二部　アクり御子　宮松御子

三番　御弓御矢　　役人
助左衛門太夫
五郎左衛門太夫
二郎左衛門太夫　二人不足
四番　御釼　　役人
五郎三郎太夫
平三郎太夫
太郎太夫
七郎太夫
左衛門四郎太夫
馬太夫代管
五番　十五王子小三郎太夫　番藤太夫
六番　御正体　板屋太夫
七番　天蓋　左一　右一
八番　几帳小法師太夫　犬若太夫

御輿神主紀宗長（生年十五歳）勾当太夫語弘重

御輿脇　三郎太夫　彦太夫

御縄　赤法師太夫　乙法師太夫

一金紙全泥般若心経　大郎四郎太夫（是は臨時）

一金剛経　弥太郎太夫（是も臨時）

御続松役人　形部太夫　小二郎

弥五郎殿遷宮之次第

文安元年甲子十一月廿七日

礼

弥五郎殿御遷宮御起坐之次第

A　堀田右馬太夫

B　堀田虎次

地

一番　御さ加木　二郎太郎
さこの二郎

二番　御神ほこ　みつ太夫
まこ太郎太夫

三番　御たらし　こ三郎大夫
御てうつ

四番　御けん　へい三郎大夫

五番　御しやうたい　いたや大夫

六番　御へい　ひこ大夫

七番　ほけきやう　しやへほうし大夫

八番　きちやう　太郎太夫
又二郎太夫

御こし　むまの大夫

てんかい　おとほうし大夫

弥五郎かり殿御せんくうれいちの次第

文安元年甲子十一月二日

一きちやう　太郎大夫
　　又二郎大夫
一御こし　馬大夫
一かり殿ハ　たとの御せん

弥五郎殿御ゆわの注文次第

A　堀田右馬太夫
B　堀田虎次

天王弥五郎殿御ゆわの注文次第事
一　三祢のぬさニそめ物三わた一わ、お三ハ、かミ三てう三てつゝむ、きぬ一引
一　手きぬ二引ひさつきぬの二
一　ゆミのつなときぬ二引
一　せんのつなぬの十
一　かけせん八貫文

長禄三年乙卯

むまの大夫殿一引
祢きとのの　一引
藤左衛門殿　一引

天王弥五郎殿之社旦斗返すハ大工勘左衛門一所ニ有り
右ハ両大工勘左衛門□□たり

弥五郎殿仮殿遷宮之次第

長禄三年　　祭主持内

地主弥五郎殿社遷宮天下平安氏子氏子中安全祈処

十月十三日

一仮殿ハ　多土之御前

一御帰座御遷宮之礼地之次第

十一月二日

一番　続松　彦七

二番　御榊　次郎三郎
　　太郎次郎

三番　御神木　光太夫
　　乙若太夫

B　A
堀田右馬太夫
堀田虎次

堀田右馬太夫父子

四番　御多羅持　御ちやうす　御内ニあり　三郎大夫
五番　御けん御内ニあり　九郎大夫
六番　御正躰　板屋大夫
七番　御幣　彦大夫

御内之御経はかり申上候

八番　法花経　りんし与六大夫
九番　きちやう　太郎太夫　又四郎太夫
十番　御こし　馬大夫
十一番　天かい　りんし孫左衛門大夫

一仮殿之御ふくきちやうハ布(カ)なり
御帰座之時ハ御ふくきちやう絹なり
一馬大夫別火、禁足、その外ハ夜籠斗
神主　勾当ハ役なし夜籠はかり
御帰座之時御へい一番ニ神主
御いたゝき候地下之人ハ心おち御座候

おさめのへいハ勾当なり
一御幣ハかわり殿と御帰さのハかわり候
さか木ハかり殿へハ古榊、御帰さの時ハ新□榊ハ願主より待(ママ)切候
一まく、あゆミの布ハ、社家七人はからいなり　番しやう方之祝之引物候役人ニ事(ママ)社家よりハ二人はかり御座候
その外之引物候共社家ニハ引ましく候、御きさの時も役人ハ同事なり

津島天王仮殿遷宮次第

B 津島神社

応仁弐年戊子六月七日
尾州津嶋牛頭天王仮殿御遷宮礼地次第
奉行　藤原七郎右衛門太夫

一番御榊　五郎
次郎
二番御神鉾　藤原光太夫
平乙若太夫

三番御獅子頭

一番王子次第

西　一王子　藤原兵庫助太夫　　藤原馬太夫

東　二王子　藤原孫次郎太夫　　平坂東太夫

西　三王子　藤原三郎太夫　　藤原光太夫

東　四王子　語太郎太夫　　平乙若太夫

西　五王子　語又四郎太夫（行事也）　　藤原彦太夫

東　六王子　藤原板屋太夫　　藤原新次郎太夫

西

兵衛次郎　五郎二郎
小八　獅子頭こほうし
縄次郎

七王子　藤原七郎衛門太夫　語三郎次郎太夫

二番王子次第

東　八王子　兵庫助太夫　馬太夫

西　九王子　孫次郎太夫　坂東太夫

東　十王子　三郎太夫　光太夫

西　十一王子　太郎太夫　乙若太夫

東　十二王子　又四郎太夫　行事也　彦太夫

西　十三王子　板屋太夫　新次郎太夫

東

十四王子　七郎衛門太夫　　三郎次郎太夫

御輿御出次第

一番御幣　　三郎太夫おい也

二番法花経二部　又二郎太夫は　阿栗神子　ひめ松神子

仁王経一部　乙神子

三番御多羅枝役人五人也是は不見

新次郎太夫

四番御釼役人五人也是は不見

三郎次郎太夫

五番十五王子馬太夫　坂東太夫

六番御正体　板屋太夫

七番天蓋左一　右一

八番几帳　兵庫助太夫

孫次郎太夫

御輿神主紀長吉語勾当太夫弘秀

御輿脇　三郎太夫
　　彦太夫

御縄　太郎太夫
　　又四郎太夫

御続松役人神主殿中間　彦左衛門
　　平四郎

津島天王帰座遷宮次第

文明四年壬辰六月六日

尾州津嶋牛頭天王御帰座御遷宮礼地次第

奉行　四郎右衛門太夫定久

一番　御榊　五郎
　　二郎

二番　御神鉾　光太夫
　　乙若太夫

三番　御獅子頭　衛門二郎八郎五郎
　　獅子のこ御縄二郎
　　彦三郎　彦五郎

B 津島神社

一番王子次第

西　藤原　一王子　兵庫助太夫宗光

東　藤原　二王子　孫右衛門太夫

西　藤原　三王子　七郎太夫宗勝

東　藤原　四王子　三郎太夫弘氏

西　語氏　五王子　太郎太夫光弘

東　六王子　彦太夫弘信

西　七王子　九郎太夫弘氏

藤原　右馬太夫長貞

平　坂東太夫吉氏

光太夫吉定

乙若太夫吉重

語氏　行事太夫信秀

板屋太夫吉清

小三郎太夫弘久

二番王子次第

東　八王子　兵庫助太夫　右馬太夫

西　九王子　孫右衛門太夫　坂東太夫

東　十王子　七郎太夫　光太夫

西　十一王子　三郎太夫　乙若太夫

東　十二王子　太郎太夫　行事太夫

西　十三王子　彦太夫　板屋太夫

東　十四王子　九郎太夫　小三郎太夫

御輿御出次第

一番　御幣　　彦太夫
二番　法花経二部　　宮松御子
　　あくり御子
三番　御多羅枝　　筏庭村人

孫左衛門太夫　信久
左京進太夫　信安
新左衛門太夫　吉家
藤原
民部亟太夫　信吉
依指合一人たらす

四番　御釼　　役人

鶴太夫
赤法師太夫
九郎太夫
語氏
三郎二郎太夫　弘久

依指合一人たらす

五番十五王子　右馬太夫　坂東太夫

六番御正体　板屋太夫

七番　天蓋左一右一　金紙金泥の仁王経　乙御子

八番　几帳　兵庫助太夫　孫右衛門太夫

御輿神主紀長吉（語氏）　勾当太夫弘秀

御輿脇　三郎太夫　行事太夫

御縄　太郎太夫　依指合一人たらす

御続松役人　彦左衛門　平四郎

帰座遷宮次第

十二番（前欠）　御きちやう　むまの太夫

太郎太夫

A　村主家

B　津島神社

十三番　御こし　　勾当太夫
　御こしのかいしやく又四郎太夫
　たいまつ　　小太郎
文明七年十一月十六日御帰座御遷宮、勾当太夫別火夜こもり七日、よのやく人も夜こもり七日、神主殿もこもりはかり也

弥五郎殿遷宮起座之次第

A　堀田右馬太夫
B　堀田虎次

弥五郎殿御遷宮御起坐礼地之次第
文明十八年丙午十二月十三日
一番　御たいまつ　　かいちやう
二番　御さか木　　かいちやう二人
三番　御神ほこ　　光太夫
　　乙若大夫
四番　御たらし　　三郎大夫

御てうつ

五番　御けん　九郎大夫

六番　御しやうたい　いたや大夫

七番　御へい　ひこ大夫

八番　ひしやもんきやうハ　乙御子
ほけきやう　あくり御子
はんにやしんきやう　ひめまつ御子

九番　御きちやう　太郎大夫

又四郎大夫

十番　御こし　馬大夫事也民部大夫直貞

十一番てんかい　ひたりのいち

みきのいち

一ねき御子のこもりハ夜こもり也

馬大夫ハきんそく也

一願主紀氏朝臣広浜祐堂広栄

同毘沙門経一巻

紺紙金泥之法花経一部
同紺紙金泥之般若心経一巻
是ヲ御宝殿江奉施入所如件
一社務之馬同社人方の馬
ひけぬと申候又大工方ハひくと申候
及相論申候処、とくなかの御代管(マヽ)ニ織田大蔵殿願主祐堂広栄此両人社務社人前を依有他事、御
馬ひかれ候也
一本願の馬引候、但以後ハこころ□ち
一馬大夫馬引候也
一今度納申経之事、以後本願者御こゝろ□ちにて
一御帰座候時御供五せん参候器具也かわらけ也
一御かくらあり
一所大工祝の事
一かもすかのそめ物三ツぬさのため
あつき三てう、わた三りやう

あさを三把

一御むねつゝむきぬ一ツ、代六百文斗也
一弓のつるきぬ二ツ、代壱貫百文也
一へいきぬ二ツ、代壱貫二百文也
一ひさつきの布二ツ
一せんのつな、い上六ツたくミ也
一御むねのかけせん、六貫文也
一うを二かけふな也、なにうをなつ共かくる也
一もちのおり二ツ
一けつり物おり二ツこれハかんふつにてもり候
一つちの日大工方へさいしやうの代五百文、酒三升出候
一とへいおけ二ツこれにわ白酒入候
一たる二ちやう
一へいし二具

以上

右具在前如件

本願　祐堂広栄（花押）

A　村主家
B　津島神社

諸祭御頭覚書

長享二年申

神宮御頭　神主殿
秋あかた御頭　三郎大夫
奉射御頭　九郎大夫
にしの宮分
春あかた御頭　神主殿

A 村主家
B 津島神社

御輿宿作事帳

文亀二年三月廿六日御輿宿作事帳

三百文　てうのはしめの祝
卅五文　同さけのさかな
二百文　きたうのふせ
百文　御かくら
五百文　いた廿九まい
一〆文　かちやへ
廿七日
六百文　いた卅六枚
同日
五百廿三文　五六二丁
同日
一貫文　くわなへ

きよ之

三月廿八日
卅八文　帳かみ
七百卅文同　はしら四本
七百文同　なか木二本
百四十三文　大工さけの代
三月卅日　廿人之分
はしら二本
四百文
七文　もちちん
三月廿九日
五六三丁　堀田源五郎殿よりかり候
同日
三百七十五文　長木
同卅日
弐貫文　大工方へ
卯月二日
弐貫八百文　五六十丁

同日
五百五十文　はしら三本

同日
二百文　はしらたてけんすい

同日
百四十三文　大工
酒代廿人分

卅六文　大工のかい物代

卅一文　むしろ

七十文　作事屋に敷候

卯月四日
三貫文　くわなへ材木かいに遣銭

大工方へ

五日
三百卅二文　いた廿まい

四百卅二文　ひろしきいた代廿六まい

六日
七十三文　人夫の酒代

廿文　五六もちちんみなとより

四日
三百文　みき代

七日
百四十三文　大工方へ酒直

九日
六百五十文　くれ十

九日
四百卅二文　いた廿六まい

十三日
二百文　小さす

同日
二貫文　大工祝

同日
二百文　おかひき祝

同日
二百文　かちや祝

同日　二百文　六郎左衛門
十五日　六百文　五六二丁
十五日　三貫文　大工方渡す
同日　壱貫二百文　おか方へ
同日　三百文　五六一丁
同日　五百文　かちや
十七日　百十文　大工酒肴
十六日　二百文　小さす

B 津島神社

八王子殿帰座遷宮次第

永禄八年きのとのうし十一月廿一日

八王子殿御遷宮御帰座役人之次第

奉行　堀田太郎左衛門大夫

一番御さかき　又六
又二郎

二番御しんほこ　光太夫
乙若太夫

三番御しゝかしら　庭はき
四郎三郎

四番御へい　彦大夫

五番御たらし　いかたは五人

堀田六郎右衛門大夫

同利助大夫

同治部大夫

同三左衛門大夫

六番ぎんけん　同統八大夫

七番御しやうたい　五人

八番こんていの御経はんにや心経（みやまつみこ　あくりみこ）　とう大夫

牛頭天王経　乙みこ　くに大夫

九番てんかい　左一　いち大夫

十番御きちやう　右一　喜兵衛大夫

太郎大夫　源二郎大夫

九郎大夫　いたや大夫

十一番御つな　右馬大夫

はんとう大夫

御こし神主紀勝長、勾当大夫長信
わきこし　三郎大夫紀意
又四郎大夫康治
たいまつ　きやうふ大夫
善さへもん大夫

御籠之事、神主勾当わきこし四人ハ二七日也、よの衆ハ一七日斗、いつれもきんそく也
各々こもりせん、又とり候道具ハ、いゝようこう也、さたまれる事なし
又四人ハ、上衣つねのにてハなし、きぬ也
籠せん之儀も、わきこし二人ハ、みなのなみにてハなし以上

天王遷宮之次第

B 津島神社

元亀三年（みつのへさる）五月廿四日
大宮殿御宮作仮殿御遷宮之御帳御帰座之時も役者同事
尾州津島牛頭天王

御仮殿移之遷宮礼地次第

奉行　藤原源八太夫

一番御榊　助右衛門

二番御しんほこ　又右衛門

三番御しゝかしら　光太夫

一番王子次第　乙若太夫

にし　氷室神主親類　さき

一王子　三郎太郎太夫　馬太夫

ひかし　神主親類　さき

二王子　孫一太夫　番頭太夫

にし　さき

三王子　久六太夫　光太夫

ひかし　さき

四王子　三郎太夫　乙若太夫

にし　さき

五王子　太郎太夫　又四郎太夫

ひかし
六王子　彦太夫
にし
七王子　九郎太夫
ひかし　神主親類
八王子　三郎太郎太夫
にし　神主親類
九王子　孫一太夫
ひかし
十王子　久六太夫
にし
十一王子　三郎太夫
ひかし
十二王子　太郎太夫
にし
十三王子　彦太夫

さき
門太夫
さき
藤三郎太夫
さき
馬太夫
さき
番頭太夫
さき
光太夫
さき
乙若太夫
さき
又四郎太夫
さき
門太夫

さき

十四王子　九郎太夫　藤三郎太夫

御こし御出候次第

一番御へい　又四郎太夫

二番ほけきやう二部　あくり御子　ひめ松御子

三番御たらし御矢　いかたは役者　五人

四番御けん　刑部太夫

役人四人神主より出候

十五番王子馬太夫　さき　番頭太夫

六番御しやうたい　門太夫

七番てんかい　右之一　左之一

神主親類

八番きちやう三郎太郎太夫　孫一太夫

御こし神主紀長盛　勾当太夫

御こしのわき　三郎太夫

御綱　馬太夫　彦太夫
一こんしこんてい般若心経　番頭太夫
一こんかう経　御子
たいまつ　善左衛門
一郎二郎

蛇毒遷宮次第（写）

（天正三）
十月四日蛇毒御造栄（営）始之
日借致御遷宮同日御柱立
（天正三）
十一月十四日御棟上同日御遷宮
一番御さかき　□三郎
□

A 村主家
B 津島神社

□□御ほこ　はんとう太夫
三番しゝかしら　五郎太夫　光太夫
うし大夫
四番御正躰
□□一　松御子　牛光御子
五番金剛般若経
六番法花経　たつとし御子
うし御子
（以下欠）

津島天王帰座こもり銭之事

B 津島神社

牛頭天王御遷宮之次第
天正七年つちのとのうのとし拾二月朔日
牛頭天王御帰座遷宮こもり銭之事
一神主籠銭之事百貫にて候をいろ〳〵きもいり候て五十貫之ほうかに付五十貫取候各卅貫之加増

候て八十貫請取候
一勾当太夫は弐拾五貫
一神官は六貫つゝ
一社家中五貫つゝ也みこ方共に十一人也
一社僧中も五貫つゝ也以上十人
一御弓持候役者いかたはより五人出候是も五貫つゝ也
一御太刀之役者五人神主より出申候是も五貫つゝ也
一たい松の役人二人一人つゝ也
一大工両人して五十貫取候
一ふきし卅貫取候
一久六太夫藤三郎太夫是も五貫つゝ取候
一御こし十六丁このうち壱丁はいかにも大に
一縄布卅二段
一御しんたいに別而御綱二段
一御ふくのきぬ廿ひき

一御ふくのぬの廿段
一神主こもり所　ほんくわんより被立候
一ゑぼしかりきぬ、さしぬき小袖、こし帯其外しやうそくの分、本願とゝのへられ候
一くらゐの事も本願被調候
一神主勾当太夫籠のうちに布一たんつゝ身ぬくいに出候、きぬ一ひきつゝ出候也
一御しんたいの御こしは神主取候よなるはこしはかき候者取候
一御綱之事神主かたへ取候
一かり殿之事大工取候を神主かたへこい候て弐貫文之礼出し候前々より此取候
一こもり所に入候物之事
一たゝみ六丁
一むしろ十まい
一おけひしやく、たらい、五升なへ一つ、三升なへ一つ、あした一束、是は津嶋あしたや出し候
一遷宮之日　役所あかり候
一御供本願よりまいり候
一米一つ一斗五升

一もち米一斗五升
一おけひしやくあしかいなはき
一みつきかはり候
一みすもかはり候

津島天王御祝之次第

一てうなはしめ　六貫文
一へいし　一具
一石つき　五貫文
一樽　壱荷
一折　二つい
下
一むね上之御祝　三貫文
一へいし　一具

B 津島神社

本銭

一懸銭	五拾貫文	
一上き	一かさね	
一太刀	二ふり	
一御へいのきぬ	二疋	
一ひさつききぬ	二疋	
一ぬさきぬ	三疋	
一染物　ぬさ	三ツ	
一わた　ぬさ	三把	
一あつかみぬさ	三帖	
一はしらつゝみきぬ	二疋	
一たうつききぬ	二疋	
一ぜんのつなきぬ	六疋	
一ぜんのつな布	数百	
一弓つる　きぬ	二疋	

一懸魚　二かけ
一斗樽　四丁
一へいし　二対
一二重之くきやう　二対
一折　二対
一折敷　九まい
一足付　二そく
一てうし　小かく十把
一ひさけ　一ゑた
一どへい桶　一ゑた
一のし　四ツ
一かはらけ　四把
一上敷　六つ（る）
一こも　十五まい
　卅まい

うわきの役人　三郎太夫殿　太郎太夫殿

太刀のやく　又四郎太夫殿　ひこ太夫殿

馬のやく　光太夫殿　乙若太夫殿

一馬　一て　神主殿　壱貫文

一馬　一疋　社家方　一貫文

一馬　一疋　しくわん　一貫文

一馬　一疋　社僧方　一貫文

一馬　一疋　本願　一貫文

一馬　二疋　政所　二貫文

一馬　一疋　筏場　一貫文

一馬　一疋　中嶋　一貫文

一馬　一疋　今市は　一貫文

一馬　一疋　藤下　一貫文

一馬　一疋　米の座　一貫文

一馬　一疋　　なた魚方　一貫文
一馬　一疋　　あい物方　一貫文
　　さし
一馬　一疋　　五郎兵へ　一貫文
　棟梁之御祝之事
一懸銭　　拾貫文
一うわき　　一かさね
一折　　二ツ
一樽　　二丁
一馬　二疋　　御本願人ゟ弐貫文
一雑用之代　　五貫文
　天正七年十二月一日

天王両大工　小一郎
　　忠次郎

津島天王遷宮帰座之次第

天正九年かのとのみ九月日

牛頭天王遷宮帰座之次第幷仮殿移之時も如此之事

奉行　氷室半四郎太夫

一番御榊　助衛門
又六

二番御しんほく　光太夫
乙若太夫

三番御しゝかしら　又二郎
助一郎

一番王子次第

一番王子之次第

にし　さき

一王子　氷室茂左衛門太夫　馬太夫

ひかし　さき

二王子　神主親類者　番頭太夫

にし　　さき
三番王子　久左衛門太夫　　光太夫
ひかし　　さき
四王子　三郎太夫　　乙若太夫
にし　　さき
五王子　太郎太夫　　又四郎太夫
ひかし　　さき
六王子　彦太夫　　門太夫
にし　　さき
七王子　九郎太夫　　九郎衛門太夫
ひかし　　さき
氷室
八王子　茂左衛門太夫　　馬太夫
にし　　さき
九王子　神主親類者　　番頭太夫
ひかし　　さき

十王子　久左衛門太夫　光太夫
十一王子　三郎太夫　乙若太夫
ひかし
十二王子　太郎太夫　又四郎太夫
十三王子　彦太夫　門太夫
十四王子　九郎太夫　九郎衛門太夫
氷室　さき
十五王子　茂左衛門太夫　馬太夫
十六王子　神主親類者　番頭太夫
十七王子　久左衛門太夫　光太夫
一御こし　十七ちやう、本宮のは大きにさし候
一縄布　一丁に二たんつゝ
一御しゝの縄　二段
御神体之御輿の縄　五段
御ふくとて上にもさせ候きぬ

五ひき布　五段
一たい松にくれ五丁つゝ　両人に十丁
一らうそく　大きなるを　十丁
一御くうの事
一米一つ　一斗五升
一餅米　一斗五升
おけひしやく　いなはき
あしか一　薪の公用せいせん
了介
一しやくし　一ほん
一こもりせんの事
せいせん
五十貫文取候
勾当太夫御取

廿五〆

社家中は五〆つゝ取候

これより役者　五人出候

たいまつの役者　二人

茂左衛門其外に一人也

みこしかき　親類之者二人

奉行　一人こうあみ代

次第を書立候　筆者出候ほとの役者いつれも五〆つゝ取候これは請取申付候

一ふきしかたつのいわゐの事

卅〆取申候これも此方ゟ請取候也前々より大工所一人より外なく候

此方より申付来候

ちや屋にていつれもはたこをくい候、一人のまへより十五文つゝ上分を取候、新左衛門一人丸

飯をゆ□□し候也

せんくうのとき、はんくはん方より、くらゐにつけるうすすみの御判取て出し候

一かりきぬ　一小袖　一こもり所立候

一たゝみ　一いなはき　一なへ　一かま　せたいのとうくことく〳〵く出候、ふるき物は入候はす候

一きやうすいおけ　一たらい　其外の物出候

弥五郎殿遷宮帰座之次第

B 津島神社

弥五郎殿御遷宮御帰座礼地之次第

天正拾七年九月十五日

夜籠也

一番　御たいまつ　かよてう小太郎

二番　御榊　助右衛門 / 又右衛門

三番　御神ほこ　光大夫 / 乙若大夫

四番　御たらし　三郎大夫
御てうつ

五番　御けん　　九郎大夫
六番　御正躰　　門大夫
七番　御へい　　彦大夫
八番　ひしやもん経　　おと御子
　　あくり御子
　法花経
　はんにや心経　　ひめ松御子
九番　御きちやう　　太郎太夫
　　又四郎太夫
十番　御こし　　馬大夫
十一番御てんかい　　左之一
　　右之一

一ねき御子の籠ハ夜こもり也
一馬大夫ハ前七日夜こもり後七日きんそく也
　安井将監殿建立せられ候遷宮之次第

居森殿遷宮之事

B 津島神社

天正十九年かのとのうのとし九月七日、居森殿御せんくう、大政所殿被成候、さ様ニ候へは、弥五郎殿番一日そうほうのしつついになり申、右馬大夫一日取被申候より居森殿御屋へ者(カ)のよみたて源八仕候、夜こもり也、各々こもりせん一銭も取不申、又のけかきは十二人して竹十五本つゝ取申候、勾当大夫きんそく也

五月五日御祭役者次第

A 村主家
B 津島神社

天正拾九年五月五日御祭役者次第

勾当□□のり候前年の人より出候

社家六人六人かくねん出候

一番　ささはらい
二〃　左　三郎太夫
　　右　御榊　太郎太夫

右　御たらし　本願衆
左　御太刀　同本願衆
三〃
左　御神鉾　光太夫
右　御へい　乙若太夫
四〃
五〃　かた　彦大夫
六〃　御てんかい　社僧中
七〃　左之一
右之一
左　御綱　馬太夫
八ミ　右　御しやく　坂頭太夫
九〃　勾当大夫

右　左　右　左
御こしそい又四郎大夫、九郎大夫、門大夫、神主、神主殿司り一人出候
御こしかき役人三人右馬大夫方より一人出申候以上

御こしの跡ニ神主殿御とも也
五月六日

居森殿遷宮礼地次第

天正拾九年（かのとの うの）九月七日
居森殿御遷宮礼地次第
奉行勾阿弥大夫
一番御さか木　役人也助右衛門
二番御しんほこ　同　又右衛門
三番（御たらし 御てうす）　番頭太夫 / 九郎太夫　光大夫
四番御劔　彦大夫
五番御正躰　乙若大夫

B 津島神社

六番御へい　三郎大夫
七番 金紙こんていの法花経二部　左の一御子
八番こんしこんていのはんにや心経　右の一御子
九番こんしこんていのやくしきやう　あくり御子
拾番こんしこんていの牛頭天王きやう　ひめ松御子
十一番般若心経　をと御子
十二番御几帳　門大夫
　馬大夫
十三番御こし　太郎大夫
御こしのかいしやく　勾頭大夫
役人斗也　又四郎大夫
たいまつ　小太郎
神主も出仕有御へいをもたれ候
関白殿御袋大政所殿御根立也

神主領地覚書

A 村主家
B 津島神社

（前欠）

いやしき　九畝拾歩　壱石壱斗弐升

畠方　柳原　弐畝拾七歩　弐斗六升一合　総八郎

同　同　壱畝拾五歩　壱斗三升五合　甚　七

同　同　三畝　弐斗七升　四郎右衛門

同　同　三畝拾歩　三斗　同　人

同　同　三畝拾九歩　三斗弐升七合　同　人

同　城こし　壱畝四歩　壱斗弐合　小一郎

野方　五斗　九郎兵衛

七□いとう
合三石壱升五合

文禄元年拾弐月　日　　神主民部少輔
勝（花押）

勾阿見大夫殿
参

初尾配分覚

A 村主家
B 津島神社

慶長六年六月拾九日

下野様御祈念、清須へ社人中ヲもめされ、廿日ニ御城へ参、御祈禱仕候、五貫文神主へ御はつほ被下候、五貫文社僧へ御はつほ被下候、七貫文社家へ被下候、同しなミニわけ申、四百十五文ツヽ取申候、但、神主ハ右之外ニて御座候

一、内府様御袋様御上洛之時、拾貫文御はつほ被下候、三貫三百神主へ遣申、相残同しなミニ三百文ツヽ取申候

一、前々も御国守様之御初参ハ社家社僧同しなミニ取申候、以上

A 村主家
B 津島神社

みよしはなしの覚

慶長七年五月六日忠左衛門殿尋申候御よしはなしの覚

一二升はくまいおりの米
一まい扇一本
一おり
一せうゑとんびのお
一てぬくい　忠左親父より出候由被仰候
一はたの帯
一はたつけ
一うはしき一まい此分神主殿より出申候
　大参宮之次第
一うつ木

一こむき　　かにこ
　此分はたきませ神主殿より出候
一その夜かろふと守にもたせ打申候
一舟一そう神主殿より出候、一そうかり申候、舟かた神主殿より一人出申候、其外役人こき申候
一一夜酒彦太夫又四郎太夫より出候
一白うり　　同
一白うり　かくねん　彦太夫　又四郎太夫
一舞台のさけ神主殿より出候
一うりもち十をつゝ神主殿より出候
一市神より下向いたし、さはさかなに二きれつゝ、うりもち十をつゝ神主殿より出候、いつれもへきにすへ候
　市神之覚
一あまさけ
一なつめ

一しろうり、いつれもへきにすへ出申候
一うわしき二まい神官殿へ出申候
一勾当太夫三郎太夫うわしき一まい出申候
一精進二七日但小之月は一日晩よりこもり申候
一一七日はひとり火
一かやあたらしき
一こきあたらしき
一あしつけあたらしき
一たらいあたらしき

右太郎太夫殿申筈にて、忠左衛門殿に相尋申候、三郎太夫殿乙若太夫殿勝兵三十太郎太夫殿にて申候、右御きゝ被成候

覚

初尾配分覚

A 村主家
B 津島神社

卅貫公用慶長四年五月十六日ニ左衛門尉太夫殿御むすめ四ツニ御成之御祈禱御はつほ被下候、壱貫弐百大般若社僧十坊へ、五貫文神楽衆神官五人取申候、一まへニ三百十二文ツヽ馬大夫いツれも取申候、三百文やく人三人かねつきとらせ申候、此外ハ神主御取被成候

一、下野様御煩之御祈禱ニ山本勝蔵殿御はつほ三貫文、大般若社僧十坊へ被下候

壱貫神主へ参候

壱貫弐百神楽参候、社家社僧神官をしなミニわけ、馬大夫はしめ百廿四文ツヽ取申候、

右之内、五百文うつのみや大夫取次ニ取申候

一、三貫文うしのとし、和泉殿より御はつほ被下候、壱貫文神主御取候

壱貫五百文社家社僧神官おしなミ百文ツヽ馬大夫はしめ取申候、五百文御かくらせん此とりつき二百文源八大夫取次申候

一、拾貫文とらのとし、内府様御袋様被下候を三貫三百神主御取候、相残社家社僧神官同しなミニ三百文ツヽ取申候

一、下野様御祈禱ニ御前様より米十石被下候、三分一神主御取候、のこりの社人社僧馬大夫はしめ弐斗ツヽわけ同しなミニ取申候、やく人四人ニ八升ツヽとらせ申候

一慶長七年とら正月廿四日ニ下野様神前へ御座候て三貫文神楽銭被下候、壱貫神主殿御渡し申候、

残而二貫文わけ百六十五文ツゝ也、二百文役人四人ニとらせ申候、右十一人、〆取申候、彦太夫ハ不遣候間とり不申候

蛇毒御前帰座之遷宮之次第

B 津島神社

慶長八年癸卯正月晦日

蛇毒御帰座之御遷宮礼地之次第

奉行源八太夫

一番御さかき　八郎左衛門

二番御しんほこ　助左衛門

三番御へい　光大夫

四番御しやうたい　乙若大夫

五番御たらし　又四郎大夫

門大夫

三郎大夫

六番御けん　　番当大夫
同　御けん　　馬大夫
七番きちう　　（九郎太夫
　　太郎太夫
八番ほけきやう一ふてんかい左之一
　　右之一
一こんしこんていのはんにやしんきやう
　　ミや松みこ
ならひニひしやもんきやう　ひめ松神子
やくしきやう　　乙みこ
九番御こし神主殿（生年十七歳）　勾当大夫
一御こしのわき　　ひこ大夫

天王嶋中御けつしよの覚

A　村主家
B　津島神社

一信長様御代ニ、津嶋之御代官織田竹千代殿御時、又一と申もの源五と申ものゝ所にてぬすみを

仕る処、則御代官さまより御せひはひ被成、女子戈ほう共ニめしあけられ候義

一常心様御代、津嶋御代官土方勘兵衛殿之時、九郎大夫と申者乙若大夫かたき打ニ仕候、御代官より則乙若大夫跡御けつしよ被成而、九郎大夫せかれに被下候事

一大夫殿御代之御代官、上月助右衛門殿ニ喜右衛門と申者慮外申候ニ付而、御代官より御成敗被成候、則御けつしよ被成候て、女房ハ大夫様にめしあけられ、家才ハ神主に御あつけ候事

一ねのとし十月ニ、大夫殿御国かはりめに、大工源蔵と申者、御くほうへいろ〳〵のさらゑ口申上ニ付て、津嶋百姓中としてせいはい仕候、そのさいあとのとし〳〵神主殿へ御返候事

一去々年、下野様より両度御神楽銭弐拾四貫被下候、神主馬大夫取次銭之儀ニ出入御座ニ付て、神主・社家・社僧談合仕、弐拾四貫文ニてかしわの宮立申候事

右条々少もいつわり無御座候、為其如此候、以上

慶長十年二月二日

宝寿院
実相院
明星院
兵蔵

左之一
久　六
源八太夫
九郎太夫
又四郎太夫
太郎太夫
光　太　夫
三郎太夫
馬　太　夫
番頭太夫
彦　太　夫
宇都宮太夫

右□本と申者、火ヲ出し其そうもつに津嶋御代官と神主と出入御座候時、かやうのせんさく御座候

慶長九年(マヽ)十月四日火ヲ出し候

祭宮殿疑宝珠盗難之覚

A 村主家
B 津島神社

覚

慶長拾年二月四日

一さいくうてんのぎほうしはつし候者、神主内有之由、坂口藤三郎吉田久左衛門殿に語申候、しろかねや彦右衛門所へうりに参候由申候、其座敷にてきゝ申者、角右衛門源八、為申己二月四日のひるまへの事也

津島天王下遷宮之次第

B 津島神社

牛頭天王下遷宮之次第

一、弐貫文　ちやうなはしめ
一、壱具　へいし

一、壱貫文　石つき
一、へいし　一具
一、弐たん　ぬの石付ニ用
一、拾貫文　むねのかけせん
一、三たん　そめ物ぬさ
一、三把　わたぬき
一、三てう　あつかみぬさ
一、弐つ　小袖両大工へ
一、を三は　ぬさ
一、弐ひき　きぬぬさ
一、弐ひき　きぬ　弓つる
一、壱ひき　きぬむねつゝみ
一、弐拾たん　ぬの　せんのつな
一、弐たん　ぬの　ひさつき
一、弐つ　てうし

一、弐つ　ひさげ
一、くつかた　もち
一、弐つ　折しろもち
一、弐つ　おかきもち
一、弐つ　二ちうの山
一、弐かけ　かけうを但□い
一、弐つ　二ちうのくきやう
　　そうめん
一、弐てう　斗たる
一、四つ　とへいのおけ
一、弐把　のし
一、二かさね　上しき
一、六まい　こも
一、弐そく　山おしき
一、こがく　甘まい

一、弐つる　　かわらけ
一、壱貫文　　其日のざつよう
一、ほんくわん　馬　一疋
一、御代官　馬　一疋
一、神主殿　馬　一疋
一、じぐわん　馬　一疋
一、しやけかた　馬　一疋
一、しやそう　馬　一疋

慶長拾年
巳二月廿三日

天王大工市左衛門尉
秀久

其日之遷宮つちゟ前之御はつをハ、両大工して取申候也、つき過候て神主殿へ渡し申候也、為其如此候槌之時ハ八ツ七ツ間候て御座候前々ゟ相極候

津島天王仮殿遷宮之次第

慶長拾年きのとのみ二月廿七日

尾州津嶋牛頭天王御仮殿移シ御遷宮礼地之次第

奉行　藤原源八太夫

一番御榊　助右ヱ門　又三郎

二〃御神鉾　光太夫　乙若太夫

三〃御獅子頭　八郎右ヱ門　興七

一番王子之次第

西　一王子　（神主親類）九兵衛太夫　さき　馬太夫

東　二王子　（神主親類）長松太夫　さき　番頭太夫

西　三王子　久六太夫　さき　光太夫

東　四王子　三郎太夫　さき　乙若太夫

西　五王子　刑部太夫　さき　又四郎太夫

東　六王子　彦太夫　さき　太郎太夫

西　七王子　九郎太夫　さき　与作太夫

東　八王子　九兵衛太夫（かんぬししんるい）　さき　馬太夫

西　九王子　長松太夫（かんぬししんるい）　さき　番頭太夫

東　十王子　久六太夫　さき　光太夫

西　十一王子　三郎太夫　さき　乙若太夫

東　十二王子　刑部太夫　さき　又四郎太夫

西　十三王子　彦太夫　さき　太郎太夫

東　十四王子　九郎太夫　さき　与作太夫

西　十五王子　馬太夫　さき　番頭太夫

御輿御出之次第

一番御幣　又四郎太夫

二番法花経弐部　あくり神子
ひめ松神子

三番御たらし御矢　いかだば五人

四番御たち　是ハ神主ゟ出候五人

五番御正躰　太郎太夫

六番御天蓋　左之一
右之一

七番御几帳　九兵衛太夫　長松太夫

八番 金紙金泥般若心経　　ひめ松神子

九番　金剛経　　乙神子

御輿　神主紀長盛　　さきかたらい　勾当太夫

御輿のわき　　左（三郎太夫 彦太夫）

御綱　　（馬太夫 番頭太夫）

たいまつ役　　（ママ）（参賀 竹蔵）

右御遷宮之願人、清須下野守殿御前様被成候

津嶋御代官大県伝六殿と申人被成候

一神主勾当太夫別火二七日禁足也

籠所も新敷立候也

一社家社僧、其外役人衆ハ一七日夜籠、一七日禁足也

一わきこし之衆も二七日禁足也

一神主勾当太夫ハ御小袖壱つツゝしやうゑきぬ壱疋ツゝ被下候
此外へハ一切不出候
一両大工懸銭六貫文出申候、御遷宮之あさよりつち打之時迄、かり殿之御かろうと御初尾、大工取申候、橋ちんも其日なし
一まく布十二端、神楽衆取申候、のけ垣ハ御帰座之用意ニ不被下候

遷宮用品書出

B 津島神社

一、かけうほ　弐かけ但是ハこい
一、斗たる　弐つい
一、へいし　弐つい
一、二重のくうきやう　弐つい但是ハそうめん同うしの志たもち
一、おり　弐つい但是ハ志ろもち同そめもち
一、やまおし木　弐そく
一、あしつけ　弐そく

一、こかく　弐拾まい
一、ひさけ　一ゑた
一、とうへいおけ　弐つい
一、のし　五わ
一、かわらけ　六つる
一、うわしき　廿まい
一、ひさつきのきぬ　弐ひき
一、とうつきのきぬ　弐ひき
一、てうつおけ　弐つ
一、ひしやく　弐本
一、こも　廿まい
一、其日之ざうやうのしろ五貫文
　とうりやうへ御よわいの次第
一、かけせん　拾六貫文
一、うわき　弐つ

一、おり　弐つもち
一、たる　弐つ
一、馬　弐ひき
一、御本くわんさま御馬　弐ひき
一、政所殿　馬　一ひき
一、神主殿　馬　一疋一貫弐百文
一、しやけかた　馬　一疋一貫弐百文
一、じくわんかた　馬　一疋一貫弐百文
一、しやそうかた　馬　一疋一貫弐百文
一、はしより　馬　一疋一貫弐百文
一、いかたは　馬　一疋一貫弐百文
一、下かまへ　馬　一疋一貫弐百文
一、今市は　馬　一疋一貫弐百文
一、藤下　馬　一疋一貫弐百文
一、こめざ　馬　一疋一貫弐百文

一、なまうほかた　馬　　一疋一貫弐百文
一、あい物かた　馬　　一疋一貫弐百文
一、せんのつなのはしら　弐百本
一、おきむね五六　三丁
一、たなどうくはしら　卅本
一、おかりいた　五間
一、のほりはし四方物　十五本
一、ゆみのどうく四方物　三本
一、へいくしぬさくし四方物　弐本
一、どうつきにいたこ　弐まい
一、五寸釘　拾れん
一、三寸針　拾五れん
一、二寸針　拾れん
一、かすかい　廿本
（慶長十八年?）

五月吉日

大県伝六様
松浦勝太夫様

御仮殿せんくう籠銭之事

御かり殿御せんくう籠銭之事

拾貫文　神主
五貫文　勾当太夫
壱貫五百文つゝ　神官五人
百疋ツゝ　十一人　社家中
百疋ツゝ　十人　社僧中
拾貫文　両大工
六貫文　ふきし

天王両大工　勘右衛門尉
市左衛門尉

B 津島神社

弐貫文　ひりのや
壱貫文　かハらけや
五貫文　がら番頭大夫
壱貫文　おかひき
百疋ツヽ　神主より出候役者五人
百疋ツヽ　いかたはより出候役者五人
百疋つヽ　たいまつの役者弐人
百疋　久六大夫
百疋　藤三郎大夫
百疋　喜兵衛大夫
百疋　新太郎大夫

慶長拾年
七月十三日

役人四人
神　主（花押）

牛頭天王御遷宮之次第

B 津島神社

一、五拾貫文　かけせん
一、弐つ　小袖
一、弐ふり　太刀
一、弐疋　御へいのきぬ
一、弐把　御へいのわた
一、弐もん　御へいのおび
一、弐てう　御へいのかみ
一、弐わ　御へいのを
一、三たん　いたの物ぬさ
一、三ひき　きぬ　ぬさ
一、三把　わた　ぬさ
一、三てう　厚紙　ぬさ
一、三把　を　ぬさ

一、弐ひき　むねつゝみのきぬ
一、弐ひき　ゆみつるのきぬ
一、六ひき　ぜんのつなむねより引おろし
一、弐百たん　ぜんのつなのぬのかけうを但是ハこい
一、弐かけ　へいじ
一、弐つい　二重のくきやう内但是ハそうめん
一、弐つい　うしのしたもち共ニおり但是ハしろもちのうしのしたもち共ニ
一、弐つい　山おしき
一、弐そく　こがく
一、弐拾まい　足つけ
一、弐そく　てうし
一、弐ゑた　ひさげ
一、弐ゑた　土へいのおけ
一、弐つい

一、五わ　　のし
一、六つる　　かはらけ
一、弐拾まい　　うはしき
一、弐さつきの衣　　弐ひき
一、弐ひき　　どうつきのきぬ
一、弐つ　　ちやうづおけ
一、弐本　　ひしやく
一、弐拾まい　　こも
一、五貫文　但其日の雑用
　とうりやうへ御祝之次第
一、拾六貫文　　かけせん
一、弐つ　　小袖
一、弐つ　　折但もち
一、弐つ　　たるさけ
一、弐疋　　馬是ハ御本願さまゟとうりやうへ

一、御本願様　御馬　弐疋
一、政所様　馬　壱疋

一、奉行　馬　弐疋
一、御家中　御馬御きふん次第
一、神主殿　馬一疋壱貫弐百文
一、社家かた　馬一疋壱貫弐百文
一、じぐわんかた　馬一疋壱貫弐百文
一、社僧かた　馬一疋壱貫弐百文
一、はしより　馬一疋壱貫弐百文
一、いかた場　馬一疋壱貫弐百文
一、下かまへ　馬一疋壱貫弐百文
一、今市は　馬一疋壱貫弐百文
一、藤下　馬一疋壱貫弐百文
一、米ノ座　馬一疋壱貫弐百文

一、なま魚かた　馬一疋壱貫弐百文
一、あい物かた　馬一疋壱貫弐百文
一、弐百本　ぜんのつなはしら
一、三てう　五六おきむね
一、卅本　四方物たなのどうぐ
一、五間　おり板是ハたなの道具
一、拾五本　四方物上りはし
一、三本　四方物弓の道具
一、弐本　四方物へいぐしぬさはしら
一、弐まい　板子とうつき
一、拾連　五寸くき
一、拾五連　三寸釘
一、拾連　二寸釘
一、卅本　八寸かすかい

御こしの道具

一、拾本　十四たけ但五寸角
一、六てう　五六
一、五十連　二寸くき
一、百六十本　三寸釘
一、六十人　大工手間
一、八てう　おか手間
御長持かろうと御志よく
一、六てう　いたこ
一、弐本　十四たけ五寸かく
一、五十連　一寸五分釘
一、廿人　大工手間
一、六てう　おかてま
十四たけ五寸かくはしら
御とちようのかさをつり木共ニ
一、弐人　大工手間
一、壱てう　おか手間

一、廿人　　大工手間
是ハおきむね、弓ぬきへいくしのほか、はしたな
ぜんのつな、はしらつち此分仕候
一、五てう　　大鋸てま
一、八たん　　ぬの
但是ハ御せんくうのとうく仕候
大工しらはれ四人分
慶長拾年　　天王大工
巳九月吉日　　市左衛門尉
秀久
御遷宮つちすぎ申まてハ、本社のはつを両大工へ取申候事、前々ゟうたかひ無之候、為其書おき
申候也

津島天王御帰座之遷宮礼地之次第

慶長拾年きのとのみ十一月二日

尾州津嶋牛頭天王御帰座御遷宮礼地之次第

奉行　藤原源八太夫

一番御榊　助右衛門
　　又三郎

二番御しんほこ　光太夫
　　乙若太夫

三番御しゝかしら　八郎右衛門
　　与七

一番王子之次第

西　かんぬしらんるい　さき

一王子　九兵衛太夫

東　かんぬしらんるい　さき

二王子　長松太夫

西　さき

三王子　久六太夫

右馬太夫

番坂(ママ)太夫

光太夫

東　四王子　三郎太夫　さき　乙若太夫
西　五王子　刑部太夫　さき　又四郎太夫
東　六王子　彦太夫　さき　太郎太夫
西　七王子　九郎太夫　さき　与作太夫
東　八王子　九兵衛太夫　さき　右馬太夫
西　九王子　長松太夫　さき　番坂（ママ）太夫
東　十王子　久六太夫　さき　光太夫
西　十一王子　三郎太夫　さき　乙若太夫

かんぬししんるい

東　　さき
十二王子　刑部太夫　　又四郎太夫
西　　さき
十三王子　彦太夫　　太郎太夫
東　　さき
十四王子　九郎太夫　　与作太夫
西　　さき
十五王子　右馬太夫　　番坂(ママ)太夫

御こし御出之次第

一番　御へい　　彦太夫
二番　ほけきやう二部　　あくり御子　ひめ松御子
三番　御たらし　御矢　いかたは五人
四番　御たち　　神主より出候五人
五番　御しやうたい　　太郎太夫
六番　御てんかい　　左之一　右之一

七番　御きちやう　　九兵衛太夫　長松太夫
八番　こやしこんてい般若心経　ひめ松御子
九番　こんかう経　　おと御子

御輿神主紀長盛語勾当太夫

御こしのわき　　左　三郎太夫
　　右　又四郎太夫
御綱　　左　右馬太夫
　　右　番坂（ママ）太夫

たいまつのやく　　文賀
　　竹蔵

右御遷宮御願主者、清須松平下野守殿御煩之御立願に御前様被成候
一神主勾当太夫別火二七日、禁足籠所も御立被成候　神主と勾当太夫御宮移之大事仕候
一わきこしも二七日きんそく也

一社家社僧其外役人衆は一七日夜籠、一七日はきんそく也
一御小袖壱つつゝ、せうゑ之きぬ一疋半つゝ、身ぬくい布一たんつゝ、神主勾当太夫に被下候、
前々も如此也
一両大工とうれうにも御小袖一つつゝ、合四つ被下候
但とうれう取申儀、きこえさる儀に候へ共、上より被下候間異儀無之候
一御こし十六丁、是は御こしのかき申候衆取申也
一のけ垣千手堂よりさいくうてんの東まて、但し此の垣神楽十二人取申候
一まく布十二たん、是も神楽衆取候
但すくなく候て見苦敷御座候
一神前の両方に棚、御本社のむねいかにもけつかうにかさり申候
一せんの綱御むねより九郎太夫前まて御座候、右二ケ条大工取申候
一御遷宮之あさより、つち打申時まて、御かろうとを大工取申候
一惣宮も御せんくう日てんて取也
一御せん宮之日、はしちんもあかり申候
一かり殿宮、神主かい候はん由候へ共、大工かてん不仕候処、津嶋御代官山崎宗左衛門殿、米弐

石にめし候て、御供所に御立被成候
弐百貫文公用、右之籠銭参候、はい分の覚
弐拾九貫文神主　拾四貫五百文勾当太夫
拾七貫四百神官五人（馬太夫、源八太夫、九郎太夫、門太夫、番頭太夫也　右一人まへ三貫四百八十つゝひらの衆に二わりまし也）卅壱貫九百社家十一人　弐拾九貫社僧十一人（但一人まへ二貫九百つゝ）
五貫八百九郎右衛門角右衛門　五貫八百九兵衛長松　拾四貫五百神主より出候五人　拾四貫五百筏場五人　弐貫三百廿役人四人　壱貫百六十たい松二人（神主より出候）
弐拾九貫文両大工取申候
壱貫文かちゆわひ取申候但番頭太夫
九百文おりゆわひ取申候
壱貫五百文つゝとうれう取申候二人
壱貫文ふきし取申候御ゆわひに
九百文ひものや御ゆわひに取申候
一わきこし三郎太夫又四郎太夫、籠銭に出入御座候、神主はひらのなみと被仰候、二七日の禁足にて候間、かんを可取之由御座候而せんさくはて不申候、御奉行衆へ又四郎太夫両人被申上

候、津嶋御代官山崎宗左衛門殿へ被仰付、右之社人衆いつれも取申候公用出し候、神官なみすみ申候、富永丹波殿又四郎太夫よし御座候而、其御きもいりにて相究申候

以上

神前向覚

B 津島神社

慶長拾六年かのとの井とし、かろと守九郎左衛門に、まつ社へひしやくにかいを入持せ、勾当太夫まいり申候事

慶長拾五年いぬのとし、勾当太夫日のさしあひ御座候、三郎太夫をたのみ申候、是もかろと守九郎左衛門にひしやくにかいを入持せ、まつ社へまいらせ候事

津島天王御頭神事控書

A 氷室神主
B 樋田豊

（包紙）
当社御牒之湿紙

正徳三年
癸巳正月一五日

面

寄進主
太矢部数馬
当寛献

（表紙）
（天正十九年ゟ貞享四年迄）

天正十九年
神宮御頭　神主殿
ふ射　神主殿
秋あかた　光大夫
春あかた　坂頭大夫

文禄元年
天正二十年

神宮御頭　神主殿
ふ射　神主殿
秋あかた　門大夫
春あかた　又四郎大夫

天正廿壱年

神宮御頭　神主殿
春あかた　勾当(?)大夫
ふ射　春あかたふ射ニ成　馬太夫
秋あかた　秋あかた春あかたニ成　ふ射ハ秋あかたニ成　神主殿

文禄三年

神宮之御頭　神主殿

秋あかた　馬太夫
春あかた　神主殿
ふ射　乙若大夫

文禄四年
神宮之御頭　神主殿
春あかた　神主殿
秋あかた　三郎大夫
ふ射　勾阿弥大夫

文禄五年十一月十一日ニ慶長元年ニ成候

神宮之御頭　神主殿
春あかた　神主殿
秋あかた　太郎大夫

ふ射　　九郎大夫

慶長二年

神宮之御頭　神主殿

秋あかた春あかたハふ射ニ成候　神主殿

春あかた秋あかたハ春あかたニ成　光大夫

ふ射　ふ射ハ秋あかたニ成　坂頭大夫

慶長三年

神宮之御頭　神主殿

秋あかた　神主殿

春あかた　門大夫

ふ射　又四郎大夫

慶長四年

神宮之御頭　神主殿
秋あかた春あかたハふ射ニ成　馬大夫
ふ射　秋あかたハ春あかたニ成　神主殿
春あかたふ射ハ秋あかたニ成　神主殿

慶長五年
神宮之御頭　神主殿
秋あかた秋あかた春あかたニ成　乙若大夫
春あかた春あかたふ射ニ成　馬大夫
ふ射　ふ射秋あかたニ成　勾頭大夫

慶長六年
神宮之御頭　神主殿
秋あかた　勾阿三大夫
春あかた　三郎大夫

ふ射　神主殿

慶長七年ミツのへとらのとし

神宮之御頭　神主殿

秋あかた　九郎大夫

春あかた　刑部大夫　太郎大夫

ふ射　九郎大夫

慶長八年

神宮之御頭　神主殿

秋あかた　番頭大夫

春あかた　神主殿

ふ射　光大夫

慶長九年きのへたつ

神宮之御頭　神主殿
秋あかた　又四郎大夫
春あかた　神主殿
ふ射　太郎大夫

慶長十年きのとの巳
神宮之御頭　神主殿
秋あかた春あかたニ成　神主殿
春あかたふ射ニ成　馬大夫
ふ射　秋あかたニ成　神主殿

慶長十一年ひのへ午
神宮之御頭　神主殿
秋あかた　勾頭大夫

春あかた　乙若大夫
ふ射　馬大夫

慶長十二年ひのとの未
神宮之御頭　神主殿
秋あかた　神主殿
春あかた　源八大夫
ふ射　三郎大夫

慶長十三年つちのへ申
神宮御頭　神主殿
秋あかたせんしゆとう　神主殿
春あかた　九郎大夫
ふ射　刑部大夫

慶長十四年つちのとのとり

神宮御頭　神主殿
秋あかた　光大夫
春あかた　番頭大夫
ふ社　神主殿

慶長十五年かのへいぬ

神宮之御頭　神主殿
秋あかた　太郎大夫
春あかた　又四郎大夫
ふ射　神主殿

慶長十六年かのとのい

神宮御頭　神主殿
秋あかた　神主殿

春あかた　神主殿
ふ社　馬大夫

慶長十七年ミつのへ子

神宮御頭　神主殿
秋あかた　馬大夫
春あかた　勾当大夫
ふ社　乙若大夫

慶長十八年ミつのとの丑

神宮御頭　神主殿
秋あかた　三郎大夫
春あかた　神主殿
ふ社　源八大夫

慶長十九年きのへ寅

神宮御頭　神主殿
秋あかた　刑部大夫
春あかた　（せんしゆたう）　神主殿
ふ社　九郎大夫

元和元年きのとの卯

御神宮御頭　神主殿
秋あかた　神主殿
春あかた　光大夫
ふ社　番頭大夫

（以下略　明治五年マデ）

所得米之覚

元和四年

向嶋源八様

六月十四日

米四升酒二升　使

六十四日

米一斗六升酒八升□合　使伝七

六十五日

米一斗酒五升　使きく

六十六

米八升酒四升　伝七

六廿一日

米二升酒一升　使つる

休斉（花押）

A 村主家

B 津島神社

六廿二
米二升酒一升　使三太
六廿三
米四升酒二升　使つる
六廿九　此内弐升ハ喜作富七ニ遣候
米一斗酒五升　使やす
七月二日
米二升酒一升　使つる
七十
米五升酒二升　使つる
七十四日
米五升酒二升　使きく
七十四
米五升酒二升　使きく
□?

七斗三升

蛇毒神御帰座遷宮礼地之次第

元和五年　つちのとのひつし　五月廿七日

蛇毒御帰座御遷宮礼地之次第

奉行　藤原源八太夫

一番御榊　役人八郎右衛門助右衛門

二番御しんほこ　（光太夫 乙若太夫）

三番御へい　又四郎太夫

四番御しやうたい　門太夫

五番御たらし　三郎太夫

六番御けん　番頭太夫

同　御けん　馬太夫

B 津島神社

七番きちやう　　九郎太夫
　　太郎太夫
八番法花経一部天蓋　　左之一
　　右之一
一金紙金泥の磐若心経　　ミや松神子
一ひしやもんきやう　　ひめ松神子
一やくしきやう　　乙神子
一御こし神主紀長盛　勾（さき）当太夫語
一御こしのわき　　彦太夫
一参籠七日神主勾当別火禁足也
　　わきこしもきんそく
　よのやくしやハ夜こもりはかり
一御こしのしやうゐかり殿之時ハ布御帰座の時はきぬ也

津島天王祭礼覚

餅米一斗五升こく米一駄こもりせん共ニ

御戸のごくうハ津嶋より参候米うちは十二人より来候、こもり銭は百足、近年は米二つ出候、はかり出のごく、ねき六人神くわん五人馬太夫かたへハ二膳行候、彦太夫ハはかりみこく不取候、みこも取らす候、役人四人一膳つゝ取候、神主膳五膳以上本社へ参候、共にはかりみこく□□みとうの時十二人より給候事□□たゝし是へふたまへあたり候也

勾当太夫のうち而是へ神主勾当太夫二人、是へあたり候也、これはおちやうはいの事也

八王子江之出仕五せつくには、じんぐわん五人はかり

三月とうの事、六人ほとなり、一人まへより米弐斗壱升お宮桝ニて出候也、もち米ハ四升宛、

是もお宮桝なり、但おちやうはい米二斗七升もち米ニて五升六合ツゝ、おちやうはい出候こめ之事うるしね、一、御とまへから弐斗七升四合ツゝ、もちこめ五升是からハふたまへなり、三月とうハ勾当大夫出し候也

南
北
東
西
本陣
脇本陣
馬大夫
童頭大夫
三郎大夫
四郎大夫
五郎大夫
六郎大夫
七郎大夫
八郎大夫
九郎大夫
十郎大夫
十一郎大夫
十二郎大夫
十三郎大夫
十四郎大夫
十五郎大夫
十六郎大夫
十七郎大夫
十八郎大夫
十九郎大夫
二十郎大夫
二十一郎大夫
二十二郎大夫
二十三郎大夫
二十四郎大夫
二十五郎大夫
二十六郎大夫
二十七郎大夫
二十八郎大夫
二十九郎大夫
三十郎大夫
三十一郎大夫
三十二郎大夫
三十三郎大夫
三十四郎大夫
三十五郎大夫
三十六郎大夫
三十七郎大夫
三十八郎大夫
三十九郎大夫
四十郎大夫
四十一郎大夫
四十二郎大夫
四十三郎大夫
四十四郎大夫
四十五郎大夫
四十六郎大夫
四十七郎大夫
四十八郎大夫
四十九郎大夫
五十郎大夫
五十一郎大夫
五十二郎大夫
五十三郎大夫
五十四郎大夫
五十五郎大夫
五十六郎大夫
五十七郎大夫
五十八郎大夫
五十九郎大夫
六十郎大夫
六十一郎大夫
六十二郎大夫
六十三郎大夫
六十四郎大夫
六十五郎大夫
六十六郎大夫
六十七郎大夫
六十八郎大夫
六十九郎大夫
七十郎大夫
七十一郎大夫
七十二郎大夫
七十三郎大夫
七十四郎大夫
七十五郎大夫
七十六郎大夫
七十七郎大夫
七十八郎大夫
七十九郎大夫
八十郎大夫
八十一郎大夫
八十二郎大夫
八十三郎大夫
八十四郎大夫
八十五郎大夫
八十六郎大夫
八十七郎大夫
八十八郎大夫
八十九郎大夫
九十郎大夫
九十一郎大夫
九十二郎大夫
九十三郎大夫
九十四郎大夫
九十五郎大夫
九十六郎大夫
九十七郎大夫
九十八郎大夫
九十九郎大夫
百郎大夫

正月十六日的の次第

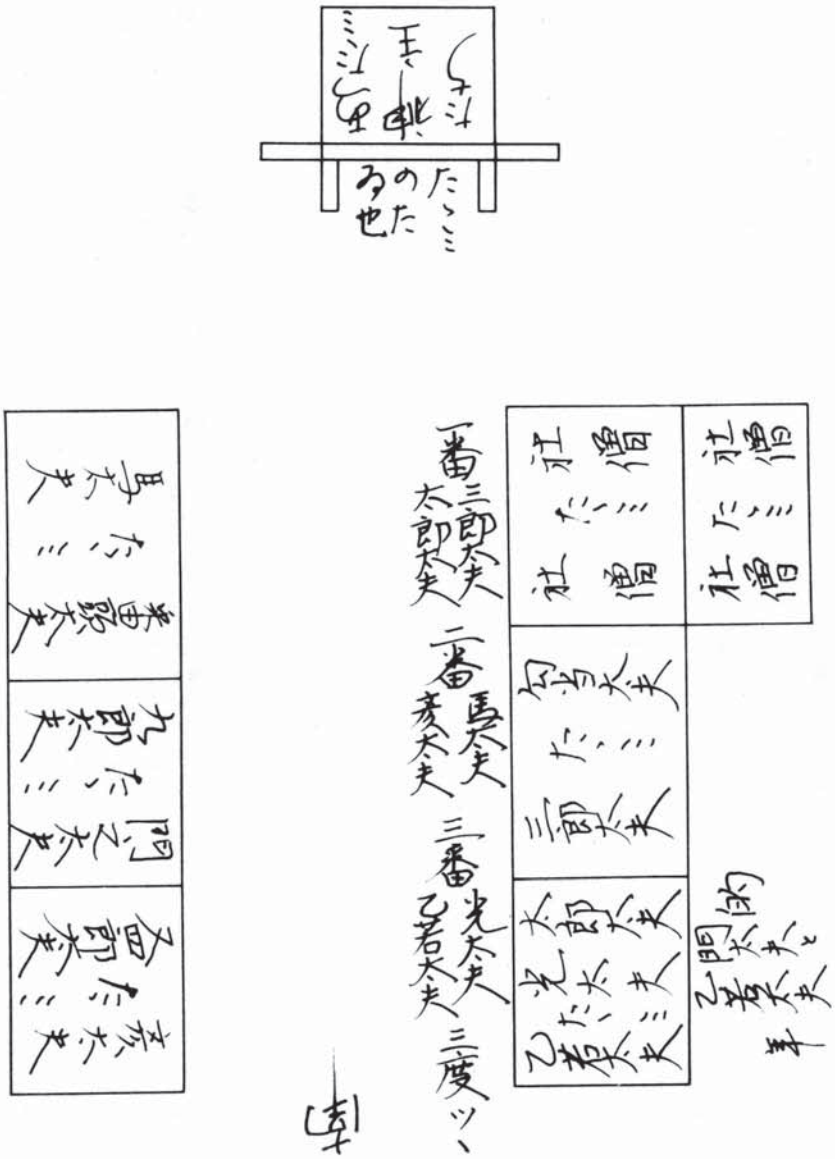

正月十六日本社之ぶたいゟ出仕之次第之事

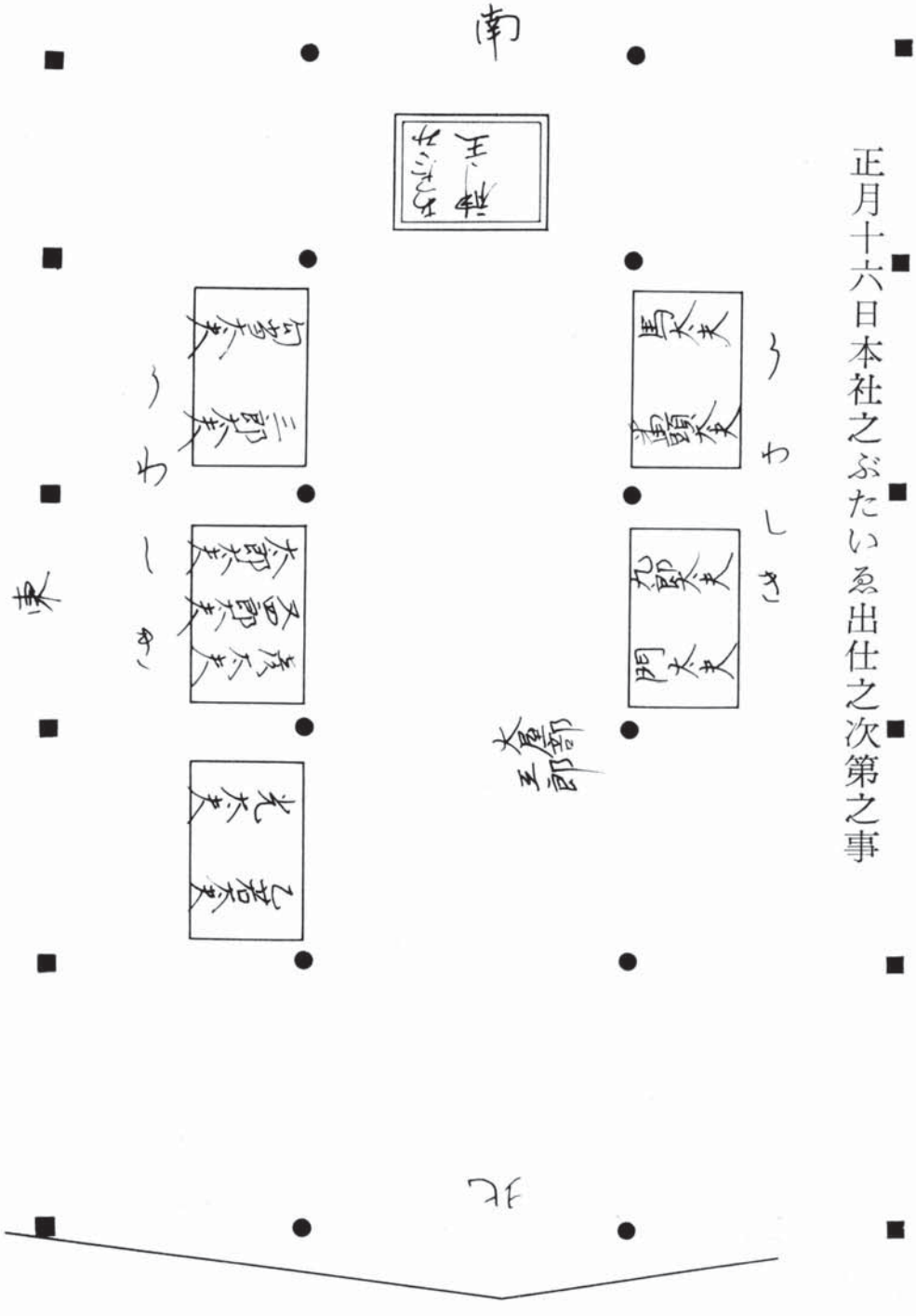

正月十六日のふしやの時、御へいと弓と矢を神主より本社のかろとのうへに置せ候へは、弓と矢をは又四郎太夫取、まとのはにて勾当太夫ニわたし候、御へいをは光太夫請取、まとの両のこもにさし候也、又四郎太夫本社よりまとばまて持候て行也、光太夫も同前ニもち候て行候也

牛頭天王江御出仕之事

一元日ニ朝出仕、同ひるも出仕有、八王子のふたい

一四日のそ見んしやうらいまつりの出仕有

一七日に田あそひ餅三まい、大さ、まわり七寸ほと、同七日にくつわの餅二まい、くわの餅二まい、くつわの餅二まいハ九郎太夫取候、くわの餅ハ勾当太夫と三郎太夫と両人して取候（ねきみこの中はんなりたな米しらけ壱升三合）

一十日の日ハ八王子のふたいにて、餅三まいねきみこ昼田あそひニのふらい

一十四日ニ本ふたいにて、かかミの餅三まいよしたねきみこのふらい、いつれもすへ物なし

一みとうには、餅かす百五十役人かたへ渡しかへ候て、それにてあり候

一ふしやの事、正月十六日、神主社家本社のぶたいゑ出仕

一的の事、ちよくしてんの南のかたにたゝみのだいをおきて、あつたゝみをしいて、南へむかつて神主的を見物

一勾当太夫神之的の役、くわの木の弓にてよしのことしなる竹にて、羽ハかミにてはく

一番ニ三郎太夫、太郎太夫

二番馬太夫、彦太夫

三番光太夫門太夫乙若太夫此両人ハかくねん

的三たちつゝいる

まとすき候て本社之ぶたいゑ出仕

ぶしやの事

一神主江之ぜん、もちい十、しべ十五、大根五本、牛房五きれ、はまくり十、にかいのぜん十ぜんニもちい五十、しへ九十、だきへいじ一対に酒三升、はまくり数五十、牛房卅きれ、ほそ大根卅本、神主小者とものかたへ、はまくりかす五十、酒三升参候、大屋部方へも社家社僧ニなみのせん

一神主のせんハ五度入之かわらけなり、かんの道具ハいりこ・くしあわひ・いも・くり・たうふ・かつほ・たこ

一社家方のせんハ三度入之かわらけなり

一社僧のせんハいもかん三度入之かわらけ
一かさり物の山ハとうにんへ取候
一二ちうハ毎年神主へあかり候
一さかな七こん、さかつきハ五酒五こん有
一こうほうおにかいようとめ方、いつれもへ、さかつきのかわらけ三つつゝ
一役人も社家なミのぜんをとり候、ぶ射とハ社僧へもせん引候
一社僧江せん十一せんあり候、此内一せんハかねつき取候
一春あかた秋あかたにハ社僧出仕なし、せんもとり候ハす候
一春あがた神主殿へこせんハこくう三升もちい廿まい・しべ五つ・かんのたいこん五きれ・うわおきにふな二まい、すへ物ハ神主殿ヨリ台出申候、同にかいのせん十二せん、こい壱つ・もちい百廿まい・こくう壱斗弐升・しべ卅六・さけ六升、かんハいつれも一やうなり双方へハかん大こん三きれ候、鮒一ツツゝ也
一春あがたにうしハ九郎太夫方ヨリ出申、うしのせん別に一せん取候、おしきかけながし
一大屋部形部太夫牛王こはしを出し申候、是も別にせんを取候、おしきかけながし
一春あがたにハ当渡有、秋ハなし

一じんくの当渡ニもちい廿まい・へいし壱つ・さかづき二十・うちへき二は、請取、当人しやくにて酒あり、但神主当を請取の時ハ大屋部形部太夫しやくをとり申候

一ぶしやの当渡にも、もちい廿まい・へいし壱つ・さかつき弐拾・うちへき二わ請取、当人しやくにて酒あり

一春あがたの当渡にも、もちい廿まい・へひし壱つ・さかつき廿・うちへき二わ請取、当人しやくにて酒あり

一秋のあがた当渡にも、もちい廿まい・へひし壱つ・御さかつき廿・うちへき二わ請取、当人しやくにてさけあり、此四ツ之当渡春のあがたニ有

一春秋のあがたに居森殿江之こくう壱斗二升・もちい百廿まい・さけ一斗弐升、こくうをそなへ候ものハ勾当太夫・三郎太夫也、神主幷社家出仕有

神主江之せんにハもちい十まい・ごくう一升・さかつき壱つ、社家にハもちい三まい・うちへきにこくう少つゝ、さかつき六つ・かけふな四つ

一かしわの宮江こくう一斗・もちい百まい・さけ一斗・ふな二かけ、ゐもりとのかしわの宮江のこくうのあまり神主江あかり、次之日十二人参候てゆつけにして給候、もちい三まいつゝ取申候

一田あそひ□　□りもちい七まい・たなおろしの米一升三合、又十日ひるに八王子ノぶたいにてもちい三まい、又ふたいにて十四日夜るもちい三まい

右三度之田あそひハ神主殿ヨリもちい出申候、又大田あそひハ其年の当人仕候

一春あかたノ次の日ねきしゆニ三日はらいと一こんあり、一こわひ大わんニ一はい・餅三まいツヽ、さいしんにも二汁ノわんニ一つツヽ、ともの物はもちなし、三月おてんくの酒米社家十二人より八合ます一升八合ツヽ、一まいより餅米十合のますにて一升三合ツヽ、にわはきとりあつめ勾当かたへ渡候、三月御くう六人ほと

一神主　一かう当太夫　一三郎太夫　一九郎太夫　一又四郎太夫　一慶長三年かうあミ　御くうの米、宮ますに□　□三升ツヽ也、餅米三升つヽ也、今ハ宮ますニ弐斗□升二合ツヽ也、米四升二合ツヽ也、おしせん卅ツヽ也

一三月の朝八王子江出仕有、同ひるも出仕有、馬太夫・番頭太夫かたより庭鳥出候て鳥合有、同三日ニしゝかしらふた□　□そり橋まて御出有、かいちやうのもの出し候、又御帰之時ハ神主かたより人を出し候、御けんの役三郎太夫・太郎太夫おしゝのふくミ銭、社家社僧神くわん

一おてんくの酒の事、米ニかいて二斗也

一お宮ニより餅千入候

一折へ入候餅、三百五十入候也

五月五日に五人本当をは、りんはん五人してあさ出仕有、にこりさけニまき七つ・ゆい一わつゝ也

同昼の出仕にも、にこりさけ十ゆいのまきわかめも有

一当社へ御すい参候、相末社へも御すい有、当社へハわけをけ、昼の出仕ニハ社家・社僧・みこ・ほうくわん衆、いつれもさけ有、かわらけ一つるへき二十は

一神主はき物いたさふり、（社僧ハおふと也 社家ハけんけなり 神官ハおふと也）五月四日のばゞ見せには馬五つに三はんつゝはしり候也、

一のまとハ神主かたより出候、二のまとハ大屋部かたより出候、三のまとハやく人

五日朝こくうまいり候、やがて八王子への出仕、又ひるも八王子への出仕、其間におみこしのはまのとりいへ見ゆきの次第の御ともの衆さきばらいハかぐら七人としてかくねん、しやくハ勾当太夫やく三郎太夫・太郎太夫御じんほこけんのやく、おつなは番頭太夫・馬太夫、見こしのかきてハやく人三人、一人馬太夫かたより出候也、九郎太夫・門太夫わきこし、神主かた□□人出候、又四郎太夫わきこし、以上四人、御太刀弓のやくハほうぐわん衆神主かたより出候、わきこしハほうくわん衆一人□□い出候、やふさめよりさきに、くそくのわたり五りやう、だうぐハ弓ほこふくろニ入、くわけんの衆ハこうたい寺より出候、神主出仕アリ、ひる

じんくわん社僧同出仕、はまのとりい同みこ左一右一てんかいのやくまてみこのわたり四人、
一人ハ乙みこ御留主のやく、やふさめあけ馬五つはしり馬五つ、やふさめハ一番つゝ
六月十三日にらけさけ有
神主かたより出候さけなり、さかなハまめ・しろうり・こだい三つ、まめ五合しろうり四つ、
同十四日にかミのこくうゆへ、さけ七升五合・よりもち百五十、お見よしよりさきに社家衆へ
のさけ、しものこくうゆへさかなハよりもち十つゝ、ひとりへしろうり三つ、又見よしをくり
候てふたいにてよりもち十つゝさけ有、十六日ニやくしにてさけ七升六合・よりもち百五十・
十人さば一さし神主殿より出候
一ほうぐわん衆・かミ衆ハ弓のやく、下衆は太刀のやく、ほうくわん衆・くわけんの衆へ神主ふ
るまい、ゆつけ有、三日一つさい三つ也
さしよりハふきにこりさけ有

正月の御供

一しハすのすゝはきの事、天王のすゝおさめ、神主かたへ来り、かまのまへにてにわめくりあ

り、但三度も三番　也

一ねきみこ来り候とき、たハらもの
　一番ニかき二ツゝこぶさかなにて酒あり
　二番めによきすみさけあり
　同しさかな二番めによきすミさけあり
めしのときさい、あへもの・大こんなます・かきのこはしていわし一ツゝ、三日ハとうふ・大こん・いも三いろ也

一ねき見こ十二人とも十二人にわはき、めしをくい候也
やくにん三人、めしをくい候也

一めしの上にハさけなし
三月日のおりわけへひものや来候、ふるまいの入公用百文・ひきて物に二百文、合三百出候也、社家十二人より公用出候也
三月とう慶長十八年に此方へあたり候也
三月どう
慶長十八年に此方へあたり候也

米弐斗壱升・餅米四升一合まへより出候也

一正月四日そミんまつり

一にこりさけ二斗ほと入候、みなともうけさけニ

一しときのこめ三合

一御くうニ三合

一御んくのこめ社僧かたへ二ツゝミ

一御くうのたなへ二ツゝミ二合ツゝ

一さかなまめ入五合

一たハらものたいこん二ほん

一社けかたへのうけ酒五合つゝ

一社そうへ五升半

一まつ二わ

一せき十ハ

一公用三文、何れも神主より出候

たゝし馬太夫方より出候もの

一柳十二ほん
一かミ二てう
一なわ二わ
以上三色、馬太夫方より毎年出候也
一とうふといも也
一わら一束つな
一ひさつきのわら二わ
一筆かたし
一すみ一てう
一ほうろく一ツ
一わけおけ一ツ
一ひしやく一ほん
一そミんまつりのくちあけニ祢宜七人、神主へまいりくちあけのさけあり
みとう九月、神むかへ年に三度、社家十二人より米うち出候也
正月おてうはい、三月とう、五月とう、はかり米出し候方より米打に出候也、当人へ

六月は役人三人、神主へ出候て米打候也

御戸の事

一社家七人彦太夫とらす 勾当太夫とらす 五膳也ニ今一斗つゝ 併十合つゝ也

一神官五人馬太夫かたへ一せん、外ニつかハし候、以上六膳

一役人四人同膳也、御内へ十七膳二膳二升つゝ、八王子へ四膳一膳二升也、小餅一膳に二つゝ也、より餅十四つゝ也、ふたいへ社家十二人へより餅百廿也、役人三人卅也、御供の米三斗五升・餅米壱斗三升つゝ御供の米壱膳こもりせんニ一俵、檜くれ二十、町より来り候也、御へいの事当社へ四ほん、こまかなる御へい八十二ほん入候也、より餅五百ほと入候、此内さかな餅百出候、六百より候也

天正七年つちのとのうのとし十二月一日

牛頭天皇御帰座遷宮こもり銭之事

一神主籠銭の事、百貫ほとをいろ〳〵きもいりにて五十貫之ほうかに付五十貫取候、各卅貫の加
増にて八十貫うけ取候也
一勾当太夫ハ廿五貫　一しんくわんハ六貫ツゝ也
一社家中五貫ツゝ也、みこ方共に十二人也
一社僧中も五貫ツゝ也、以上十人
一御弓持候役者いかたはより五人出候、是も五貫ツゝ也
一御太刀之役者五人、神主殿より出候、是も五貫ツゝ也
一たいまつの役人二人、一貫ツゝ也、筆者も一貫取候也、此もの共も神主より申付候也
一大工衆、た大工五十貫取候
一ふきし卅貫取候分、神主方より申付来り候也
一御こし十六てう、このうち一丁いかにも大に綱布卅二段
一御しんたいに別而御綱二段
　御ふくのきぬ廿ひき
一御ふくのぬの廿段
一神主こもり所、ほんくハんよりつくられ候

一ゑほしかりきぬ・さしぬき・小袖・こし帯其外しやうそくのふん、本願とゝのへ候
はうゐの事も本願調候也
一神主・勾当太夫籠のうちに布一段ツゝ身ぬくいに出候、きぬ一ひきツゝ出候也
一御しんたいの御こしハ神主取候、よなるこしハかき候者共取候
一御綱之事、神主かたへ取候也
一かり殿之事、大工衆取候也、神主かたへこい候て二貫の礼を出し候也、前々より此分にハ御こし十六丁、此内一丁いかにも大きにさし候也
一綱布卅二段、御神たいに列而御綱二段
一御ふくのきぬ廿ひき布廿段
一こもり所に入候物之事
たゝみ六てう
むしろ十まい
おけ・ひしやく・たらひ・五升なへ一つ・三升なへ一つ・あした一束、是ハあしたやより出し候也
一遷宮の日役所の事、あかり候也

一御供本願より備い申候
一米一ツ一斗五升　　餅米一斗五升
おけ・ひしやく・あしかいなは
一みつきかハり候也
一みすもかハり候也

元亀三年みつのへさる五月廿四日
大宮殿御宮作仮殿御遷宮の御帳
尾州津嶋牛頭天王
御仮殿移の遷宮祀地次第
奉行　藤原拾郎左衛門太夫
一番御榊　助衛門
又六
光太夫
二番御しんほこ

三番御しゝかしら　　乙若太夫
　　又二郎
　　助一郎

一番王子次第

にし　　氷室　　さゝき
一王子　三郎太郎太夫　馬太夫

ひかし　神主親類
二王子　孫一太夫　番頭太夫

にし
三王子　源八太夫　光太夫

東
四王子　三郎太夫　乙若太夫

西
五王子　太郎太夫　又四郎太夫

東

六王子　彦太夫　板屋太夫

にし

七王子　九郎太夫　藤三郎太夫

ひかし

八王子　氷室　三郎太郎太夫　馬太夫

西

九　神主親類　孫一太夫　番頭太夫

ひかし

十王子　源八太夫　光太夫

にし

十一王子　三郎太夫　乙若太夫

ひかし

十二王子　太郎太夫　又四郎太夫

にし

十三王子　彦太夫　いたや太夫

十四王子　九郎太夫　藤太郎太夫

御こし御出次第

一番御へい　又四郎太夫

二番ほけ経二部　あくり御子　ひめ松御子

三番御たらし御矢　いかたは役者五人

四番御けん　形部太夫

役人四人神主より出候

五番十五

王子　馬太夫　番頭太夫

六番　御しやうたい　いたや太夫

七番　てんかい　左之一

八番　きちやう　　ひむろ　三郎太郎太夫　孫一太夫

御こし　　神主　勝長　勾当太夫

御こしのわき　　三郎太夫　彦太夫

御綱　　馬太夫　番頭太夫

一こむしこむてい般若心経　　御子

一こむかう経

たいまつ役人　善左衛門　一郎次郎

御てうらいのはかり米之事

はかり米出し銭卅九文の

米弐斗七升五合つゝ也

餅米五升六合つゝ也、もとハはした有候へ共今ハなし、但よの所ハもち米うるしね六合五合も取候やらん不知候

今の御宮ますにて出候也

毎年正月御供の事　五人ほと也

文禄二年　一　二（但句当太夫分此方へあたり候也）　三　四　五

神主　勾当太夫　馬太夫　三郎太夫　乙若太夫

一はかりこめの事　御宮ますにて

但壱人前より出候せに迄ニ

二斗七升つゝ也、餅米今の御宮ます五升ツゝ也

一公用卅五文つゝ出候也、清銭也

一かちくり一合一　柑子百　一かき一れん、かミ一てう

一せんかす以上六十三せん也、餅のかす以上千六十也、紙も六十三まい也

一へき百まい・山おしき十二まい・おけ二ツ・ひしやく一ほん

一うけ酒の事　勾当太夫・三郎太夫・又四郎太夫・彦太夫・光太夫・太郎太夫・乙若太夫、餅

十ツゝ・酒半ツゝ也

一正月蘇民将来まつりの酒之事
つねのますにこめこうち江一斗二升也
一春あかたの事
うしのせんとて一せん、外に九郎太夫かたへゆき候也、へ□　□とて三郎左衛門かたへもゆき候也
一餅米、くろこめ三斗五升、京舛也、餅かす六百卅五まい、五百ほと入候
一こわいハくろこめ五斗□升也
一ひハたまめ四升、あつき四しやう
一酒ハつねのますにてこめかうち江二斗五升也、せんかす春も秋も同
一御くうニまいるほかいのこわいの事
一上の宮のほかいに常のます一斗二升・餅百廿まい　下の宮のほかいに一斗・餅百まい　一ひつのこわい三升五合・餅卅五まい・さかづき九つ・へき五わ　一白しへ百、鮒ばかりさし候也
一山おしき卅五まい・へき五百まい
一ひの木はし百膳
一すひさけ四つ・ひつ一つ・はかり酒一斗・かめさけ五升・おけさけ七升五合・鯉四つ

一たうわたしの事　一まへ餅廿まい、是は四人のまへゝ出候也、もち八十まい・とくり四つ、壱升つゝ酒也

居森にてのミ候ハねは、うけさけ五合

ゐもりお宮以上一升半つゝ也、上下出仕申候へは酒五合ツゝ也

一うちぎやうの事　一いもハん、さいハこなます・大根なます・いハしあをゆて也

一おかひのこはひせむのも常のますにて入候也、一膳に一升宛宮ます十二人江也、餅十枚つゝ也、台に三升、餅廿まい也、しべ五ツ春あかたには御子かたへもせん行候也

庭はき朔日〳〵のめし米不出候間、餅十まひ出し候也、こわいも遣候也

一秋あかたの事　上の宮へほかひニ常のます一斗二升・餅百廿、下の宮へ一斗・餅百也、こハひの米常のます也、黒米二斗・まめ五升、赤まめ也、あつき三升也

こい・ふな、あミしゆよりきしん也

酒米常のますにて米かうちに二斗也、ほかひのこわいハ春も秋も同事也、鯉三つ

春の事也、頭わたしの餅八十まい也、餅米はく一斗三升

ひつのこわい三升五合・餅卅五まい・かハらけ九・へき五わ也

一膳数　社家方七人・じんくハん五人・役人三人、馬太夫かたへ外ニ一膳・三郎左衛門一膳、

以上十七膳

かミの宮・しもの宮、おけ酒・ほかひのこわひのごとく也

鮒十まい来候、きしん、ふな候ハねは鯉四ツ来ル

一あミ衆かハらけやへ、こわひ一升ツゝ・餅十まひツゝ・酒一升半ほとツゝやり候

一弥五郎殿膳　一せん馬太夫かたへ行候

一かはらけ三度入三ツ、小かハらけ二ツ

内きやうの事　春も秋も同事也

餅おし之者へ餅二つ宛くハせ酒少し出し候也、ふたいへ出候三きれつゝ

一かんハたれみそにてに候也、かぶらに小鮒を上に置候也、一ツ也、かハらけ三と入、これのハ五度入也

一はかり酒一升つゝ也、出仕あれは酒五合ツゝ、宮ます也

一庭はきハこわひ斗取候也

一三月日の事　六人ほと也

五番　一番　三番　二番　けいちやう十八年に此方あたり候也　六番　四番

神主・勾当太夫・馬太夫・九郎太夫・又四郎太夫・こうあミ太夫文禄弐年、当あらたまり、こうあミ太夫よりはしまり候

一御供の米　御宮ます也
米一斗三升ツヽ也、餅米三升ツヽ也、出銭清せん卅ツヽ也、餅米一斗五升也
一おてんくの酒、社家方より出候也、勾当太夫請取つくり候也、餅のこに三升はたき候也
一御供の酒之事
米こうちニ二斗也、常のます也
一御宮ニより餅、八百五十ほと入候、こうあミより米出候へハ入候也
一ひものやのふるまひニめし二度、よき酒さい三ツ帰候時、蛤のすいりにて、にこり酒を出し候也、礼に二百出候、ふるまひの入公用合三百、社家中より出候也、是にハ宿はかりし候也
一二月十六日、大般若入公用、役人嶋中つなき候、是にてふるまひをし候也
一社家十二人より米二升ツヽ、公用百五十、馬太夫是より公用二百出し候也、坊中より五文ツヽ出候也
一飯米二斗五升　一味噌三升、春外さいの物、役人調候也
三月頭・五月頭にあたり候人、神楽役につき出し候
一五月作本の事　五人ほと也
慶長三年　一番　神主・二番　番頭太夫・三番　光太夫・四番　門太夫・五番　太郎大夫

今の宮ますにて　二斗八升也出し銭に
一はかり米の事　一まへより御宮ます也、米二斗八升つゝ也、出しせん清銭卅つゝ也、宮ます
は十二合に也
一粽ニ一斗二升　八合舛一斗六升也
八合舛弐斗也
御供如常　一斗五升ほとにてハあまり候也、
常のます也
（張り紙）
「五月とう、元わ五年ニ当候也、慶長十四年に此方へあたり候、慶長十五年に伝吉、慶長十六
年与吉」
一酒米こうち　十合ます也、二斗五升ほと也
一五月四日ニ薬師へ鏡ときかたへ、つほきりのあへちやわんのはちに一ツ・にこり酒四五升・公
用百・紙一□出し候也
一ほこさしの酒米こうちニ一斗、常のます也
一こすひの酒米こうちニ七升也、常のます也
一六月十三日、御口あけはかり酒之事常のます、但にこりうめ酒一斗、但十三日ニハほし魚まで
一小鯛のほし魚三つ・こむき五合弐合・しろうり三ツ・大豆五合

一六月十五日みよしはなしのさかなの事
一十五日の夜ハ十三日之酒よりすこしよくして、二度に五升入候也
一小さば壱さし
一小鯛の干魚三ツ・白瓜三ツ
一かにこはたきて入候、小麦五合、かにこハいまいち（今市場）はより出し候ものあり
一御戸の御供之事（たかまちや さか口しゆ きもや入出し候）
一米五斗、御供五斗ハ□りせん也
米四斗・餅米一斗五升也
一九月、米の座より出し候御供の事、むかしより出候也、御くう常のますにて二斗六升ほと也
餅米はく九升ほと也
米まへます四斗・餅米一斗五升也
薪の公用うせん百出候也
いなはき二まい・おけひしやく・しやくし一ほん・くり一升・あしか御宮へハかす百つかハし候也
一十月神むかへの御供ハむかしよりいかたから出候也

一六月の御くうハ是よりまいらせ候也

六月みよしはきニ市神持候ものの方より、小紙卅てう・たけたか一てう出候也

十二月御宮のすゝはき社家十二人ニよる、是にてめしあり、神主かまのまへにて神楽有

一こむニ　柿二ツつゝ　こかくにすへ出し候よき酒出候也

二こむニ　にしさかな　同酒

三こむニ　たハら物　同酒

四こむニ　めし　大こんなますニハかき也いハし一ツつゝ・あへ物・しるハいもかん也

正月八日　大工

一こん　ひきわたし　にこり酒、きつたてニ出し候也さかつきハ中わん

二こむ　そうふかん上ニなつな置候也酒はまへのことく盃も同

三献　つき入餅　酒なし

四献　大こんおなます　こハかつを、こかハらけ足付、酒ハにこり

五献　鏡弁小紙二てう・扇一本こんろ一そくツゝわろう紙一帖

六献ニ　ひしきり餅　よき酒、盃ハかはらけちやうしに出し候也

七献ニ　にしさかな　よきさけ出し候也

一六月十六日ニ
薬師へより餅八十、濁酒四五升行候也
一あかたの事、春も秋も、にかひのせん十二せむ也、ふ射のときハ十せん也
一三月はらひの事
上の宮・下の宮へひかし・こわい・餅をかろうと共て是へ取、社家十二人にこわいおやわん一いい・もち三まいツヽ、さいしんとて中わんに又一はいツヽ十二出し候也
役人ニおやわんニ一はい・餅二まい也、十二人のともニしるわんニ一はいツヽ出候
御すひの酒之事　御前へ五升・もろミ五合　八王子へ三升・もろミ三合
一三月おてんくの米之事
神楽役に付出候也、おてんく勾当太夫やく也、つくり
餅米御宮ます一升三合ツヽ、只米一升九合ツヽ、嶋中より出し候礼銭の事
正月元日に十坊は二日┌　└せん百ツヽ・小紙二てう・扇一本
せいせん三百　三郎太夫　中折十てう・扇一ほんひてりの也、八朔にも三百、是は引手物なし、六月二百ツヽ、しハす節酒と大鮒五まい・豆腐五てう・三升樽来り候、めしニよひ候也

三百　光太夫　中折十てう・あふき一ほん
三百　左一　中折十てう・あふき一ほん
二百　又四太夫　こかミ五てう・あふき一ほん
二百　太郎太夫　こかミ五てう・扇一本
百　門太夫　こかミ三てう・一ほん
百　九郎太夫　こかミ三てう・一ほん
二百　彦太夫　こかミ五てう・一ほん
二百　右一　こかミ五てう・一ほん
百　乙若太夫　このミ五てう・一ほん
百　塔やしき　扇一ほん
米六斗　日勧進　扇一ほん
二百　□御子　こかミ五てう・一ほん
二百　源八御子　こかミ五帖・一本

一祢宜かハりにハたひ〳〵礼銭二百ツゝ也、是へ出仕せぬさきハくかいへ出し候ハす、社僧もかハり候たひ〳〵二百の礼銭あり

一八朔は左一方よりあつき餅かす百・そうめん一ほん、毎年来り候也
一五月五日ニつほきり二ツ・わかめ二わ・にこり酒一升半、□方より出候也
右一方よりも出候、若め二わ・にこり酒
左一方よりも出し候、若め二わ・にこり酒
与三式衛門御子　つほきりわかめ二わ・酒一升半
与三式衛門御子も出候也
勾当のわたりのちんニあたり候方より、つほきり二ツ・酒一升来候、勾当太夫かたへもわかめ一わ・酒一升来候
勾当のわたり之事ハ神楽のときのさしきのことくニ番まいり候也
八朔は源八より、いたしやうり一足みつひき来り候也
一護慶堂にすハり候坊主方より、毎年正月二百ツゝ礼せんあり、引手物ハなし、藤の盛の時分、藤見とて家中のものをこと〳〵くよひ候也
下而ふるまいあり、てんしん迎に候也
一わきしのかしらを申付候もの方より、正月、百ツゝ礼銭あり、わきしの事は大工一人也、た大工と云事せん〳〵よりなし

一二月一日より十八日の間、社僧中にめし米是より出し候也、米を出し番ニ追而社家中めしをし候也

一七月一日、坊主衆ニめしあり、四日ニめし、三日ニ餅五十ほと・たいこんすもミにして出候也、六日、うり一ほん・にこり酒・ひし油百め、是より出し候、是は番にあたりたる人取かへ候也

一霜月一日より五日迄、社僧衆ニめしあり

一神主はき物ハ天気よく候へはいたさうり

一じんくわんハおふと

一十二人ハけんけ

一雨降候へは神主ハあしだ、しんくわん又十二人・しやそうもげた也

天正十九年

一勾当のわたり

うのとし天正十九年ニ三郎太夫勾当のわたり馬ニのる

三郎太夫　太郎太夫　又四郎太夫　彦太夫　光太夫　乙若太夫

五月五日之まつりのさきはらいかへり衆、ねきよりかへりの座付の次第ニ出候也、天正三年ニ

又四郎太夫出し候也

天正拾九年五月五日御祭役者之次第

奉行勾阿弥太夫

神楽衆社家七人よりかくねんニ出候

一番　さきはらい　三郎太夫
二番　左右御榊　太郎太夫
三番　御た□し　かいと部上本くわん
四番　右左御太刀　本官分
五番　左右御しんほこ　光太夫乙若太夫
六番　御へい　彦太夫
七番　社僧中かだ
八番　左右てんかい　左の一右の一

九番　　しやく　　勾当太夫

十番　　左右御綱　　馬太夫番頭太夫

左　　右　　右　　わかとう也

御こしそひ　又四郎太夫・九郎太夫・門太夫・神主より祢宜壱人出候、御こしかき役人三人、

馬太夫方より一人出候、以上四人也

御こしの跡ニつき神主出仕あり

みこし渡り、其後勾当之渡り有、其次ニみこのわたり有、其次ニやふさめ馬一匹ニ具足き・弓

ほこ持、馬のさきへ壱人ツ、馬のさきへ行なり

馬以上十匹なり、五つはあけ馬、五つハやふさめ馬なり、馬一匹ニ小者二人、一人ハやふさめ

弓もち付也、具足きの外十人ちんとりなり、同二人ちんとりしらくらかけ持なり

天正拾九年かのとのうのとし九月七日

居敷殿御遷宮礼地之次第

奉行勾阿弥太夫

一番　御さか木　助右衛門
二番　御しんほこ　五郎右衛門　番頭太夫
三番　御たらし　九郎太夫
御てうつ　光太夫
四番　御劔　彦太夫
五番　御正躰　乙若太夫
六番　御へい　三郎太夫
七番　金紙こんていの法花二部　左の一御子
八番　こんしこんていのはんにや心経　右の一御子　めくり御子
九番　こんしこんていのやくしきやう　ひめまつ御子
拾番　こんしこんていの牛頭天王きやう　をと御子
十一番　般若心経　門太夫
十二番　御几張　馬太夫
十三番　御こし　太郎太夫　勾当太夫

御こしのかいしやく　　又四郎太夫
たいまつ　　小太郎
神主も出社して御へいをたもつ
日本の主関白殿御袋大政所殿御建立被成候御遷宮之次第

弥五郎殿御遷宮御帰座礼地之次第

天正拾七年九月十五日

一番　御たいまつ　かよてう小太郎夜籠也
二番　御さか木　助右衛門又右衛門
三番　御神ほこ　光太夫乙若太夫
四番　御たらし御てうつ　三郎太夫
五番　御けん　九郎太夫
六番　御正躰　門太夫

七番　御へい　彦太夫
八番　ひしやもん経　法花経　はんにや経　をと御子　あくり御子　ひめまつ御子
九番　御きちやう　太郎太夫　又次郎太夫
十番　御こし　馬太夫也
十一番　御てんかい　左の一　右の一
一祢き御子の籠ハ夜こもり也
一馬太夫ハ前七日夜籠、後七日きんそく也
安井将監建立せられ候遷宮之次第

正月四日之蘇民将来祭ニ

一わら一そく
一ひさつきのわら二は
一筆かたし

一墨一丁
一ほう六壱つ
一おけ一つ・ひしやく一本
一八王子のふたいへかはらけ六つ、同本社のふたひへかはらけ三つ、神主より出候
一蘇民祭の口きりニ祢宜七人、神主へ来り、いもかん有、酒にこりさけ也

三月三日の祭
一折廿一・徳利十二・わけたい有
右の内八王子の舞台へ折四つまいり候、徳利も四つ行候、折四つ出仕の時本社へ二つ、八王子へ二つ

五月五日之祭礼ニ
一粽牧七つ・ゆひ四十五かけ朝出仕ニ、十ゆひ五十五かけ昼出仕ニ
一前しらくの粽みごゆひ五わ数五十合粽数千八百卅五十二かけ入候

一粽米、八合枡ニ壱斗七升也
一こくうニ八合枡ニ弐斗
一まきハめしニこわくしたため候かよく候
一ふ射のとき神主膳の外、にかひの膳とて十膳来り候、ふ射にハ神主膳ハ餅十・しへ十五、五ツハとうふ、五ツハおつし、五ツハぬかこさし、蛤十・こゝき牛房五ツ・大根五ほん、ざうにハ五と入のかハらけ也、惣のざうにハ三と入のかハらけ也、膳ハ餅五ツ・しへ三ツつゝ也
一春あかた・秋あかた、神主膳ハ餅廿枚・こわ飯三升・しへ五ツ、にかひの膳とて十二膳来り候、餅百廿枚・こは飯一斗二升・しへ卅六也、鯉一ツ、なますのとうぐ取そろへ来、酢ひさげハかけなかし也、酒六升也
ぶしやにハすミ候酒三合ツゝ、三升
あかたに、にしさかなひらきまめ也、よりつ也
一そうわたしのとき、廿まいツゝ八十まい、三郎左衛門尉よみたてをし候
次のとうにあたり候ものしやくに立候
神主あたり候ときハ三郎左衛門尉しやくを取候
一馬太夫かたへハこせん取候也

一社僧十人ハふしやの時、はかり膳を取候也、じやうじそへて十一せん也
一五月のとうにあたり候ものより流鏑馬(やふさめ)のり候もの方へ、酒二升五合・粽五わ来り候
一五月祭やうど、宮桝にて、但二人まへ也、弐斗六升也
一五月、役人御興館(みこしやどり)のさうち仕候へハ、十二人方より公用拾疋取候
一春あかた・秋あかたニゐもりへ之出仕ニ神主膳ハ餅十枚・御くう一升、惣へハ餅三まひ・御くう
一ゐもり上の宮へ餅百廿まい・こハい一斗二升・酒一斗二升
一かしハのミや下の宮へ餅百まい・酒一斗・こわ飯一斗也
かしハの宮そなへ候事、勾当太夫と三郎太夫まいらせ候、のうらいハ上も下もこれへ取候て、三日はらいのとき出候、これにて三日はらいのとき、わんニ一はいツゝ、さいしんに中わん一ツつゝ、とものものはしるわん一ツつゝ也
一御くうのとき、火をとほし候あふらハ、三郎太夫方より出候也、何ときの春あかた・秋あかたニこうとうにても
一神主よりみてくら十五ほんツゝ、二わよしにてはき候て、ひさつきのわら一わ、にんくの米一ツゝミツゝ、上の宮・下の宮へも同前にまいり候也、よなるものゝとうにハ神主、小者之公用

百文ツゝ出候也、とうにんより

一春あかた・秋あかたにハ、神主へにかいのせん十二せん・鯉一ツ・酒六升・なますのとうく、とゝのへ来り候、社僧ハ春あかた・秋あかたにせんハ取被申候御、子もとらす候也

一ふ射にハ社僧も御子も取候也

一御くうはかりみこくの事、神主ハ五人まへ、神官五人へ六せん、此うち二せん馬太夫かたへ行候

神楽しゆ七人へ六膳、彦太夫ハ取

役人三人庭はきハ膳を取候也

御内へ十七膳、八王子へ四膳まいり候

一より餅七百五十

一丸餅五十

一〔　〕の事　石とう九月、神むかへにハ神楽衆十二人より出候也

一おちやうはい、三月当・五月当にハはかり米する方より米打出し候也、慶長三年十二月、米打不出候也

一六月ハ役人三人出候て、御くうの米を打候也

一御戸六月・九月神むかへにハ、みつきおけ神主へあたり候也
一御戸六月・九月神むかへニハし柳四十八まい・きりの紙一てう、神主より出候也
三月頭ニあたり候ものの方より、くちあけのとき、神主人酒一升・かハらけ二ツ・紙二まいツゝミ・わかめ二わ・こかく二はハ、まいり候
一おてんくのとし餅三百五十まい、餅をし候ものハ祢宜七人・やくにん三人・にわはき、餅出来候て、くちあけの酒あり、餅さかなにて餅の大きさ一文餅ほとにして二ツつつ、祢宜しゆにハやくにんきうし、祢宜しゆつれ候ものにハ庭はききうし候也
一役人正月の礼に来り候へハかんにて酒をのませ候也
三月のせつくにも、ひしきり餅二ツゝ酒あり、五月もまき二ツゝ酒あり
一正月六日之夜、御宮へ餅七まい・さんくの米壱升三合出候也
田あそひの餅、以上十三まい入候也
慶長八年正月
蛇毒帰座アリ、宮ウツシ神主主水長盛にて候也

御ちやうはいの事

一御くう之米、ちうつき三斗、京桝ニ
一もち米、白壱斗五升、同京桝ニ
一にこり酒弐樽かい候て、それを弐斗五升ニうめ候てつかい候也、酒ハ一斗を三斗うめつかふ也
一なかをりのかミ壱丁
一よりもち、大晦ニ四百九十
一もちい、数七百九十、元日に入候

おはかため之事

一かうし百　一かちくり弐合　一柿一連
一たわらミの弐わ　一ところ五合
一かわ栗百　一だいこん弐本
一かわらけ二つる　一もち二色
一あつき弐合　一へき百まい
一やまおしき十二枚　一おけふたツ
一ひしやく一本

但元わ二三の年まて　　元わ三年に遣し候也
つゝけてあたり候也　　壱斗弐升
此つき次郎八方へ

四日蘇民将来まつり之事

一にこり酒壱樽かい候て、それを弐斗五升ニうめ候て遣候也
一大豆壱升いりて、しとさ四合・御くうニ四合
一まつふし壱ツ　　一ほうろく壱つ
一ひしやく一本　　一へき十は
一すミ壱丁　　一ふてかたし
一わら壱束
一なわ二わ　柳拾二　かミ二丁
この三色ハ馬太夫方より出候

ふ射之入候物

一餅二百　一酒すミ候　一樽

廿ノやう□ん也

正月十六日ふ射之事

一二重のだい二ツ　一もちの折二ツ

一はまくりの折二ツ　一しべの折十

一そくびのだい壱ツ　一五どいりのだい一ツ

一三どいりのだい五ツ　同三どいりのだい三ツ

同三といりのだい五ツ　一おしき三十五まい

一いりこひとけた　一ひたこ大なるを三へん

はしノすハる

一くしあわひ大なる三十　一そりかハらけ卅五

一そくひ壱ツ
一五と入三ツ
一はし三十五せん
一三と入五ツる
　かんのとうく
一とうふ二きれ
一やまのいも
一なツな二すち
一たゝきごほう五きれツゝ
神主せんハ拾きれ、同もちも十を也
そうへハ五ツゝ也、五と入かんをもる也
みこのとも餅五ツ取候也
小かハらけ百十
三と入五ツる
みゝかハらけ四十
一七と入壱ツ
一しへ三百五十
一まといたハとう人より出候
一二かハらけ百十
一いりこ・くしあわひ・たこ・かつを一きれツゝ
一くり一ツつゝ
一なそ大根百卅本

一うけ酒三合ツゝ也、御宮にて酒ありての上之事也、十二人

五月五日祭之事

一御すいのおけ二ツ　一ひしやく一本
一いなはき二まい　一いかき壱ツ
一うちへき弐百枚　一御くう中白弐斗、十合枡ニ
一さけ弐斗を四斗四升にうすめ申候也
一むめ五十　一竹子弐本
一まこものね　一かわらけ弐つる
京舛
一まきの米壱斗二升也　一
御へいに出候也
一あつかミ十まい　一三十まいきりの紙壱てう候也

五月四日御口あけの事

一ねき衆七人来候時、とうふニわかめを入かん也
一さかなニつほきり・水あへ、さけハにこり酒也

春あかたの事

一口あけとてまへ日に祢宜衆ニいもとうふかんあり、酒にこりうめにて出し候、同やく人も参候、祢宜衆ニやく人きうしいたし候、ともの者ニハさけまて也、庭はき供のものニきうし
一御へいはきにも、とうふ・いもかんあり、同まつり酒のにこりさけ也、春あかたのまつりの日也
一三日はらいとて、まつりのつく日に祢宜衆、当人かたへ来り、とうふ・いもかん・にこり酒うめて出し候、供の者はかんなし、さけハのませ候、やく人も来候、かんのさい、ぬた・なます
一いわし・大根なます、あをいて也
一こうをくりとて、まつりのつく日、祢宜衆・みこ、当人方へ来、こわひおやわんニ一はいつゝ、さいしんかさニ一はいつゝ、供の者ニハしるニ一はいつゝ、さいしんなし、同まつりのにこり

酒也

一こはいひの上ニうしのした三まいつゝ、供ニハもちなし、役人ハ三まいツゝ取候也
一もちの米、京桝三斗、くら米ニてあり
一うしのしたの数六百七十まいほとニてあり候、此内いもりへ百廿まい・こわい壱斗二升、かしわの宮へうしのした百まい・こわい壱斗、田あそひのひつへ入候、もちい卅五まい・さかつき九ツ・へき五わ
一かめさけ五升五合
一山おしき卅五まい・へき五百まい
一すひしやけ四ツ　おけさけ七升五合
一ひつ壱ツ　まけおけ二ツ
一鯉四ツあミ引かたより来候、礼ニせん一せん・まつり酒三升樽遣し候
一ひものや方へもせん一せん遣し候
一春あかたのせん、神主ともに廿六せん、神主せんハ台ニこわい三升もち廿まい、祢き衆のハこわい壱升・もち十まいつゝ也、山おしきニ、但山おしきハ当人方へかへり候、春あかたニハ御子方も取候、秋あかたニハとらす候

一当わたし、もちい八十まい入候、へいし四ツ・紙一かさねつゝニてゆい候
一うるしねつき候て、京桝三斗五升
一あか大豆六升　一あつき三升
こわいひニ□にてあり候
一うしのしたの白こ五升
一三と入のかわらけ六ツ　一あふらかわけ二つる
一ひのきはし百せん
一たなおろしの米壱升三合
一しべ百　一いね三は
一かけふな八ツ　一ぬりこさしのはゑ一升ほと入候
一かん大根たれミそにてにしめかわらけニ三きれつゝもり、上にふなをき候
一神主かんハ大根五きれ・ふな二まい
一みとう(戸)のより餅七百五十
一こくうつき米三斗
一かミ一丁四十八枚きり

一まる餅四十五

六月之事

一こくうつき米三斗
一餅米京桝壱斗五升、つかさる米
一さけ米こうちに壱斗、それをうすくしほる、十三日之口あけのはかり酒壱斗六升、さかなは
一小鯛の干魚四ツ　一しろうり三ツ
一こむき二合　一大豆五合
一十四日ニはかりこくうあり、外により餅百五十いり、十四日の夜る十五日ニみよしはなし
一十五日の夜、より餅はしめにとはなし候て帰候て、さけ二度あり、二度ニより餅四百・さけ六升、さかなハ又小たいの子魚三ツ・しろうり四ツ・へき十は
一かはらけ二つる・小ひき五合・さは一さし
一しろこにつき米二升
一みよしはなしの夜、あふき一本・うわしき一まい折ニはくの米壱升三合・かわ桶一ツ・ひしや

く一本、勾当太夫みよしはなしに、さし物、神主より出候、一かたひら一ツ、上ゑはかまてのこいしたをひ・うはをひ上ゑ付のをひ一ツ

同十五日の夜、社僧へより餅二百十・さけ五升、かね付ニわたし候也、又十六日に、さんらしとて出候へは、より餅百五十・さけ五升出候也、さかなハさは一さし

五人もと也

おちやうはい、慶長拾六年・七年これへあたり候也、但ふた前有

六人もと也

三月とう慶長拾八年にこれへあたり候也

五人もと也

五月とう慶長拾九年にこれへあたり候也

文禄四年正月十六日のふしや之事

藤右衛門尉ニ乙若太夫やく申付、俄にふしやあたり候間、にかひのしん十膳用拾候てさせ候、為其、書付置候、同小者共百取候事も用拾候、但已来ハにかひのせん可取候、当年までの用拾

也

慶長拾八年のとし御ミよしはしより上候、御あかり候所ニ津島より祈念を願懸、藤三使として相たのミ舟にてきねん申事、其時公用三貫まはり候を其鳥目にてかねつきたうのうはふきをこんりう申候也、但ふきしかぢ之さくりう、たり候ハす候間、社家・社僧にて半三升ツゝ、八斗壱升つるべ候也、神主よりハ米壱斗出し候也、又新蔵より壱升、米三から弐升、此三升はきしん也、合九斗四升をかち方へ弐斗五升、ふきし方へもあまりを遣し候也、慶長拾八年十二月廿四日に書候也

元わ五年ニ天王拝殿の上ふきあり

神主・社家社僧、出合ふき候也、神主方より米弐石、馬太夫方より米壱石五斗、勾当太夫方より米壱石、実相坊方より米壱石、其外は五斗つゝ也、但三斗出し候人も有、三斗出し候社家ノ事、左ノ一・右ノ一・上のミや太夫・清左衛門御子・伝右衛門・彦太夫・泉蔵坊まて也

其後、上ふきの入ちんたり候ハて、右の高をもつて、又つるへ候也、但津島御代官藤田民部殿へ御さしつ也、以来つるへ候とも此分たるへく候也

一本社之拝殿の上ふき、津島御代官より神主・社家・社僧といたし、ふきしよく候はん由御申候に付而、神主より弐石、馬太夫より壱石五斗、勾当太夫壱石、実相坊壱石、其外は五斗つゝ也

但左一・勾阿弥太夫・泉龍坊ハ四斗つゝ、右之一・伝右衛門・彦太夫・兵蔵・清左衛門・又四郎太夫ハ三斗つゝ也

松平宰相様後ニハ中納言様と申候、三御奉行清水甲斐守殿・藤田民部殿・原田右衛門殿、津島の御代官則藤田民部殿也、島・つしまもおしなめ其時少つゝ出候也、島にても津島にも口をきかれ候人ハ五斗・壱石出分也、島にても橋五郎兵衛・堀田半三・同弥平次・里右・三右・真野五斗ノ出分　三斗ノ出分　壱斗ノ出分　弐斗ノ出分　壱斗五升ノ出分　弐斗ノ出分

八左・鈴木源七なとハ心持有也、但檀那有ゆへニ此分也

元和五年

天王弥五郎殿御遷宮御帰座礼地之次第

B 津島神社

一番　たいまつ　又三郎

二番　御さか木　八郎右衛門　助十郎

三番　御神ほこ　光太夫　乙若太夫

四番　御たらし　三郎大夫
五番　御ちやうつ　九郎大夫
六番　御けん　門太夫
七番　御へい　彦太夫
八番　ひしやもん経　おとみこ
こんしこんでいの法花経一部　あくりみこ
はんにや心経　ひめまつみこ
九番　御きちやう　太郎太夫
又四郎太夫
御こし　紀朝臣右馬太夫親子
御てんかい　左のいち
右のいち
寛永元年きのゝ子
六月廿七日

牛頭天王年中之祭座牌之次第

B 津島神社

津島天王ニ而

正月元日出仕座牌之次第

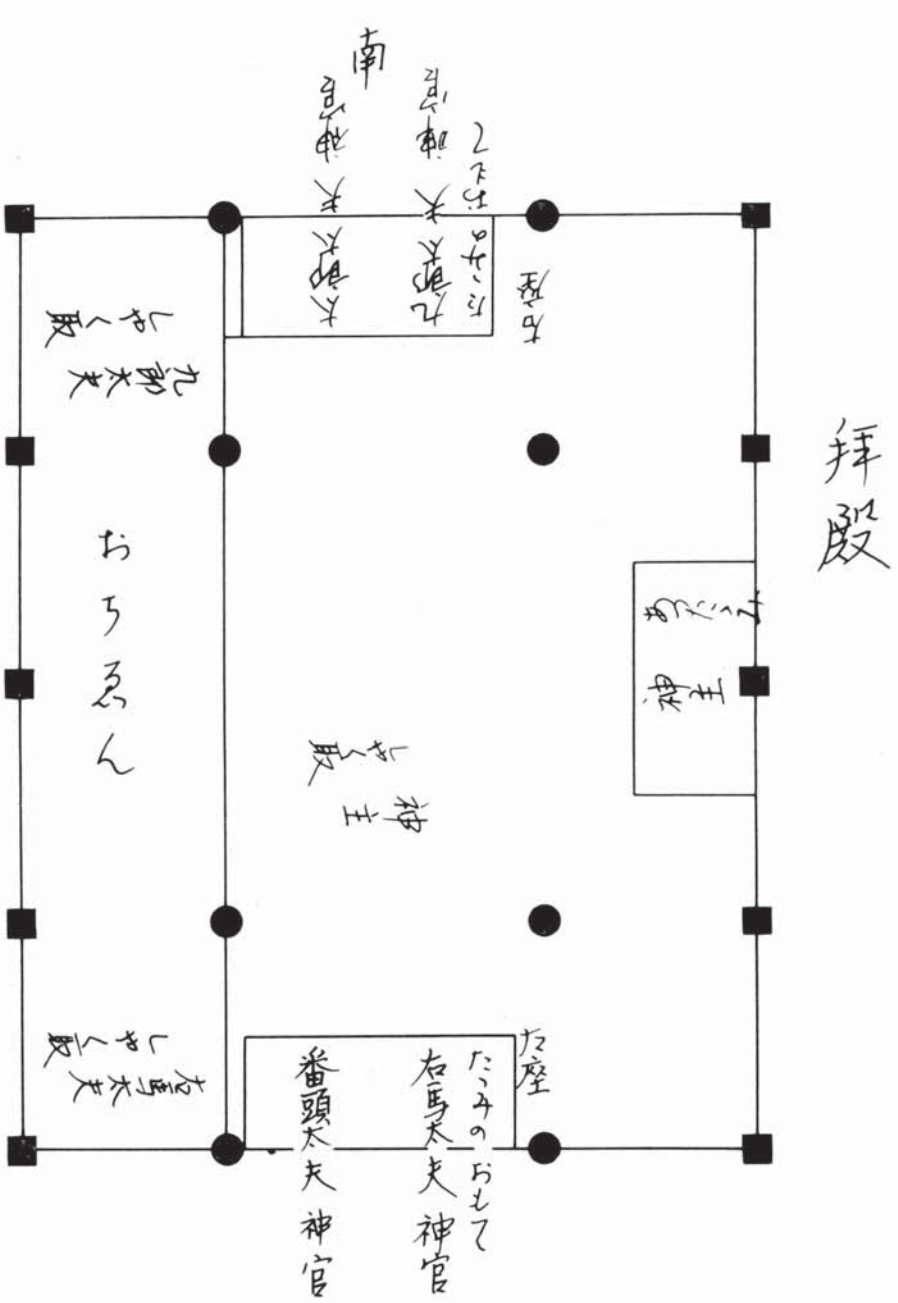

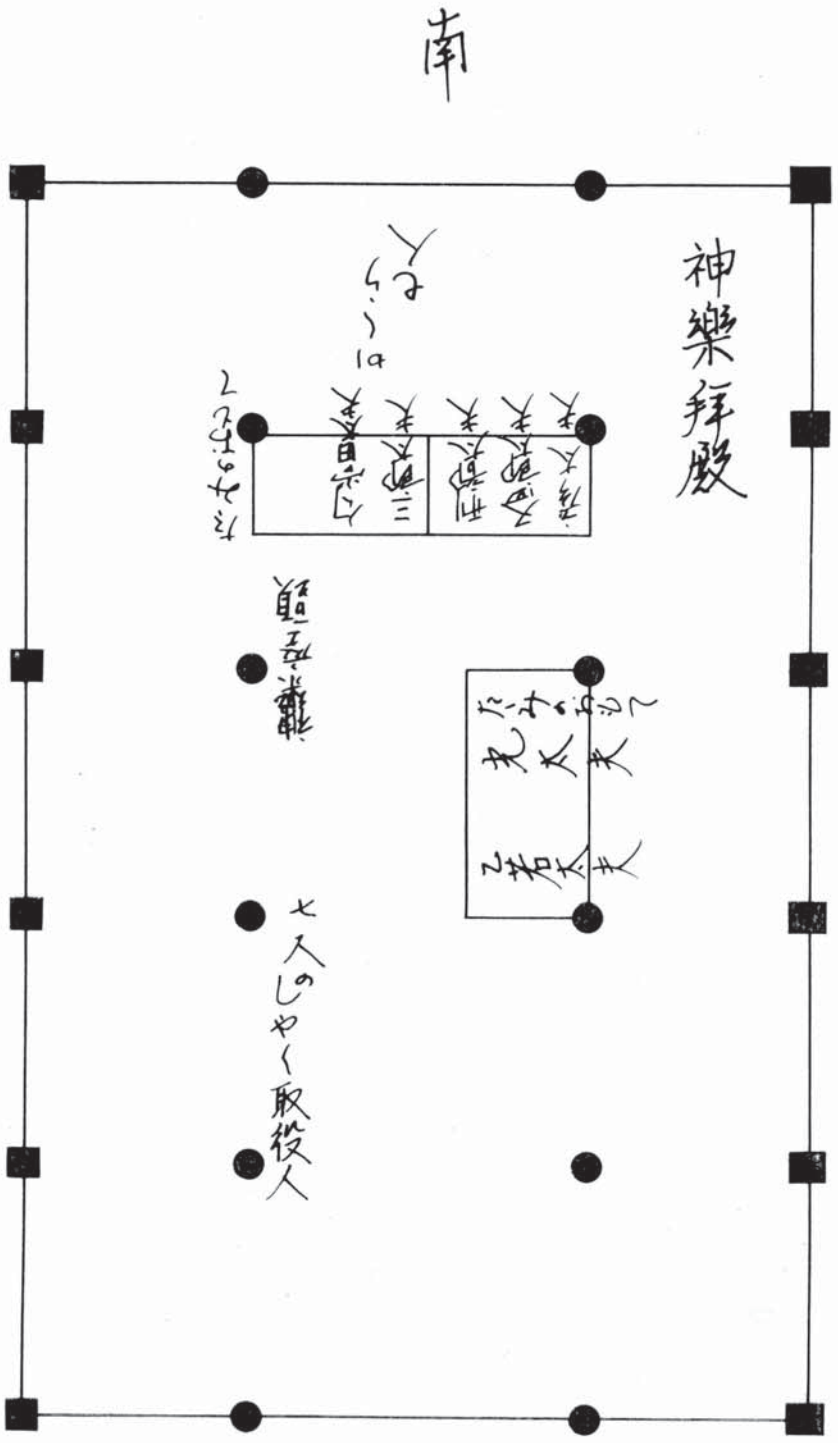
南
神樂拜殿
七人のしやく取役人

正月元日昼出仕座牌之次第

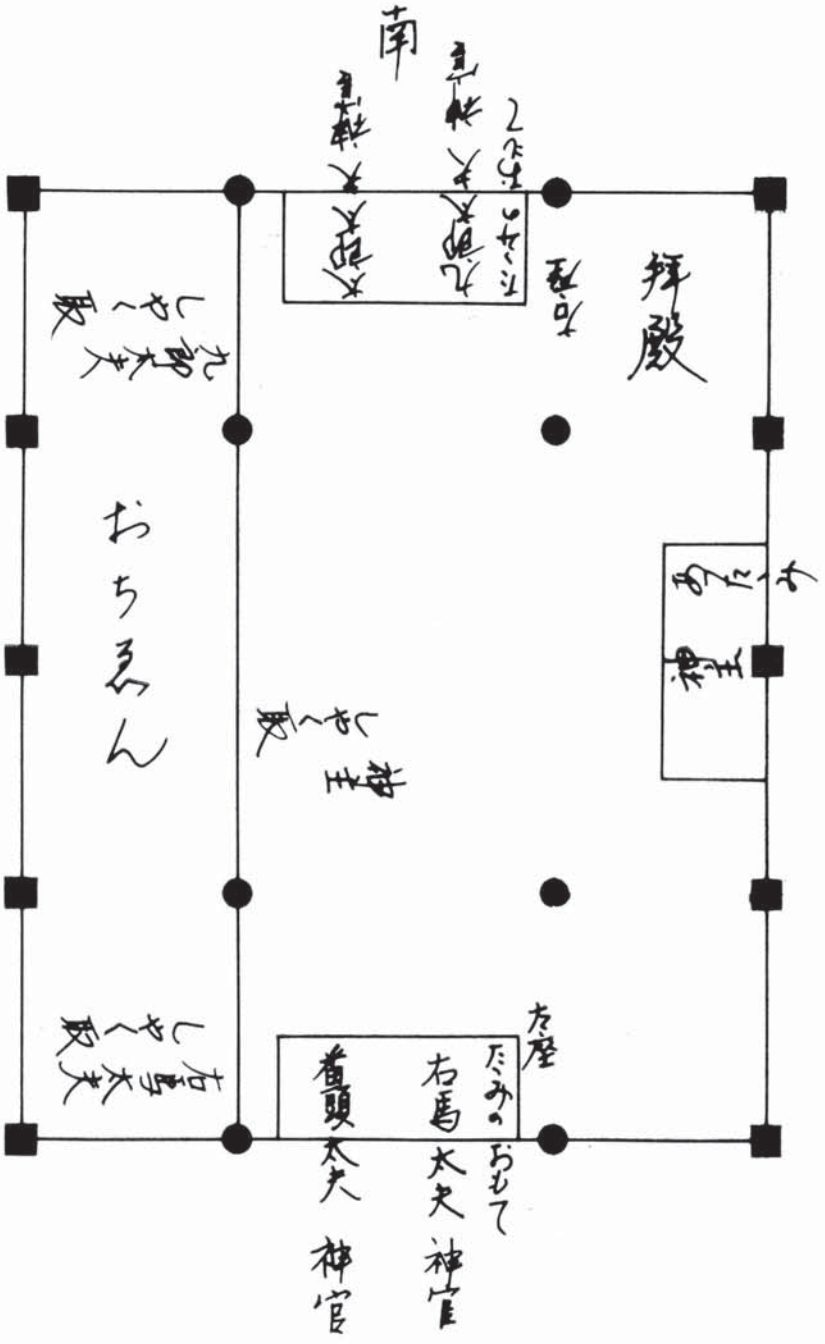

同正月元日昼出仕座牌之次第

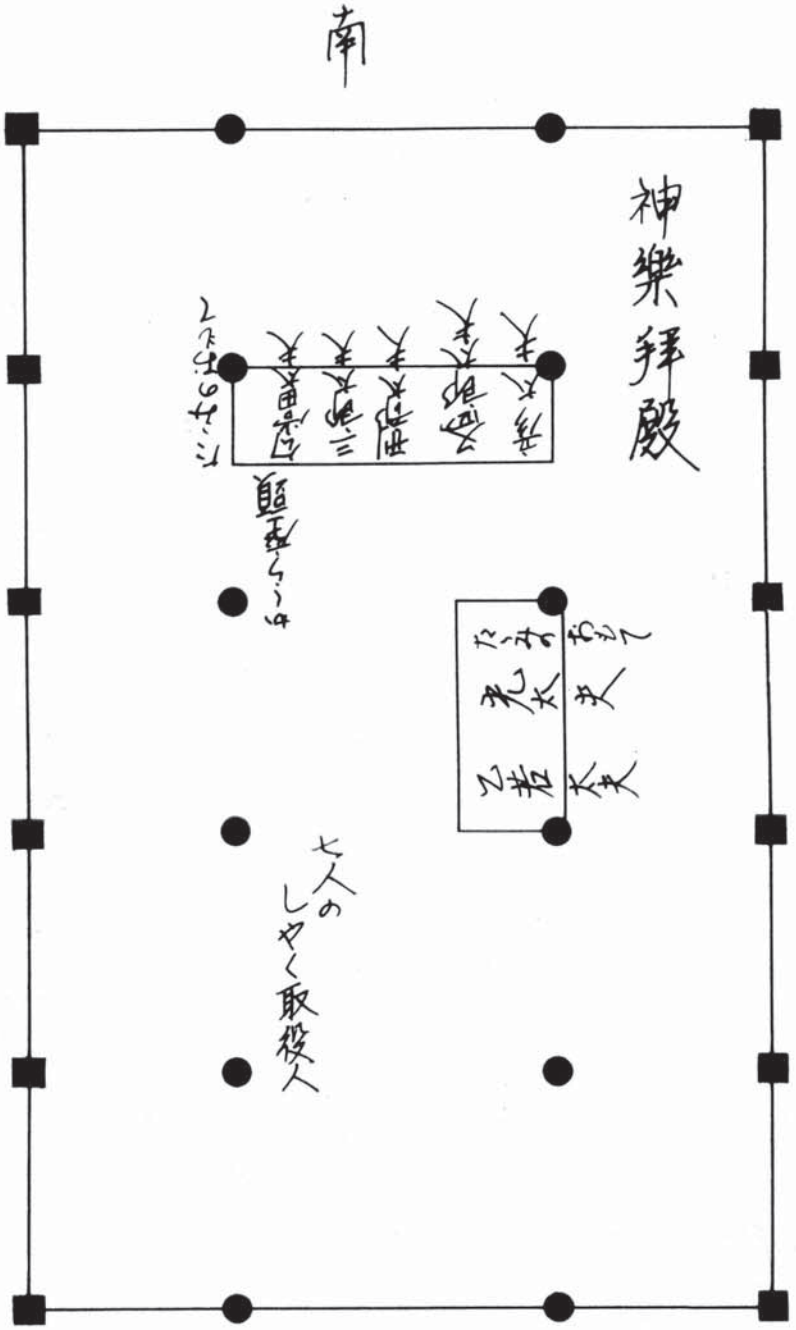

正月四日蘇民祭弥五郎宮之前

南

神主

礼拝石

左座　右座

右馬太夫神官　九郎太夫神官

番頭太夫神官　太郎太夫神官

観音坊	實相坊	星院
長善坊	宗俊坊	泉蔵房
成就坊	多寶坊	大善坊
俊良坊		

（へりとり）

座頭

乙若太夫　光寿太夫　又四郎太夫　刑部太夫　三郎太夫　勾当太夫

（座頭かくら七人）

同蘇民祭拝殿ニ而座牌之次第

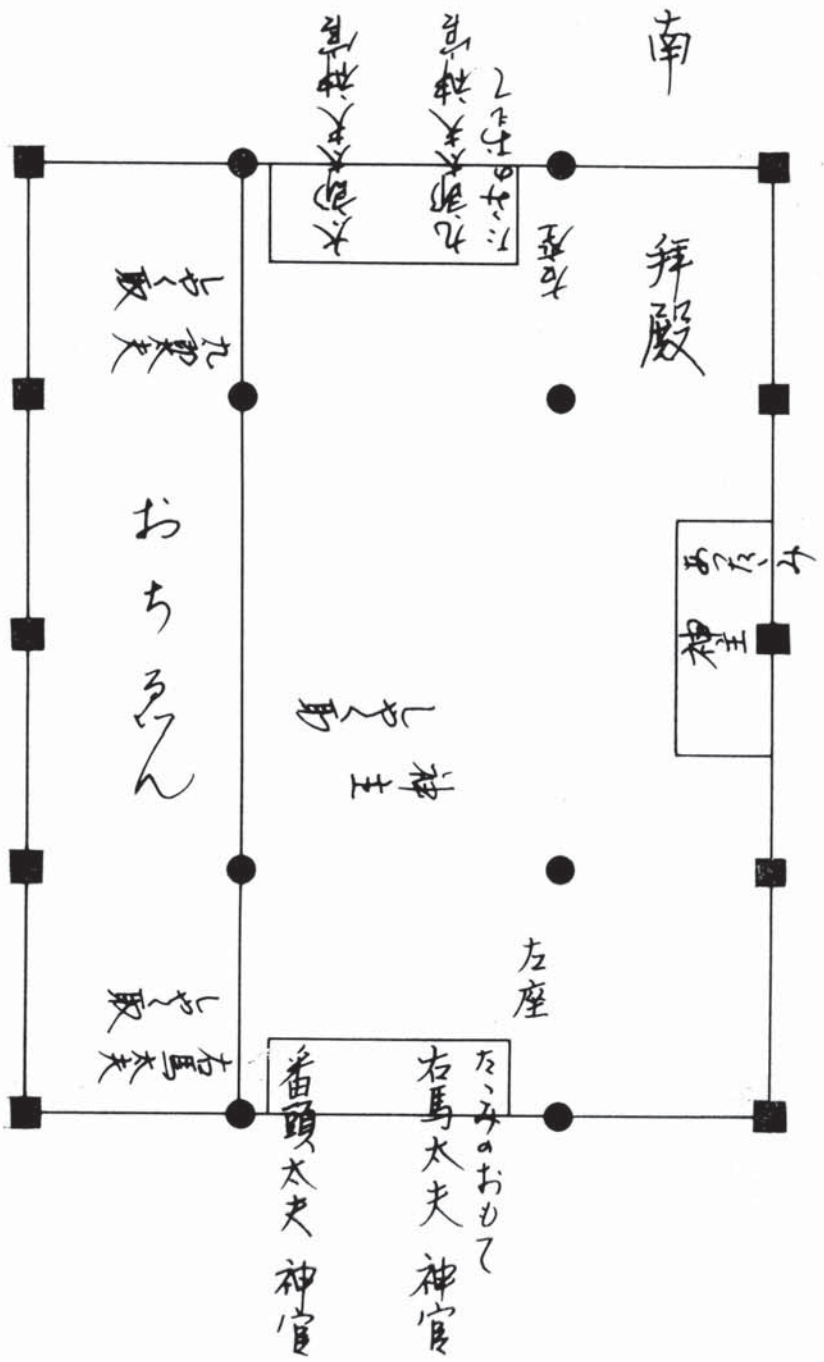

同蘇民祭拝殿ニ而座牌之次第



正月午ノ日県祭居森宮之前座牌之次第

南

九郎太夫しやく取

右馬太夫しやく取

神主しやく取

七人の
しやく取役人

乙若太夫

光太夫

彦太夫

たゝみのおもて
又四郎太夫

刑部太夫

たゝみのおもて
三郎太夫

勾当太夫

右座たゝみのおもて

左座たゝみのおもて

右馬太夫神官

番頭太夫神官

たゝみのおもて
九郎太夫神官

太郎太夫神官

右座たゝみのおもて

神主

同正月午ノ日県祭弥五郎宮之前之次第

神主

礼拝石

左座

右馬太夫神官

番頭太夫神官

右座

九郎太夫神官

太郎太夫神官

南

刑部太夫 かくら

三郎太夫 かくら 又四郎太夫 かくら

彦太夫 かくら

柏之宮前

勾当太夫 かくら 光太夫 かくら

乙若太夫 かくら

同正月県祭拝殿ニ而座牌之次第

当渡しの酌神主に当り申候時者、神主酌取とり申候、惣中に当り申時は自酌ニて御座候

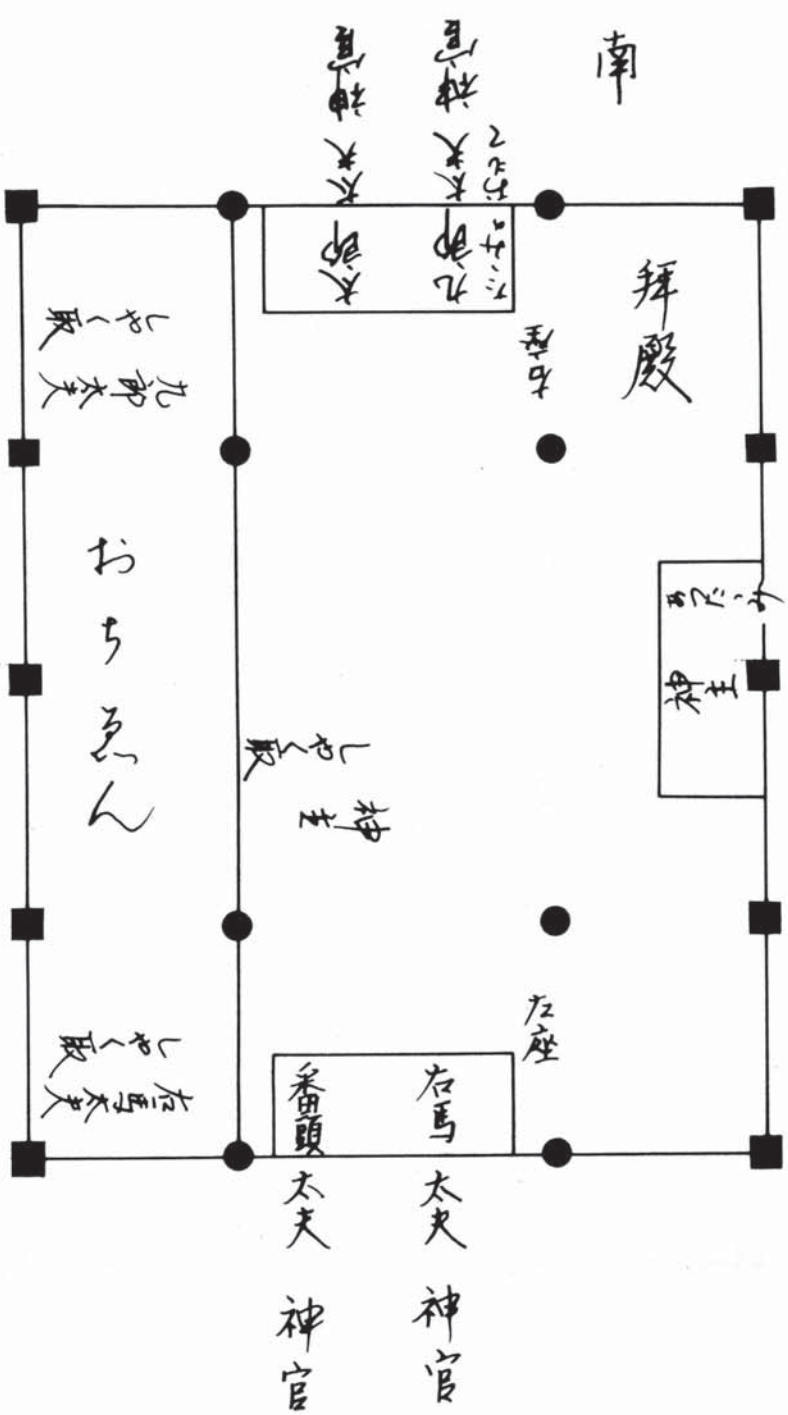

同県祭拝殿ニ而之座牌之次第

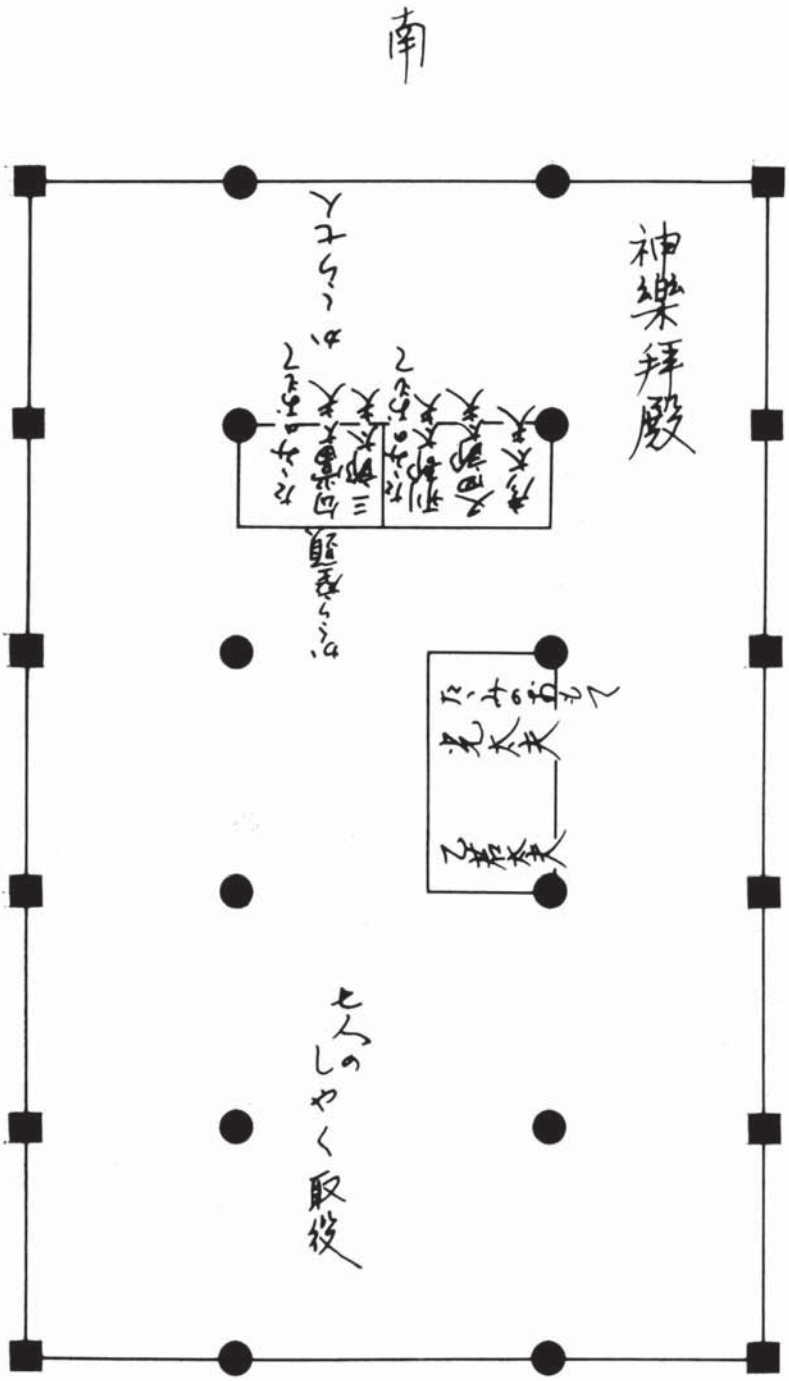

同日県祭ニ酒三献通り神楽七人も寄合、又酒御座候時の座牌

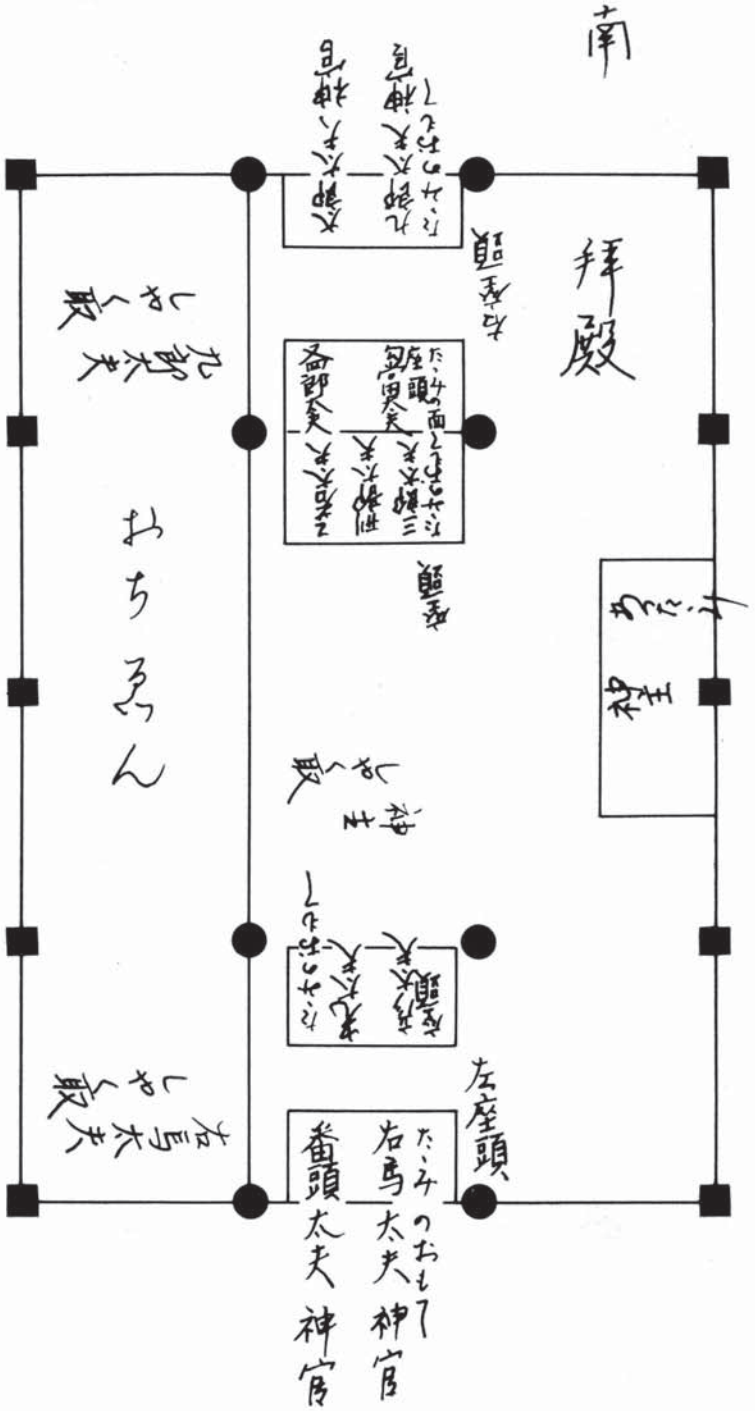

正月十六日不射祭的場座牌之次第

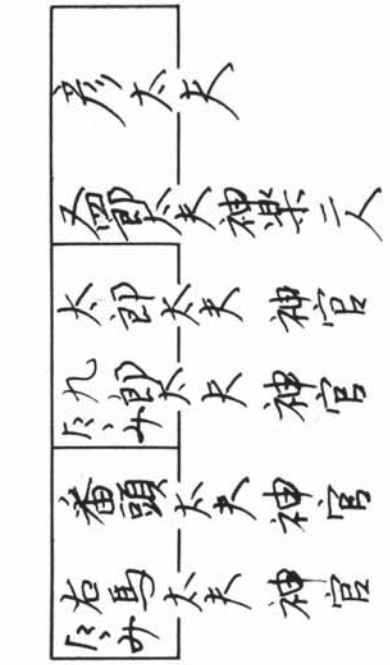

南

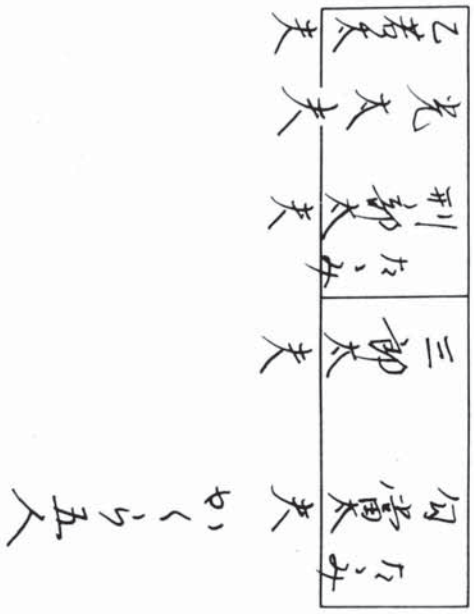



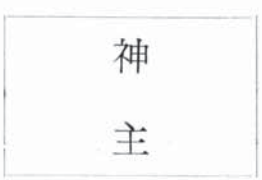

同正月十六日不射祭拝殿ニ而座牌之次第



三月三日之朝出仕、拝殿ニ而之座牌之次第

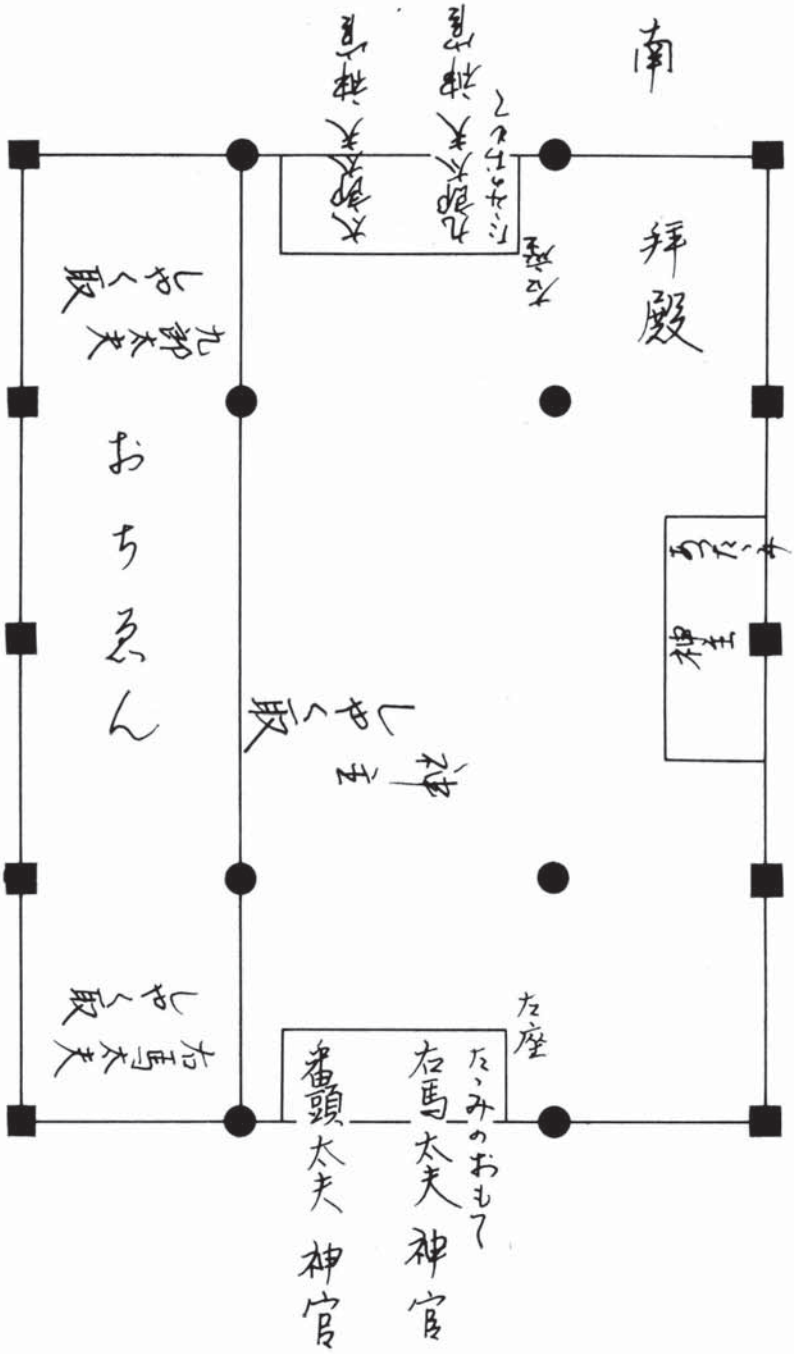

同三日之朝出仕拝殿ニ而之座牌之次第

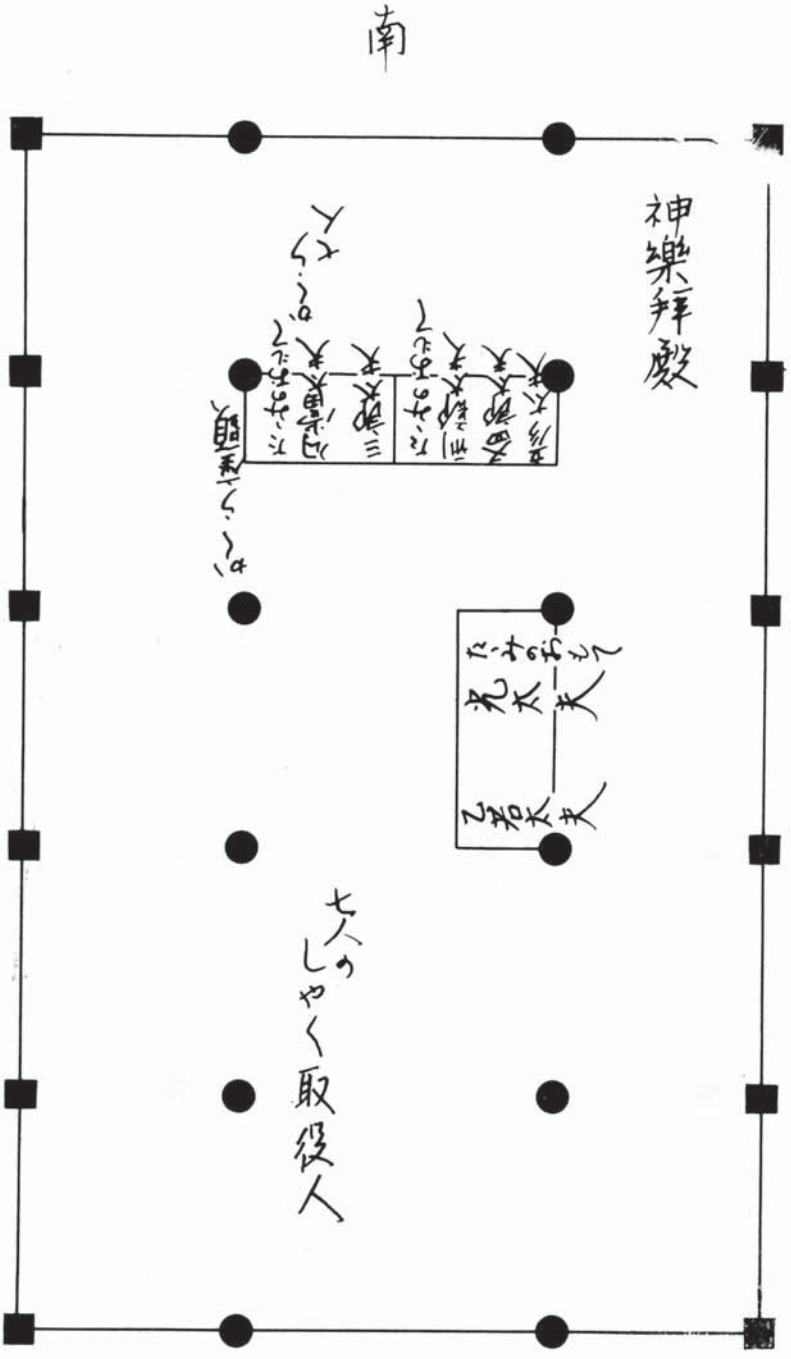

同三日之昼拝殿ニ而座牌之次第

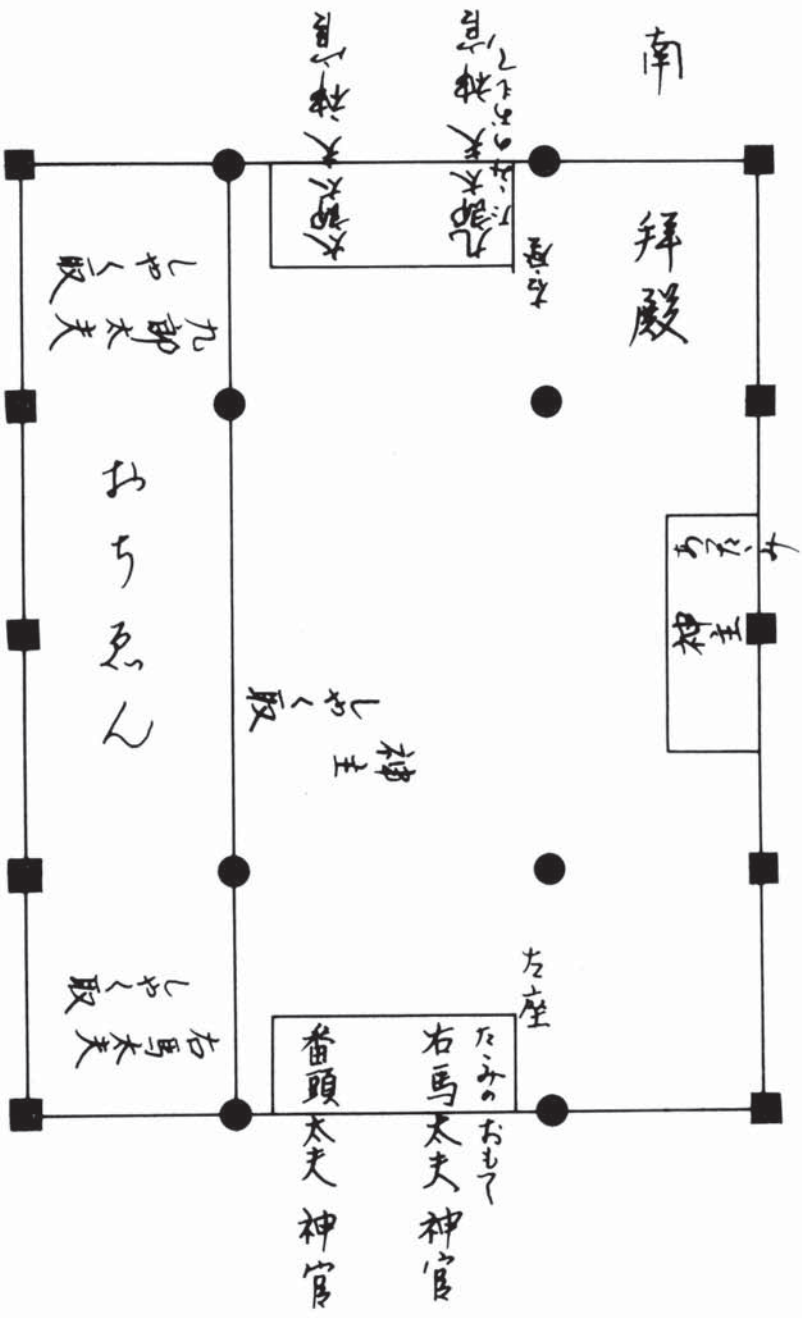

同三日之昼拝殿ニ而座牌之次第

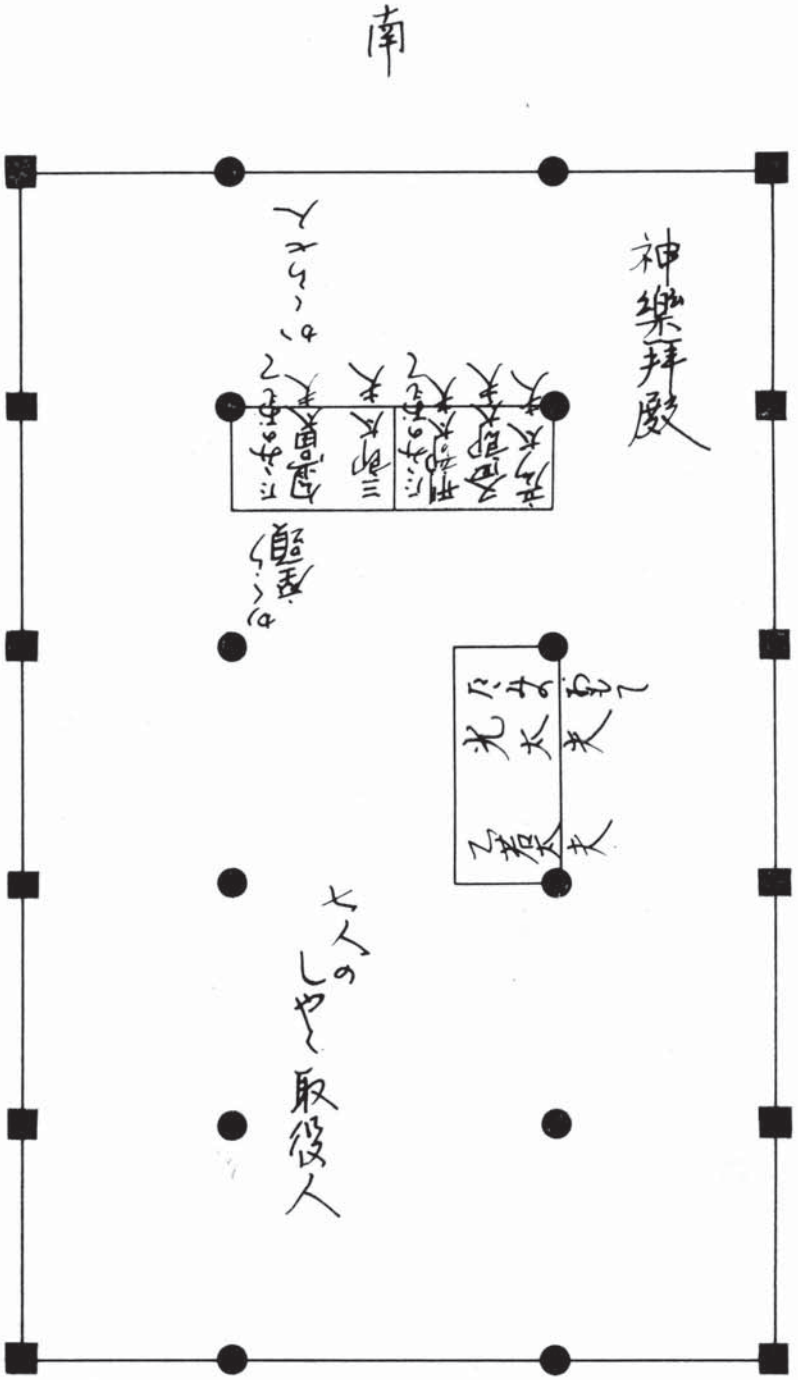

五月五日之朝出仕拝殿ニ而座牌之次第

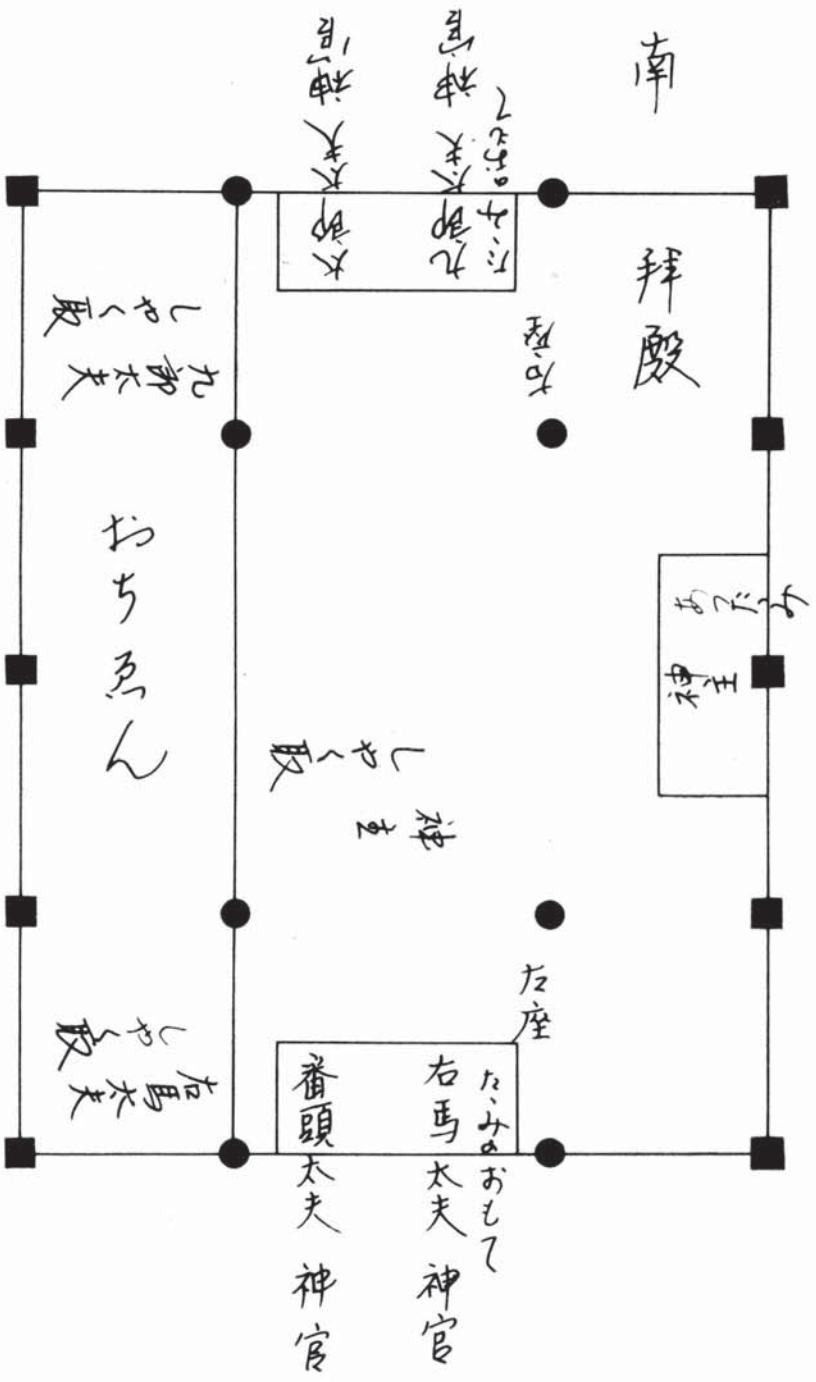

五月五日之朝出仕拝殿ニ而座牌之次第

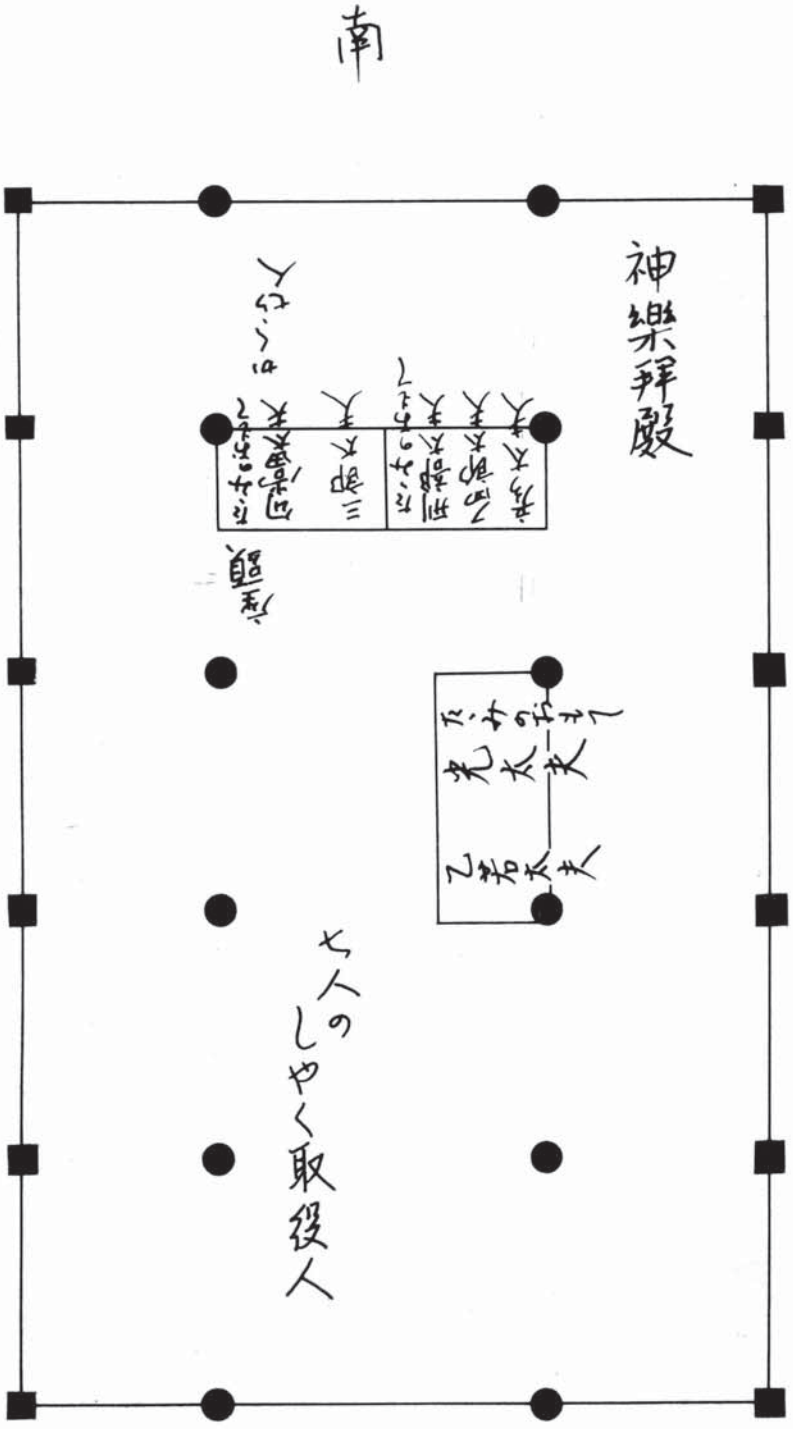

五月五日昼出仕拝殿ニ而座牌之次第

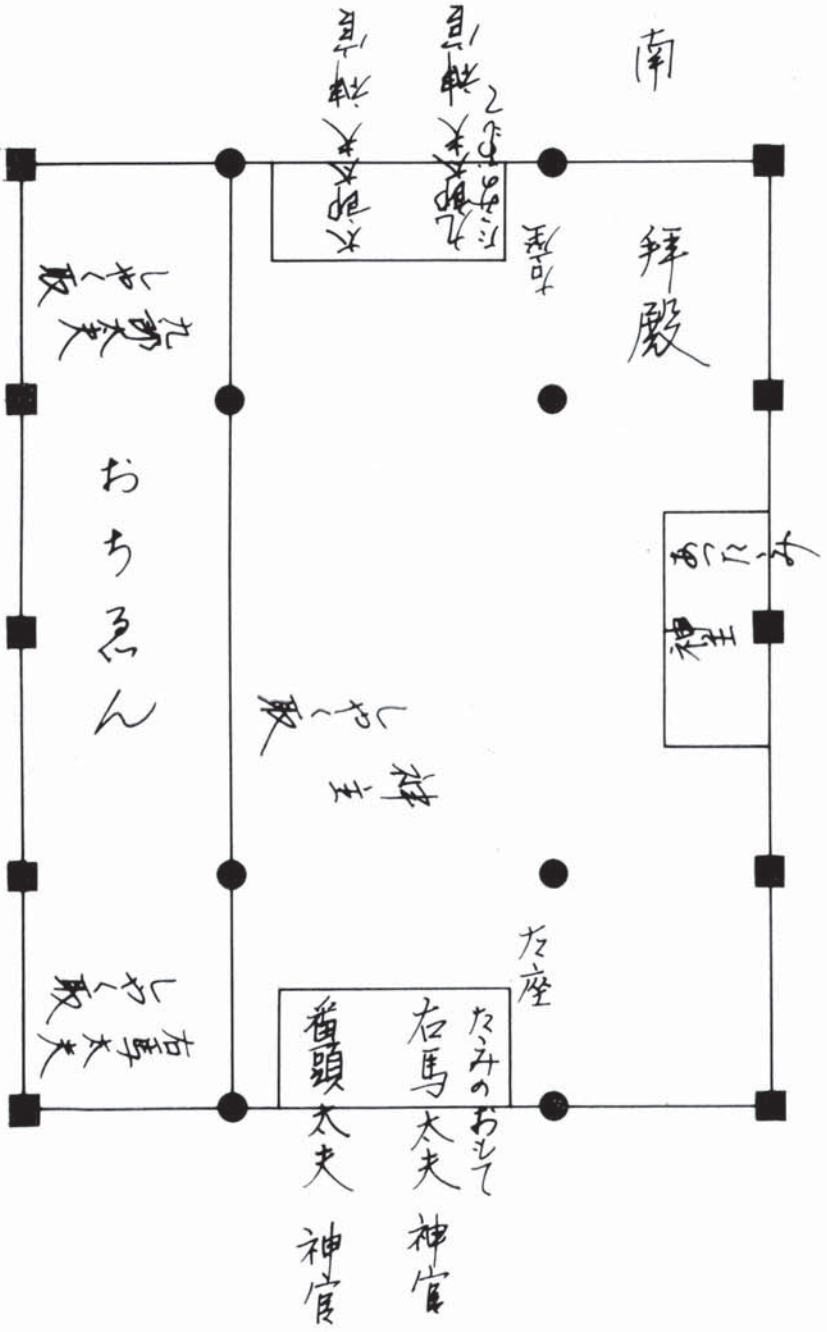

同五日昼出仕拝殿ニ而座牌之次第

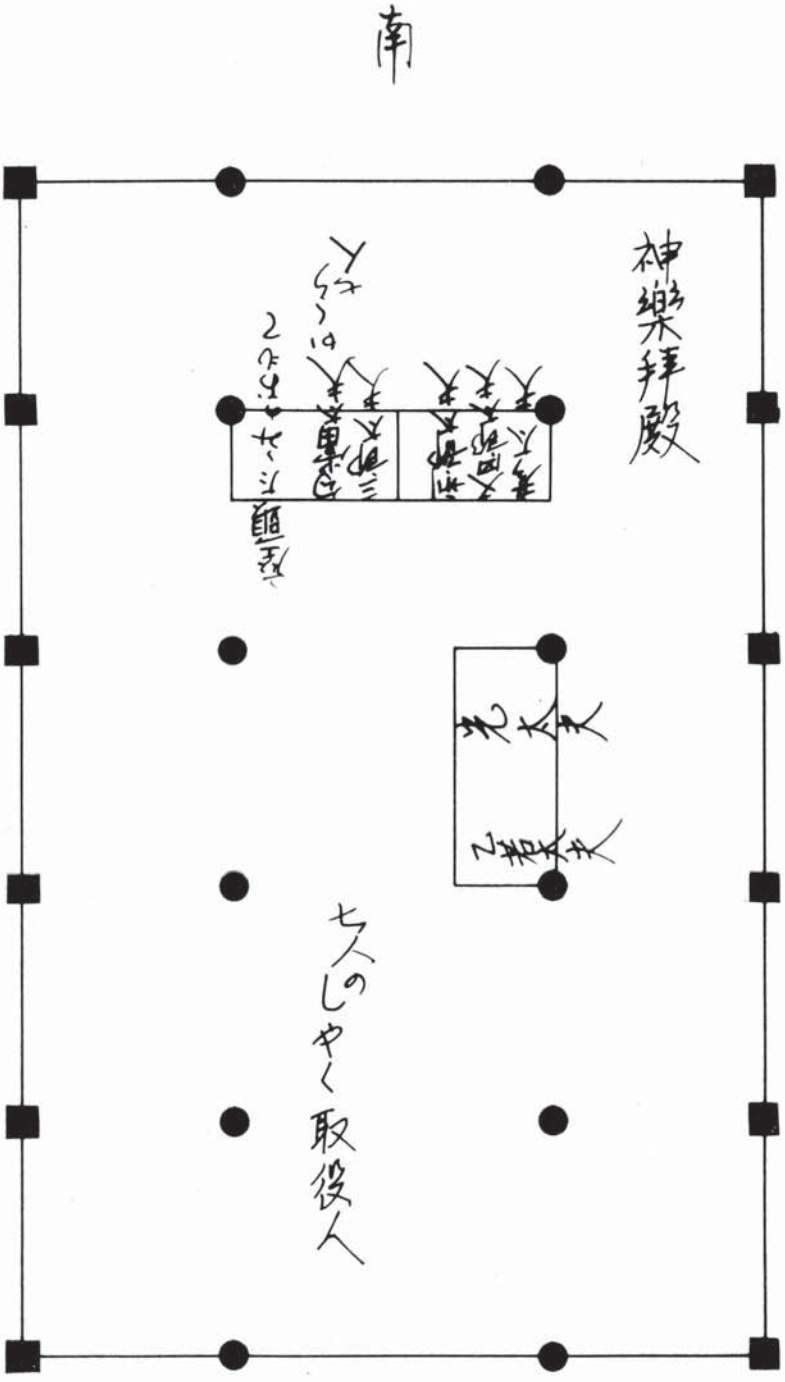

五月五日やふぬめ之時之次第

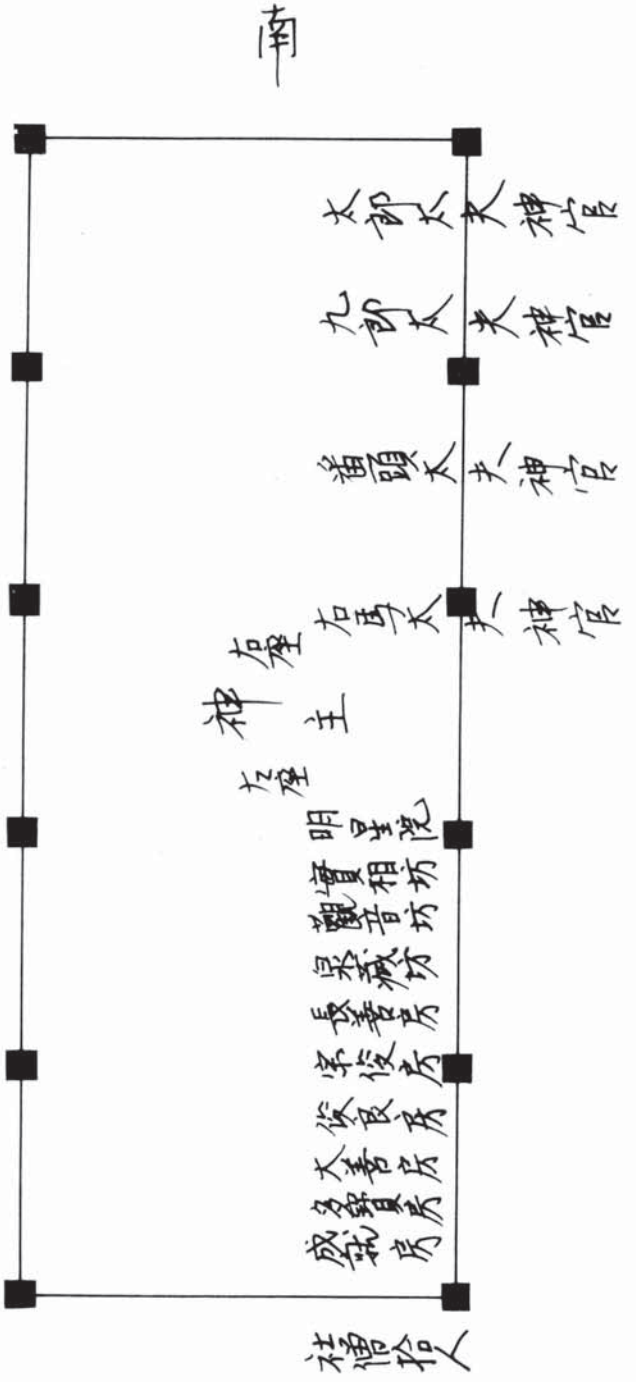

おくら座頭

勾當太夫
三郎太夫
刑部太夫
又四郎太夫
彦太夫
光太夫
乙若太夫



十一月丑ノ日秋県居森之宮之前座牌

右馬太夫
しやく取

九郎太夫
しやく取

神主
しやく取

かくら七人の
しやく取
役人

南

乙若太夫
光太夫
彦太夫
又四郎太夫
刑部太夫
三郎太夫
勾当太夫かくら七人
右座たゝみのおもて

左座たゝみのおもて
右馬太夫神官
番頭太夫神官
たゝみのおもて
九郎太夫神官
太郎太夫神官

神主
あつたゝみ

十一月丑ノ日秋県弥五郎宮之前座牌

南

拝殿

礼拝石

左座

右馬太夫神官

番頭太夫神官

右座

太郎太夫神官

九郎太夫神官

柏之宮之前

三郎太夫　又四郎太夫

刑部太夫

勾当太夫　光太夫

彦太夫

おくうもん　乙若太夫

同秋県十一月丑ノ日拝殿ニ而座牌之次第

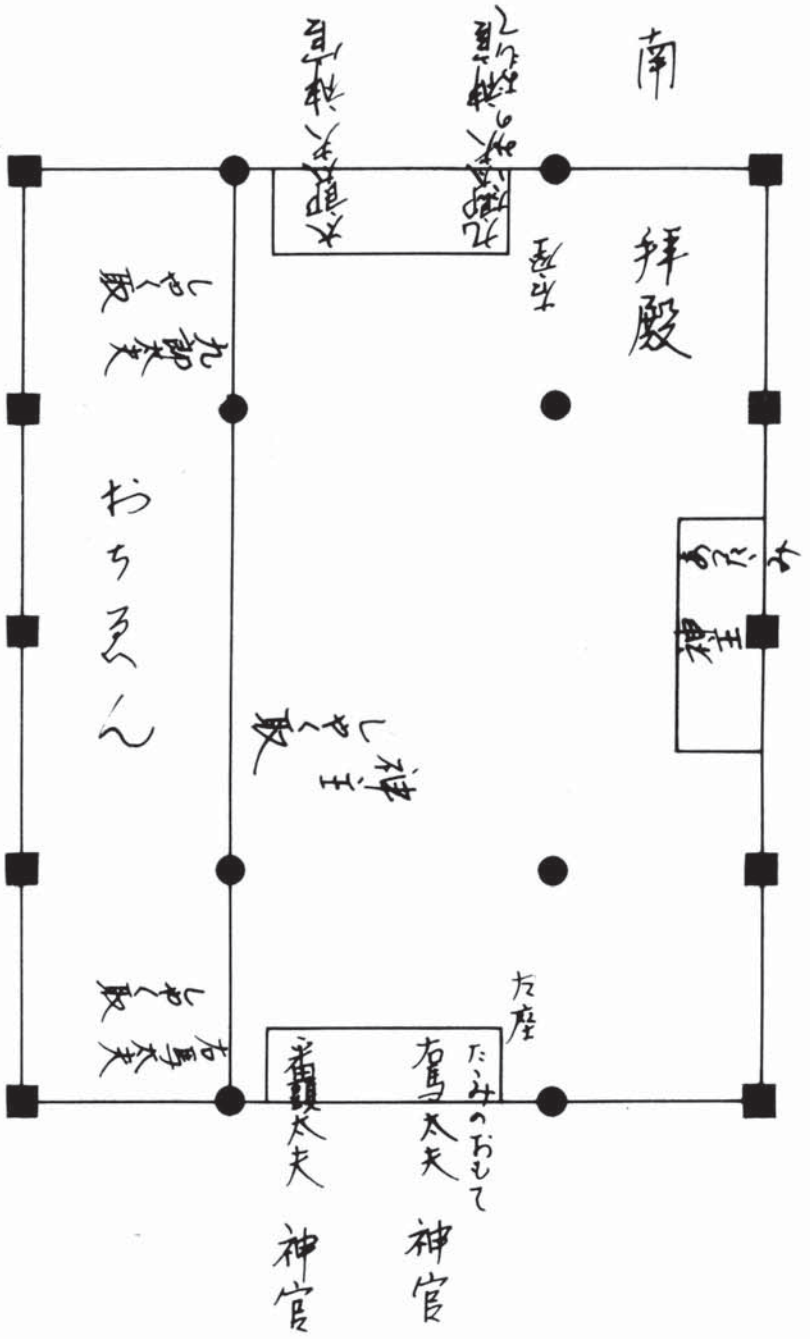

同秋県十一月同日拝殿ニ而座牌之次第

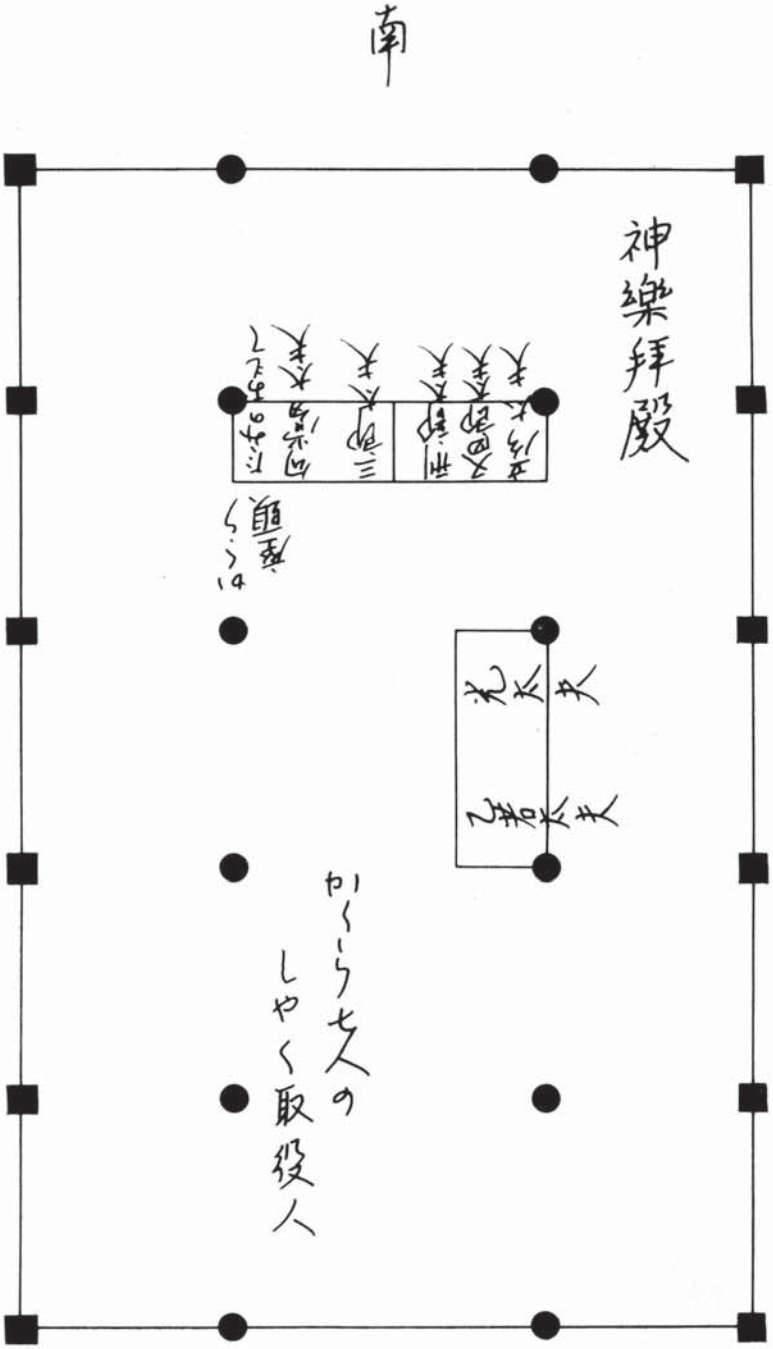

同秋県酒三献通り神楽七人も寄合又酒御座候時之座牌

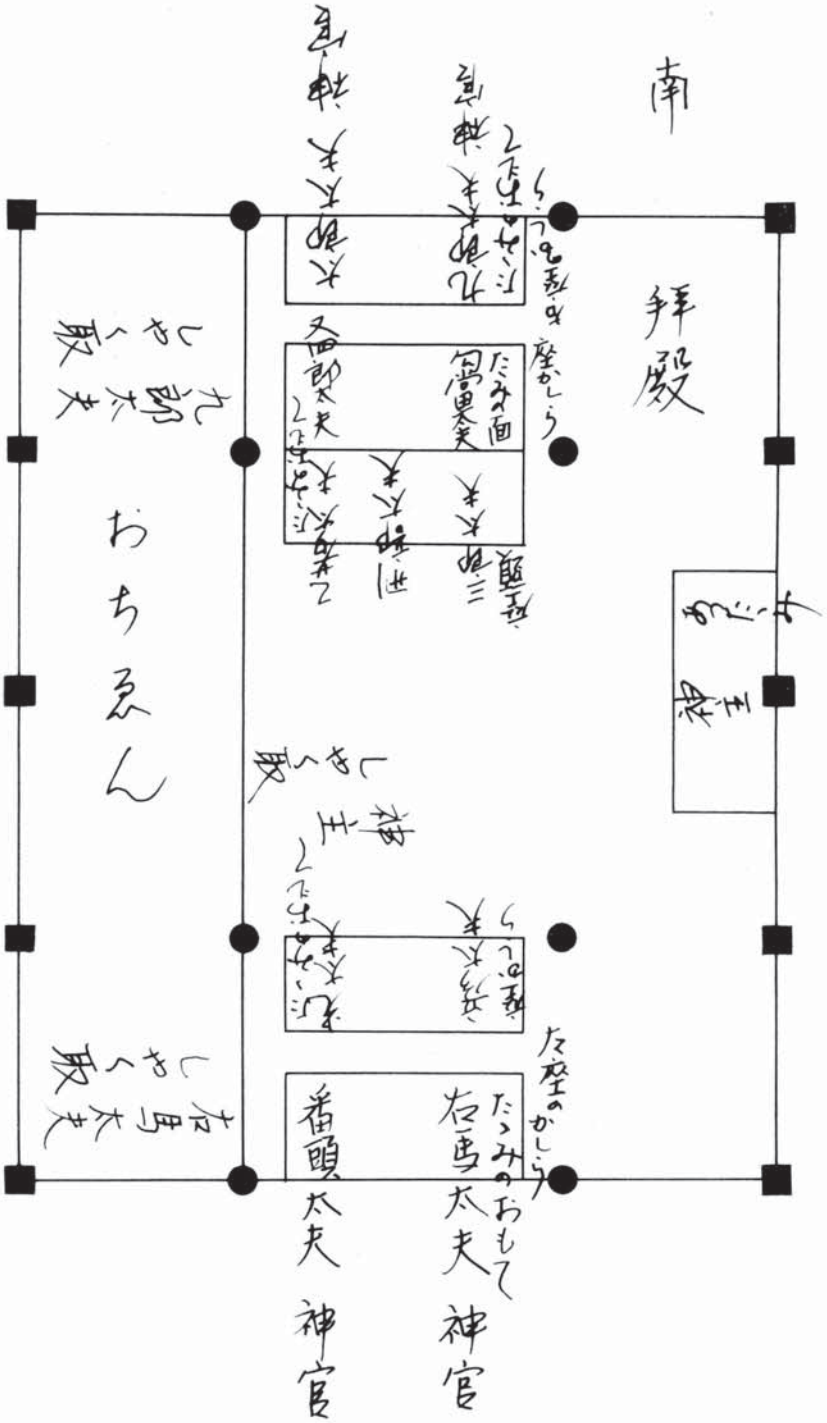

右天王之前ニ而従正月祭之次第、少茂不違為御披見之書付致進上候、為後日神主祢宜社僧致相談
連判ニ而指上申候、仍如件

寛永三年
正月九日

藤田民部少輔殿

神　主（花押）
神官　代
右馬太夫（花押）
神官
番頭太夫（花押）
神官
九郎太夫（花押）
神官
太郎太夫（花押）
神官無座
源八太夫（花押）
神楽
勾当太夫（花押）
神楽
三郎太夫（花押）

神楽　刑部太夫（花押）

神楽　又四郎太夫（花押）

神楽　彦太夫（花押）

神楽　光太夫（花押）

神楽　乙若太夫（花押）

みこ座　左一太夫（花押）

みこ座　宇津宮太夫（花押）

みこ座　開田太夫（花押）

みこ座　大矢部太夫（花押）

作事出合銀書付

B 津島神社

みこ座
久六太夫（花押）
社僧
明星院（花押）
社僧
実相坊（花押）
社僧
観音坊（花押）
社僧
泉蔵坊（花押）
社僧
長善房（花押）

（付箋）「御供所拝殿楼門等御作事ニ付、
河原田ニて不足之分、神主一社中か
出合銀之書付
寛永三年
」

元和五年拝殿上葺之出合銀子之覚、又今度上者？御供所、拝殿、楼門、華表根次也、河原田ノ御供米ニて無之候間出合候也

但御所（供脱カ）ハ上葺共ニ寛永三年

銀子弐拾八両六分　神主
同七両壱分五リン　明星院
同拾四両三分　実相坊
同四両三分　泉蔵坊
同四両三分　開田太夫
同五両　左一大夫
同七両壱分五リン　源八大夫
同七両壱分五リン　乙若大夫

同拾四両三分　勾当大夫
同五両七分　勾阿弥大夫
同七両壱分五リン　九郎大夫
同四両三分　大野部大夫
同四両三分　又四郎大夫
同七両壱分五リン　大郎大夫
同四両三分　宇都宮大夫
同七両壱分五リン　光大夫
同七両壱分五リン　三郎太夫
同弐拾壱両五分　右馬大夫
同五両七分　刑部大夫
同七両壱分五リン　番頭大夫
同四両三分　彦大夫
同四両三分　観音坊

寛永三年二月五日

津島牛頭天王年中祭役儀之次第

A　宝寿院
B　織田尚生

（表紙）
「寛永十二年亥拾月五日留
宝寿院扣
良脩代
津島牛頭天王年中祭役儀之次第」

津島牛頭天王年中祭役儀之次第

一十二月晦日牛之時、御本社八王子御内江御膳神主そなへ被申候　御供御さい
よりもちい十　まろきもちい三ツ　ひしきり弐ツ　御なぎ木さら（虫クイ）つかミを敷申候
一元日之朝、御本社八王子江御はかため、御内江神主そなへ被申候、是ハへきかミをしき、よ
りもち　かうし　くり　かき　かちくり　ところ　たはら物　大こん

右之御膳御はかためも、正月三日之朝迄そなへ置申候

二当　神主

右之当人くミハ

右馬大夫
三郎大夫
乙若大夫

右之入米、当くミとして出し、つとめ申候

已上当人五人

一ミつき　あらい申候　乙若大夫
刑部大夫
一御膳　こしらへ同　又四郎大夫
彦大夫
光大夫

一御供斗ハ　同　勾当大夫
一御供もり申役　三郎大夫

一御供はらい同　　九郎大夫

御膳之かよひ祢宜七人

乙若太夫より光太夫江渡し申候　乙若大夫

是より手くり　光　大　夫

〃　彦　大　夫

〃　又四郎大夫

〃　刑部大夫

〃　三郎大夫

〃　勾当大夫

神主へ渡し申候

御内江ハ　神　主

一神主祢宜中江乙若大夫御供はかり渡し申候、但かけ御供之時ハ、乙若大夫かまい不申候

一神主差支御座候而、出仕無御座候時ハ、名代ニ而かけ御供ニ被仕候、其時ハ祢宜中出仕無御座、祢宜何れも指合御座候へは、祢宜之そしを頼、名代に出し申候、又旦那方江参候祢宜ハ、右之ことくそしを頼出し申候、神主祢宜中指合之時、祭之当ハ御供所又他之家を頼ミ而て祭つ

とめ申候、かけ御供之時も、御供はらいに九郎大夫斗出申候、但指合旦那方江参候時は右同断ニ御座候

一元日朝尽（昼カ）　神主祢宜中出仕御座候

神主・神官は八王子之拝殿　祢宜七人ハ本社之拝殿　社僧昼はかり神宮寺江出仕御座候

敷物実相坊・泉蔵坊かく年に出し申候

一蘇民祭御口あけ之役儀

（はしめのへいきり）勾当大夫
三郎大夫
刑部大夫
又四郎大夫
彦大夫
光大夫
乙若大夫

とうふ・かん酒御座候

当人神主

一正月四日蘇民祭御当　神主

一蘇民之宮前ニたなかき申候ハ　是ハ役人
一つなはり申候ハ　此わらハ神主より出申候　役人三人
一札柳かミ出し申候ハ　右馬大夫
一札人形こしらへ申候ハ　勾当大夫
さいくう殿にて仕候　三郎大夫
刑部大夫
又四郎大夫
彦　大　夫
光　大　夫
乙若大夫

一札をかき同かち　社僧中
一蘇民宮江御供備申候　勾当太夫
三郎太夫
是は御供はうろくにて、当社之内にて煮申候
但同しとき、へきにすへそなへ申候
一蘇民之宮へさんくを致、酒を進ミ申候

勾当太夫
三郎太夫

一蘇民之宮前にてさんくつとめ御座候

社僧

一蘇民祭　神主祢宜　社僧座所

右之ことく御子五人、上之御供所へ出仕御座候　社僧の敷物元日之ことし

一正月六日之夜　田遊祢宜七人

御子五人出仕御座候而、はやし仕候

一さんくの米もちい　神主被出申候

一酒さかなこかく盃出申候　左一太夫
宇都宮太夫

一うしだいの人　九郎大夫より出し申候

一正月七日ニ、なつ菜かゆ、本社八王子惣末社江「是ハ下御供所ニ而はうろくにて煮申候」当人神主

何れもかろうとの上ニそなへ申候はしにて　勾当大夫

一正月八日之夜　田遊六日之ことし、出仕御座候

一もちい酒かき　市神宮匠橋五郎兵衛出し申候

一正月十日夜　田遊右之ことし

出仕御座候もちい神主より出申候

一正月十四日之夜　田遊御座候右之ことし
出仕御座候、但十四日より前ニ、むまの日大田遊御座候得は、十四日之夜ハ無御座候

一正月十五日本社八王子、あつきかゆわけ物ニ入、御内江神主そなへ被申候
但下ノ御供所ニ而ほうろくにて煮申候　当人神主
役儀は元日のことく七人

一惣末社　あつき、御かゆかろうとの上ニ、はしにてそなへ申候　勾当大夫
但ひさくニ入役人ニもたせ申候

一正月十六日　奉社之次第

一正月十六日、まといた津嶋ひ物屋与宗出し申し候、当人之祢宜請取申候

一まとかミハ、津嶋之町中より出申候を又四郎大夫請取役

一まとのすミ・筆・しろこハ　神主より出申候

一まとのはりて之役　三郎大夫
刑部大夫
又四郎大夫

彦　大　夫
光　大　夫
乙若大夫

以上六人

右之道具、かねつき持来、すミすり渡し申候

一御へい弓矢　　勾当大夫より

かし御本社之かろうとの上に置申候

一是より御へい、まとはまてもり申し、まとめ左右ニさし申候　　光　大　夫

一くわ之弓矢　是は光大夫取、又四郎大夫江渡し申候、まとはまて又四郎大夫持参申、まとはにて勾当大夫江渡し申候

一神之まと　　勾当大夫出申候

一右之弓矢勾当大夫より乙若大夫請取、まとの左右にさし申候

一まとのいて　一番　（三郎太夫
（刑部太夫

二番　（右馬太夫
（彦　太　夫

三番

但うし年　太郎大夫
光大夫
但うし年　乙若大夫

一奉社七度入之時、神主まてに光大夫しやく取申候
一御子五人、上之御供所江出仕御座候
一社僧中神宮寺江出仕御座候
御口あけ右之ことし同御へいはき右七人祢宜之役
一春県之前ハ神主江祢宜七人参、神宮之御朝、春あかた、奉社、秋あかた四祭之帳をくり、其当人之名を神主なとなかきとめ申候、此時たうふ、かんにて酒御座候
一右之祭帳箱、祢宜七人して封を付、神主ニ置申候
一正月あかたまつり之事
一御へい、御本社より居森之宮へ光大夫もり申候
一居森之宮江御供そなへ申候、たな役人かき申候　（勾当太夫 三郎太夫）
さんく酒そなへ申候
一居森よりかしはの宮まて、御へい光大夫もり申候

一かしはの宮御供そなへ申候ハ　勾当太夫
　　三郎太夫
　さんく酒そなへ申し候たな同

春県大田遊之次第

但午之日三ツ御座候得者中之午、二ツ之時者後之午ノ日

一よミたてハ　勾当太夫
　　三郎太夫

一さんぐたなおろし　勾当大夫

一はやし之役　勾当大夫

つゝミ　三郎大夫

〃　刑部大夫

〃　又四郎大夫

〃　彦大夫

〃　光大夫

〃　乙若大夫

一くわそめ　神主

〃　〃　〃

（右馬太夫
（番頭太夫
（九郎太夫
（太郎太夫
源八大夫

一二番たいこ　光大夫

一昼之御供ひつ、当人にあたり候祢宜拝殿江出し置候を、乙若大夫下人田遊之場江持参候を、乙若大夫受取、九郎大夫名代下人を牛に名付、ゑほしかミしもをきせ申し出候者のかたにかけて、乙若大夫手をかけ三へんまハリ申候

一三番之たいこ　乙若大夫

一酒かめつりてハ　神主下人

刑部大夫下人

一酒かめのふた、わらにてつくりきせ申し候を取て、竹にさしかさにまなひ、又四郎大夫持候而右馬大夫ニさしかけ、酒かめのあとにつき、右馬大夫又四郎大夫三へんまハリ申候、右のかさの竹右馬大夫出し申候

一神主神官八王子之拝殿江出仕御座候

一祢宜七人本社拝殿江出仕御座候
　但三献之酒過、八王子之拝殿右七人出仕御座候
一御子五人上之御供所へ出仕御座候
一神宮之御朝、奉社、春県、秋県此四朝当人之名をかき付、神主へおとな出仕候座ニてよミ渡し
申候
一鯉之庖丁仕候役　　九郎大夫
　何れもかく年ニ仕候　　太郎大夫
右之鯉天王嶋あミの者より、　　又四郎大夫
四ツ出し申候　　彦大夫
　　光大夫
一神宮之御朝、奉社、春県、秋県此祭ニあたり申候当人之祢宜ハ、神主祢宜中江しやく取申候、
又神主之おとなへもしやく取申候
神主当人にあたり申候時は、神主之おとな神主江も祢宜中江もしやく取申候、其後しやく取申
候当人ニハ役人しやく取、のミおさめ申候
一春あかた、田遊之後昼ひつ之御供を、神主祢宜中神主之おとなも乙若大夫すへ申候

一正月廿六日ニ神前ニ而、ミやけ村より大はんにや御座候、社僧出仕御座候時、敷物は祢宜十二人より出し申候、ミやけ村より参候ハ御札、御供酒御座候

一ミやけ村之者、御供へ折壱ッ・こふ弐本・さし樽壱ッ神主江持参申候

一御からすの御供、御本社・八王子のさいくう殿之上へなけ上申候役乙若大夫、此折、勾当大夫江取申候

一ミやけ村より神楽銭取、神楽はやし申候

其時、御供折壱ッ・さし樽壱ッ・十二人方江参候

一大はんにや御ほんそん、御本社かろうとの上ニ御座候を神前ニ三郎大夫かけ申候、大はんにや過ニ而、ほんそんからうとの上ニ三郎大夫置申候

一大はんにや箱しよく出し申候役は又取置も

三郎大夫
刑部大夫
又四郎大夫
彦大夫
光大夫
乙若大夫

一正月晦日御へいはき　　九郎大夫
所にて御座候
一へいくし津嶋氏子より神主へ参、則神主にてへいくしニ致、九郎大夫所江参候
（御へいきり）
勾当大夫
三郎大夫
刑部大夫
又四郎大夫
彦大夫
光大夫
乙若大夫
本社の王子再（並カ）惣末社之にて御座候
右之御へい何れも手伝申候、右之七人之祢宜さらに酒、九郎大夫所にて御座候、此の米津嶋氏子より参候
一津嶋氏子より銭百〆三郎大夫方江参候　　松弐ツ、九郎大夫江遣申候

一御膳之時あんとう壱ッ、わり松少、上之御供所へ三郎大夫出し申候
一御戸御供参申候次第
　役儀ハ元日之ことくに御座候
一右之御へい、九郎大夫宿よりもり申、御本社かろうとの上ニ置申候
一八王子の御へい、九郎大夫名代八王子のかろうとの上に置申候
一右御本社之御へいかろうとの上に御座候を、神前之へいたいまて、乙若大夫もり申候
一御へいたもつ次第

一番　神　　主
二ゝ　勾当大夫
三ゝ　三郎大夫
四ゝ　刑部大夫
五ゝ　又四郎大夫
六ゝ　彦　大　夫
七ゝ　光　大　夫

八ゝ　乙若大夫

一其後右之御へい九郎大夫取、津嶋氏子、其外諸国之参宮之衆にいたゝかせ申候
一御へいいたゝかせ申内は、御本社かろうとの上にひろふたを置、さん銭九郎大夫取申候
一右八王子之かろうとの上ニ御座候御へいを、神前江乙若大夫もり、へいたいニ置申候
一八王子御へいたもち申候も、右御本社之ことくニ御座候
一八王子御へいたもち、過申まて、御本社之さん銭九郎大夫取申候
一二月一日より十八日迄神前にてはつかうのつとめ御座候　社僧之役
一十六日大はんにや　社僧之役

さはう右のことく

此御くちあけ、祢宜七人当人へ参、たうふ・かん酒御座候

一三月三日祭之次第
一三月三日之朝御本社八王子御供たなへ申候ハ

くさもちい　ひしきり一ツ　丸もちい　よりもちい　御なき　御さら四ツニそなへ申候

一同昼御てんく之次第

此こしらへは勾当大夫所にて仕候

勾当大夫
三郎大夫
刑郎大夫
又四郎大夫
彦大夫
光大夫
乙若大夫
御子五人

右之祢宜勾当大夫所にて
祝御座候

一右之御てんく、勾当大夫方より御本社かろうとの上ニ置申候、それより右之十二人して、御神前江そなへ申候

一しゝかしら御門まて役人出し申候

一昼出仕之時鳥合御座候、是ハ　右馬太夫者　番頭太夫者

右両度之出仕、神主神官八王子ノ拝殿江七人之祢宜本社拝殿（ひるはかり御子五人）上之御供所江社僧神宮寺

へ、ひるはかり之出社御座候、敷物ハ正月のことくにて御座候

一三月祭当くミ之次第

一番　勾当大夫
二ゝ　九郎大夫
三ゝ　右馬大夫
四ゝ　源八大夫
五ゝ　神　主
六ゝ　又四郎大夫

右の米、当人として出しつとめ申候

但まハリ当にて御座候

一五月四日御本社さいくうてん江御こし御出之次第

勾当大夫
三郎大夫
刑部大夫
又四郎大夫
彦大夫

光大夫
乙若大夫

右七人として、御こしかさり申候
此御くちあけ右之ことくに御座候

一五月五日朝、御本社八王子江御供そなへ申候、此役儀は元日のことくニ御座候
御さい者　たけのこ　むめ　しやうの根　まこもの根　まき　御さら四ツ
同五日昼、御こしはまの鳥居御こし屋とり江御幸之次第
一さきはらい
はなたかのおもてを付、さかきにすゞを付、ふりまハリ申候、此役人は六人よりかく年ニ下
人一人出申候

三郎大夫
刑部大夫
又四郎大夫
彦大夫
光大夫

乙若大夫

一御たらし之役　ほんくわん五人

一御けん之役　ほんくわん五人

一社僧十人出仕

御こし御出し時かだ御座候

一御こし、屋とりへ御着之時、かだ御座候

一御さかき　左　三郎大夫

一御さかき　右　刑部大夫

一御しんほか　右　光大夫

一御しんほこ　左　乙若大夫

一御へい　彦大夫

一御しやく　御つなのなか　勾当大夫

一御つな　左　右馬大夫

一御つな　右　番頭大夫

一御こしかき　役人三人

又一人ハ右馬大夫者出申候

源八大夫

一御わきこし

左のわき　九郎大夫
右のわき　又四郎大夫

一御てんかい

左のあと　太郎大夫
右のあと　神主より一人出申候

是ハ長太夫役

一御てんかい

左右より御こしへさしかけ申候

左一大夫
宇都宮大夫

一御こし之あと

しやからかさを、さしかけ申候

神主

一勾当之渡り

三郎大夫
刑部大夫
又四郎大夫
彦大夫
光大夫

（乙若大夫

右之六人、かく年に馬にのり申候

但、からかさをさしかけられ申候

一くそく・かふとをき、弓を袋入、しろこを付、是ハ神主より出申候　一人

一御子のわたり　左一大夫御子

馬にのり申候

一くそくかふと何れも右之ことく　一人

一御子之わたり　宇都宮太夫
御子馬にのり申候

一くそくかふと何れも右之ことく　一人

一御子之わたり　開田太夫
御子馬にのり申候

一くそくかふと何れも右之ことく　一人

一御子之わたり　大野部太夫
御子馬にのり申候

一くそくかふと何れも右之ことく　一人

一拝殿に御留守居　開田太夫
御子

一屋ふさめ馬合五ツ　神主より出申候

右両度之出仕、神主神官八王子拝殿江七人之祢宜は本社拝殿、御子五人は、ひるはかり上之御供所へ出仕御座候、社僧神宮寺へ、但ひる迄

一五月祭之当くミ之次第

一番　神主
二ゝ　刑部大夫
三ゝ　太郎大夫
四ゝ　番頭大夫
五ゝ　光大夫

右の通当くミとして出しつとめ申候

一御よしかり六月十一日　当人九郎大夫

御くちあけ御座候　御へいきり　勾当大夫
三郎大夫
刑部大夫
又四郎大夫

彦　大　夫
光　大　夫
乙　若　大　夫
当人九郎大夫
御へいきり
勾当大夫
三郎大夫
刑部大夫
又四郎大夫
彦　大　夫
光　大　夫
乙　若　大　夫

一御よしかり六月十一日
御くちあけ御座候

一御よしかりの者　神主より二人
神楽、祢宜十二人より一人つゝ出し申候、此者ともも、九郎大夫所にて酒御座候
一御よしかりに参候者ともニ、又四郎大夫・彦大夫方にてかく年に振舞仕候、但朝晩ニ両分して

御座候

一御よし御むかいに、はまの鳥居より舟にのり参候祢宜

勾頭大夫
三郎大夫
刑部大夫
又四郎大夫
彦大夫
光大夫
乙若大夫

一御よしはぎ、六月十二日右七人しでをきり、ほんくわん十人ニ渡し、受取申御よしはき申候、

但ほんくわん十人へは、九郎大夫方より酒出申候

右十人之ほんくわん祢宜ハ、海東郡中嶋郡より参候

一其後神楽祢宜七人として、御よし御にニいたし申候

一右之しでかみ、橋五郎兵衛出し申候

一御こし、六月十三日朝御本社さいくう殿へ御出候、神楽祢宜七人出し申候

一六月十四日之丑時、御本社八王子御供そなへ申候、御内へハ神主
役儀は元日のことくニ御座候
一御本社・八王子・惣末社江一夜酒ふり、かろうとの上ニ、勾当大夫そなへ申候、此酒ふり又四郎大夫・彦大夫かく年ニ出し申候、其年ニ当り祢宜之者持まハリ申候
一折あふき・さんくの米、是ハ神主より出申候
一六月十五日丑時御よしはなし之次第
一拝殿にてもちい、酒ふり、是ハ神主より出申候
一御ならしの、すゞふり申候者ハ、右馬大夫人出し、つしまの町中火をけし諸人をしつめ申候
一御よしの御に、はまの鳥居御舟まて、役人三人としてもり申候
一御へい　神前より右之御舟まてもり申候役　左一大夫
一御さかほこ　神前より右之御舟まてもり申候　宇都宮大夫
右馬大夫
番頭大夫
九郎大夫
一御しんほこ同
是ハはしまて持申候

一御しんほこ同　　太郎大夫
　是もはしまて持申候
社内にて
一大参宮　　源八太夫
　　勾当太夫
一社内より、はまの鳥居御舟まて、はやし御座候
又それより橋まて神楽御座候

鈴　勾当大夫
鼓　三郎大夫
　刑部大夫
　又四郎大夫
　彦大夫
　光大夫
　乙若大夫

右之鈴、左一大夫者より勾当大夫者へ社内にて渡し申候
一御よし、二七日之こもりにてはなし申候ハ

勾当大夫

一右様三人祢宜ハ一七日之こもりニ而御座候

一御よし御いとまこいの酒、もちいぬ事

十五日之よひ神主より出申候

社僧中江

一御よしはなし過、市神にて神楽三番御座候

神うた勾当大夫

鼓三郎大夫

刑部大夫

又四郎大夫

彦大夫

光大夫

乙若大夫

鈴左一大夫

宇都宮大夫

一橋之上にて酒肴、橋五郎兵衛より出申候

右馬大夫
番頭大夫
九郎大夫
太郎大夫
源八大夫

右馬大夫
番頭大夫
九郎大夫
太郎大夫
源八大夫
勾頭大夫
三郎大夫
刑部大夫
又四郎大夫

彦大夫
彦大夫
光大夫
乙若大夫
左一大夫
宇都宮大夫

一橋五郎兵衛より、おしまくり三枚出申候
　是ハ右馬大夫・九郎大夫・勾当大夫取申候
一一夜酒ふり、又四郎大夫・彦大夫橋へかく年ニ出し申候
一橋より帰、拝殿にてもちい・さは御座候
　是ハ神主より出申候
一七月一日より七日迄、社僧げこもり御座候、敷物は神楽祢宜十二人より出申候、しきみのはな進申候、たいつくゑ、右何れも御くらより出し申役ハ
三郎大夫
刑部大夫

又四郎大夫
彦　大　夫
光　大　夫
乙若大夫

一九月九日、御本社八王子江御内神主御供そなへ申候、役儀ハ元日之ことくニ而御座候

当人神主

右の米、津嶋氏子より参り申候

一十一月中カミ丑之日県祭之次第

御へいはき、御くちあけ、当人にて御座候

是ハ春県之役之ことくに御座候

一御へい居森之宮へもり申候役　光　大　夫

一居森之宮御供そなへ申候役　勾当大夫
　三郎大夫
　たな右のことし

一柏之宮御供そなへ申候ハ　勾当大夫
　三郎大夫
　たな右のことし

御へい右之ことし　　光　大　夫

一鯉之庖丁、春あかた之ことくニ御座候

一十二月十二日仏名経御座候社僧役

但大之月ハ廿四日にて御座候

一十二月廿三日御本社八王子

御すゝはきの次第

勾当大夫
二郎大夫
刑部大夫
又四郎大夫
彦　大　夫
光　大　夫
乙若大夫
左一大夫
御子

宇都宮大夫
御子
開田大夫
御子
大野部大夫
御子
左源大夫
御子

右御すゝはき過ニ而神主へ参
一しでをきり、ぼんでんをつくり申候
是ハ右七人して仕候
一御いハひ之次第　座敷ニ而
何れもこがくすへ三度ニ出申候
一寄付ニ柿　たはら物　にし肴　酒三へん
くろつき
一食　汁（大根 いも とうふ）　菜ハ（いはし かきなます あへ物）　いた折敷
祢宜御子御子之ともまて、めし御座候

一其後神主庭にて、神楽三番はやし申候、此内ニ湯たて御座候
　是ハ右五人之御子、立かハリニ仕候
　右神楽之内ニ乙若大夫、おきをはさミ、かまのかた三所ニ置申候、何れも敷物ハむしろ
一祢宜何れも帰申候時、たい松神主より出申候
一十二月晦日ニ、元日之御口明、当人にて御座候
　とうふ・かん酒御座候

ぬさきり
勾当大夫
三郎大夫
刑部大夫
又四郎大夫
彦大夫
光大夫
乙若大夫

寛永十二年亥十月五日

右馬大夫　書判
九郎大夫　不残同断
番頭大夫
太郎大夫
源八大夫
勾当大夫
三郎大夫
刑部大夫
又四郎大夫
彦　大　夫
光　大　夫
乙若大夫
左一大夫
宇都宮大夫

開田大夫
大野部大夫
左源大夫
明星院
観音院
実相坊
泉蔵坊
長善坊

本紙ニ

墨付四十弐枚

右留ハ文政二年卯春神事式書上ニ付、色々入組候節、此留仲まに無之ニ付、宝寿院御役所江留かりニ参候処、神主ニ有之候間、御かり渡成御覧可被成と、吟味役本橋為三郎被申候付、神主江参り写参り申候本紙之写ナリ、此通又写、仲まえ留も拵置候、実相院ニ有

表紙ニ

津嶋牛頭天王年中祭役儀之次第

是ハ表紙とも廿六枚

名古屋天王御遷宮之次第

一読立　借殿ニ而　源八太夫

一御散米　若ミや　九右衛門

一御幣　勾当太夫

一御鉾二行ニ　白丁弐人

主　水

左　近

兵部少

一御神体　榊持　権太夫　右馬太夫　長太夫

九郎太夫　番頭太夫　太郎太夫　かきて白丁二人

戸帳　白丁壱人

B 津島神社

一神主神官衆御神体入奉りて帰参

兵主御神

一御散米　若ミやの　九右衛門

一御幣　若ミやの　六　蔵

一御鉾二行　白丁弐人

一五十鈴　権太夫

一御太刀　長太夫

左　近

主　水

兵部少

一神体　榊持　右馬太夫　九郎太夫　かきて

番頭太夫　太郎太夫　白丁二人

戸帳

白丁壱人

御神体納奉りて帰参

八王子

一散米　若ミやの　九右衛門

一御幣　長太夫

一御鉾二行　白丁弐人

兵部少

左近

主水

一神体　榊持　右馬太夫　九郎太夫　権太夫

番頭太夫　太郎太夫　勾当太夫　白丁弐人

戸帳白丁壱人

御神体納奉りて帰参

名古屋天王御遷宮　尾張大納言様御建立被成候時之書付也

此本紙ハ神主ニ有

御神体納奉り後之儀式

兵主　燭　燭おく事とほしの役人又左衛門
　　燭　ひさつき　庭火　白丁壱人たきて
天王　燭　ひさつき　（ひさつきおく事同庭火とほし村役人市介）
　　燭
八王子　燭　庭火
　　燭　ひさつき　庭火　白丁たきて

御神前三社前ニ机　番頭太夫はこひて　右馬太夫三人　九郎太夫白丁

一松明二行　白丁弐人
一御幣　権太夫　主水
一祝師　六蔵　左近
一御幣　長太夫
一祝師　兵部少
一御幣

一祝師

各次第ニ三社ノ前ニ着拝して立

御　供

勾当太夫

右馬太夫

九郎太夫

源八太夫

番頭太夫

太郎太夫

九右衛門

御神前ゟ瑞離ノしきえのきは迄次第してヲくりニして御供はこひ候

御供所ゟ瑞離のきはまてはこひ候故

白丁拾四人　各一膳ツヽかちにてはこぶ

三人ノ神主各神殿へあかり御供をすへて

拍手　本の座ニつき座の揖

一御幣持左方ヨリ幣を持てすゝきいて(み?)神主ニわたす、神主請取て再拝して坐して祝詞をとなふ、再拝して幣ヲ神前ニをく(此字不知候)拍手本の座ニつく、三社の神拝すきて後、主水揖して退出、その次、左近退出、其次兵部まへにおなし、御幣持ハ各神主之次ニ次第退出

御供ヲ徹する次第

仮殿ゟ神主神官等、長櫃を白丁ニ(マヽ)三かゝせ、神前へまいり、御供ヲ徹し御戸を鎖(トザ)す、退出之後、燭庭火幔幕の役人、各諸道具おさむ

名古屋天王御遷宮　尾張大納言様御建立被成候之書付也

名古屋

天王　御遷宮　寛永六年己巳十一月

七ツ燈明の事

C『張州雑志』

天王御神前

灯明、大納言様御定にて七ツ火をとほし申候、寛永拾五年戊寅八月廿三日より、七ツニ火をとほ

し申候、以来、灯籠寄進候付ハ我等ニ取申様ニ津嶋代官鈴木九左衛門殿被仰候へ共灯籠取候ていあしく候か

釘目録之事

B 津島神社

寛永拾五年釘目録之事

一壱寸釘三拾九連　此米四升八合但壱連ニノ付二合つゝ
一弐寸釘拾七連　同　五升壱合但壱連ニ付三合つゝ
一三寸釘弐拾八連　同　弐斗弐升但壱連ニ付　合つゝ
一三寸五分釘壱連　同　八合五勺
一四寸釘拾弐連　同　壱斗八升但壱連ニ付壱升五合つゝ
一五寸釘拾六本　同　壱升六合但壱連ニ付弐升つゝ
一七寸釘拾六本　同　五升六合但壱本ニ付三合五勺つゝ
一かけかね二くさり　同　弐升

是ハ□　□ニつかい申候

一ひちつほ二くさり　同　壱升

是ハ上のせつちんニつかい申候

一八寸ノかすかい八つ但つめ共ニ

是ハ御馬屋ニつかへ申候

釘数合九拾八連半

右之釘遣候所ハ御馬屋御たい所ノむかい之へい上下水たなノをしかけ屋□へい遣申候□□四寸釘六本・三寸釘弐連是ハ御上のまへのひさしニ遣申候

寅ノ二月廿九日作左衛門

一弐寸五分釘六拾連　此米三斗□

一五寸釘拾五連　同　三斗□

一壱寸釘百連　同　弐斗□

右之釘ハ勘八殿かり申かたへかやし申候

寅ノ二月十日六郎兵衛

一壱尺五寸ノかすかい二つ　米四升□

是ハはりい之ついはり之用ニ遣申候

一□□た壱まい　同　三升□
是ハ御たい所ニ而遣申候権七様ままニ渡候
一かなくまて壱つ　同　四升□
是ハ御馬屋七助遣申候
一あミノつも壱本　同　壱升五合
是ハちせん使
一壱寸釘弐拾壱連　同　四升二合
一弐寸釘三拾壱連　同　九升三合
一三寸釘拾壱連半　同　八升八合
一四寸釘三連　同　三升六合
一六寸かすかい拾三本但つめ共同　三升九合
一かけかね三くさり　同　三升□
是ハ御上ニ遣申候
一せう壱つ　同　弐升□
是ハくくりニ遣申候

釘数合六拾六連半

右是ハつほ之内ノへい御上のひさしぬれゑん等之所ニ遣申候

寅ノ五月十八日

一弐寸釘八連　此米弐升四合

一八寸ノかすかい二つ但つめ共ニ　同　壱升五合

一五寸ノかすかい二つ但つめ共ニ　同　五合

一弐寸五分釘弐連　同　壱升

一壱寸五分釘三連　同　八合

一壱寸釘壱連　同　二合

右是ハろうかのとい並ニ宮南ノ御門ノほり物をち申をなをし候御用ニ遣申候

寅ノ五月廿日

一三寸釘拾壱連　此米　八升八合

一四寸釘拾三連　同　壱斗九升五合

一五寸釘三連　同　六升┌

一九寸釘壱連　同　壱斗┌

一壱尺かすかい六つ但つめ共　同　七升六合
一六寸かすかい四つ　同　壱升二合
但つめ共
右是ハ御広間ノはこむねニ遣申候、此内あまりかすかい二つ・九寸釘弐本・三寸釘壱連半有
寅ノ七月十日忠三郎
一弐寸釘弐連　此米　六合
是ハふろ屋ノとこノなおしに遣申候
一五寸かすかい壱つ　同　弐合五勺
右同理り
一壱寸釘五連　同　壱升
是ハ御上ノまへノふるき戸御へやノあま戸をなをし申御用遣申候
一せうのかき壱本　同　壱升
是ハ御へやへまいり申候
一弐寸釘壱連半　同　四合
右同所ニ遣申候
一三寸釘拾弐本　同　壱升二合

右同所ニゑん之なをしあまり釘かまふたニ遣申候

一つも五本　同　弐升五合

是ハおくさまへ上候

一つも七本　同　三升五合

是ハ御へや様へ上候

一せうまへ□三つ　同　壱升□

是ハ南ノ御蔵ニ遣申候

一なべつる二つ　同　弐升弐合

是ハ御たい所ニ遣申候

一かなとうろうのくさり弐つ　同　壱斗弐升□

是ハ御宮居森さまニ遣申候

一壱寸八分釘三連　同　九合

一弐寸釘三連　同　九合

一壱寸五分釘五連　同　壱升二合五勺

一あい釘七本　同　七合

右是ハ長持ニ遣申候

寅ノ十二月十四日太郎兵衛

一壱寸五分釘三連　　同　八合

一弐寸釘壱連　　同　三合

右是ハし□並ニなべふたニ遣申候

寅十二月十八日

米合弐石九斗六升二合五勺

居森殿遷宮礼地之次第

正保四年ひのとの六月廿一日

居森殿御遷宮礼地之次第

奉行　藤原源八太夫

一番御榊　　役人（助右衛門 又右衛門）

二〃御神鉾　　番頭太夫 九郎太夫

三〃御たらし 御てうつ　　光太夫

B 津島神社

四〃御釵　彦太夫
五〃御正躰　乙若太夫
六〃御幣　三郎太夫
七〃金紙金泥ノ法花経二部　左之一神子　右之一神子
八〃金紙金泥ノ般若心経　あくり神子
八〃金紙金泥ノ薬師経　ひめ松神子
十〃金紙金泥ノ牛頭天王経　乙神子
十一〃般若心経　太郎太夫
十二〃御几帳　右馬太夫　刑部太夫
十三〃御こし　かたらい　勾当太夫
御こしのかいしやく　又四郎太夫
役人　小太市
たいまつ
神主殿出仕有御幣たもたれ候

勾当太夫六人衆も同前
神主本願にて読立ニろうそく弐丁出申候

居森殿御遷宮帳

B 津島神社

（表紙）
「ひのとの正保四年
居森殿御遷宮帳
井六月廿一日　」

一仮殿御遷宮、勾当大夫一七日禁足仕籠申候
一御帰座御遷宮、勾当大夫一七日きんそく申候、かいしやく又四郎大夫、一七日御帰座之きんそく也
惣社家中ハ二夜三日之こもり也
一社僧衆かたあり

一神主殿出仕有
一御へいたもれ也
一勾当大夫三郎大夫刑部大夫又四郎大夫彦大夫光大夫乙若大夫此衆へいたもたれ申候
一かり殿うつりニ
一らうそく二てうとり申候
一上衣之布三たんとり可申と申立也、追々(カ)御理り神主殿ゟ被仰候故、さしをき申候、以来之礼ニ
ハ成間敷由被仰申候
一役人三人なから出申候
一御帰座之遷宮之覚
一上衣之きぬ色々申上候へ共(歟)、御理り故せひなく候
一こもりせんも色々御理り申候へ共、我等仕候而、御免可被成由被仰候故、又指置申候
一らうそく三てう取申候
一役人道具之先や、しほ水八郎右衛門うち申候
一御内神ニ御たから物ノ覚
一神主殿こしらへこめられ申候、御たらし御てうすはかり内神ニ無御座候、いつれも御道具ハ御

座候

一御供ノおり一ツ　樽壱対
神前へ上申候
神主殿ゟ出申候

一勾当大夫御供樽取申候

一上衣之きぬ布

一こもりせん之理り色々申候へ共、以来之礼ニハ成間敷由神主殿被申候

一勾当大夫やうせう故、かり殿御せんくう之時、宝寿院頼かいしやく被仕候、御帰座ニハたのみ不申候

一へいくし神主殿ゟ参申候

一かミ五帖参候、きぬひも参候、さんくう之事はくまい一斗二合参候

一あらこもかり殿ゟ本社過しき申候

一庭火神主殿たき申候

一内神之御道具勾当大夫江渡し申候

一内神役人きよめ申候

居森殿御遷宮之覚

B 津島神社

居森殿御き志ん神主右近被申候御遷宮之覚

正保四年（ひのとの い）六月廿一日ニ御座候

我等こもりの義二夜三日、皆々之衆も二夜三日、但勾当大夫又四郎大夫ハ七日こもり被申候、是ハ宮うつし被申候故也、又四郎大夫かいそへて若大夫御組ハ御正躰也、御遷宮過御供おりに入、神主より上ケ被申候、何れも勾当大夫志はい也、神主御へいたちも被申候、其後神楽衆七人たもち被申候、何（マヽ）の過候て神主かいはいとて樽肴出し居森様御前ニたゝミしき祢宜衆皆々へ酒御座候、座敷し義ニよりてなおり被申候

新桝触状

B 津島神社

旧冬升之員数書付越申候へ共、古升之数斗書付在之、新升を取申者之わけ、相知しかたく候間、

此案紙之通ニちかいなく様ニ書付、早々越シ可申候
新升之儀付者以後古升遣之儀、堅御法度ニ候間、其肯相心得可申候
一寺社方以前へも、右之趣申渡シ、此案紙之通ニ是又書付、一諸ニ越シ可申候事

正月八日

山本助右
岩塚村
万場村
下田村
津嶋村
西川端村
渕高村
大ノ山村
草平村
須加村
佐屋村
依田村

右之村々庄屋中、此状見申候ハヽ、急キ右之通納所ゟ此方へ戻し可申候事

古升之覚

一壱升ます壱つ　　たれ
同　　たれ
同　　たれ
同　　たれ
同　　たれ

〆五つ只今迄当村ニ御座候、此外ニハ壱つも無御座候

新升買申者覚

一壱つ　　何兵へ
同　　同
同　　同
同　　同

同　　同
同　　同

〆六つ

右之通只今迄古升所持仕候者、今度御渡し被成候新升買申者、如此御座候

何村
庄や
誰判

年号
月日

一寺社方右同断

古桝幷新桝之代請取之書付

B 津島神社

古桝幷新桝之代社家社僧中ゟ庄屋請取之書付
（コヨリ紙）

「寛文拾壱年亥正月廿三日古升幷升之代社家社僧中ゟ庄屋請取書付」

亥ノ正月新升替銭之覚

一銭四百七拾六文　神　主
一銭弐百三拾八文　実相院
一同弐百三拾八文　明星院
一同弐百三拾八文　市大夫
一同弐百三拾八文　開田大夫
一同弐百三拾八文　左源大夫
一同弐百三拾八文　乙若大夫
一同弐百七拾弐文　才三郎
一同弐百三拾八文　勾当大夫
一同弐百三拾八文　九郎大夫
一同弐百三拾八文　又四郎大夫
一同弐百三拾八文　源左衛門
一同弐百三拾八文　太郎大夫
一同弐百三拾八文　光大夫

一同弐百三拾八文　作　大　夫
一同弐百三拾八文　右馬大夫
一同弐百三拾八文　三郎大夫
一同弐百三拾八文　三　大　夫
一同弐百七拾弐文　宇都宮大夫
一同弐百三拾八文　源五左衛門
一同弐百三拾八文　助　大　夫
一同弐百三拾八文　右　京
一同弐百七拾弐文　番頭大夫
一同弐百三拾八文　五郎衛門
一同弐百三拾八文　平　七
一同弐百三拾八文　庄　三　郎
一同弐百三拾八文　次郎兵衛
一同弐百三拾八文　加左衛門
一同弐百三拾八文　太郎右衛門

一同弐百七拾弐文　又衛門
一同弐百三拾八文　新左衛門
一同弐百三拾八文　又三郎
一同弐百三拾八文　庄次郎
一同弐百三拾八文　市兵衛
一同弐百三拾八文　茂左衛門
一同弐百三拾八文　甚吉
一同弐百三拾八文　甚十郎
一同弐百三拾八文　権蔵
一同弐百三拾八文　喜右衛門
一同弐百三拾八文　伊左衛門
一同弐百三拾八文　長次
一同弐百三拾八文　九郎右衛門
一同弐百七拾弐文　彦左衛門
一同弐百三拾八文　茂介

一同弐百三拾八文　市右衛門
一同弐百三拾八文　与兵衛
一同弐百三拾八文　六助
一同弐百三拾八文　武衛門
一同弐百三拾八文　四郎兵衛
一同弐百三拾八文　太郎兵衛
一同弐百三拾八文　権之介
一同弐百三拾八文　八九郎

右升〆五拾壱
　但替銭升壱つゝ付弐百三拾八文つゝ

新升しんきに五つ
　但升壱つゝ付弐百七拾弐文つゝ

天王領古桝之覚

銭〆三貫百拾文

天王領

古升之覚

一壱升ます二ツ　神主
一壱升ます一ツ　実相院
一同　明星院
一同　右馬太夫
一同　九郎大夫
一同　大郎大夫
一同　源八大夫
一同　勾当大夫
一同　三郎大夫

一同　又四郎大夫
一同　光　大　夫
一同　乙若大夫
一同　左一大夫
一同　開田大夫
一同　左源大夫
一同　五郎右衛門
一同　武右衛門
一同　三　大　夫
一同　作　大　夫
一同　吉左衛門
一同　右　京
一同　源左衛門
一同　源五左衛門
一同　太郎兵衛

一同　一同　一同　一同　一同　一同　一同　一同　一同　一同　一同　一同　一同

権之助　八九郎　平七　庄三郎　庄次郎　太郎右衛門　伊左衛門　権蔵　次郎兵衛　甚吉　甚十郎　喜右衛門　茂左衛門　与兵衛　六助

一同　茂　助
一同　九郎右衛門
一同　長　次　郎
一同　四郎兵衛
一同　新左衛門
一同　又　七
一同　市　衛　門
一同　力左衛門
一同　又　三　郎

古升〆四拾九

此外ハ天王嶋之内ニ古升壱つも無御座候

新升買申覚

一壱升ます二つ　神　主
一壱升ます一つ　実相院

一同　一同　一同　一同　一同　一同　一同　一同　一同　一同　一同　一同

明星院　右馬大夫　九郎大夫　太郎大夫　源八大夫　勾当大夫　三郎大夫　又四郎大夫　光大夫　乙若大夫　左一大夫　開田大夫　左源大夫　五郎右衛門　武右衛門

一同　三大夫
一同　作大夫
一同　吉左衛門
一同　右京
一同　源左衛門
一同　源五左衛門
一同　太郎兵衛
一同　権之助
一同　八九郎
一同　平七
一同　庄三郎
一同　庄次郎
一同　太郎右衛門
一同　伊左衛門
一同　権蔵

一同　次郎兵衛
一同　甚吉
一同　甚十郎
一同　喜右衛門
一同　茂左衛門
一同　与兵衛
一同　六介
一同　茂介
一同　九郎右衛門
一同　長次郎
一同　四郎兵衛
一同　新左衛門
一同　市衛門
一同　又七
一同　加左衛門

一同　　又三郎
新升〆四拾九
右ハ古升持之分ニ御座候

古升無之新升買申覚
一壱升ます一つ　番頭大夫
一同　宇津宮大夫
一同　彦左衛門
才三郎
又右衛門

新升〆五つ
右ハ今度初而升買申候古升は無御座候

新升二口〆五拾四ニ而御座候
以上

寛文拾一年
亥ノ
正月十一日
天王領
庄屋
九郎右衛門

新古枡交換覚

一古升壱つ　実相院
新升壱つ取
一古升壱つ　明星院
新升壱つ取
一古升壱つ　開田大夫
新升壱つ取

B 津島神社

一古升壱つ　左一大夫
新升壱つ取
一古升壱つ　左源大夫
新升壱つ取
一古升壱つ　乙若大夫
新升壱つ取
一古升壱つ　勾当大夫
新升壱つ取
一古升壱つ　源八大夫
新升壱つ取
一古升壱つ　九郎大夫
新升壱つ取
一古升壱つ　又四郎大夫
新升壱つ取
一古升壱つ　太郎大夫

新升壱つ取　宇都宮大夫
一新升壱つ取　光　大　夫
一古升壱つ　作　大　夫
新升壱つ取
一古升壱つ　三郎大夫
新升壱つ取
一古升壱つ　右馬大夫
新升壱つ取
一古升壱つ　吉左衛門
新升壱つ取
一古升壱つ　右　京
新升壱つ取
一古升壱つ　三　大　夫

新升壱つ取

一新升壱つ取　番頭大夫

一古升壱つ　九右衛門

新升壱つ取

一古升壱つ　武右衛門

新升壱つ取

第三部　印信・縁起・講式類

〔I〕

印　信

八王子惣召請印言

B 津島神社

八王子惣召請印言

虚合二大指入掌

曩謨三満多没駄南(ナウマクサンアンタロノタナムハ)和提耶提婆羅耶提(テイヤテイハラヤテイ)羅々優婆達衆挙王和婆駄酒優(ララウハタシュコワウハハタシュウ)離王祇善王婆婆哥(リハウキセンハウハハカ)

已下天王印言次ニ各修之

天神歓喜印真言合掌

唵縛曰羅三摩曳(ヲンハサラサムマエイ)ソハカ

地神歓喜印　同上

唵補多輪羅々毘乞叉(ヲンホタリンアラヽヒキシャセイ)世ソハカ

諸天威光印　同上　咒曰

唵没駄昧多哩羅々毘乞唅(ヲンロータマイタリアラヽヒキシャカム)叉

〽大霊験印言

合掌二中指刃以二風纏二風中指以二大指安二風甲ヲ気掌中ニ吹入

唵婆哩々々欠婆哩々々ソハカ

天愛地愛印言

虚合二水二火臥以二風纏二水天愛時以二空撫二火上文地愛時下文

唵毗(ヲンヒ)知須陀(チシュタ)賀悉者(カシツシャ)ソハカ

応永十二年五月十九日弟子

宥弘示之

牛頭天王供養法則

B 津島神社

(包紙)

牛頭天王供養法則

先清室内浄三葉印明八葉印　印身四処心額喉頂真言浄三葉真言如常次護身印以右地水ヲ安圧ニ水火ノ間ニ以各風附火ノ背ノ初節ニ印身五処左右肩膝幷頂散之呪曰唵悉旭帝梨咀陀羅耶ソハカ　次詣神前間観想我身是牛頭天王歩々ノ中ニ起天王忍心ヲ不生ニ邪見軽慢意ヲ　次八宝殿ニ手各作拳ニ置各々方腰ニ顧順逆ヲ称叫字明ヲ成ニ辟除結界ヲ不附諸障魔ニ云々　次観殿内是牛頭天王所往吉祥薗微妙功徳荘厳七宝極妙宝殿也是内ニハ微妙浄願薬師瑠璃光仏座或十一面観世音薩菩変成牛頭天王坐一躰分身八躰忿怒八大王子蘇民将来蛇毒気神十二神等十二宮神廿八宿卅六禽鼻長大神幷八万四千六百五十四神加護我等云々　次至天王御前長跪合掌謂懺悔偈曰

我徒過去世　流転於生死　今対天王前　尽心而懺悔　如前神所懺　我今亦如是　衆生悉清浄
自他獲厳身

次礼十方諸神祇　次礼天王　次礼玉女　次礼鬼門　次追破一切外道魔鬼印
以右中指ヲ屈捻大指下文ニ大指直立頭指无名指小指向外左拳ニメ制ニ左腰ニ一切神事等不怖
呪曰
南无東方八万　南方八万　西方八万　北方八万　中央八万諸悪鬼神縛々々叱伴吒々々
次禁鬼神印
以二大指各押无名指下文ニ余四指ヲシテ急ニ握大指ニ成拳交ヘテ辟ヲ右腋下収之呪如上

応永十二年乙酉五月十九日　　弟子宥弘示之

八神等　中番艮牛頭天王

B 津島神社

八神等

年始各行之

中番艮牛頭天王

童子形左手持索右手持劔項上有牛頭真言

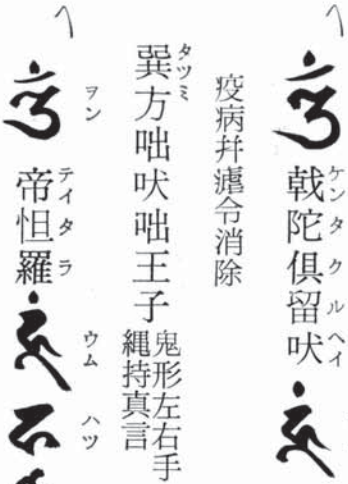

疫病幷瘟令消除

巽方咄吠咄王子
タツミ
鬼形左右手縄持真言

一切大小病鬼令摧滅

坤方地鎮鬼除王子（ヒツシサル）

官人形左右手持扶真言

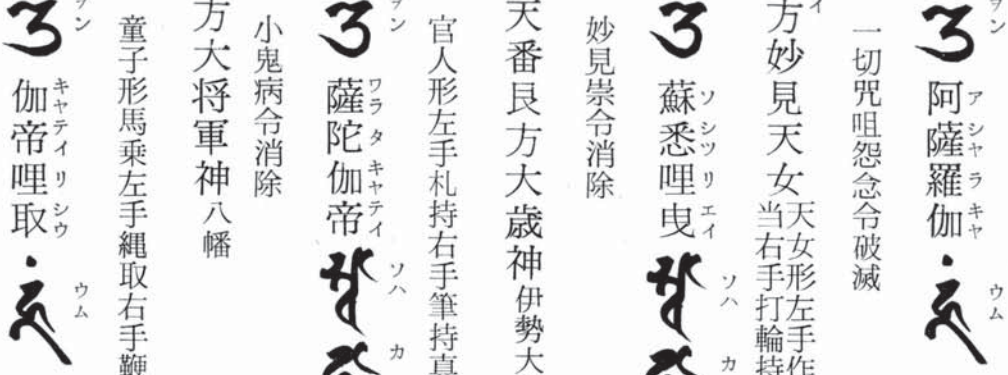

一切咒咀怨念令破滅

乾方妙見天女（イヌイ）天女形左手作拳腰当右手打輪持真言

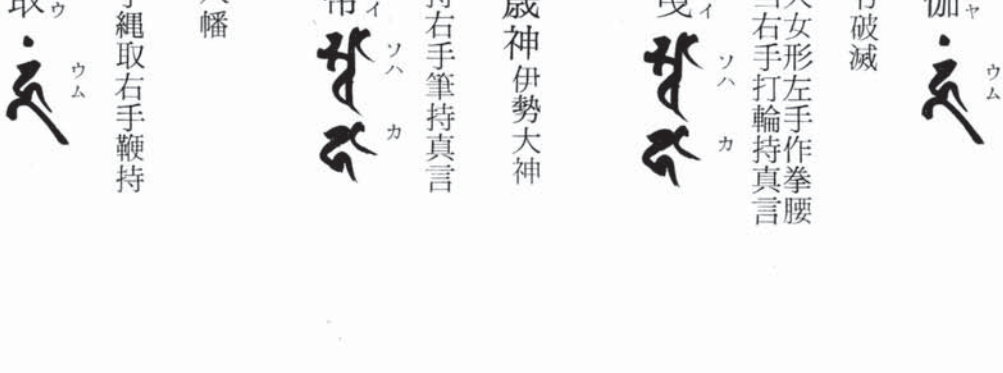

妙見崇令消除

次天番艮方大歳神伊勢大神

官人形左手札持右手筆持真言

小鬼病令消除

震方大将軍神八幡

童子形馬乗左手縄取右手鞭持

犯土罪令消除

巽方大陰神加茂

官人形合掌

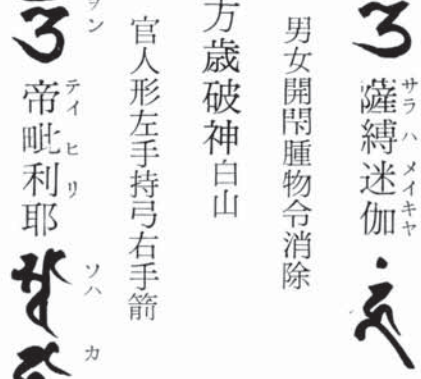

男女開閇腫物令消除

離方歳破神白山

官人形左手持弓右手箭

頭痛小神令消除

坤方歳敬神金峯

官人形左右手持札

腫物刹病令消除

兌方歳形神熊野

天女形合掌

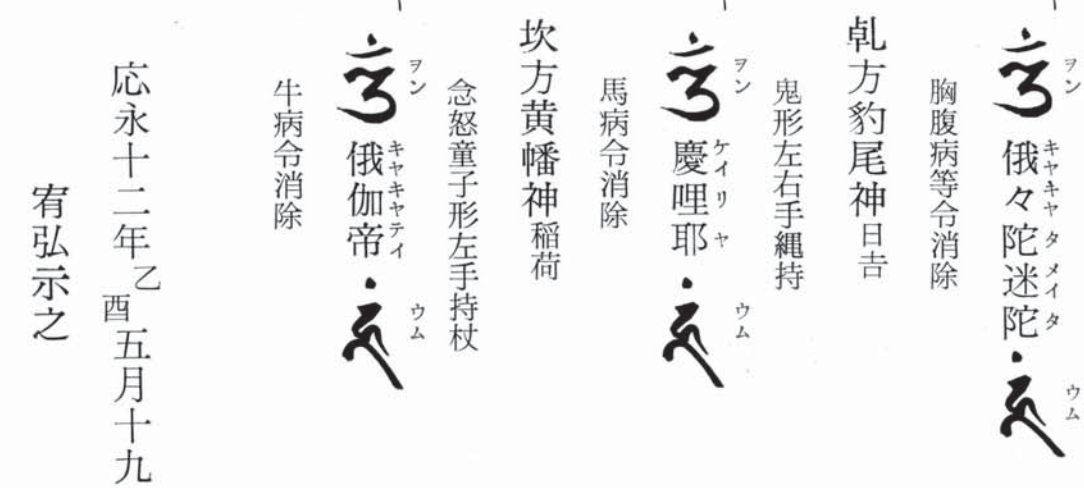

胸腹病等令消除

乩方豹尾神日吉

鬼形左右手縄持

馬病令消除

坎方黄幡神稲荷

念怒童子形左手持杖

牛病令消除

応永十二年乙酉五月十九日

宥弘示之

御幣事

B 津島神社

御幣事

祇薗殿

五本内大三小二

大五尺小三尺

大ハ横ニハサム也ヲリメヲ内ニ可向也

一幣ニ一重幣ニ重幣ト云事有之一重ト者三月ヨリ至テ八月ニ一重幣也従九月ニ至テ三月ニ二重幣ト云也但口伝有之

一奉幣時ハ幣ヲ須ニ可廻也彼ハ水流義也順ハ下義右義也水ハ皆下ヘ流也垂迹道順流々転門也

一御幣者為ニ衆生所具八葉白蓮花也彼蓮花成ニ八海也仍幣ノヲヌサヲ八流懸流事ハ表ニ八海水流也依水木儀ニ水精ハ為木ニ之間南天笠ニハ此八海精顕レ二四流由旬云ト木ト畢仍日本国大小神達(タチ)毎ニ年ニ十月集曽出(ツトイ玉フ)雲大社ニ彼大社ニ御共メ影向南天笠(シ玉フ)四流由旬木ニ云云仍十月神(カミ)ノ無(ナ)月(ツキ)ト云以此道理ニ神部仁不捧ニ御幣ニ者無ニ影向ニ随無利生ニ云云仍八海者有理智木是即為理智徳令真合海山ニ故也亦毎ニ水刃時開ニ八葉蓮華ニ云事四葉ハ理花四葉ハ智華也御幣ノヲヌサノ八流モ四流ハ理徳四流ハ智徳也以御幣解ニ除不浄事ニ時除

理ニ徳ノヌサ四流ヲ以ニ智徳ヌサ四流ヲ可解（ケケ）ニ除之ニ不浄者煩悩也以智可ニ断也只奉幣ノ時ハ為奉ニ拝理智徳ニ左右ノヌサ四八流共用之ニ也彼左右者幣ツクシノ左右也云々甚秘々々

応永十二年乙酉五月十九日

大阿闍梨宥弘示之

天王根本印

B 津島神社

天王根本印

二手合掌二水二頭押入掌内二地火二空相合ヲ咒曰

唵（ヲンクロロ）倶嚕々々栴荼利（センタリマトウ）摩登耆弱吽（キシヤクウムハムコクキウトウ）鑁斛牛頭天迦羅惹羅閣那曳阿嚕吽（テンキヤラシヤクアラエツタエイアロヨム）（ソハカ）南无仏陀耶（タ）南无達磨耶（タウ）南无僧迦耶（キヤ）南无東方浄瑠璃世界薬師瑠璃光如来十二大願利生変化薬宝賢牛頭天王阿毗舎（アヒシヤシヤ）々々々

（ソハカ）

心印　心中心印　如天王大事

神前

右天王三種印明於天王宮授

神道密教兼学阿闍梨宥弘示之

麗気記血脈

B 津島神社

麗気記血脈

大日如来　金剛薩埵　龍猛　龍智　金智　不空　恵景　弘法　真雅　源仁　益信　法皇

貞観寺僧正　南池院僧都　円城寺僧正　寛平空理

蓮花寺僧正　此院僧正大　長和親王　成就院僧正大　栄寿世院法印　釈迦院阿闍梨　常寿阿闍梨　往生院阿闍梨

寛空　寛朝　済信　性信　寛助　永厳　覚印　心覚　顕覚

権律師本名弾遍　仮名元瑜　櫓村僧都　牧野弁

宏教　成遍　宏瑜　秀円　慈詮　祐範　通海　栄叶　朝慶　慶珍　禅覚　良円　弘重

右於麗気記十八巻相伝如先師教奉授与弘重若於一部中祕曲幷相続之次第有一塵之虚言者可蒙諸尊天照大神之照覧者也

応永三十二年二月十六日

権少僧都良円法印授与弘重示之

新社正躰造立口決

B 津島神社

新社正躰造立口決

伝云、円桶高一尺二寸、或六寸、又三寸ニマケテ、内ニハ錦ヲ八葉ニ切テ三十七尊ノ種子ヲ可書、口伝、彼八葉ヲ桶ノ中ニ敷テ、其上ニ袈裟ヲ一帖畳テ可置、七条或種子也、其上ニ三種ノ神祇置事如常、或種子ヲ書テ可置也、又五穀ヲ錦ニ裹テ可加云云、又或金銀五宝等ヲ可入、深秘ノ伝ニハ願主ノ実名ヲ書テ可副云云、然後ニ盍シテ周リヲ上ハヤシテ清浄ノ取テ二泥土一ヲ塗リテ、又錦ニテ裹、其上ノ水色ノ絹ヲ以テ十文字結可奉置、惣シテ以五色ノ糸ヲ竪ニ八筋、横ニ九筋結ヘシ云、何人ニ可隠一、是神道一流ノ秘事二人不伝ノ大事也、其後地ヲ高ク築穴ヲ三尺六寸ニ堀テ可レ埋、是ハ少社ノ義也、大社ニハ直真殿ノ内ニテ可奉置、但何レモ以レ埋ヲ為本一、雖然造宮ノ時、仮殿ニ奉テ移上ニ登ランカ、恐成故、内ニ置申、可可然云義有也、何無相違也

一奉勧請時次第

先以二降三世印呪一奉勧請也

両手各々大指ヲ以テ中指無名指ノ甲ヲ押テ、小指ヲ相刃テ頭指各々直ク立ヨ

唵娑婆伽々々吽議里憾宅キヤリカンタ

ハヤウム阿曩耶穀縛議ハン縛日羅吽絆託三反次仏眼印

虚心合掌シテ頭指ヲ以中指ノ背ヲ押テ

大指ヲ以テ中指腹ヲ並立ヲ

曩謨縛議縛都烏蒭ニシヤ唵口ハソホロシムハラ底蒭タシツタロシヤニサラハラタサタニエイソハ

カ次智拳印

縛日羅駄都鑁

次外五古印

阿尾羅吽　欠

次外縛印　二大指並掌内入

八葉白蓮一肘間（チウケン）炳（ヘイ）現阿字索（ソ）光色

禅智倶（ク）入金剛縛（ハク）　招（テウ）入如来寂静智（シヤクシヤウ）

次三字汀（クワンチヤウ）

次内縛印



次招入申時、向二巽方一、宝号二日　合掌

知波也布留神ノ社ハ古々仁阿里、天降坐（マセ）三輪郷（ワノサト）ヨリ、右彼歌ヲ三度詠シテ、榊ヲ以テ可招申、寅時ノ立ノ

時ニ当日時ヲ以密ニ可招入申也、其後神馬ヲ引幣帛ヲ可奉也

次遷宮儀式可随所也　次御供具等竝幣帛可奉、次御神楽法

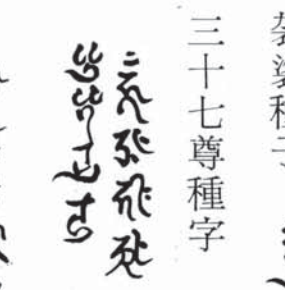

字法身神子　字報身チハヤヲ著セ

 字応身鈴持　小三台大三台 

但今神明奉法楽小(三)二(一)　大(三)二劔印

貪嗔癡法身般法身般若解脱掲諦掲諦波羅掲諦波羅僧掲諦菩提娑婆哥

袈裟種子　三種神祇種字 

三十七尊種字





東  南  西  北

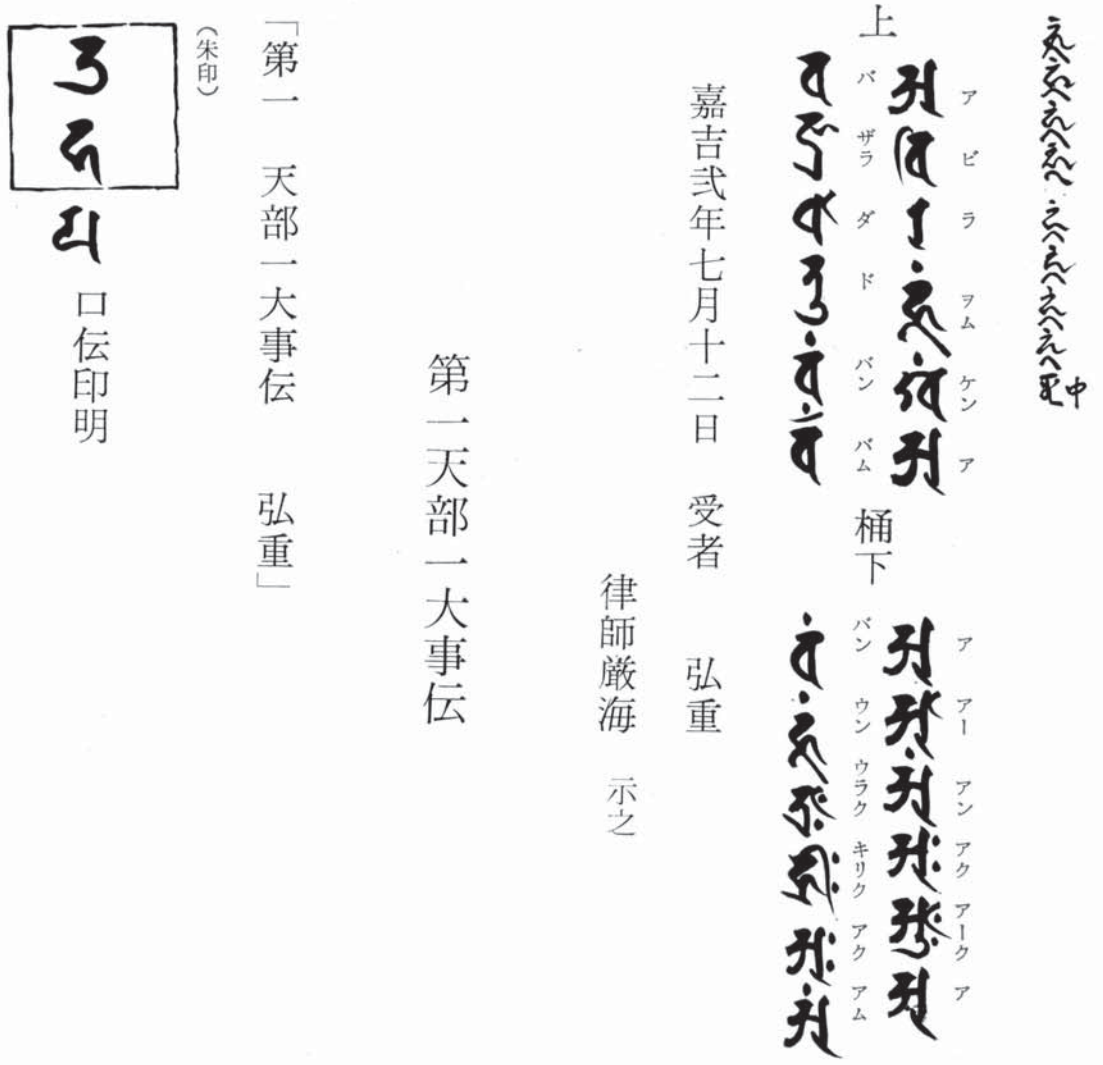

嘉吉弐年七月十二日　受者　弘重

律師厳海　示之

第一天部一大事伝

B

津島神社

「第一　天部一大事伝　弘重」

（朱印）

口伝印明

次宇賀神印左仰右拳置掌上

思如意宝珠心伝地空

唵電羅娑婆帝曳其甲

決定貧転福徳成 

千金莫伝此大事者三国大事祕伝也

一人従口伝外不可有者也

宝徳三年辛未十月廿二日（朱印）

大阿闍梨権小僧都祐叡示之（朱印）

授与

弘重（朱印）

第二 最大口伝

B 津島神社

「第二 最大口伝」

（朱印）



口伝

次決定転貧印二手合掌二水折伏立合二中指ヲ一宝形セヨ二風二大各禅指三反云



々々々摩訶宇賀耶惹耶薩木吠某甲転貧福徳成就



千金莫伝三国一人事一大事

不可有口外者也

（朱印）

宝徳三年辛未十月廿二日

大阿闍梨権少都祐叡示之

（朱印）

授与

弘重

（朱印）

第三　天部汀祕印信

「第三　天部汀祕印信　弘重」

（朱印）
天部汀祕印

次印左右合掌メ水指江大指ヲ甲ヲ也

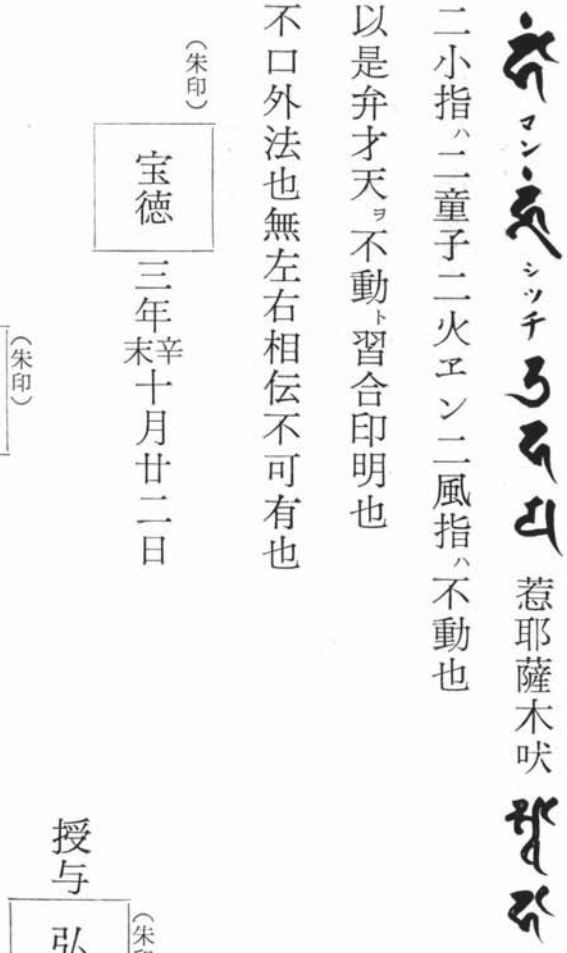

惹耶薩木吠

二小指ハ二童子二火エン二風指ハ不動也

以是弁才天ヲ不動ト習合印明也

不口外法也無左右相伝不可有也

（朱印）
宝徳　三年辛末十月廿二日

大阿闍梨権少僧都　（朱印）祐叡　示之

授与
（朱印）
弘重

麗気十八巻印信

B 津島神社

麗気紀印信

五胎印　　爰曰八握印

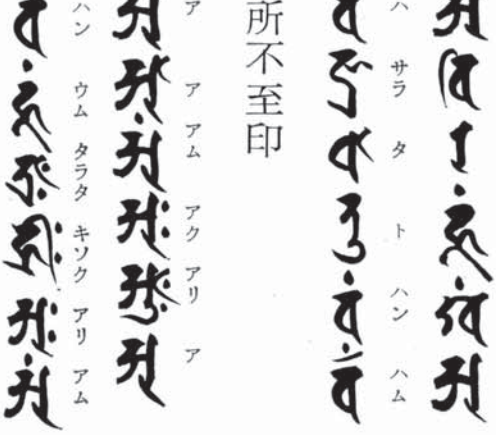

無所不至印

於尾州海西郡門真庄天主輪蔵日本紀灌頂道場麗気十八巻印信奉授弘秀

長禄三年卯己二月七日　　弟子勾当弘秀

伝授大阿闍梨秀範僧都

御船大事

B 津島神社

御船大事

先護身法

次追(ツイ)二破(ハスル)一切外道魔鬼一ヲ印　以二右手ノ中指ヲ一屈シテ捻二大指下文一ヲ大指ヲ宜ク立テ頭指ヲ無名小指ヲ向外一左ノ拳ヲ制ヨ二左腰一ニ一切神事等無怖〻〻

無東方八万

南方八万　南方八万

西方八万　北方八万

中央八万諸悪鬼神縛〻吽伴〻〻一反

次禁鬼神印咒如上三反

次牛領天王三種印真言

○次ニ断紙文字不明

大咒曰　根本印　仏部印

唵(ヲンク)俱(ロ)嚕々々旃(セム)荼(タ)利(リ)摩(マ)登(トウ)耆(キ)芻(シヤ)吽(クウン)鑁(ハン)解(コク)牛(キウ)頭(トウ)天(テン)迦(キヤ)羅(ラ)惹(シヤク)羅(アラ)閲(エツ)那(タ)曳(エイ)阿(ア)嚕(ロウン)吽(ソ)娑(ハ)婆(カ)哥一反

同心印　八葉印

唵阿(アク)具(タ)多(ラ)羅(クル)俱(ヘイ)留(ル)吠(リ)玉(ヤ)玉耶娑婆哥一反

同心中心印　金剛部印

唵阿(アキ)紇(リ)里(クル)俱(ヘイ)留吠娑婆哥一反

天王根本印

二手合掌、二水・二頭ヲ折リ入レテ二掌内ニ一、

二地・二火・二空ヲ、相合テ並ヘ立ヨ、咒曰

唵俱(クロ)嚕々々旃(セム)荼(タ)利(リ)摩(マ)登(トウ)耆(キ)芻(シヤ)吽(クウン)鑁(ハム)解(コク)牛頭天迦羅惹羅閲那曳阿嚕吽 [梵字] 南無仏陀耶南　無達摩耶



南無僧迦耶　南方東方浄瑠璃世界薬師瑠璃光如来十二大願利生変化薬宝賢牛(キウ)頭天王阿(ア)毗(ヒ)舎(シヤ)々々々

[梵字] 一反

次天疫神大事　印真言

唵天疫魂魄御霊鳳凰遍寂玉塔明塔金貴大徳 [梵字] 一反



次内師子外師子印　天形星真言

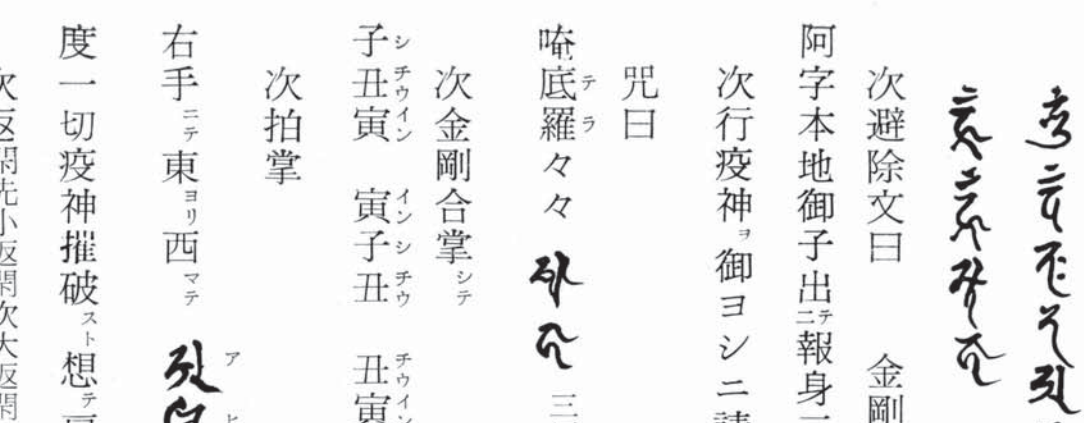

次避除文曰　金剛合掌

阿字本地御子出テ報身三摩地ニ、取テ  字ノ鈴、楽々打振テ、成ラニ鑁字法身ノ御子ト率出無レ不レ出レ神

次行疫神ヲ御ヨシニ請付、奉印言両手アケテ三度招、印ハ両手ヲ劒ニ作テ頭指中指ヲ立テ、可招之

咒曰

唵底羅々々三反

次金剛合掌シテ

子丑寅　寅子丑　丑寅子　二反

次拍掌

右手ニテ東ヨリ西マテ左手東西  カリトリテ、其後両手打合、三度一切疫神摧破ストト想テ肩ヨリ上両手ヲ投ケ越セ一切ノ悪疫神ヲ鉄囲ノ外ヘ送トリ可シ観也深秘々々

次返閇先小返閇次大返閇

次悪神追咒　右手作三三古二後サマ二招


己縛曰羅 三反

次御船ニテ放申ス、奉送次第

先合掌唱云、金剛合掌也　コンコウカツシヤウ

屈請諸神祭物礼了、各分散還宮安座急急如律令

二反

次咒　七反　或三反金剛合掌　同コンコウカツシヤウ


簸迦羅主拏祢縛多也

次護法送秡　次弾指真言


目刃穆　三反

次避除従魔印真言

以左鞘ヲ右ノ刀ヲ入テ置テ二左乳ノ上ニ一サテヌキ出テ、右刀印ニテ順逆ニ三反廻シテ、サテ天地ヲ印シ身ノ五処印セヨ、五処ト者、左肩・右肩・額・口・心也、其後指ニシ入レテ鞘一、又ヌキイタシテ左右ノ肩ヘ十ケ懸

咒曰

一はんにき
やくに三反
二はんにし
ゆんに三反
てんちん
身の五しよ

曩莫三曼多縛日羅赦憾（ナウマクサンマンタ ハ サ ラタムカム）　八反

次智拳印

政事ヲタヤカニ御神事（シムシ）

息災安穏目出度候（ソクサイアンオムニメテタクサウロウ）　一反

次被甲護身印明ハカリ可（ヘキ）レ成（ナス）也

長禄三年六月十二日書之

筆者　厳海　持者前勾当大夫弘秀

鈴口決

B 津島神社

鈴口決

其後仁尊伊勢大善助ニ相給テ鈴謂委問給時大善助答云ク本説シラサレトモ抑鈴云事ハ昔易路鈴振恋キ（ソノチニンソンイセノタイセンノスケアイタマイス、ノイハレヲクハシクトイマウトキセンノスケコタヘテホンセツヲハ　ソモソモト　ムカシハエキロノス、ノス、ヲフレハ

人トカ声鈴音下キクト云ヘリ是モ次第失ナケレハ亦反魂香ヲ焼ハ其煙浮見度人ヲ見ル今未世ニテ係機徳ナケレハ夢見ナラテハ无物語セシナリ聖人サテハ知給罪深秘給宣時キ大善助懸貴御僧ニイカテカ秘申ヘキ或人云ケルハ是モ本説ヲハシラス候ヘトモ尾張国熱田ノ明神此国天下給時鈴持下給所ニ始テ鈴ヲヨイテ其ヨリ所国移給トウケタマハテ候ヤカテ其処ヲス、ヲキノ社ト申タテマツルナリ其ヨリ鈴ナント申事彼神ヨリ始ル事ニテ御坐ナリ惣神楽鈴ナラテハ余事ニテラサヌ事也イカテカ存知申ヘキ我家ニハ鈴ヲナラサス唯再拝斗也其上伊勢ニカキテ用子ハトテ日本ニ有程ノ事ヲシロシメサヌハ不覚ナリ能々シラム人ニ御尋候ヘト申ス間力ナクテ聖人語ハヤト思ハレケレトモ神ノ内証ヲ輒語ラハ人イタカト申ヘシ泰ニモ神道ヲ浅々ト薄地凡夫ニ語聞カセハ世間ニモラスヘシ可祕々々

長禄二年九月廿三日　　授与勾当大夫弘秀

伝授師権大僧都厳海法印

鈴大事

鈴大事

B 津島神社

彼仁尊諸国修行之時尾張国熱田宮ニ一間ニ籠テ願我所願者徳モ福モ ホシカラス亦智恵ヲモ イノラス願クハ
今生ノ間ニ一仏ヲ見タテマツリテホタイヲエシメ給ヘトイノルハカリナリ
抑コノ熱田ト申タテマツルハ三国ノ間ノ大伽藍亦三国ニテ大三ノ宮也カヽルメテタキ御神ニテ[マ]
シマスアイタ顕密ノ祖師タチイツレモ此一ノ間ニ籠テ諸願ヲ成就シ給也我等モ彼間ニ籠テ籠申也若神土ニ
御坐サハ一ノ瑞相ヲ見セ給ヘト深クキセイスル処ニ十二三ハカリナル天童現シテイハク抑鈴云コトノユハ
レハシ知給ヤラムト問給ヘハワレイマタシラスト云シリ玉ハスハヲシエタテマツルヘシ此鈴ハ辰旦
日本ヨリモハシマラス北天笠ノ和伊露羅国ヨリ明神我朝ヘ天下給事ハ尾張国中嶋郡鈴置ノ社是也彼
社ニスヽヲヽキ給故也問云抑鈴ノ日本ニハシマル事其謂云何答三熱クルシミヲ取籠テフリクタイテ苦クル
止シミヲヤムル事ヲ表ス然間彼鈴ニ薩々(サツサツノ)声有此声ヲ聞テ衆生畜類鬼神等悉此コエヲキイテ成仏セスト云コトナシ
神ノ御前ニテハト鈴云仏ノ御前テハ鈴イト云意同シクスカタカハルナリ鈴ノ大事別ニ在之

長禄二年九月廿三日　　授者秀弘

伝授師権大僧都厳海法印

15 鈴大事

B 津島神社

鈴大事

印外五古印　明

此大事者尾張国熱田社仁尊籠タリシ時天童天下授給云泰天照大神ノ御方ヨリ授タテマツリタル鈴大事也未我朝ニヒロマラサル大事ナリトテ仁尊ニ授給テ云ク聖人此間籠給コトヲ天照大神御納受有三度天下給加護タマウ古祖師先徳達皆々此神ニ祈所願成就給事必然也此間籠善悪人倶守護給悪人ヲタニ守給況善□時計物語而虚空指テ飛火

天照大神重子形　熱田明神　仁尊　仁順　伺仁　同海同光　□勢　仁光　芸瀬　厳海　弘秀

長禄二年九月廿三日

当社末社之次第

B 津島神社

当社末社之次第

薬師　十一面
一大宮殿　二八王子（ヨリ）右神拝（ハイ）
如意輪如躰王子　普賢
三婆利采女　四若宮殿
不動
五蛇毒気神主
天照大神大日
六当下御前歓請
七滝ノ御前滝金迦羅
八王ノ御前愛染（アイセン）
九米（ヨ）子御前宝生如来
十矢野ノ御前正観音
十一児ノ御前文珠
十二大社（ヤシロ）ノ王子地蔵
十三船付大明神大通智仏
十四多度ノ御前弥勒

十五弥五郎殿毘沙門

十六神宮寺薬師

十七星ノ御前虚空蔵 無尽意菩薩

十八屋子（ヤゴ）ノ御前

十九千手堂

本者御習在之権者ノ相承（サウシャウ）色々也弘法大事御相承ヤクシ深秘伝別習在之

八王子御本地

一第一相光天王本地正観音

二魔王天王准胝（シュンデー）観意

三倶魔羅天王十一面

四良侍天王馬頭

五徳達神天王如意輪

六伺（シ）神相天王千手

七詑相神勝天王　白衣
八達尼漢天王　楊柳
一蘇民将来本地地蔵
一婆利采女本地　十一面
一東王父天王　本地普賢
一西王母天王　虚空蔵
一蛇毒気神　不動
一弥五郎殿　毘沙門

天正十九四月二日　□□写是

祇薗殿御口決

B 津島神社

津島記云祕々中祕事也不相伝及外見物者今生眼盲後生必堕地獄者也穴賢〳〵

大師遍照伊勢太神宮仏物詣之時飯高郡一七日御居住之後当宮二一七日御籠之時御夢想云

第一ニ本地祈給一午二龍王三烏羽王四十一面五天第五夢想ナレハ是ソ本トミ玉

第二本地薬師ヲ尋給ヘハ神宮寺ナレハナリトアリ

第三祇薗殿ヲ尋給ヘハ神菅(マヽ)答ヘ給也

第四午頭天王ノ名ヲ尋給此ハ五味ヲ菅アリ五字八教表也我午頭ニ座ル座ル由シ有リ

第五当所ヲ津島ト申由尋給ヘハアキノイツクシマヨリ我当所来由也已上

第六御松由尋給此ノ松ヲ見ル事ハ一大三千世界ノ衆生皆正覚ヲ取コトヲ待由ヲ松ニ表シ見ル也

第七流行神尋給一大三千世界之衆生三毒五欲ヲ毎年一度宛取数流此皆流行ト成ル也

大師一七ヶ日ノ内ニ御尋アリテ其後熱田ヘ御立アリシカ又自道御帰在リテ島ヲ結界シ給テ後ニ八百万神達皆来給テ天王ヲ守護給也仍七種大事如斯

一人相伝之法明ニ万神道皆此中ニ在若不相伝者外見スレハ無間堕事無疑者也

日本惣社祕事千金莫伝祕事内祕事也可祕々々

干時弘仁九年秋当社物詣給物也

本云応永廿九年七月三日　金剛仏子紹莫

干時文安四年丁卯八月晦日金剛仏子光祐

干時慶長癸卯年二月八日神子康忠

〔Ⅱ〕

縁起・講式類

牛頭天王経

B 津島神社

牛頭天王経

南無十方仏　南無十方法　南無十方僧　南無大悲観世音菩薩、南無仏陀耶、南無達摩耶、南無僧伽耶、南無観自在菩薩、摩訶薩、疫病消除、娑婆訶、東方王父、西王母、海龍王女、粟作遮利、右佐利、蘇民将来、大悲三所権現、南無大悲、牛頭天王、武塔天神、波利采女、八大王子、相光天王、魔王天王、倶摩羅天王、得達神天王、良侍天王、達尼漢天王、持神相天王、宅相神摂天王、邪毒気神王、与官神授福神、摩訶羅大黒天神、各々八万四千六百五十余神等、右司神命、左司神命、眷属等皆来集会、皆来加護、宝号威力、宝号加護、急々如律令

神主紀長吉

牛頭天王講式

A 興禅寺

牛頭天王講式

我此道場如帝珠　十方諸神影現中

我身影現天王前　頭面接足帰命礼

慎ミ敬テ白ス、天神七代地神五代以来、日本六十余州一万三千六百五十余座ノ神祇、殊ニハ者牛頭天王八王子八万四千六百五十四神等ノ之毎ニ廟前ニ驚而言、夫国発ニ元気一ヨリ、神ハ現ニ混沌一ヨリ、人ハ生ニ天地一ヨリ、禽出ツ二法性一ヨリ、肆雖モ鬼畜人天王皆是大日一ナリト、依テ二無明ノ亡女隔一我等已ニ成リ二業障深重ノ凡夫一三毒五欲弥盛ニシテ而八万四千ノ煩悩増起於テレ是ニ天王独リ為レ度ニ此ノ重罪衆生一、以テ二寒熱ノ疫疾一禁ニ貪嗔癡慢一勧メ二檀戒禅恵一与ヘ玉ヘリ現当ノ悉地一、間講ニ五段生善ノ之式一欲スレ擬ニ五欲滅罪ノ之法一ニ、仍テ第一ニ挙ニ本地ノ徳一、第二ニ讃ニ垂迹ノ利益一、第三ニ嘆ニ八王子ノ利物一、第四ニ明ニ三国ノ化尊一、第五ニ廻向発願也

第一ニ挙ニ本地ノ徳一者、惣シテハ大日法身ノ変化又ハ観音ノ応用或ハ不動明王ノ変作復ハ毘沙門天王ノ化身、別シテ而ハ者薬師如来ノ垂跡也、今此ノ尊ハ阿閃仏ノ分身、宝幢尊化用、東方浄瑠璃世界ノ教主、十六王子ノ最初七仏薬師ノ後番トシテ而発シテ十二大願一、治シ玉ヘリ一切衆生ノ病苦一、号ニ医王薄伽一除キ玉ヘリ六趣ノ

凡夫ノ迷闇ヲ、称ス瑠璃光仏ト一然間聞ケハ名ヲ自ラ得ヘ身心安楽ヲ一、至レハ信ヲ即蒙ル寿福円満ヲ一、故名詮自性ノ其徳是新也、又前後ニ囲ニ遶シテ八菩薩ヲ一引ニ接シ玉ヘリ四生ノ類ヲ極楽ニ一、亦左右ニ周ニ匝シテ十二神ヲ一結ニ番々ヲ一守レリ時々ヲ一、且タ此ノ十二神ニ一尊ニ各墻ニ七千夜叉ノ眷属一合テ侍ツキ二八万四千ノ夜叉神一、随ニ逐シテ尅々一護ニ持シ玉ヘハ念々ヲ一日光月光ハ加ニ護シ玉ヘリ昼夜一、信マコトニ知ヌ我等衆生無病平安寿命長遠ナル、偏ニ由ル薬師利生ニ者也、就中種子ニ  字者、有不可得リ字ニ加フ自在ノ点ヲ一、是三有廿五有ノ凡夫現当ノ悉地有ニシテ而自在ノ義也、次ニ三形者薬壺也、此ノ壺ノ中ニ有リ三種ノ薬一、一ニハ治シ身心ノ病ヲ一、二ニハ消セリ貪苦ノ病ヲ一、三ニハ除ク煩悩ノ病ヲ一薬也、依テ之ニ経ニハ説ク玉ヘリ衆病悉除身心安楽家属資具悉皆豊足上ト、憑タノモシキ哉我等ラカ成仏得道ノ源転過為福ノ基モトイハ乍レラ然医王ノ本誓独リ超ヘ玉ヘリ余尊ニ一、仍テ為メニ蒙シンカ現世安穏後生善処ノ利生ヲ一唱ヘテ伽陀ヲ一可レ行フ二礼拝ヲ一、頌ニ曰

求長寿得長寿　求富饒得富饒

求官位得官位　求男女得男女

南無帰命頂礼医王薄伽日光月光十二神将七千夜叉　各々守護哀愍納受悉地円満

第二ニ讃ス垂迹ノ利益ヲ一者ハ、此ノ天王ハ三面十二臂ニシテ而顕シテ二頂ニハ牛頭ヲ一、如ニシテ大夜叉ノ一着シ身ニハ天衣ヲ一帯ヒ、腰ニハ虎皮ヲ一忿怒ノ形像ニテ坐シ玉フ也、抑彼三面者トハ、正面者薬師如来、左ノ面ハ日光菩薩、右ノ面ハ月光菩薩也、然間在レハ天ニ顕レ二日月星三辰一、照シ二三界皆苦迷闇ヲ一、在レハ地ニ現シテ二法報応ノ三身ト一、破リ玉フ二

貪嗔癡ノ三毒ヲ、又於テハ密教ニ示シテ仏金蓮ノ三部ヲ、治シ三妄熱ノ病苦ヲ、於テハ顕教ニ表ハレテ空仮中三諦ト、却ソキ玉フ見思等ノ三惑ヲ者也、亦御首ニハ戴ミクシ玉ヘリ五ノ牛ノ角ヲ是即五智ノ宝冠トシテ妙法蓮華経ノ五字也、又ハ五仏能断ノ利剣ナレハ切テ五道輪廻ノ楔キツナヲ令メ玉ヘリ出離生死ヲ、或五大尊ノ降伏ノ宝棒ナレハ摧キ玉フ五蛇ノ怨苦ノ敵ヲ故名ル中ニモ大威徳尊ト者也、加之シカノミナラス従ヨリハ五ノ角ノ鋒ホコサキシタタ滴ツテ五智法水ヲ灑ソヽキ天地ニ湿ウルヲシ玉ヒ万物ヲ処也、麗ツラツラヲモンミレハ以左ノ第一手ミテニサヽケ玉フ擎日輪ヲ、是即実相真如ノ日輪ナレハ、光明高ク曜カヽヤキテトラカシ解キ玉フ流転生死堅凍ヲ也、右ノ第一ノ手ニ捧ゲタマフハ月輪ヲ、是又本有常住ノ月輪ナレハ、光輝キ清ク寒サヘテ覚サマシ玉ヘリ無明煩悩極熱ヲ、同ク第二ノ手ミテニ持チ玉フハ剣ヲ、剖サキ玉フ一切邪魔外道魍魎鬼神等障碍ヲ也、次左ノ第二ノ手ニ齎モチタマフ鉾ハ者、研クタキ玉フ一切非時夭ヨウ短命怖異悪霊邪気呪咀怨念ヲ也、次第三ノ左右ノ手ニ提ヒツサケ玉フハ弓箭ヲ、払イ玉フ一切ノ天魔地魔常随魔ト弓箭刀杖等ノ難者ヲ也、次ニ左ノ第四ノ手ニ荷モチ玉フハ輪宝ヲ、平ケニ一切ノ病難火難水難風難等ノ七難ヲ令セシメ玉フ生ニ長七福ヲ也、同第五ノ手ニ取レ玉フハ索ヲ、搦カラメ玉ク師子虎狼熊羆毒蛇毒虫等ノ不懐危難ヲ者也、次右ノ第四ノ手ニ持レ捧、降ニ伏シ玉フ悪夢物怪悪呪術厭魅蠱毒等不吉祥ノ事ヲ、同第五ノ手ニ抬モタセ玉フ斧ヲ者、削ツテ横死横難定業等ノ死ノ札ヲ付テ生ノ籍フタニ延ヘ玉フ寿命ヲ百二十年ニ者也、左ノ第六ノ手ニ挈モチ玉フハ斛者、施シ不増不減ノ泉ヲ与ヘ玉ヘリ一切衆生不老不死之薬ヲ、右第六ノ手ニ執リ玉フハ三吉ヲ、三界ノ有情ヲ如ク一子ノ憐愍義也、是皆本地ノ前ニハ、十二大願ニテ守ニ護シ玉フ我等カ六根六境ニ表示也、仍テ為ニ祈ンカ二寿命長遠福徳円満ヲ唱ヘテ二伽陀ヲ可レ行ニ礼拝ヲ頌曰

本地薬師瑠璃尊　垂迹天王牛頭形

除病延命増福聚　現当二世利ニ有情ヲ一

南無帰命頂礼和光垂跡牛頭天王心中所願皆令満足

第三嘆ニ八王子ノ利物ヲ一者、抑彼ノ金剛自然天ハ鷲峯ノ教主トシテ而形ヲ現シ牛頭ニ一、武塔天神ハ鹿苑ノ聖者ナレトモ身ヲ交ヘ龍女ニ一、儲ケ玉ヘリ八人ノ王子ヲ一、第一ノ王子トハ者、守リ玉フ一切衆生ノ両眼ヲ一如クナレハ日月ノ言マウス相光天王ト一、是レハ三世ヲ鑒ミ玉ヘハ一見ヲ一号ニ観ミルメ目ト一、第二魔王天王ト者云ハ、管ツカサトツテ我等カ耳根ヲ一聴キ玉ヘリ三千界ノ善悪ヲ即根ニ一、第三ニ倶魔羅天王ト云ハ者、掌ツカサトツテ鼻根ヲ一聞カキ二六合ヲ一気ニ一、六趣ノ凡夫ノ邪正ヲ一録シルシ玉ヘハ目前ニ一名ケ二齆鼻カクハナトモマタ一也、香ニオイハ必不レ離ニ其形ヲ一、名ク二影魔神ト一モ、第四良待天王ハ、司ツカサトツテ舌根ヲ一警イマシメ玉ヘリ二妄語寄語悪口両舌ヲ一、第五徳達神天王ハ、治メ二身識ヲ一シタカヘ玉ヘリ虐ニ殺生偸盗邪婬ヲ一、第六ニ達尼漢天王ト云ハ者、主アルシトシテ二意識ヲ一咎トカメ玉ヘリ二貪嗔癡ノ三毒ヲ一、第七持神相天王ト云ハ者、預アッカツテ二末那識ヲ一進メ玉ヘリ二厭悪求善ヲ一、第八ニ宅相神天王者ト云ハ、法阿ノットツテ二頼耶識ヲ一験シルシ玉ヘリ二現世安穏後生善処ノ悉地ヲ一、是皆十一面ノ化現ニテ為レ令ンカ果サ八寒八熱ノ旧業ヲ一代リニ彼ノ苦ニ一、与ヘ玉ヘリ本地薬師ノ八菩薩ノ安楽ヲ一、故法身ハ者大日、報身ハ薬師、応身ハ観音、化身ハ天王等、流身ハ現シ二牛像カタチスミヲ一栖フ玉ヘリ二山野ニ一、是済度群生ノ方便ノ至極ニテ、運ノセ我等ヲ一乗実相ノ車ニ一為メレ届ト、ケンカ二身円満ノ実処ニ一化ハケ玉ヘリ二牛ノ姿スカタト一、又邪毒神ト云ハ者、為ニ対シ二治ンカ衆生ノ三毒ヲ一、不動化身、是ハ貪嗔癡ノ三毒ヲ為シテ二根本ト一八万四千煩悩ノ悪邪悪毒ノ為ル二棟梁ト一故ニ名ク二邪毒ト一、然聞信心ノ前ニハ、忽ニ顕シテ

八万四千宝聚門ト、成リ玉ヘリ二現当ノ守護神一ト、仍テ為レ蒙ンカ生々世々ノ加護ヲ一唱ニ伽陀ヲ一可レ行ニ礼拝一、頌ニ曰

一切如来大慈悲　皆集一躰観世音
八寒八熱那落伽　大悲一人代受苦

南無帰命頂礼大慈大悲八王子八万四千等哀愍納受悉地円満

第四ニ明ムト云三国ノ化導ヲ一者、月氏ニテ顕レ玉ヘリ北天竺九蔵国ノ吉祥苑ソノニ一、従リ其レ出テ二祇薗精舎ニ一示シ彼ノ鎮守ト一、依テ助ケ玉フニ釈尊一代説法ノ化儀ヲ一、奉ル号レ二祇薗殿ト一、爰ニ有リ二堅貪ノ者一名ク二巨丹ト一、彼等カ末孫ヲハ可シ二治罰ス一、又有リ二慈悲ノ者一名ク二蘇民将来ト一、彼等ラカ子孫ト名乗ランヲハ生々世々間可シトテ二守護ス一授ケ玉ヘリ二牛王ノ玉ヲ一、依レ之ニ富メリ二七珍万宝ニ一、成ルコト二大福長者ニ一、偏ニ依ル二牛王ノ宝珠ニ一、故ニ奉レ号ニ牛頭天王ト一也、辰旦ニシテハ著ハレ二神農皇帝ニ一、始ム二天下ノ耕作農業ヲ一、又分チ二毒薬ヲ一初メ玉ヘリ二医道ヲ一、然後秦ノ始皇ノ代象トツテ二彼ノ形像ヲ一奉レ崇メ二牛頭天王ト一也、其後我朝来リ玉フ二日域ニ一、仁王第七代ノ帝孝霊天皇御宇ニ渡リ玉ヘリ二西国ニ一、従ニ彼ノ対馬国一、又仁王卅代欽明天王ノ御宇ニ、東海道尾張国海部ノ郡門真荘津島ニ垂レ玉ヘリ跡ヲ、然ルニ此ノ在所ヲ鍵以ミレハ、左ニ流レタリ二大河一是レ自左青龍ナリ、右有レ道是右白虎、前ノ池ハ即前朱雀、後ノ山ハ又後玄武、故ニ法尓天然トシテ而四神応ノ島ナレハ、以テ実ニ異ル他ニ霊地霊験也、付テ中ニ此国ヲ云モ二日本ト一、薬師ノ日光月光出世ニ昭シ玉フ二昼夜ヲ一徳也、然間古ヘ天昭太神ノ、浮橋ノ上ニシテ以テ二天ノ逆鉾ヲ一探リ玉フ二大海原ヲ一時、老

翁一人乗テ葦ノ葉ニ浮ヒ出テ、我ハ是此ノ国ノ地主依レ告ニ本地ハ薬師ト一、此国ヲ名ケシモ磯馭盧島ト一、今此ノ島ノ事カ歟、其ノ故ハ彼ノ蘆ノ葉ハ成リショリレ島ト開ル国ニ、故ニ号ス豊葦原国ト一モ、以テ此ノ葦ヲ因レテ敬フニ我国ノ地主ト一、於テ此ノ島ニ称ケ弥五郎殿ト一、奉レ崇メ地主ト一処ナレハ其ノ本地モ亦仏法擁護ノ多門天也、依レ之今モ六月十五ニハ以テ御葦ヲ仰キ天王ト一、御橋ノ上成ナシ行幸ヲ奉ル大海原ヘ押宕ヘ、是ヲ古ヘ天ノ浮橋ノ下ヘ出ニ現シ玉薬師ト葦ト一儀式ナレハ、誠以是レ天地開闢政コト也、尤可ニ隠密ス一尤モ可ニ崇敬ス一祭リ也、仍テ為ニ報ンカ我朝出現ノ広恩ヲ一、唱テ伽陀ヲ一可レ行ニ礼拝ヲ一、頌曰

具足神通力　広修智方便　十方諸国土　無剝不現身

南無日本国中大小神祇哀愍納受心中所願皆令満足

第五ニ廻向発願トハ者、日天月天一躰ノ故ニ名ケ天ト、神通自在ノ故ニ称シ王ト、三国ノ本迹爰ニ寄リ集リ、天地不思議即チ浮出レハ号ニセリ津島ト一、当ニシレ知ル医眼ニ看ル処百毒皆薬ナレハ、千草万木五穀万菓皆悉ク薬師ノ尊形也、雖モ然ト其中ニ柳ト者云フハ、訛ヨベリ卯木ヒガシノキ一是医王ノ直躰ナルニ、薬王ノ後身書キニ蘇民将来ヲ一、印ヲシ門ニ着レハ袖ニ、保テリ二息災延命ヲ一、故ニ我等衆生年々歳々ニ、所レノ着ル絹布ハ調ル二四大ヲ一薬リ、時々刻々ニ所レ食スル米穀ハ養フ二五臓ヲ一薬ナレハ、但諸病ノ根源ハ由ル二衣食ノ不足ニ者也、喜キ哉カナ我等一日片時モ不レルコトハ遇ハ二飢寒ノ二事ニ一、偏ニ薬師ノ御恩、天王ノ御徳也、宜ウヘナルカナ哉古ノ因テ契託ニ一今奉ルコト値イ二天王利生ノ世ニ一、乍ラ然シ蘇民カ子孫ナルコト無レ疑者ナレハ心中所願盍ンソ二成就セ一乎、仰キ願ハ牛頭天王八王子八万四千六百五十四神等、上

自リ一天一至ニ万民一、生々世々間令シメ玉ヘ二守護安穏泰平一ニ、仍以テ二伽陀一ヲ演ノヘン二廻向一ヲ、頌曰　願以此
功徳　普及於一切我等与衆生　皆共成仏道
南無帰命頂礼牛頭天王王子眷属心中所願皆令満足
天文龍集庚子(九年)小春晦日　津島興禅寺当住持秀峯叟書焉

牛頭天王縁起　幷年紀

B　津島神社

薬宝賢菩薩(ヤクホウケムホサツ)ノ縁起

夫以(ソレヲモムミレハ)、牛頭(コツ)天王ト者ハ、薬師(ヤクシ)如来ノ垂跡(スイシャク)御変身(ヘムシム)ナリ、婆梨采女(ハリサイニヨ)ト者ハ、十一面観世音菩薩也、為(タメ)ニ利生ノ出現シテ、廻方便(メクラシ)テ、利益(リヤク)衆生ヲ給(タモフ)者也、昔ヨリ従ニ九相国(サウコク)一降生給(カウシヤウ)シ玉フ、東生父、西王母天ト申ス人トマシマシ坐、而シカモ東王父天ヲ為シ父ト、西王母天ヲ為シテ母ト生(ウミ)ニ御子(ミコ)一ト柱(ハシリマシ)ヲ坐マス、名ハ曰フ牛頭天王ト、是ノ王ノ

依ヨテ二宿因果報一、彼ノ従九相天降テ、彼ハ帝利迦国ノ北海ノ之辺、吉祥苑トイフ云薗ニ有テ独、四十年之間宿トシ坐シテ、五徳ヲ具足給シ玉フ、謂ク武者芸、荅ト者弁ヘン、天トハ者強シ、神ムト者ハ力王者トハ、通具シテ此ノ五徳之義ヲ、吉祥薗ニ坐マス時、五徳ノ御名ニ依ヨテ、武荅天神王ト申也、本ノ御名ヲハ牛頭天王ト申、而ルニ此ノ天王成二女人愛変一之時、神通変化之鳩来テ鳴ツル音ヲ聞ケハ、南海沙竭羅龍王ノ第三イ女薩迦陀女ト云フ、端厳美麗相好殊勝也ト、鳴テ人□告聞指二南方ヲ一飛去ル、爰ニ天王以二神通ヲ一応シテ二彼ノ鳩ノ飛去音一ニ、向テ南海龍宮、薩迦陀女ヲ躬往給フ、其ノ道ノ程ト遠シテ四万里也、三万七千九百里行テ疲レ苦ミ坐スル程ニ、日暁ク夜ニ入リ、不二能ハ道行一、而道ノ辺ニ大ナル宅アリ、巨舟将来云、大福貴ノ者ニテ也、面ニ鉄ノ門ヲ立タリ、天王入テ若汝作二田畠一虫食損、吾名九十返奉ラハ唱不二食損一セ、第四王子誓願テ曰ク、若汝宅ノ婦女等夭ラムニ乳汁ツルコトヲ出者、吾名百返奉ラハ唱、如ク泉ノ出サム之ヲ、第五王子誓願シテ曰ク、若シ汝チ夜欲セハ二道ヲ行一ムト、吾カ名ヲ百返奉レ唱、現千万ノ刑ヲ令メムニ守護一、第六王子誓願テ曰ク、若シ汝チカ家ニ腹頭病人有ハ之レ、吾名ヲ百返奉ラム唱ヘ、件ノ病消滅セム、第七王(子脱カ)誓願テ曰ク、若シ汝チカ家ノ内ニ牛馬六畜病幷ニ死亡在アラハ之、吾名百返奉レ唱、千万億令メム生二養之一、第八王子誓願シテ曰ク、若シ汝チカ家ノ内ノ人、腹ノ内ノ虫満テ長病在ラハ之レ、吾名百返奉唱、彼ノ病消滅セムト云、而ルニ天王仰ヒテ大誓願ヲ、任セテ八王子誓ニ、奉供祭シ者、吾必ス払ヒ万悪ヲ、令メムト得長寿ヲ宣シメ、小松十二本、以テ四本ノ正躰ノ御棚トシテ、高五尺、広三尺、幣二本五尺、八王子八本、四尺五寸、粟ノ供四盛、八王子ニ八ッ盛、米ノ供ク四ッ盛、八王子ニ八ッ盛、菓

子等ラ、粟ノ酒散供祭ルレ之ヲ、始メシ人ハ西天竺希血是也矣

委細旨本経在之可披見

略縁起一巻

○○武荅天神王経云

十種ノ変化ノ異名

一者武荅天神

二者牛頭天王

三者鳩多羅王

四者蛇毒気神

五者摩那王

六者都藍天王

七者梵天王

八者玉女
九者薬宝賢明王
十者疫病王　云二病行大神一
○○護頭天王至極ノ曼荼羅経云　護頭天王変身又ハ云二鼻長大神一云々
○○儀軌ニ云ク　取レ詮ヲ
昔鼻長大神、豊葦五年辛丑年□□□□十年自二天平宝字五年一、辛ノ丑ノ年至テ于延暦十七年、戊ノ辰ノ刀ノ年ニ三八年、自ヨリ二周穆王五十二年壬申ノ歳一、至テ二于延暦十七年戊刀ノ年一ニ一千七百四十七年
凡ソ自ヨリ如来入滅、周ノ穆王五十二年壬申ノ歳、至テ二于嘉元三乙巳歳、巳上二千二百五十三年歟
又私ニ云ク牛頭天王以テ二沙伽陀女一為婦女坐マス事
（以下欠簡）

津島牛頭天王祭文

B 津島神社

津島牛頭天王祭文

抑奉レハ尋ニ牛頭天王根源一、須弥ノ半復ニ云フ二豊饒国一ト有リ国、其ノ国ノ主ヲハ奉ニ武答天王一ト申シ、太子一人

御坐ス、御名ヲ奉ニ武答太子一ト申シ、彼太子七歳ノ御時マテハ、童子ノ形チニテ御坐ス、然ニ八歳ノ御時其御勢現シテニ五尺一ニ、御面ニ顕玉ヒ三面一額ニハ現玉フ十一面一ヲ御頂三イタタキニハ尺ノ牛角出玉フ、亦色ノ角五尺ニ生出玉フ間、父ノ大王是ハ不思議ノ太子化生王子タリトテ、辞シテ御位一ヲ彼ノ太子ヲ御位ニ奉ル付ケ、牛角生出玉フ故ニ牛頭天王ト奉ル申シ、又ハ金剛自在天トモ申シ、或ハ申ス武答天神一トモ、王仍テ為ニハ盤牛大王ノ顔ヒコマコ、為ニハ黄帝龍王ノ孫ニテ御坐ス、故ニ御母ヲハ申シ倉女一ト、父ヲハ奉ル申シ東王父天一ト也、故ニ大将軍ニハ兄ニテ御坐也、奉ル尋ネ其形像ヲ一、頂ニハ戴キ五ノ牛角ヲ一是即妙法蓮華経五字也、又 五字也、面三ツ御坐ス、是又法・報・応ノ三身、空仮中三諦仏、金蓮三部・三點ノ表示也、手ノ十二御坐ス、是又薬師十二神将ジヤウ、又ハ十二宮神ノ形像也、是即本跡不二ニ、加持無二ノ躰也、然ルニ牛頭天王后ハ、南海沙竭羅龍王ノ其ノ姫宮ヒメ、申シ二佐伽陀女一ト又ハ申ス波梨采女一ト、彼姫宮ヲ后トシテ八人ノ王子ヲ儲玉フ、彼ノ八人ノ王子ト申ハ、第一ニ相広天王、第二ニ魔王天王、第三ニハ倶魔羅天王、第四ニハ良時天王、第五ニハ徳達神天王、第六ニハ達尼漢天王、第七ニハ持神相天王、第八宅相神天王、此天王ニ八万四千六百五十四神ノ眷属ノ中ニ、悪鬼悪神御坐セリ、奉ルニ尋ネ二其ノ本地一ヲ、東方浄瑠璃世界ノ薬師如来ニテ御坐ス、故ニ八王子ハ八菩薩也、然ニ彼薬師如来、忉トウ利リ天ノ天衆ヲ為ニ利益センカ、住シ玉フコトニ忉利天ニ一千八百歳也、其後天地開闢シテ住却キヤク始メ、人間界ニ人住シ始メシ時ニ、忉利天ヨリ天下北天竺九蔵国吉祥苑ニ住ミタマフ、其間一億九万九千四百四十二年也、又唐土ニテハ神農皇帝顕アラハレ、国ヲ収玉フ事四百三十六年也、其後二千八百十八年過スキ、秦ノ始皇ノ御代ニ、彼神

農ノ皇帝ヲ初テ神ト崇メ、奉リ二牛頭天王一ト申シ一初タリ、其故ハ彼神農モ、牛頭馬面人身、鳥手足ニテ御坐セシ故ニ、首ヲ取テ牛頭天王奉ルレ申シ也、其後我朝日本国へ来リ玉フ事ハ、人皇第七代ノ帝孝霊天皇ノ御宇四十四年乙卯年、我朝対馬国来リ住シタマフ、其後七百八十五年ヲ過テ、後欽明天王御宇欽明元年巳未年、彼対馬国ヨリ又東海道尾張国海部郡門真庄津島ノ津ニ来リ、東国ノ衆生ヲ利益シ玉フ也、其誓願者、巨丹カ末孫ヲハ治罰スヘシ、蘇民子孫ヲハ、可二守護一云、本誓既ニ新ナリ、就中病者某比家慥、蘇民将来ノ遺跡家内諸人悉ク蘇民カ子孫タルニ、仍テ云ニ本誓一ト成シ崇メヲ、失テ二契約一ヲ令レ致ニ乱入一、与ヘ二病悩一給フ也、然者任本誓悲願、牛頭天王八大王子八万四千六百五十四神ノ眷属等、止メテ二忿怒ノ崇一リヲ還テ一一本処ニ、住シテ慈悲心ニ住シテ各各ノ本宮一ニ、信心施主ノ成テ二守護神一ト、当病平愈シテ寿命長遠、家内諸人悉ク当病平安守護セシメ、除玉ヘト送申払申処、急々如律令、南無大慈大悲、牛頭天王、八大王子、大眷属等敬白

天王真言（欄外）

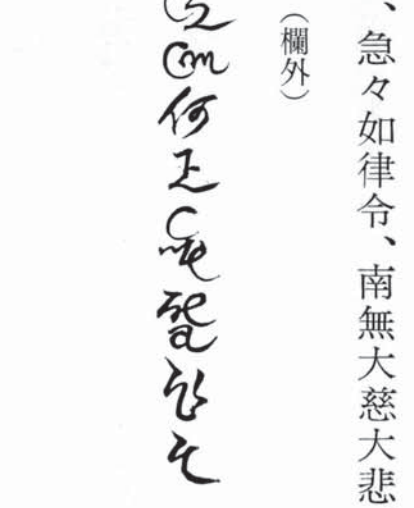

御造営勧進書

A 宝寿院
B 津島市立図書館

勧進沙門　敬白

特(コト)ニハ請(下)蒙(ニ)十方擅那之助成(一)奉(ラント)造(中)営(シ)尾州津島牛頭天王之御殿(ヲ)(上)状

夫(レ)当社奉(ルニ)尋(ネ)牛頭天王ノ根元(ヲ)恭(ソミ)薬師如来之真躰也分身(シテ)而出(テ)於東方浄瑠璃世界(ヲ)至(リ)(玉フ)豊饒国(ニ)此ノ城之領主武荅天王ノ之与(ト)王子(一)化(シテ)有(マスシマス)誕生(一)既(ステ)生長(シ)(玉イテ)御額上(ヒタイヘ)牛ノ角生出給(ツノヲヘイテ)(フニ)仍(テ)奉(ル)名(ケ)牛頭天王(ト)云云自(リ)尓以事(ソレコノカタ)三国応化ノ霊神和光同塵ノ之利益倍尚(マスマス)(ヲ)新(タナリ)参外(ハ)顕(シ)牛頭ノ之容(スカタ)内(ニハ)祕(シ)(玉フ)菩薩ノ之心(ヲ)畢(ヒツ)竟衆生生化度(マヽ)方便雖(ニ)心地平等(一)賞(シ)慈悲ノ人(ヲ)罰(ハツ)(スル)慳貪之倫(トモカラ)(ヲハ)有(マシマス)手段(シユタン)所以(ユヘ)以有(イカ)何(ナレ)(ハ)昔(シ)有(リ)巨丹長者(ト云モノ)者(一)雖(ヘトモ)為(ナリト)富貴(一)偏(ニ)耽(フケ)(リ)現世ノ利欲(ヨク)(ニ)頗(スコフ)(ル)忘(ル)黄泉(ソワウ)之罪苦(ヲ)所以(ユヘニ)慳貪第一也速(ナリスミ)(ヤカニ)活(ツ)罰(シ)巨丹(ヲ)翻(ホン)転(メ)邪路(ヲ)欲(スレ)(ト)(ヒ)(セシメヲ)正道(ニ)故(ニ)仮(ニ)現(メ)幻(ゲン)化之刑(一)到(ニ)巨丹(カ)住処(一)従(リ)元(モト)邪見放逸(イツ)(ニシテ)不(レ)奉(ヲ)入(ラシメ)家ノ程(チニ)幷又(タ)有(ニ)蘇民将来(ト云モノ)雖(ヘトモ)貧窮(グウ)(ナリト)深(ク)厭(イト)(イ)穢(エ)土ノ輪廻(ヲ)頻(シキリニ)招(マネ)(ク)安養ノ之得果(ヲ)所以(ユヘニ)慈悲第一也廻(ナリスナハチイタリ)臻(ニ)(玉フ)彼ノ宅(エニ)投(トウ)(ゼン)於一宿(ヲ)神慮哀(ニ)憐(ミ)(玉フ)(ヲ)其志(ヲ)蘇民(ニ)者授(ケ)(玉ハ)牛王ノ之王印(ヲ)作(ナリテ)七珍万宝(ト)充(ニ)満(セリ)厥(ソ)ノ宝ノ中(チニ)加之出(シカノミナラス)(テ)子々孫々可(キノ)令(レ)(玉フ)守(ニ)護之(ヲ)有(リ)御擔詑(一)応(メ)其ノ因縁(ニ)抑ノ之札(タニ)書(シ)蘇民将来ノ之子孫(ト)或(ハ)指(シ)門戸(ニ)或(ハ)以(ニ)五色ノ縷(イトスチ)(ヲ)付(クレハ)衣裳ノ之袖(ニ)天魔疫神見(テ)忽(チニ)退散(シ)無病息災寿命長遠(ナリ)也干(レ)今猶(ヲ)有(リ)其詳端(シヤウズイ)(一)是慈悲ノ之至(シイ)有(トソ)(直カ)也凡(ソ)牛頭天王者将(モチ)(ニ)八万四千六百余神

之眷属ヲ乾坤ヲ於テ握掌ノ之中ニ降ニ伏悪魔外道ヲ則チ勅ニ疫神ニ乱ニ入メ巨丹カ家ニ立所ロニ滅セシメ玉フ却渠カノ子
孫ヲ是レ慳貪ノ殃禍ワ之譬ヘニ必シ車輪ノ闕メ一輪ヲ特ハ不ムカレ得中人ヲ度スルコトヲ却テ是慈悲ノ之謂イイ乎就中天王事リ
干吾カ朝ニ於テノ津島ニ垂レ跡ヲ御事者或ル記ニ曰ク五濁悪世ノ之衆生酔著スイチヤクシテ貪慎癡ノ三毒ニ不ス匠カ仏法ニ
不レ恐ニ神明ヲ剰サヘ破ニ滅シ正法ヲ崇ニ敬ス邪法ヲ因テ茲レニ末法ニハ者三毒ノ之悪病愈起イヨイヨリ癘レイ鬼横ニ行シ干天下ニ
横死スル者ノ不レ可ニ称計アケテ欲スルノ除ニト斯ソノ厄難ヲ悲願也実トナル哉ナ奉ランレ信ニ敬シ彼ノ天王ヲ人ハ者雖ヘトモ利生
多シト先ツ得ウル四種ノ之福ヲ一ニハ者万病悉除二ニハ者長命富貴三ニハ者官位爵禄シヤクロク四ニハ無上菩提然レハ者信士
解トイテレ剣人仁脱スレ驂ヲ遠クハ者聴クヘレ身ニ必ニ雲集ルカ近クハ者視ミルトレ眼コニ似タリ成スニ市ヲ貴賤傾ムケテ首ヘヲ無レ不ニ渇仰カツガフ
貴キ哉ナ五人舞姫メ七人ノ神楽男擬ヲトコソラン十二神将ニ奏シ音楽ヲ奉リレ驚カンレ神ヲ令ニ歓喜セ皷吹コスイ之声十二時ニ無ニ休スル
間ヒマ又社僧宮司ツカサハ者昼夜致シテ参宮ヲ為ニ請人ノ作ナセリ祈禱ヲ出テ一切願望ニ莫シレ不レ成スト云ヘ就円満セ寔ニ神慮
不思議霊場ヂヤウナリ也於レ是亦タ有アリ奇特ニ弘仁九奉ノ頃コロヲイ弘法大師此島ニ有ニ来臨ニ天王感ニ歎タン大師之戒悳カイトク与ト
大師ニ有リ七箇条之御問答ニ金言妙句仏祖不伝之処ロ也粤コレニ天王従リ御影向之昔シ社頭之砌リニ有リ一株チツノ
松樹ニ朶エタ々屈曲クツキヨウトシテ必シ龍之臥シタルカ子弟孫枝青シテ令メ蔭ヲホク御殿ニ真トニ可レ謂イフニ神木ハ比外カ出ニ宮中ニ雖ヘトモレ
多ニ奇特ニ依テレ為タルニ祕不載レ之ノ伏テ以テイレハ霊験遣ノコリヲレ干今ニ必レ形ノ玉楼ロウ金殿雖ヘトモレ並フルト薨イラカヲ星霜積ツモリテ廟宇敗ハイニ
壊エス雨路ニ呼鳴斯コノ時ニ不レニハ加ヘ修営エイヲ定テ可レ及ニ大破ニ歟其申拙マンニ励造営之志ヲ捧ケテニ勧進之表章ヘウシヤウヲ巡リニ都
鄭聚落ヲ披ヒラキニ奉加ノ甄録ケンロクヲ不レス洩モラサニ一紙半銭ヲ不レ嫌キラハニ寸鉄尺木ヲ進之微塵ミヂンツモリ積テ成リニ高山ト細流滴ハテ成ルニ滄海ト

是レ以テ道俗之助成ヲ一若シ所アラハ合力ノ輩ラ檀越之族現世ニハ蒙ムリ二天王之神慮ヲ一誇ホコリ二富貴栄花ニ一来生ニハ領メ二医王之ノ冥感カンヲ遊一唯仏与仏之楽ニ都スヘテ無キレ疑者也仍ナ勧進之状如件

実相坊

慶長拾八年五月三日書之也

津島市史　資料篇（二）

昭和四十七年三月十五日　印刷
昭和四十七年三月二十日　発行

津島市史編さん委員会

発行者　津島市教育委員会

印刷所　菱源印刷工業株式会社
名古屋市中村区二ツ橋町四丁目五九番地